



# 健康福祉行政の概要

平成23年度

青森県健康福祉部



# 目 次

## 総 括

地域県民局地域健康福祉部の所管区域	1
健康福祉部機構図	2
健康福祉部各課分掌事務	3
健康福祉部職員総括表	7
健康福祉部出先機関・県立社会福祉施設等一覧	8
平成23年度健康福祉行政の主要な施策	10
平成23年度健康福祉部当初予算概要	19

## 各課の事業概要

### 健康福祉政策課事業概要

第1節 保健・医療・福祉総合対策	25
第2節 民生委員・児童委員	28
第3節 生活福祉資金	29
第4節 福祉理解・ボランティア活動等の推進	30
第5節 地域福祉の推進	31
第6節 福祉マンパワーの確保	32
第7節 社会福祉関係職員の研修	32
第8節 生活保護の概要	33
第9節 災害救助	36
第10節 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付の状況	38
第11節 援護に関する業務	41
第12節 地域県民局地域健康福祉部	47
第13節 県立保健大学の概要	48
第14節 社会福祉法人	50
第15節 保健師の配置状況等	50
第16節 社会福祉審議会を開催状況	54
第17節 社会福祉施設等指導監査の実施	54

### がん・生活習慣病対策課事業概要

第1節 健康づくり対策	59
第2節 がん対策	66
第3節 がん以外の生活習慣病対策	70

### 医療薬務課事業概要

第1節 保健医療計画	73
第2節 医療機関等の設置状況等	74
第3節 医師等の従事状況	76

第4節	医療施設等指導監督	77
第5節	救急医療対策	79
第6節	周産期医療対策	84
第7節	地域医療サービスの向上	85
第8節	試験免許の実施	85
第9節	医師確保対策	86
第10節	看護従事者対策	88
第11節	へき地医療対策	93
第12節	自治体病院機能再編成の推進	97
第13節	薬事衛生対策	99

### 保健衛生課事業概要

第1節	感染症対策	113
第2節	結核予防対策	119
第3節	難病対策	122
第4節	ハンセン病回復者支援及び原爆被爆者援護対策	125
第5節	水道対策	126
第6節	生活衛生対策	128
第7節	食品衛生対策	132
第8節	食肉衛生対策	143
第9節	動物愛護管理等対策	147

### 高齢福祉保険課事業概要

第1節	高齢社会対策	151
第2節	高齢者福祉対策	152
第3節	介護保険	157
第4節	国民健康保険	164
第5節	後期高齢者医療	167
第6節	保険医療機関に対する指導等	170

### こどもみらい課事業概要

第1節	児童福祉の相談機関	171
第2節	要保護児童の福祉対策	173
第3節	児童の健全育成	179
第4節	母子福祉対策	186
第5節	女性保護	193
第6節	母子保健対策	197

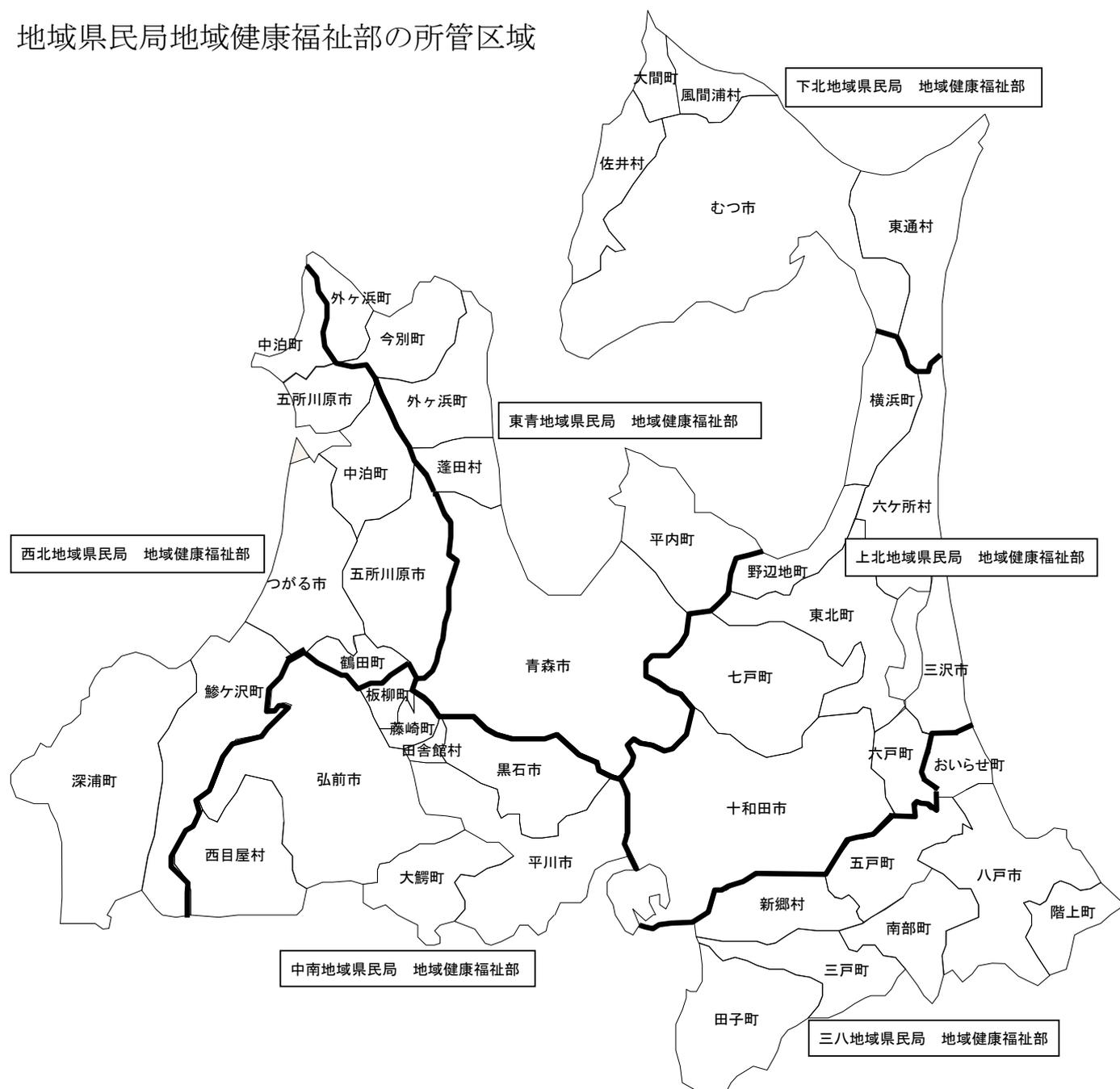
### 障害福祉課事業概要

第1節	機構図及び職種別職員数と出先機関等	207
第2節	障害者施策の推進	211
第3節	障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化	212

# 総括



## 地域県民局地域健康福祉部の所管区域

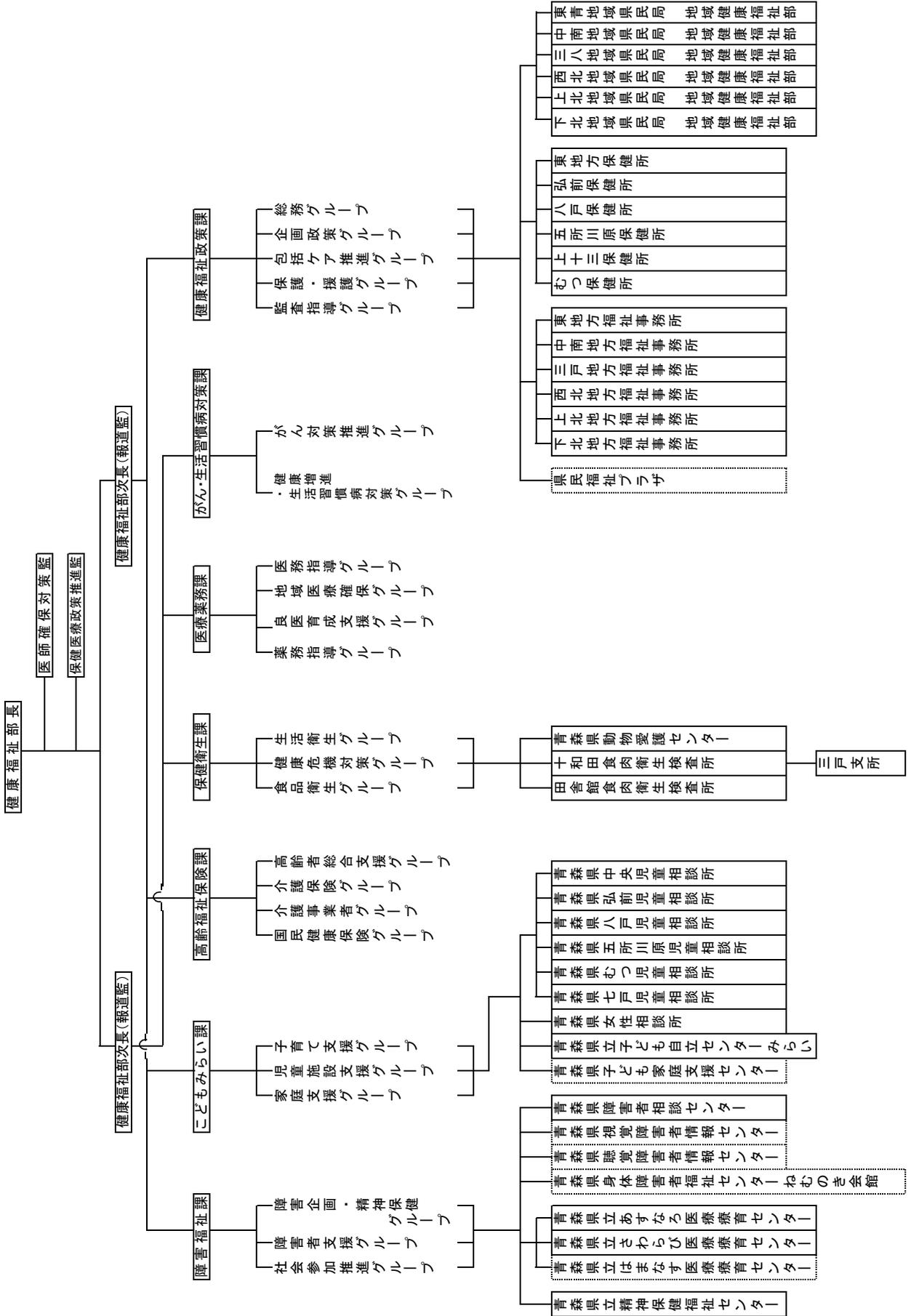


地域県民局	所管区域
東青地域県民局 地域健康福祉部	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域健康福祉部	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三八地域県民局 地域健康福祉部	八戸市、三戸郡、おいらせ町
西北地域県民局 地域健康福祉部	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
上北地域県民局 地域健康福祉部	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）
下北地域県民局 地域健康福祉部	むつ市、下北郡

注 東青・中南・三八地域県民局地域健康福祉部には、保健総室（保健所）、福祉総室（地方福祉事務所）及びこども相談総室（児童相談所）、西北・上北・下北地域県民局地域健康福祉部には保健総室（保健所）及び福祉こども総室（地方福祉事務所・児童相談所）が置かれている。

なお、青森市の保健所業務については、青森市保健所が行っている。

健康福祉部 機構図



.....は指定管理施設を示す

## 健康福祉部各課分掌事務

### (健康福祉政策課)

- 1 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（旅費、需用費のうち消耗品、燃料、印刷製本及び修繕に係るもの、役務費のうち電話料金に係るもの、使用料及び賃借料のうちタクシーの借上げに係るもの等各課に共通する経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。
- 2 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 3 医療社会事業に関すること。
- 4 社会福祉事業に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 5 地域における社会福祉活動に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 6 福祉人材センター並びに共同募金及び社会福祉協議会に関すること。
- 7 民生委員に関すること。
- 8 生活保護に関すること。
- 9 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者の取扱いに関すること。
- 10 社会福祉統計及び保健統計に関すること。
- 11 保健師に関すること（免許、書類の経由等に関する事務を除く。）。
- 12 災害救助に関すること。
- 13 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。
- 14 軍人軍属であった者の身上の取扱い及び軍人恩給に関すること。
- 15 戦没者等叙位叙勲に関すること。
- 16 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 17 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- 18 公立大学法人青森県立保健大学の運営に関すること。
- 19 県民福祉プラザに関すること。
- 20 地域県民局に関すること（地域健康福祉部の総括的管理に関する事務に限る。）。
- 21 保健所及び福祉事務所の総括的管理に関すること。
- 22 社会福祉審議会に関すること（こどもみらい課及び障害福祉課の分掌に係る事務を除く。）。
- 23 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

### (がん・生活習慣病対策課)

- 1 がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 2 健康増進に関すること。
- 3 口こう保健に関すること。

(医療薬務課)

- 1 医療計画に関すること。
- 2 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
- 3 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、診療エックス線技師、歯科技工士、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 4 保健師の免許、書類の経由等に関すること。
- 5 死体解剖保存に関すること。
- 6 医務関係法人の指導監督に関すること。
- 7 救急医療対策及びへき地医療対策に関すること。
- 8 薬局及び医薬販売業に関すること。
- 9 毒物及び劇物に関すること。
- 10 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
- 11 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 12 薬用資源開発に関すること。
- 13 採血業に関すること。
- 14 臓器の移植に関すること。
- 15 医師修学資金及び保健師・助産師・看護師修学資金の貸与に関すること。
- 16 医療審議会、准看護師試験委員、地方薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。

(保健衛生課)

- 1 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること（がん・生活習慣病対策課の分掌に係る事務を除く。）。
- 2 難病対策に関すること。
- 3 衛生教育に関すること。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- 5 栄養士及び調理師に関すること。
- 6 食品衛生に関すること。
- 7 狂犬病予防に関すること。
- 8 動物の愛護及び管理に関すること。
- 9 と畜場に関すること。
- 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- 11 化製場等に関すること。
- 12 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。
- 13 理容師及び美容師に関すること。
- 14 クリーニング業に関すること。
- 15 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

- 16 墓地及び埋葬に関する事。
- 17 建築衛生一般に関する事。
- 18 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- 19 入浴料金の統制に関する事。
- 20 水道に関する事。
- 21 飲料水の改善に関する事。
- 22 製菓衛生師に関する事。
- 23 獣医師修学資金の貸与に関する事。
- 24 動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関する事。
- 25 感染症診査協議会、結核診査協議会及び生活衛生適正化審議会に関する事。

(高齢福祉保険課)

- 1 高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 高齢社会対策の総合的な推進に関する事。
- 3 老人福祉に関する事。
- 4 介護保険に関する事。
- 5 介護に関する知識及び技術の普及に関する事。
- 6 国民健康保険に関する事。
- 7 高齢者の医療の確保に関する事。
- 8 介護保険審査会、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関する事。

(こどもみらい課)

- 1 児童の福祉に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 2 児童福祉統計に関する事。
- 3 母子及び寡婦福祉に関する事。
- 4 売春防止に関する事。
- 5 母体保護に関する事。
- 6 母子保健に関する事。
- 7 児童扶養手当に関する事。
- 8 特別児童扶養手当に関する事。
- 9 児童手当及び子ども手当に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事(総務学事課の分掌に係る事務を除く。)
- 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。
- 12 婦人相談所、児童自立支援施設及び子ども家庭支援センターに関する事。
- 13 児童相談所の総括的管理に関する事。
- 14 社会福祉審議会に関する事務中こどもみらい課の分掌に係る事務に関する事。

(障害福祉課)

- 1 障害者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 障害者施策の総合的な推進に関する事。
- 3 身体障害者福祉に関する事。
- 4 知的障害者福祉に関する事。
- 5 児童福祉法による知的障害児、盲児、ろうあ児及び重症心身障害児の福祉に関する事。
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- 7 発達障害者支援に関する事。
- 8 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- 9 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- 10 障害者相談センター、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、医療療育センター及び精神保健福祉センターに関する事。
- 11 社会福祉審議会、障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、精神医療審査会及び障害者介護給付費等不服審査会に関する事（社会福祉審議会に関する事務中障害福祉課の分掌に係る事務に限る。）。

## 健康福祉部職員総括表

平成23年4月1日現在

所 属	部長級	次長級	総括 課長級	課長級	課長 補佐級	班長級	主査級	一般 職員	現業	所属 合計
部長、次長	1	2						0		3
健康福祉政策課	1		2	6	9	11	12	6		47
がん・生活習慣病対策課				1	2	2	3	4		12
医療薬務課			1	2	4	6	5	5		23
保健衛生課			1	1	3	6	5	6		22
高齢福祉保険課			1	3	2	5	11	5		27
こどもみらい課			1	2	3	6	1	6		19
障害福祉課			1	1	4	6	8	2		22
本庁 小計	2	2	7	16	27	42	45	34	0	175
東青地域県民局地域健康福祉部		2	2	4	3	18	19	26	5	79
中南地域県民局地域健康福祉部	1		2	2	8	15	27	25	2	82
三八地域県民局地域健康福祉部		1	2	2	5	14	25	28		77
西北地域県民局地域健康福祉部		1	1	2		13	29	23	1	70
上北地域県民局地域健康福祉部		1		2	4	9	21	30	2	69
下北地域県民局地域健康福祉部		1	1	2	1	12	17	13		47
動物愛護センター			1			3	2	2	9	17
十和田食肉衛生検査所			1	2	3	12	12	19		49
十和田食肉衛生検査所三戸支所						3	4	3		10
田舎館食肉衛生検査所			1			4	3	1		9
女性相談所			1	1		1	2	0	2	7
子ども自立センターみらい			1		1	4	9	3	4	22
障害者相談センター			1		1	3	3	5		13
精神保健福祉センター			1	2		3	5	6	1	18
出先機関 小計	1	6	15	19	26	114	178	184	26	569
あすなろ医療療育センター			1	1	2	6	32	27	7	76
さわらび医療療育センター			1	1		6	10	16	7	41
特別会計 小計	0	0	2	2	2	12	42	43	14	117
健康福祉部 合計	3	8	24	37	55	168	265	261	40	861

## 健康福祉部出先機関・県立社会福祉施設等一覧

名 称	所 在 地	電話番号
東青地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（東地方保健所）	〒030-0911 青森市造道三丁目25-1	017-741-8116
福祉総室（東地方福祉事務所）	〒030-0801 青森市新町二丁目4-30 （県庁舎北棟3階）	017-734-9950
こども相談総室（中央児童相談所）	〒038-0003 青森市石江江渡5-1	017-781-9744
中南地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（弘前保健所）	〒036-8188 弘前市吉野町4-5	0172-33-8521
福祉総室（中南地方福祉事務所）	〒036-8345 弘前市蔵主町4	0172-35-1622
こども相談総室（弘前児童相談所）	〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7	0172-32-5458
三八地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（八戸保健所）	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7	0178-27-5111
福祉総室（三戸地方福祉事務所）	〃	0178-27-4435
こども相談総室（八戸児童相談所）	〃	0178-27-2271
西北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（五所川原保健所）	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108
福祉こども総室（西北地方福祉事務所）	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173-35-2156
福祉こども総室（五所川原児童相談所）	〃	0173-38-1555
上北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（上十三保健所）	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
福祉こども総室（上北地方福祉事務所）	〒039-2594 七戸町蛇坂55-1	0176-62-2145
福祉こども総室（七戸児童相談所）	〃	0176-60-8086
下北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（むつ保健所）	〒035-0084 むつ市大湊新町11-6	0175-24-1231
福祉こども総室（下北地方福祉事務所）	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	0175-22-2296
福祉こども総室（むつ児童相談所）	〃	0175-23-5975
県民福祉プラザ*	〒030-0822 青森市中央三丁目20-30	017-777-9191
青森県動物愛護センター	〒039-3505 青森市宮田玉水119-1	017-726-6100
十和田食肉衛生検査所	〒034-0001 十和田市三本木野崎1-13	0176-22-1716
十和田食肉衛生検査所三戸支所	〒039-0134 三戸町同心町同心町平54-7	0179-22-1145
田舎館食肉衛生検査所	〒038-1141 田舎館村川部富岡84-1	0172-58-4456
青森県女性相談所	〒038-0003 青森市石江江渡5-1	017-781-0708

名 称	所 在 地	電話番号
青森県立子ども自立センターみらい	〒030-0134 青森市合子沢字松森265	017-738-2043
青森県子ども家庭支援センター*	〒030-0822 青森市中央三丁目17-1	017-732-1011
青森県障害者相談センター	〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7	0172-32-8437
青森県視覚障害者情報センター*	〒038-8585 青森市石江江渡5-1	017-782-7799
青森県聴覚障害者情報センター*	〒030-0944 青森市筒井八ッ橋76-9	017-728-2920
青森県身体障害者福祉センターねむのき会館*	〒030-0122 青森市野尻今田52-4	017-738-5033
青森県立あすなろ医療療育センター (肢体不自由児・重症心身障害児施設)	〒038-0003 青森市石江江渡101	017-781-0174
青森県立さわらび医療療育センター (重症心身障害児施設)	〒036-8385 弘前市中別所平山168	0172-96-2121
青森県立はまなす医療療育センター (肢体不自由児・重症心身障害児施設)*	〒031-0833 八戸市大久保大塚17-729	0178-31-5005
青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031 青森市三内沢部353-92	017-787-3951

\*は指定管理者制度導入施設

## 平成23年度健康福祉行政の主要な施策

### 1 青森県基本計画未来への挑戦

県では、平成16年度から20年度までの5年間を計画期間とした「生活創造推進プラン」に基づき、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりを目指すこと、すなわち「生活創造社会」の実現に取り組んできたところであり、成果が着実に芽を出している部分もあるが、社会経済環境が大きく変化する中、いまだ課題も残されている。このため、県民の豊かな生活を支える経済的基盤を確立し、この青森でいきいきと働き、生活していくことができる社会の実現に向けて、平成21年度から25年度までを計画期間とする「青森県基本計画未来への挑戦」が新たに策定された。

本計画では、「産業・雇用分野」、「安全・安心、健康分野」、「環境分野」及び「教育・人づくり分野」の4分野ごとにめざす姿を具体的に掲げており、そのうち健康福祉部が関わる「安全・安心、健康分野」の政策・施策体系は次のとおりとなっている。

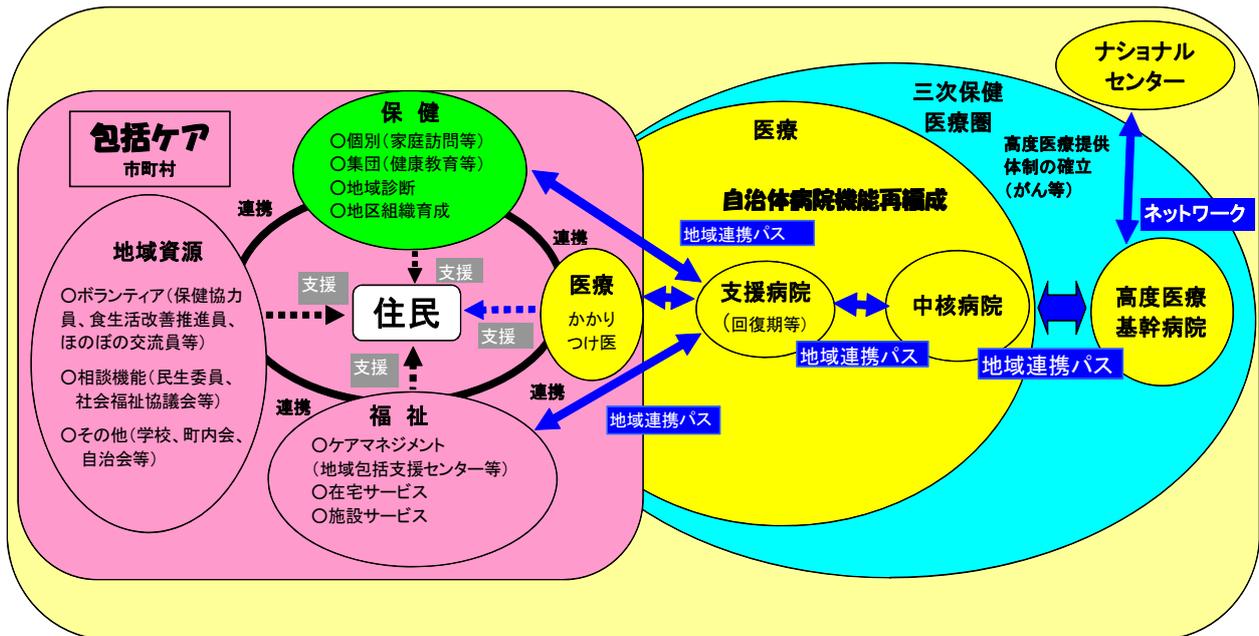
- (1) がんの克服を始めとした健康寿命アップの推進
  - ①がん対策先進県の実現
  - ②ライフステージを通じた生活習慣の改善
  - ③こころの健康づくり
- (2) 健康を支える地域医療サービスの充実
  - ①医療従事者等の人財の確保・育成
  - ②医療連携体制の再構築
- (3) 子どもを産み育てやすい環境づくり
  - ①社会で支え合う安心子育ての推進
  - ②様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実
  - ③親と子の健康の増進
- (4) 誰もが安んじて暮らせる環境づくり
  - ①安心・自立した生活の支援
  - ②高齢者・障害者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (5) 原子力施設の安全確保対策の推進
  - ①安全確保対策の徹底
  - ②安全確保対策に係る広報活動
- (6) 災害や危機に強い地域づくり
  - ①安全・安心な県土の整備
  - ②防災・危機管理機能の充実
- (7) 安心して快適に暮らせる生活環境づくり
  - ①地域防犯対策の推進
  - ②交通安全対策の推進
  - ③「食」を始めとした消費生活の安全・安心の確保
  - ④安全で快適な生活環境づくり

## 2 保健・医療・福祉総合対策

すべての県民が住み慣れた地域や家庭で、生涯にわたり適時、適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができる「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築を進めている。

このため、自治体病院機能再編成、医師確保対策、地域連携パスの活用促進を一体的に進めていくこととしている。

また、「予防」の視点を重視し、地域保健活動の中核を担う保健師の活動体制の整備・充実を図る。



## 3 地域福祉対策

少子・高齢化や核家族化が進行する中で、地域社会で伝統的に培われていた相互信頼、相互扶助機能が低下し、地域における人間関係が希薄化するなど、県民生活を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、県民の福祉に対するニーズは増大し多様化している。

このような背景を踏まえ、本県における地域福祉の推進に向けて、市町村や地域の住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、広域的な見地から支援していくために、平成19年3月、社会福祉法に基づき「青森県地域福祉支援計画」を策定した。

本計画では、高齢者、障害者、子育て家庭等の各分野を繋ぎ、その隙間を埋める役割を果たすとともに、住民参加を基本として、社会福祉協議会や民生委員をはじめとするボランティア、NPOなど地域で活躍する様々な方々が適切に役割分担を行い、相互に連携しながら、地域福祉の推進を図ることとしている。

本計画に基づき、市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進を図るとともに、市町村と協働して地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会の活動を強化し、地域福祉を計画的に推進するため、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定を支援し、併せて住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推

進するため、「ほのぼのコミュニティ21推進事業」等の各種施策を実施する。

また、福祉サービスが従来の措置制度から利用者が自ら選択し、契約により利用する制度へと移行したことから、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が福祉サービスを適切に利用できるようにするための体制を整備する「日常生活自立支援事業」を引き続き実施し、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる地域福祉社会づくりを推進する。

#### 4 社会福祉施設の運営

本県の社会福祉施設の整備状況は、老人福祉施設、障害者福祉施設等各種福祉施設の整備が進み、全国平均を上回る水準にあり、この社会福祉施設の有する設備及び機能を積極的に地域社会に開放し、地域に根ざした在宅福祉対策を推進する必要がある。

社会福祉法人及び社会福祉施設は極めて公共性が高く、公正な法人経営を維持し、健全な施設の運営を行い、県民の信頼に応えることが要請されている。

このことから、法人及び施設の適正な運営を図るため、県が実施する指導監査を通じて運営体制、経理事務処理体制、利用者支援体制等について今後も継続的に指導していくものである。

#### 5 生活習慣病対策

がんを始めとした生活習慣病対策を効果的に進めていくために、「病気にならない予防」に加え、「生涯にわたってこれ以上悪化させない予防」という視点をポイントに、「健康に対する県全体の意識の涵養」、「正確な情報提供」、「各種拠点病院等の機能・連携強化」を進め、平均寿命・健康寿命の延伸につながるような取組を展開していく。

##### (1) 健康づくり対策

「健康あおもり21」（平成13年1月策定、平成19年3月改定、平成20年3月改定）に掲げた、栄養・食生活を始めとする9領域において、目標達成に向けて、関係機関との連携を強化しながら、健康増進対策の総合的な推進を図る。

##### (2) がん対策

平成20年5月に策定した「青森県がん対策推進計画」に基づき、①がんの予防と早期発見、②がん診療連携拠点病院を中心としたがん医療体制の連携・充実、③情報提供と相談支援機能の充実、④がん登録の充実を図る施策を実施する。

##### (3) がん以外の生活習慣病対策

本県の健康寿命を延伸させるためには、平均寿命に大きな影響を与えている生活習慣病を改善させることが重要であり、がん以外の脳卒中や心疾患、糖尿病についても、一次予防である「病気にならない予防」から「これ以上病気を悪化させない予防」へと、疾病毎に地域の実情に応じた切れ目のない地域医療連携体制の構築を図ることとしている。

## 6 医療対策

人口の高齢化、疾患構造の変化、社会環境の複雑化などに伴い、県民の医療に対するニーズは複雑多様化、高度化している。

これに対応するため、医療資源の有効活用を図りながら、医療体制に関わる総合的な施策を推進する。

### (1) 地域保健医療対策

本県の保健医療供給体制の体系的な整備充実と医療連携体制の構築を図るため、医療法に基づき策定された「青森県保健医療計画」のきめ細かな推進を図る。

### (2) 救急医療対策

救急医療の確保を図るため、救急医療情報システムの運用により、救急医療に必要な情報の収集・提供を行い、県民が緊急時に適切に医療機関を利用できる体制を整備する。

また、小児救急医療体制の充実を図るため、小児救急電話相談事業の実施及び小児救急医療体制を整備する病院に対する運営費の補助を行う。

このほか、平成21年3月25日から運航を開始したドクターヘリについて、平成23年4月より青森県立中央病院及び八戸市立市民病院を運航病院とする、ドクターヘリの共同・分担運航を行っている。

### (3) へき地医療対策

医療に恵まれないへき地住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療等の医療活動及びへき地診療所の運営費に対し、引き続き助成する。

### (4) 医師確保対策

本県の深刻な医師不足の状況を打開するため、平成17年度に策定した「『良医』を育むランドデザイン」に基づき、これまでの発想から脱却し、「仕組みを変える・創る」を基本として、自治体医療機関の医師の確保・定着に係る種々の施策について取り組んできたところ、本県出身の医学部進学者数の増加等一定の成果が出ている。今後も、市町村とともに、本県独自の優れた医育環境の整備、医師の過重負担を軽減し医師が意欲を持って勤務できる環境の整備等多様な施策を実施する。

### (5) 看護職員確保対策

県内医療機関等におけるニーズに対応するため、平成22年12月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第5次）」に基づき、看護職員の確保並びに資質の向上を図る。

具体的には、県内養成施設卒業生の県内定着の促進、就業環境の整備、再就業の促進、資質の向上を図ることとし、看護普及啓発事業、看護学生に対する修学資金貸与、看護師等養成所運営費補助、ナースセンター事業を行う。

### (6) 自治体病院機能再編成の推進

県内26か所の自治体病院が抱えている医師確保や経営健全化などの課題を解消し、良質で適切な医療を効率的に提供する体制を構築するために、二次保健医療圏ごとに自治体病院機能再編成を推進する。

## 7 薬務衛生対策

県民の医薬品等の安全性・有効性の関心が高まりを見せる中で、優良な医薬品の供給

と適正使用の情報提供等を通じて、保健・医療の増進に努めている。

(1) 薬剤師確保対策

大都市においては薬剤師が飽和状態にあるといわれているが、本県においては、人口10万人対の薬剤師数が全国でも最も少ない状況となっており、公立・民間医療機関や保険薬局を問わず、薬剤師不足となっている。

このため、平成12年度から、本県出身の薬学生への県内の就職情報提供による「薬剤師確保対策事業」を実施しており、引き続き本県の薬剤師の不足を補い、医療の質の向上を図る。

(2) 献血推進対策

血漿分画製剤を含むすべての血液製剤の県内自給体制の確立を図るため、広報活動の強化等により献血の思想の普及と意識の高揚に努め、200ml献血、400ml献血及び成分献血の推進を図る。

特に、学生等若年層対策をより充実・強化し、また400ml献血及び成分献血についても、強力な推進を図る。

(3) 薬物乱用防止対策

覚せい剤、シンナー等の薬物の乱用防止対策を一層推進するため、取り締まりの強化はもとより、家族ぐるみ、学校・地域ぐるみでの乱用防止活動の強化を図る。

また、薬局開設者及び医療関係者等に対し、麻薬・向精神薬等の不適正な流失を防止するため、その取扱いの指導強化を図る。

(4) 骨髄移植対策・臓器移植対策

骨髄移植対策については、普及・啓発をボランティア団体等と連携して推進するとともに、骨髄提供者登録希望者に対する相談受付業務の拡充を図る。

また、臓器移植対策については、臓器提供に関する意思表示カードの普及啓発及び院内臓器移植コーディネーターの設置の要請に努める。

## 8 保健衛生対策

県民が健康で安心な生活を送ることができるように、感染症予防対策及び疾病対策の総合的な推進を図る。

また、近年の県民生活における生活様式の多様化、生活水準の向上に即応した生活環境施設の整備を進めるとともに、食品の安全を確保するため、生活衛生・食品衛生の監視指導体制の強化を図る。

人と動物が共生できる社会の実現を目指し、動物の愛護及び管理に関する施策を推進する。

(1) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関して総合的な施策を実施する。

(2) エイズ予防対策

予防知識の普及及び保健所での相談や検査体制の充実並びにエイズ拠点病院機能の体制の整備等により新たな発生の防止と患者・感染者の早期発見に努めるとともに、重症

患者等に対する総合的専門的医療を提供する。

(3) 結核予防対策

結核を予防するため、「青森県結核予防計画」に基づき予防知識の普及や検診受診率の向上を図るための施策等総合的な結核対策を推進する。

(4) 難病対策

原因が不明であって治療方法が確立されていない、いわゆる難病について「特定疾患治療研究事業」を推進し医療の確立、普及と難病患者の経済的負担の軽減を図るとともに、「難病患者等居宅生活支援事業」等を実施し、難病患者の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る。

(5) 水道対策

本県の水道普及率は97.4%（平成21年度末現在）に達しており、県民の大部分が水道による水の供給を受けることができるようになっている。

これからの水道は、施設の整備拡充から維持管理の時代に移行しつつあることから、立入検査等を強化し、安全な水を安定的に供給できるよう水道事業者等を指導していく。

(6) 生活衛生対策

生活衛生関係事業者の経営の健全化及び衛生水準の向上並びに消費者の利益を擁護するため、事業者等に対し指導、研修等を実施するとともに、財団法人青森県生活衛生営業指導センターを育成強化し、指導体制の整備を進める。

(7) 食品衛生対策

青森県食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者の監視指導、食品等の試験検査、食中毒等の健康被害防止対策、情報提供等を効果的・効率的に実施することにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性確保に努める。

(8) 食肉衛生対策

食肉の安全確保を図るため、と畜検査及び食鳥処理に関する指導を実施し、異常肉の排除に努めるとともに、施設における衛生管理の向上及びと畜場・食鳥処理場の衛生保持の指導を強化する。

(9) 動物愛護管理対策

平成18年4月1日に開設した「青森県動物愛護センター」を拠点として、狂犬病予防対策と平成14年12月に制定された「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物愛護思想の普及啓発、動物の適正管理対策及び福祉施策への動物の活用など、動物愛護管理行政を総合的に推進する。

## 9 高齢社会対策

高齢者一人ひとりが安心して「すこやか」に「自立」した生活ができるような社会づくりを支援するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進することにより、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指して「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、施策を推進する。

また、みんなが輝いている長寿社会の実現に向けて、高齢者が生涯を健康で、生きがいをもって社会活動が行える基盤整備を図るため、社会福祉法人青森県すこやか福祉事

業団の青森県長寿社会振興センターにおいて、高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり、高齢者の社会活動の振興のための指導者等の養成、仲間づくり等の各種事業を推進する。

## 1 0 高齢者福祉対策

高齢者が住み慣れた地域の中で、生きがいを持って暮らしていける環境づくりを推進していくため、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合調整を推進するほか、高齢者ができる限り健康で、自立した生活を営めるよう、介護保険制度の効率的運用等、在宅福祉サービス供給体制の整備を図る。

### 1 1 介護保険対策

介護保険制度の円滑な推進を図るため、実施主体である市町村及び関係団体と密接な連携を図りながら各種施策を推進する。

#### (1) 公正かつ適正な要介護認定の確保

公正かつ適正な要介護認定が確保されるよう、認定調査員及び介護認定審査会委員等に対する研修の充実を図る。

#### (2) 介護支援専門員に対する支援

介護保険制度が円滑に運営されるためには、介護支援専門員がその役割を十分に果たしていくことが必要不可欠であることから、その資質向上のため、介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施し、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を図る。

#### (3) 介護サービスの効果的な利用・質の向上

介護サービスの「量の確保」の段階から、「効果的な利用」、「質の確保」の段階に重点を移し、在宅サービスが真に在宅生活を支えられる効果的な利用・内容となっているかケアプランを検証するなど保険者機能の強化を図る。

#### (4) 介護給付適正化対策の推進

介護給付費の増大が見込まれる中で、介護給付適正化対策の推進により介護保険制度の安定的運営の確保を図る。

### 1 2 医療保障の確保対策

県民の医療保障の確保及び健康水準の向上のため、その基盤的役割を果たす国民健康保険及び後期高齢者医療制度の長期的、かつ、安定的運営を推進する。

### 1 3 児童・母子保健福祉対策

急速な少子化の進行は、子ども自身の自主性や社会性を損なうだけでなく、地域社会の活力の低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすこ

とが懸念されている。

このような流れを変えるために、「青森県基本計画未来への挑戦」及び青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）に基づき、以下の施策の推進を図る。

(1) 社会で支え合う安心子育ての推進

延長保育、休日保育、放課後児童健全育成事業など多様な保育サービス等の充実を図る。また、あおもり出会いサポート事業を実施し、本県の出生率の向上や地域の活性化等を図るとともに、親子に優しい街づくり推進事業により多様化する子育て支援サービスの情報を子育て家庭に届け、安心して子育てできる環境づくりに取り組む。

さらに、店舗等の協力を得て子育て世帯に割引等のサービスを行う「あおもり子育て応援わくわく店事業」や青森県子ども家庭支援センターにおける事業などを含め、社会で支え合う安心子育ての推進を図る。

(2) 様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実

児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等の自立支援、医療費の助成などにより、ひとり親家庭に対する支援を行う。

また、子ども虐待防止対策事業や市町村の児童家庭相談体制の充実支援などにより、児童虐待の早期発見、早期保護のための体制を強化するとともに、児童相談所における虐待が起きた家族や虐待を受けた子どもの支援、配偶者暴力相談支援センターによる相談支援を行うとともに、子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）をより実効性のあるものへと強化するため、「子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業」を実施する。

(3) 親と子の健康の増進

不妊専門相談センター事業の充実や特定不妊治療費助成事業などにより、不妊治療に関する支援を行うとともに、乳幼児はつらつ育成事業、妊婦健康診査への公的助成の拡充、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などにより、乳幼児・妊産婦の健康づくりの促進を図る。また、従来の妊婦連絡票等制度を改正し、妊産婦情報共有システムの構築を図る。

## 1.4 障害者保健福祉対策

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、県民の障害者に対する正しい理解と認識を深めることを基本に、「新青森県障害者計画」（平成15年3月策定。平成21年3月改定。計画期間：平成15～24年度）に基づき、各種施策を推進する。

平成17年10月に、障害者が地域で安心して暮らせる生活の実現を目指す障害者自立支援法が制定され、平成18年4月に利用者負担の見直しと自立支援医療が開始され、平成18年10月からは、新事業体系への移行や地域生活支援事業の開始、障害児施設の措置から契約制度への移行が行われたが、現行法は、平成25年8月までに廃止される予定であり、今後国が創設する総合的な障害者福祉制度について対応していく。

また、自殺による死亡が増加していることや、社会的ひきこもりが顕在化していることから、その減少に向けて、地域住民の心の健康づくりへの啓発及び関係機関による相

談機能を充実する。

障害のある人たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的として策定された平成18年度から平成20年度までの「青森県障害福祉計画（第1期計画）」の実施状況を踏まえ、平成21年3月に策定された「青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）」に基づき、障害福祉サービス等に関わる各種施策を推進する。

## 平成23年度健康福祉部当初予算概要

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
<b>1 保健医療福祉総合対策</b>			
(1) 保健・医療・福祉包括ケアシステム関連事業費	8,252	14,479	△ 6,227
あおり地域保健・医療・福祉総合推進事業費	8,252	9,270	△ 1,018
(保健・医療・福祉地域連携情報共有促進事業費)		5,209	△ 5,209
(2) 県民福祉プラザ指定管理委託費	103,835	103,835	
(3) 公立大学法人青森県立保健大学運営事業費	1,183,693	1,210,526	△ 26,833
(4) 地域保健活性化事業費	1,449	1,508	△ 59
(5) 地域保健支援のための総合的地域診断システム構築事業費	2,493	4,320	△ 1,827
<b>2 地域福祉対策</b>			
(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業費	40,284	42,172	△ 1,888
(2) 地域福祉等推進特別支援事業費補助	5,901	6,310	△ 409
(3) 日常生活自立支援事業費補助	62,078	61,137	941
(4) 福祉サービス苦情解決事業費補助	10,197	10,279	△ 82
(5) 福祉人材センター運営費	37,874	37,911	△ 37
(6) 生活福祉資金貸付費補助	17,812	19,545	△ 1,733
(7) 地域生活定着支援事業費(新規)	17,000		17,000
(8) 人口減少社会に対応した生活支援体制構築事業費(新規)	1,900		1,900
<b>3 がん対策</b>			
(1) がん対策重点推進事業費	44,240	37,145	7,095
①がん情報システム構築事業費	40,193	32,000	8,193
②がん検診受診率向上企業連携事業費	4,047	5,145	△ 1,098
(2) がん対策推進事業費	52,322	52,584	△ 262
③がん診療連携拠点病院機能強化事業費	47,000	47,000	
④青森県がん罹患等調査事業	5,322	5,584	△ 262
(3) 青森県小児がん等がん調査事業費	8,033	8,093	△ 60
<b>4 肝炎対策</b>			
(1) インターフェロン治療医療費助成	185,226	241,682	△ 56,456
(2) 緊急肝炎検査事業費	2,711	2,711	
<b>5 健康づくり対策</b>			
(1) 「健康あおり21」特別対策等事業費	4,793	2,570	2,223
①地域保健支援のための総合的地域診断システム構築事業費	1,785	2,570	△ 785
②受動喫煙防止対策及び内臓脂肪症候群実態調査費(新規)	2,008		2,008
③食生活改善普及事業費(新規)	1,000		1,000
(2) 「健康あおり21」関連事業費	47,900	50,520	△ 2,620
①健康増進保健事業費補助	44,806	47,368	△ 2,562
②健康啓発等事業費補助	1,744	1,744	
③喫煙対策推進事業費	1,350	1,408	△ 58
(3) 歯科保健対策	11,383	10,419	964
①歯科保健対策事業費	415	419	△ 4
②8020運動推進特別事業費	10,000	10,000	
③在宅歯科医療連携室整備事業費(新規)	968		968
(4) 認知症対策等総合支援事業費	6,699	5,900	799
(5) 地域包括支援センター職員等研修事業費	936	1,486	△ 550
(6) 心のヘルスアップ事業費	736	8,222	△ 7,486
(7) 難病患者地域支援対策推進事業費	4,188	4,382	△ 194
(8) 結核対策特別促進事業費	1,988	2,807	△ 819
(9) 感染症指定医療機関運営費補助	22,950	22,950	
(10) ハンセン病知識啓発等事業費	3,343	3,403	△ 60

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
6 医療対策			
(1) 医師確保対策費	315,666	305,638	10,028
①医師修学資金貸付金	24,246	35,046	△ 10,800
②弘前大学医学部入学生特別対策事業費	73,603	70,842	2,761
③自治医科大学費	130,859	129,106	1,753
④地域医療支援センター事業費（新規）	16,886		16,886
⑤医学振興研究開発等支援事業費	2,500	2,500	
⑥地域医療を担う医師確保特別対策事業費	5,214	5,252	△ 38
⑦勤務医を支える事務作業補助者養成支援事業費	44,532	28,043	16,489
⑧地域医療志向医師の早期発掘・確保定着促進事業費（新規）	12,593		12,593
⑨女性医師等勤務サポートシステム構築事業費補助（新規）	5,233		5,233
（あおり地域医療・医師支援機構設置運営事業費）		4,622	△ 4,622
（医師臨床研修対策事業費）		3,900	△ 3,900
（医師確保ネットワーク化推進事業費）		4,673	△ 4,673
（医療人育成・確保対策事業費）		21,654	△ 21,654
(2) 救急医療対策費	901,165	747,844	153,321
①救急医療情報システム整備運営事業費	47,873	53,824	△ 5,951
②精神科救急医療システム整備事業費	88,955	106,886	△ 17,931
③小児救急医療支援実施事業運営費補助	5,681	5,650	31
④小児救急電話相談事業費	9,011	5,143	3,868
⑤ドクターヘリ運航事業費	209,296	212,096	△ 2,800
⑥ドクターヘリ運航維持管理費負担金（新規）	6,194		6,194
⑦救急勤務医支援事業費補助	31,078	43,235	△ 12,157
⑧医療施設耐震化特別対策事業費補助	492,757	261,068	231,689
⑨住民を起点とする救急医療対策事業費（新規）	10,320		10,320
（ドクターヘリ運航体制整備事業費）		2,518	△ 2,518
（県立中央病院ドクターヘリ関連事業費）		57,424	△ 57,424
(3) 周産期医療対策費	67,621	67,234	387
①周産期医療システム運営事業費	7,219	7,293	△ 74
②総合周産期母子医療センタードクターカー整備運営事業費	1,696	1,884	△ 188
③産科医・新生児医療担当医確保支援事業費	20,213	19,564	649
④地域周産期母子医療センター運営費補助	38,493	38,493	
(4) 地域医療再生特別対策事業費	1,122,753	800,567	322,186
①西北五圏地域医療再生特別対策事業費	710,309	106,052	604,257
②周産期地域医療再生特別対策事業費	212,444	694,515	△ 482,071
③西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成費補助（新規）	200,000		200,000
(5) へき地医療対策費	113,994	36,588	77,406
①へき地診療所運営費補助	14,731	6,279	8,452
②へき地医療拠点病院群運営費補助	27,549	27,501	48
③へき地診療所整備費補助	16,694	2,808	13,886
④へき地医療拠点病院設備整備費補助	55,020	0	55,020
(6) 八戸赤十字病院施設整備対策費	620,966	622,271	△ 1,305
(7) 保健医療計画策定事業費（新規）	8,337		8,337
(8) 看護職員確保対策費	138,477	132,290	6,187
①看護師等修学資金貸付金	18,912	17,112	1,800
②看護師等養成所運営費補助	89,044	88,744	300
③ナースセンター事業費	14,969	15,540	△ 571
④看護職員定着推進事業費	3,524	3,700	△ 176
⑤新人看護職員研修事業費	12,028	0	12,028
（看護師等確保対策費）		7,194	△ 7,194

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
(9) 県立病院対策費	4,712,553	5,584,470	△ 871,917
① 県立中央病院費	3,743,877	4,615,710	△ 871,833
② 県立つくしが丘病院費	968,676	968,760	△ 84
(10) 原子力施設に係る緊急時医療施設等整備事業費	44,467	51,382	△ 6,915
(11) 麻薬対策費	4,900	6,405	△ 1,505
(12) 薬事指導取締費	14,170	9,995	4,175
(13) 献血事業推進対策費	11,850	9,397	2,453
(14) 臓器移植推進対策費	4,403	4,323	80
7 生活衛生・食品衛生対策			
(1) 動物愛護センター費	42,343	48,412	△ 6,069
① 動物愛護センター事業費	20,477	26,178	△ 5,701
② 動物愛護センター庁舎管理費	21,866	22,234	△ 368
(2) 県産食品安全推進事業費	29,482	31,907	△ 2,425
① 県産農畜製品の安全確保対策事業	10,437	11,889	△ 1,452
② 輸出水産食品衛生対策事業費	16,227	17,077	△ 850
③ 流通食品安全対策重点事業	2,818	2,941	△ 123
(3) 牛海綿状脳症対策事業費	35,180	37,691	△ 2,511
(レジオネラ対策事業)		451	△ 451
8 高齢社会対策			
(1) 青森県長寿社会振興センター運営費	51,710	54,430	△ 2,720
9 老人福祉対策			
(1) 地域包括支援センター等支援事業費	2,840	2,872	△ 32
(2) 認知症対策等総合支援事業費(再掲)	6,699	5,900	799
(3) 認知症介護実践者等養成事業費	1,319	1,542	△ 223
(4) 介護実習・普及センター事業費	15,250	15,257	△ 7
(5) 養護老人ホーム等入所者処遇向上支援事業費	215,246	102,307	112,939
(6) 民間社会福祉施設省エネ・グリーン化推進事業費	510	28,438	△ 27,928
(7) 介護資格取得支援事業費	85,475	84,968	507
10 介護保険対策			
(1) 介護給付費県負担金	16,273,420	15,725,158	548,262
(2) 地域支援事業県交付金	322,675	346,764	△ 24,089
(3) 介護保険財政安定化基金	257,477	257,223	254
① 積立金	150,596	156,195	△ 5,599
② 貸付金	64,710	101,028	△ 36,318
③ 交付金(新規)	42,171		42,171
(4) 低所得者利用者負担対策事業費補助	15,851	16,544	△ 693
(5) 地域包括支援センター職員等研修事業費(再掲)	936	1,486	△ 550
(6) 介護支援専門員養成事業費	6,518	6,594	△ 76
(7) 老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進事業費	2,532	644	1,888
(8) 認定調査員等研修事業費	4,138	4,138	
(9) 介護基盤緊急整備等特別対策事業費	2,353,464	2,604,953	△ 251,489
(10) 介護職員処遇改善等特別対策事業費	2,400,000	2,813,386	△ 413,386
(11) 介護職員等医療的ケア研修事業費(新規)	13,040		13,040
11 婦人福祉対策			
(1) DV被害者支援事業費	30	59	△ 29
(2) DV防止広報事業費	708	264	444
12 児童福祉対策			
(1) 保育対策	1,190,334	1,015,442	174,892
① 保育対策等促進事業費補助	1,112,042	936,581	175,461
ア 特定保育事業費補助	1,440	0	1,440

(単位：千円)

主 要 施 策		本年度当初	前年度当初	差引増減
	イ 休日・夜間保育事業費補助	37,800	37,800	
	ウ 待機児童解消促進事業費補助	4,029	5,921	△ 1,892
	エ 病児・病後児保育対策事業費補助	54,333	43,146	11,187
	オ 延長保育促進事業費補助	1,014,440	849,714	164,726
	②保育料軽減事業費補助	78,292	78,861	△ 569
	(2) 放課後子どもプラン推進事業費補助	395,632	294,990	100,642
	(3) 次世代育成支援地域行動計画推進事業費	406	642	△ 236
	(4) 児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業費補助	1,260	2,520	△ 1,260
	(5) 子ども虐待対策強化事業費	5,085	5,492	△ 407
	①児童相談所虐待対応強化研修事業費	4,423	4,830	△ 407
	②児童相談所カウンセリング強化事業費	662	662	
	(6) 子ども虐待防止対策事業費	611	683	△ 72
	(7) 一時保護機能充実強化事業費	3,209	3,320	△ 111
	①一時保護児童処遇促進事業費	1,662	1,678	△ 16
	②一時保護機能強化事業費	1,547	1,642	△ 95
	(8) 里親支援機関事業費	4,419	4,865	△ 446
	(9) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業費	4,170	5,123	△ 953
	(10) 親子に優しい街づくり推進事業費(新規)	11,773		11,773
	(ファミリー・サポート・センター設置促進事業)		567	△ 567
	(子育て支援ネットワークづくり支援事業)		2,032	△ 2,032
	(青い森のほほえみプロデュース活動支援事業)		500	△ 500
13	母子保健対策			
	(1) 乳幼児はつらつ育成事業費補助	543,161	543,704	△ 543
	(2) 養育支援体制強化事業費	3,958	4,183	△ 225
	(3) 特定不妊治療費助成事業費	96,130	82,642	13,488
	(4) 妊婦健康診査特別対策事業費	287,734	312,058	△ 24,324
	(母子保健地域力向上支援事業費)		4,144	△ 4,144
14	母子等福祉対策			
	(1) ひとり親家庭等医療費補助	359,134	360,363	△ 1,229
	(2) 遺児等援護対策費補助	2,174	2,433	△ 259
	(3) ひとり親家庭リフレッシュ支援事業費	608	636	△ 28
	(4) 母子家庭自立支援給付金事業費	8,674	10,482	△ 1,808
	(5) 母子自立支援プログラム策定事業費	180	320	△ 140
15	障害者保健福祉対策			
	(1) 重度心身障害者医療給付事業費補助	877,207	913,841	△ 36,634
	(2) 福祉のまちづくり対策費	4,770	3,514	1,256
	①バリアフリーマップ運用管理事業費	998	998	
	②福祉のまちづくり推進事業費	3,772	2,516	1,256
	(3) 障害者自立支援給付費関連経費	6,197,717	6,002,910	194,807
	①障害者自立支援給付費負担金	4,384,472	4,090,640	293,832
	②障害児施設給付費	1,813,245	1,912,270	△ 99,025
	(4) 障害者介護給付費等不服審査会開催費	549	549	
	(5) 都道府県地域生活支援事業費	38,250	39,452	△ 1,202
	(6) 市町村地域生活支援事業費	200,541	191,906	8,635
	(7) 障害者自立支援特別対策事業費	1,482,837	1,249,234	233,603
	(8) 障害者あおもり体感推進事業費	2,735	3,728	△ 993
	(9) ねむのき会館指定管理委託費	53,302	53,302	
	(10) 聴覚障害者情報センター指定管理委託費	37,241	37,129	112
	(11) 視覚障害者情報センター指定管理委託費	35,993	35,971	22
	(12) 発達障害者支援体制整備事業費	4,868	4,877	△ 9

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
(13) 発達障害者支援パワーアップ事業費	2,036	2,568	△ 532
(14) 重症心身障害児(者)通園事業費	16,064	16,300	△ 236
(15) 療育機能充実強化事業費(地域医療再生基金)(障害福祉課分)	320,960	36,763	284,197
(16) 措置入院及び通院医療費	2,923,721	2,496,848	426,873
(17) 小規模通所授産施設運営費補助	22,500	37,500	△ 15,000
(18) 精神科救急医療システム整備事業費(再掲)	88,955	106,886	△ 17,931
(19) 心のヘルスアップ事業費(再掲)	736	8,222	△ 7,486
(20) 精神障害者地域移行支援特別対策事業(再掲)	3,092	3,340	△ 248
(21) 自殺対策緊急強化事業費	69,407	66,187	3,220
(22) 地域自殺予防情報センター運営事業費	3,136	3,310	△ 174
16 医療保険対策			
(1) 国民健康保険	12,251,325	11,610,546	640,779
①保険基盤安定事業費負担金	5,357,071	4,647,659	709,412
②高額医療費共同事業費負担金	890,958	715,338	175,620
③財政調整交付金	6,003,296	6,247,549	△ 244,253
(2) 後期高齢者医療	13,842,156	13,216,592	625,564
①老人医療費負担金	2,245	2,245	
②後期高齢者医療費負担金	10,690,952	10,324,204	366,748
③後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金	2,389,451	2,207,145	182,306
④後期高齢者医療高額医療費負担金	369,428	302,294	67,134
⑤後期高齢者医療財政安定化基金積立金	390,080	380,704	9,376
17 遺家族等援護対策			
(1) 青森県戦没者追悼式開催事業費	1,138	1,138	
(2) 青森県遺族連合会補助	1,261	1,261	
(3) 戦没者遺族海外慰霊巡拝参加費補助	600	600	
(4) 中国残留邦人等支援給付費	8,616	8,187	429
18 健康福祉関係施設の整備			
児童福祉施設	23,519	33,542	△ 10,023
(障害児福祉施設)		144,765	△ 144,765
19 その他の福祉施策			
(1) 生活保護費	8,817,153	7,514,503	1,302,650
(2) 児童扶養手当給付費	1,728,490	1,570,211	158,279
(3) 特別障害者手当等給付費	244,205	253,053	△ 8,848
(4) 児童手当負担金	895	430,538	△ 429,643
(5) 子ども手当県負担金	2,635,249	2,370,508	264,741



# 健康福祉政策課



# 事 業 概 要

## 第1節 保健・医療・福祉総合対策

### 1 青森県地域福祉支援計画

本計画は、社会福祉法第108条に基づき、本県における「地域福祉の推進」に向けて、県としての基本的な方針を示すために、平成19年3月に策定した。

本県の「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進するもので、住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めたものである。

#### ○ 計画の概要

##### (1) 基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う地域社会の実現を目指す。

##### (2) 基本方策

- ① サービスを利用しやすい あおもり福祉の体制づくり
- ② 地域福祉を担う あおもり福祉の人財づくり
- ③ 共に支え合う あおもり福祉の地域づくり

##### (3) 計画の重点的視点

- ① 地域住民の主体的参画と様々な主体間の役割分担
- ② 利用者本位の福祉サービスの創造
- ③ 保健・医療・福祉サービスの総合化
- ④ 福祉の人材の育成・確保と教育との連携

##### (4) 計画の期間

平成19年度～平成23年度（5か年）

### 2 保健・医療・福祉包括ケアの推進

県では、「青森県基本計画未来への挑戦」において、継続的かつ集中的に取り組む「最重要戦略キーワード」である「あおもり型セーフティネット」の内容として「保健・医療・福祉包括ケア」を位置付け、地域の全ての住民が保健・医療・福祉のサービスを必要な時に一体的に受けられるよう、市町村を基本単位とした「保健・医療・福祉 包括ケアシステム」の改良・発展を支援するとともに、市町村では完結できない医療のネットワークとの連携など広域的な連携体制の構築を図ることにより、保健・医療・福祉包括ケアを推進することとしている。

平成15年3月には、市町村における包括ケアシステムの構築に向けた手順や関係施策との関係を整理した「青森県における保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進方策」（指針）をまとめ、各市町村に配布した。

これまでの取組みの結果、全県的に保健・医療・福祉の連携の必要性に関する認識

が高まり、ほとんどの市町村において、それぞれの地域特性に応じた形態での包括ケア推進体制が整っている。

今後は、市町村における包括ケアシステムの内容や効果を広く県民及び関係者に伝えるとともに、2次保健医療圏における保健・医療・福祉の連携を深めることを目的とした地域連携パスの定着支援、保健・医療・福祉関係者の情報共有の促進などにより、包括ケアシステムの更なる充実と広域的な連携を進めていくこととしている。

併せて、「予防」の視点を重視し、地域保健活動の中核を担う保健師の活動体制の整備・充実を図っていく。(保健師「知の伝承」システム推進事業参照)

#### (1) あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業

県民が生涯にわたり住み慣れた地域において安心して生活ができるようにするため市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築を支援する。

##### 【県全域での事業】

- ・青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会の運営
- ・保健・医療・福祉の専門家や関係団体等からなる推進協議会を開催し、県全域における包括ケアシステムの構築・推進について検討・協議する。

##### 【2次保健医療圏での事業】

- ・地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議の運営
- ・各圏域の市町村の包括ケアシステムの構築・推進について、調整・指導・助言を行う。

#### (2) 高齢者等地域リハビリテーション支援体制整備推進事業

高齢者等のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが円滑に提供される体制の整備を推進するため、青森県リハビリテーション協議会の設置・運営、青森県高齢者地域リハビリテーション支援センター及び青森県高齢者地域リハビリテーション広域支援センターの指定・事業委託を行う。

県支援センター (県内1か所)	財団法人 黎明郷 (弘前脳卒中・リハビリテーションセンター)	
広域支援センター (県内6か所)	青森圏域	青森市民病院
	津軽圏域	弘前市立病院
	八戸圏域	青森労災病院
	西北五圏域	五所川原市立西北中央病院
	上十三圏域	十和田市立中央病院
	下北圏域	むつ総合病院

### 3 地域保健支援のための総合的地域診断システム構築事業

県では、平成20年度から重点事業として、予防を重視した包括ケアシステムの更なる推進に向け、かつて保健師が行っていた、地域を「みる」「つなぐ」「動かす」という保健師の専門性を発揮した地域保健活動を活性化させるため、ここ数年内に大量退職するベテラン保健師を活用し、専門性の基礎となる保健師の経験知、いわゆる能

力、技術・技能等を若手保健師へ伝承するシステムづくりを行っている。

22年度からは、新たに保健統計等の量的データと面談等の質的データを活用して総合的に域診断を行うシステムの構築に取り組んだ。

(1) 新任等保健師育成支援事業（国保連との共同事業）

市町村の20歳代の若手保健師を対象に、退職保健師がトレーナー保健師として家庭訪問や健康相談等へ同行し保健師の基本となる能力を育成した。

①トレーナー保健師の登録：24人（うち派遣数15人）

②支援市町村及び新任等保健師数：10市町村15人

(2) 「保健師のための塾」開講システム整備事業

22年度までの重点事業として30歳代までの保健師を対象に実施してきた、事例検討等のグループワークを主体とする「保健師のための塾」は、各保健所で保健師研修の中で実施し、個別事例から地域全体へ活動を発展させる戦略を学ぶ機会を提供した。

(3) 環境を整える（「青森県保健師活動指針」の普及、推進）

21年度当初に県内全保健師に配付した「青森県保健師活動指針」に沿った保健師活動を推進するため、本庁等で開催する研修会や会議等で意見交換を行った。また、活動体制整備の一環として県保健所内に圏域における保健師活動の総括者を位置づけたほか、市町村担当窓口を設置した。

(4) 保健所関連業務（難病・精神）に関する申請や相談内容のデータベースを作成し、各保健所で運用できるようにした。

また、保健情報の分析手法の確立と地域診断ネットワーク構築のため、国立保健医療科学院主催の保健情報処理技術研修に保健所職員を派遣した。

#### 4 セーフティプロモーション推進事業

平成18年度及び平成19年度に実施した「子どもの外傷予防総合推進事業」をきっかけに、十和田市では独自にWHOの「セーフコミュニティ」認証を目指すこととなり、平成21年3月にはWHOアジアセーフコミュニティ認証センターによる現地視察が行われ、平成21年8月に世界で159番目、国内で2番目となるセーフコミュニティの認証を取得した。十和田市の認証取得は本県におけるセーフコミュニティ・セーフティプロモーションの普及に大きな役割が期待できることから、同市の認証取得後も引き続き技術的側面等の後押しを行う。

また、子どもの外傷予防総合推進事業を通じて得られた関係者のネットワークを生かし、セーフティプロモーションの理解促進と地域保健施策への定着を図る。

#### 5 人口減少社会に対応した生活支援体制構築事業

少子・高齢化、人口減少が進行する中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するためには、地域福祉力の向上、地域コミュニティの再構築が求められるところである。

そこで、隠れた地域福祉資源や既存事業を有効活用し、さらに他部局との連携のもと、将来を見据えた生活支援体制を確立すべく、外ヶ浜町及び新郷村をモデルに以下

の事業を実施する。(平成23、24年度重点事業)

(1) 「地域見守り隊」活動体制の構築

地域を定期的に訪れる民間事業者等を高齢者等の見守り活動に巻き込み、既存事業との連携のもと、見守りの目をよりきめ細やかなものとするとともに、民間事業者に地域福祉の一翼を担う機運を醸成し、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みを構築する。

(2) 生活支援体制モデルの構築

関係部局との連携のもと、買い物支援、冬期間の高齢者の生活支援等、生活支援体制モデルの検討、構築を図る。

## 第2節 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等関係行政機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童をとりまく社会環境の把握、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

また、児童委員活動の一層の推進を図るため、平成6年1月から主任児童委員を設置し、児童関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整業務を行っている。

平成18年10月からは青森市が中核市に移行したことに伴い、青森市における民生委員に関する事務が委譲された。

平成22年12月1日、民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、青森市を除く青森県内の民生委員・児童委員の定数は、2,756名(主任児童委員229名含む)であり、厚生労働大臣が委嘱している。

なお、平成22年12月1日における女性委員(青森市を除く)は1,566名(全体の57%)である。

第1表 内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康 保健医療	子育て 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育 学校生活	生活費	年金 保険	仕事	家庭 関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他	計
20	9,508	2,890	5,851	2,451	6,256	4,528	5,263	1,766	1,844	3,642	1,452	4,246	16,228	23,612	89,537
21	8,812	2,646	6,270	2,294	6,174	4,305	5,383	1,395	1,848	3,589	1,561	4,122	17,248	25,959	91,606
22	8,179	2,515	5,601	2,154	6,241	4,308	4,554	1,174	2,026	3,520	1,708	4,786	17,882	26,083	90,731

※青森市分を除いた件数。

第2表 分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関する こと	障害者に関する こと	子どもに関すること	その他	計
20	46,369	6,455	15,005	21,708	98,537
21	46,292	6,992	15,436	22,886	91,606
22	46,670	6,234	15,573	22,254	90,731

※青森市分を除いた件数。

### 第3節 生活福祉資金

#### 1 生活福祉資金

この制度は、低所得者、高齢者、身体障害者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活が営めるようにすることを目的とするものである。

この資金は、県社会福祉協議会が実施主体となって貸付けを行っており、平成22年度末の貸付原資総額は3,900,306千円である。

本制度については、平成21年度、国の経済危機対策の一環として、活用促進及び効果的な支援を実施できるよう、資金の種類統合・再編、要件緩和等の見直しが行われ、平成21年10月1日から改正されている。

第3-1表 生活福祉資金年度別貸付決定状況（平成21年9月まで）（円）

区分	更生資金		障害者更生資金		福祉資金		福祉資金 (住宅)		修学資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	11	12,374,000	0	0	9	2,839,000	0	0	129	150,393,000
20	9	7,262,000	0	0	5	2,195,000	4	6,600,000	98	86,269,000
21	4	2,188,000	0	0	4	1,187,000	0	0	73	64,723,000

区分	療養・介護等 資金		災害援護資金		緊急小口資金		離職者支援資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	5	3,293,000	0	0	7	505,000	3	2,170,000
20	6	4,296,000	1	1,200,000	33	2,745,000	5	3,640,000
21	3	1,213,000	0	0	65	6,124,000	31	24,590,000

区分	長期生活支援資金		要保護世帯向け長期生活支援資金	
	件数	金額	件数	金額
19	3	27,961,000	0	0
20	2	17,472,000	27	136,629,500
21	0	0	9	52,659,000

第3-2表 生活福祉資金年度別貸付決定状況（平成21年10月以降）（円）

区分	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型 生活資金		要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
21	251	127,468,000	217	27,959,000	146	142,509,000	0	0	9	52,659,000
22	315	316,275,000	546	99,423,000	325	204,016,000	3	15,540,000	19	45,686,000

\* 21年度の不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の実績は第3-1表再掲

## 2 臨時特例つなぎ資金

この制度は、平成21年度、国の経済危機対策の一環として創設され、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援することを目的として、青森県社会福祉協議会が実施主体となり、平成21年度から平成23年度までの3年間実施するものである。

第4表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況（円）

年度	件数	金額
21	6	600,000
22	10	1,000,000

## 第4節 福祉理解・ボランティア活動等の推進

### 1 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）

ボランティア活動の振興を図るための拠点として県社会福祉協議会に県ボランティアセンターを設置し、福祉教育の推進やボランティアグループのリーダー等に対する研修、ボランティアのネットワークづくり及び広報・啓発活動に努めている。

#### (1) 福祉教育の推進事業

児童・生徒を対象に、地域での活動体験をとおして社会福祉への理解や関心を高めるとともに、思いやりや助け合いの心を育むため、福祉活動体験事業や福祉教育セミナーを実施している。

#### (2) ボランティア関係者の養成研修及び体験学習等

災害ボランティアコーディネーター養成研修、ボランティア活動保険説明会、ボランティアコーディネーター養成セミナー、ボランティアのつどい及びボランティア講座等を実施している。

## 第5節 地域福祉の推進

### 1 ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進し、誰もがその地域の中で共に支え合い安心して生活できる地域福祉社会を構築するため、平成7年度から実施している「地域福祉ほのぼの交流事業」及び平成10年度から実施している「ふれあいコミュニティ創造事業」を統合し、子どもに福祉の心やボランティアの心を育む事業を加え、住民参加による福祉社会づくりの基盤整備を図るとともに、21世紀を担う人材の育成に努めている。

#### (1) 地域福祉推進員の設置

事業計画を作成し、住民の福祉活動に対する支援や助言を行う地域福祉推進員を市町村社会福祉協議会に設置する。

#### (2) ほのぼの交流協力員事業

住民ボランティアが在宅の一人暮らしやねたきりの高齢者等への友愛訪問や見守り活動を行う。

#### (3) 子どもほのぼの交流員事業（平成13年度から実施）

小学校高学年程度で訪問活動のできるボランティアがほのぼの交流協力員の支援のもと高齢者等への友愛訪問を行う。

#### (4) ボランティア活動促進事業

(2)及び(3)の事業に従事する者が加入するボランティア活動保険料の一部を助成する。

### <実施状況>

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域福祉推進員の設置	36市町村	36市町村	36市町村
ほのぼの交流協力員事業	37市町村	37市町村	37市町村
子どもほのぼの交流員事業	17市町村	15市町村	16市町村
ボランティア活動促進事業	32市町村	35市町村	35市町村

### 2 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人に対して、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行うことにより、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援することを目的とする事業であり、県社会福祉協議会が9基幹的社会福祉協議会に業務の一部を委託して実施している。

なお、本事業は、平成18年度まで実施してきた「地域福祉権利擁護事業」を改称したものである。

・平成22年度末の契約件数 1, 214件

## 第6節 福祉マンパワーの確保

### 1 青森県福祉人材センター

社会福祉施設職員やホームヘルパー等福祉マンパワー確保対策を総合的に推進するため平成5年3月に県福祉人材センターを設置し、その運営を県社会福祉協議会に委託している。

同センターでは、福祉人材の無料職業紹介、社会福祉事業経営者に対する人材確保のための相談、援助、福祉人材の養成や福祉に関する啓発・広報などの事業を実施するほか、弘前市・八戸市に支所として「福祉人材バンク」を設置し、福祉マンパワーの育成・確保に努めている。

### 2 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士又は介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、青森県福祉人材センターが平成21年度から平成23年度までの3年間実施する介護福祉士等修学資金の経費を補助し、質の高い人材の確保に努めている。

### 3 福祉・介護人材確保対策事業（障害者自立支援対策臨時特例基金）

福祉・介護人材の確保を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の活用により、平成21年度から平成23年度までの3年間において、学生・教員等から相談を受け、助言を行う進路選択学生等支援事業、介護福祉士等の潜在的有資格者等に対する実践的な研修を行う潜在的有資格者等養成支援事業、小規模な事業所が共同して求人活動や職員研修等を行う複数事業所連携事業、福祉・介護の職場を体験する機会を提供する職場体験事業、個々の求職者にふさわしい職場の開拓と紹介を行う福祉・介護人材マッチング支援事業、施設等を訪問して職員に対する研修を行うキャリア形成訪問指導事業等の実施により、新たな人材の参入と定着の促進に努めている。

## 第7節 社会福祉関係職員の研修

社会環境の変化に伴い複雑多様化している国民の福祉ニーズに適切に対処するため、行政機関職員と社会福祉施設職員等を対象とした研修を実施した。

### 1 研修の基本方針

行政機関職員については、社会環境の変化や制度改正の動向を常に把握して、福祉関係の業務を円滑に行っていくための能力・技能を備えることが求められており、また、社会福祉施設職員等については、福祉サービス利用者のニーズを的確に把握し、ニーズにあった質の高いサービスを提供することが求められている。

このため、「人間性豊かで、専門性と実践力を兼ね備えた社会福祉従事者の育成」に重点を置いた社会福祉研修を実施し、時代の要請に対応できるような職員の育成と資質の向上を図る。

### 2 研修実施状況

県が実施した社会福祉研修は、次表のとおりである。

第5表

種 別	20年度			21年度			22年度		
	種目	日数	受講人員	種目	日数	受講人員	種目	日数	受講人員
行政職員研修	3	3	83	3	3	47	3	3	84
社会福祉従事者研修	16	19	1,631	18	20	1,562	18	20	1,511
資格付与研修（社会福祉主事）	1	51	43	1	52	51	1	53	55
累 計	20	73	1,757	22	75	1,660	22	76	1,650

## 第8節 生活保護の概要

### 1 被保護者世帯数、被保護実人員及び保護率

平成22年度の本県の月平均被保護世帯数は21,508世帯、被保護実人員は28,479人、保護率（人口千人に対する被保護実人員の割合）は20.75%である。

昭和55年度以降の被保護世帯数及び被保護実人員の推移をみると、昭和59年をピークに昭和60年度から減少傾向が続いてきたが、被保護世帯数については平成8年度以降増加傾向に転じており、被保護実人員についても、平成9年度以降は増加となっている。

本県の保護率を市部、郡部別にみると、昭和50年代は郡部が高かったが、昭和61年度からは逆転して市部が高くなり、平成22年度は市部21.82%、郡部17.22%となっている。

本県の保護率は昭和60年以降年々減少傾向が続いていたが、平成10年度から増加に転じ、平成23年1月では高い方から全国都道府県中7位、東北で1位となっている。

### 2 扶助別人員

平成22年度の月平均の各扶助別人員は、対前年度比でみると全て増加している。扶助別にみて最も受給人員が多いのは、生活扶助の26,378人で被保護人員の92.6%が受給し、次いで医療扶助が24,180人（84.9%）、住宅扶助が20,086人（70.5%）の順になっている。

### 3 被保護世帯の構造

被保護世帯について世帯類型別にみると、高齢者世帯が10,564世帯（49.1%）と最も多く、次いで傷病・障害者世帯が7,520世帯（35.0%）、その他世帯が2,410世帯（11.2%）、母子世帯が1,014世帯（4.7%）となっている。近年は、高齢者世帯及びその他の世帯の割合は増加、母子世帯及び傷病・障害世帯の割合は減少傾向にあり、世帯数については、特にその他の世帯の伸び率が顕著である。（対前年度比：総数6.9%増、その他の世帯19.9%増）

また、労働力類型別にみると、世帯主又は世帯員が働いている世帯が2,036世帯（前年度比8.5%増）、働いている者のいない世帯は19,472世帯（前年度比6.7%増）となっている。

#### 4 保護費

平成22年度における生活保護費は、432億7,661万円で、前年度に比べ31億9,948万円増となっている。

扶助別の割合は、医療扶助が47.3%（204億8,976万円）を占め、次いで生活扶助が36.8%（159億4,448万円）となっている。

第6表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移（月平均）

区 分	被 保 護 世 帯		被 保 護 人 員		保 護 率	生 活 扶 助	
	世 帯 数	指 数	実 人 員	指 数	%	人 員	指 数
平成18年度	17,908	100.0	24,122	100.0	16.93	22,216	100.0
平成19年度	18,427	102.9	24,546	101.8	17.39	22,591	101.7
平成20年度	18,972	105.9	25,087	104.0	17.96	23,256	104.7
平成21年度	20,125	112.4	26,572	110.2	19.20	24,548	110.5
平成22年度	21,508	120.1	28,479	118.1	20.75	26,378	118.7

住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助		介 護 扶 助		そ の 他 の 扶 助
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員
16,792	100.0	1,526	100.0	20,084	100.0	4,252	100.0	537
17,396	103.6	1,484	97.2	20,281	101.0	4,515	106.2	503
17,440	103.9	1,399	91.7	20,917	104.1	4,828	113.5	580
18,606	110.8	1,437	94.2	22,381	111.4	5,186	122.0	701
20,086	119.6	1,479	96.9	24,180	120.4	5,560	130.8	744

第7表 医療扶助人員の推移（月平均）

区 分	入 院					
	精 神 病		そ の 他		計	
	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
平成18年度	774	100.0	1,083	100.0	1,857	100.0
平成19年度	739	95.5	944	87.2	1,683	90.6
平成20年度	742	95.9	1,024	94.6	1,767	95.2
平成21年度	786	101.6	1,320	121.9	2,106	113.4
平成22年度	810	104.7	1,419	131.0	2,229	120.0

入 院		外			
精 神 病		そ の 他		計	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
305	100.0	17,922	100.0	18,227	100.0
321	105.2	18,276	102.0	18,597	102.0
317	103.9	18,834	105.1	19,150	105.1
349	114.4	19,926	111.2	20,275	111.2
441	144.6	21,510	120.0	21,951	120.4

第8表 世帯類型別被保護世帯数の推移（月平均：停止を除く）

区 分	総 数		高 齢 者 世 帯				母 子 世 帯	
			単 身		2 人 以 上			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成18年度	17,908	100.0	7,296	40.7	953	5.3	1,108	6.2
平成19年度	18,427	100.0	7,621	41.4	958	5.2	1,069	5.8
平成20年度	18,972	100.0	8,329	43.9	1,020	5.4	943	5.0
平成21年度	20,125	100.0	8,924	44.3	1,046	5.2	966	4.8
平成22年度	21,508	100.0	9,489	44.1	1,075	5.0	1,014	4.7

傷 病 ・ 障 害 者 世 帯				小 計		そ の 他 の 世 帯	
単 身		2 人 以 上					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
5,573	31.1	1,567	8.8	16,497	92.1	1,411	7.9
5,682	30.8	1,585	8.6	16,916	91.8	1,511	8.2
5,447	28.7	1,587	8.4	17,326	91.3	1,646	8.7
5,560	27.6	1,621	8.1	18,115	90.0	2,010	10.0
5,771	26.8	1,750	8.1	19,099	88.8	2,410	11.2

第9表 労働力類型別被保護世帯数の推移（月平均：停止を除く）

区 分	総 数		世 帯 主 が 働 い て い る 世 帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内 職 者	その他就業者
平成18年度	17,908	100.0	795	87	55	341
平成19年度	18,427	100.0	811	89	58	325
平成20年度	18,972	100.0	871	106	62	312
平成21年度	20,125	100.0	954	118	58	312
平成22年度	21,508	100.0	1,035	140	55	322

		世帯員のみが働いて		計		働いている者のいな	
計(1)	構成比	いる世帯(2)	構成比	(1)+(2)	構成比	い 世 帯	構成比
1,278	7.1	399	2.2	1,677	9.4	16,231	90.6
1,284	7.0	411	2.2	1,695	9.2	16,733	90.8
1,351	7.1	390	2.1	1,741	9.2	17,231	90.8
1,442	7.2	434	2.2	1,876	9.3	18,249	90.7
1,552	7.2	484	2.3	2,036	9.5	19,472	90.5

第10表 生活保護費支出額の推移（年度）

（扶助額単位：千円）

区 分	生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
平成18年度	13,319,463	35.8	3,331,204	9.0	148,511	0.4
平成19年度	13,452,882	36.7	3,486,313	9.5	145,427	0.4
平成20年度	13,685,594	36.3	3,628,632	9.6	138,872	0.4
平成21年度	14,666,709	36.6	3,936,451	9.8	182,691	0.5
平成22年度	15,944,891	36.8	4,298,794	9.9	205,446	0.5

医 療 扶 助		介 護 扶 助		そ の 他 の 扶 助		計	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18,483,333	49.7	1,112,180	3.0	778,408	2.1	37,173,099	100.0
17,589,988	47.9	1,255,524	3.4	772,794	2.1	36,702,928	100.0
18,154,373	48.1	1,339,018	3.5	786,558	2.1	37,733,047	100.0
19,012,434	47.4	1,469,320	3.7	810,521	2.0	40,078,126	100.0
20,489,763	47.3	1,517,437	3.5	820,275	2.0	43,276,606	100.0

## 第9節 災害救助

### 1 災害救助事務

台風、豪雨、地震、津波、火災等の災害により法令で定める程度以上の被害が生じた場合に、災害救助法を適用し、被災者に対し必要な応急救助を実施するもので、救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

また、災害救助法の適用基準に達しない災害についても、県で定めている「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」の適用基準に達した時は、寝具等の給与を行い、被災者の応急救助にあたっている。

## 2 災害救助基金

災害救助基金は、災害救助法を適用して応急救助を実施する場合の費用に充てるもので、災害救助法第37条及び第38条並びに同施行令第26条の規定に基づいて、毎年積立を行っている。

平成23年4月1日現在の積立額は520,720千円となっている。

そのうち、同法第41条第3号の規定により、事前に物資を購入し、次のとおり備蓄している。

第11表 備蓄物資の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	数 量	金 額
毛布	940枚	2,491千円
タオルケット	800枚	560千円

※ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、ほとんどの備蓄物資は被災地に抛出している。

## 3 過去における災害救助法適用状況

わが国は、地理的気象条件からして災害国といわれ、毎年各地で災害が発生している。本県でも毎年のように災害が発生し、災害救助法が制定された昭和22年以来平成22年度まで、96回の救助法適用災害が発生している。

第12表 過去における年度別災害救助適用状況

(単位：千円)

年度	発生年月日	災 害 名	法 適 用 市 町 村	救助法総額
40	40. 1. 4 41. 1. 11	水 害 三沢市大火	青森市 三沢市	30,803
41	41. 6. 29 41. 8. 13 41. 10. 14	台風4号 集中豪雨 東部地区集中豪雨	むつ市 大鱒町、碓ヶ関村 平内町、東北町、七戸町	11,857
42	42. 9. 22	風 水 害	八戸市	2,067
43	43. 5. 16  43. 8. 12 43. 8. 20	十勝沖地震  水 害 8月豪雨	八戸市、十和田市、三沢市、 むつ市、五戸町、六戸町、東北町、 百石町、上北町、青森市、七戸町、 天間林村、下田町 五所川原市 脇野沢村、むつ市、六ヶ所村、蟹田 町、中里町、川内町、東通村	27,399
44	44. 8. 5  44. 8. 24	三八地方の前線に よる大雨 台風9号	八戸市  青森市、平内町、大畑町、川内町、 佐井村	52,786
48	48. 9. 24	局地的大雨災害	むつ市	11,526
49	49. 9. 10	〃	青森市	2,509
50	50. 7. 28 50. 8. 6 50. 8. 20	大雨災害 〃 〃	佐井村 岩木町、黒石市 黒石市、弘前市、相馬村、大鱒町、 平賀町、藤崎町、田舎館村	71,588
51	52. 2. 11 52. 2. 16	豪雪災害 〃	青森市、五所川原市 むつ市、大畑町、川内町、東通村、 六ヶ所村、横浜町	13,333
52	52. 8. 5	大雨災害	弘前市、黒石市、浪岡町	29,438
57	57. 5. 21	〃	八戸市	2,474
58	58. 5. 26	日本海中部地震	鱒ヶ沢町、木造町、深浦村、 車力村、小泊村	92,037
3	3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鱒町、 平賀町、尾上町	23,517
6	6. 12. 28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
11	11. 10. 28	大雨災害	八戸市	5,667
22	23. 3. 11	東北地方太平洋沖 地震	八戸市、おいらせ町	未確定 (H23. 6. 1現在)

## 第10節 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付の状況

昭和52年度以降における災害弔慰金の支給状況及び災害援護資金の貸付状況は次のとおりである。

第13表 年度別災害弔慰金の支給状況

(単位：円)

年 度	市町村名	災 害 名	災 害 発 生 年 月 日	死者・行方不明の区分			実支出額	負 担 金
				死者	行方 不明	計		
52	弘 前 市 む つ 市 平 賀 町 森 田 村 青 森 市 横 浜 町	昭和52年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	52.1 ～ 52.2	8		8	7,500,000	5,625,000
	弘 前 市 黒 石 市	昭和52年8月5日の津軽海峡付近 を通過した低気圧による大雨災害	52.8.5	10		10	9,750,000	7,312,500
55	弘 前 市	昭和55年12月から昭和56年2月 までの降雪による豪雪災害	55.12 ～ 56.2	2		2	3,000,000	2,250,000
56	弘 前 市	//	//	2		2	1,500,000	1,250,000
	三 沢 市	昭和56年6月22日から23日にかけて 日本海北部を北東進した低気圧と 梅雨前線の北上に伴う大雨災害	56.6.22 ～ 56.6.23	2		2	3,000,000	2,250,000
	車 力 村	昭和56年8月21日から23日ま での台風15号と前線による大雨災 害	56.8.21 ～ 56.8.23	2		2	3,000,000	2,250,000
58	八 戸 市 五 羽 川 原 市 鱒ヶ沢町 深 浦 町 車 力 村 市 浦 村 小 泊 村 階 上 町	昭和58年日本海中部地震災害	58.5.26	16		16	43,500,000	32,625,000
60	青 森 市 弘 前 市 五 羽 川 原 市 浪 岡 町	昭和60年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	60.1	8		8	22,500,000	16,875,000
61	青 森 市 弘 前 市 鶴 田 町 尾 上 町	昭和61年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	61.1	4		4	10,500,000	7,875,000
3	青 森 市 弘 前 市 十 和 田 市 三 沢 市 岩 木 町 平 賀 町	平成3年9月28日の台風19号によ る強風災害	3.9.28	9		9	32,500,000	24,375,000
4	弘 前 市	//	//	1		1	2,500,000	1,875,000
5	大 間 町	平成5年7月13日の北海道南西沖 地震災害	5.7.13	1		1	5,000,000	3,750,000
6	八 戸 市 五 戸 町	平成6年12月28日の三陸はるか 沖地震災害	6.12.28	2		2	7,500,000	5,625,000
11	八 戸 市 五 戸 町	平成11年10月27日から28日にか けての発達した低気圧による大 雨・暴風災害	11.10.28	1	1	2	5,000,000	3,750,000
17	青 森 市 弘 前 市 平 川 市 田 子 町	平成18年豪雪災害	17.12 ～ 18.3	4		4	12,500,000	9,375,000
18	弘 前 市 鱒ヶ沢町 大 鱒 町 野 辺 地 町	平成18年豪雪災害	17.12 ～ 18.3	4		4	15,000,000	11,250,000
22	八 戸 市 三 沢 市 階 上 町	平成23年3月11日の東北地方太 平洋沖地震災害	23.3.11	4		4	15,000,000	11,250,000

第14表 年度別災害援護資金貸付状況

(単位：千円)

年度別	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数											
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
52	昭和52年8月5日の津軽海峡付近を通過した低気圧による大雨災害	弘前市 黒石市 浪岡町 常盤村 藤崎町 岩手町 板柳町 相馬町 大鰐町 田舎館村			41	20,500	2	1,700	300	104,750	11	12,700	354	139,650
57	昭和57年5月20日から21日にかけての2つ玉低気圧による大雨災害	八戸市 五戸町			2	800			26	15,150			28	15,950
58	昭和58年5月26日日本海中部地震災害	弘前市 黒石市 五所川原市 蟹田町 鱒ヶ沢町 木造町 深浦町 岩崎村 柏力村 車木町 岩岡町 浪岡町 金木町 鶴田町 市浦村 小泊村	1	600	393	391,700	326	384,800	5	3,000	29	46,800	754	748,900
3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 鱒ヶ沢町 岩手町 相馬町 藤崎町 大尾町 浪岡町 平賀町 常盤村 田舎館村 碓ヶ関村 上天北町 天間林村 新郷村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,450
6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040

## 第11節 援護に関する業務

### 1 旧軍人・軍属の援護

#### (1) 旧軍人・軍属の恩給

旧軍人・軍属及びその遺族に対し、恩給法による普通恩給、傷病恩給、一時恩給、一時金及び公務扶助料等が支給される。(県の法定受託事務で、受給権の裁定は総務省人事・恩給局長が行う。)

第15表 恩給処理状況

平成23年3月31日現在 (単位: 件)

種 別	対象予想件数	申込受付件数	処 理 状 況		今後の申請 予 想 件 数
			進達済件数	未処理件数	
普通恩給	26,300	1 (25,398)	1 (25,398)	0	902
傷病恩給	3,820	3 (3,820)	2 (3,819)	1	0
一時恩給	18,600	3 (18,546)	3 (18,546)	0	54
一時金	3,000	1 (2,796)	1 (2,796)	0	204
公務扶助料	22,300	0 (22,221)	0 (22,221)	0	79
普通扶助料	2,600	1 (2,500)	1 (2,500)	0	100
一時扶助料	1,200	1 (1,159)	1 (1,159)	0	41
小 計	77,820	10 (76,440)	9 (76,439)	1	1,380
加算改定	15,500	0 (15,396)	0 (15,396)	0	104
合 計	93,320	10 (91,836)	9 (91,835)	1	1,484

※ 公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したもの  
( )内は平成23年3月31日現在までの累計

#### (2) 軍歴証明

公務員共済組合法等による軍人期間の通算に関する軍歴証明書を交付する。  
110件(29,043件)

※ ( )内は平成23年3月31日現在までの累計

## 2 戦没者遺族の援護（恩給法による公務扶助料以外）

### (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦没者の遺族に対し、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金等が支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は厚生労働大臣が行う。）

#### ◎ 遺族年金処理状況

受付件数3件(4,167件)、進達件数3件(4,167件)となっている。

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

### (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による援護

戦没者等の妻に対して200万円から20万円までの特別給付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

#### ◎ 特別給付金裁定状況

受付件数4件(20,292件)、処理件数5件(20,195件)（可決件数5件(18,292件)）となっている。

可決の内訳

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

### (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による援護

戦没者等の遺族で、公務扶助料、遺族年金等を受ける遺族がない場合に、その他の遺族に対して3万円、20万円、12万円、18万円、30万円、40万円及び24万円の特別弔慰金が10年又は6年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事行う。）

#### ◎ 特別弔慰金裁定状況

受付件数76件(83,011件)、処理件数125件(82,611件)、可決件数115件(78,298件)となっている。

可決の内訳

3万円	20万円	12万円	30万円	18万円	40万円	24万円
0件 (9,033件)	0件 (13,098件)	0件 (1,800件)	0件 (17,179件)	0件 (1,119件)	0件 (34,851件)	115件 (1,218件)

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

### (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による援護

戦没者の死亡時において、戦没者以外に子・孫がないか、又はあるが、その子・孫が戦没者と姓を異にしている場合に、その父母又は祖父母に対して100万円から10万円までの特別給付金が5年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

#### ◎ 特別給付金裁定状況

受付件数0件(449件)、処理件数0件(447件)、可決件数0件(378件)となっている。

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

(5) 戦没者遺族相談員

戦没者の遺族の生活等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行い、その福祉の増進を図るため、19人が厚生労働大臣の委託を受けて県内に配置されている。

(6) 戦没者の慰霊事業

・全国戦没者追悼式

国主催により例年8月15日東京で行われる。平成22年度は49人の遺族が参列した。

・青森県戦没者追悼式

本県出身戦没者を追悼するため、昭和61年度から県が主催して実施している。平成22年度は8月31日青森市文化会館で行われ、約1,700人の遺族等が参列した。

・みちのくの塔慰霊祭

沖縄県糸満市摩文仁丘に建立されている青森県戦没者沖縄慰霊塔（みちのくの塔）前で、昭和39年11月から毎年、青森県遺族連合会が主催して実施している。平成22年度は11月11日に行われ、24人の遺族が参列した。

3 戦傷病者の援護（恩給法による傷病恩給以外）

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦傷病者に対し、障害年金、障害一時金が支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は厚生労働大臣が行う。）

◎ 障害年金等処理状況

受付件数0件(388件)、進達件数0件(388件)となっている。

※（ ）内は平成23年3月31日現在までの累計

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦傷病者に対し、療養の給付等の援護が行われる。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

第16表 援護の状況

（各年度3月31日現在 単位：件）

区分	年度	18	19	20	21	22
戦傷病者手帳所持者数（人）		370	318	265	217	184
処 理 件 数	療 養 の 給 付	83	57	62	45	32
	療 養 手 当 の 給 付	0	0	0	0	0
	葬 祭 費 の 支 給	0	1	0	0	0
	更 生 医 療 の 給 付	0	0	0	0	0
	補 装 具 の 支 給 及 び 修 理	3	6	2	3	2
	国 立 保 養 所 へ の 収 容	0	0	0	0	0
	J R 無 賃 乗 車 券 の 交 付	189	191	150	50	91

(3) 戦傷病者相談員

戦傷病者の更生等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行い、その福祉の増進を図るため、13人が厚生労働大臣の委託を受けて県内に配置されている。

- (4) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による援護恩給法等に規定する第5款症以上の障害がある戦傷病者等の妻に対して、条件100万円から5万円までの特別給付金が10年又は5年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

◎ 特別給付金の裁定状況

受付件数0件(5,635件)、処理件数1件(5,618件)、可決件数1件(5,178件)となっている。

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

#### 4 未帰還者及び引揚者の援護

- (1) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）による援護

旧軍人等で海外において生死不明となっている者について、その消息調査を行う。

◎ 未帰還者の消息別状況（平成23年3月31日現在）

総	数	1人
死亡と思われる者		1人
生存資料のある者		0人
状況不明の者		0人

◎ 未帰還者の身分別状況（平成23年3月31日現在）

1人

身分はすべて一般邦人であり、軍人はいない。

- (2) 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）による援護

旧軍人等で海外において生死不明となっている者について、留守家族の同意を得て戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行い、戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族に対して弔慰料を支給する。（県の法定受託事務で、知事が行う。）

◎ 戦時死亡宣告審判状況

軍人・軍属の申立件数	0件(147件)	確定件数	0件(147件)
一般邦人の申立件数	0件(414件)	確定件数	0件(413件)
合計申立件数	0件(561件)	確定件数	0件(560件)

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

◎ 弔慰料の支給状況

公務による者（2万円）	0件（330件）	支給金額	0円（660万円）
非公務による者（3万円）	0件（174件）	支給金額	0円（522万円）

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

(3) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）による援護

外地に終戦時まで引き続き6か月以上生活の本拠を有し、終戦日以降引き揚げてきた者又は死亡した者の遺族に、給付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

◎ 処理状況

受付件数0件(35,703件)、認定件数0件(35,470件)、取下件数0件（233件）、支給金額0円（6億8,604万8千円）となっている。

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

(4) 引揚者等に対する特別交付金支給法（昭和42年法律第114号）による援護

外地に終戦時まで引き続き1年以上生活の本拠を有し、終戦日以降引き揚げてきた者又は死亡した者の遺族に、特別交付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

◎ 処理状況

受付件数0件（37,394件）、認定件数0件(28,381件)、他都道府県送付件数0件(8,953件)、取下件数0件(60件)、支給金額0円（32億3,826万4千円）となっている。

※（）内は平成23年3月31日現在までの累計

## 5 中国帰国者等の援護

(1) 中国等からの帰国者の状況

昭和47年9月29日の日中国交回復以後、戦後中国に残留した日本人の帰国が逐次行われている。しかし、平成23年3月31日現在、厚生労働省統計によると、孤児が264名等が中国に残って居住している。

また、平成元年度からはロシア連邦のサハリン等からも残留日本人の帰国が行われている。

本県における帰国の状況は、次のとおりである。

第17表 永住帰国者 (各年度3月31日現在)

区分	年度	S47～H18	19	20	21	22	計
中国	世帯	91	2	0	0	0	93
	人員	487	8	0	0	0	495
ロシア連邦	世帯	4	0	0	0	0	4
	人員	13	0	0	0	0	13

第18表 一時帰国者 (各年度3月31日現在)

区分	年度	S47～H18	19	20	21	22	計
中国	世帯	137	0	1	1	0	139
	人員	236	0	1	1	0	238
ロシア連邦	世帯	31	0	0	0	0	31
	人員	42	0	0	0	0	42

(2) 中国帰国者援護事業

国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う。

第19表 援助の状況

	区 分	金 額	備 考
国の援助	帰国旅費		
	1. 中国国内	実 費	厚生労働省→航空会社
	2. 航空運賃	”	
	帰郷旅費		
	1. 日本国内	実 費	厚生労働省→J R
自立支度金（1人当たり）			
	1. 大人	158,800円	18歳以上
	2. 小人	79,400円	18歳未満
県の援助	見舞金（1世帯当たり）	50,000円	
	帰郷支度金	3,800円	

(3) 中国残留邦人等生活支援事業

① 中国残留邦人等に対する支援給付

平成20年4月1日から、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定に基づき、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行うこととなり、生活支援給付、医療支援給付等の給付を行っている。

◎ 支援給付実績

第20表 支援給付対象世帯人員

区 分	22年度末実数
世帯数	3
人員数	3

第21表 各給付人員及び扶助費

区 分	人員	金額（千円）	構成比
生活支援給付	3	2,569	37.8%
住宅支援給付	2	424	6.2%
医療支援給付	3	3,762	55.3%
介護支援給付	1	48	0.7%
合 計	3	6,803	100.0%

② 中国残留邦人等支援・相談員の設置

支援給付の実施に当たり、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことで

安心した生活を送ることができるよう、中国残留邦人等に理解が深く、中国語が可能な支援・相談員を1名配置している。

平成22年度においては、支援・相談員による訪問8回（職員同行）のほか、中国語への翻訳、電話での相談等を行っている。

## 第12節 地域県民局地域健康福祉部

保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的な提供を図り、効果的、効率的な健康福祉行政を推進するため、平成14年4月に、それまで独立して設置されていた保健所、福祉事務所、児童相談所を県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約し、東地方、中南地方、三戸地方、西北地方、上北地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを新設した。センターには、総務企画室及び保健部、福祉部、こども相談部の1室3部を設置した。

また、平成18年4月からは、中南地方、三戸地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された中南地域、三八地域及び下北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。

さらに、平成19年4月からは、東地方、西北地方及び上北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された東青地域、西北地域及び上北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。

東青・中南・三八地域県民局地域健康福祉部には、保健総室、福祉総室及びこども相談総室の3室、西北・上北・下北地域県民局地域健康福祉部には、保健総室及び福祉こども総室の2室を設置している。

### 1 保健総室（保健所）

(1) 保健総室は、地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所としての業務のほか、地域健康福祉部の総合調整業務を行っている。

保健所としては、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として、地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること、栄養の改善及び食品衛生に関すること、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること、精神保健に関すること、エイズ・結核・性病・感染症その他の疾病の予防に関すること等の事務を所管している。

なお、平成6年7月に保健所法が地域保健法に改正されたことに伴い、従来保健所で行われていた保健サービスのうち、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスや一般的な栄養指導の事務は平成9年4月から市町村が実施しており、県の保健所の役割は精神・難病対策等の高度で専門的な保健サービスの提供や市町村相互間の連絡調整、市町村への技術的支援などに移っている。

また、平成18年10月1日に青森市が中核市となり、青森市保健所が設置された。

(2) 県内には県設置6か所及び青森市設置1か所、計7か所の保健所が設置されてい

る。

県の保健所は、より広域的・専門的・技術的な拠点としての機能強化を図るため、平成9年4月に、それまでの11保健所を8保健所1支所に再編した。

さらに平成14年4月には、福祉事務所及び児童相談所との組織統合を機に所管区域が2次保健医療圏に一致するよう、6保健所1支所に再編し、平成18年4月には支所を廃止し、各二次保健医療圏に1か所ずつの配置となった。

- (3) 地域健康福祉部の総合調整業務については、健康福祉対策の実施に係る企画・調整、健康福祉に関する情報の収集・活用・提供並びに部内の連絡調整及び連携等を所管している。

## 2 福祉総室又は福祉こども総室（福祉事務所）

- (1) 福祉総室・福祉こども総室は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉事務所として、生活保護、児童福祉、母子及び寡婦福祉並びに身体障害者及び知的障害者福祉に関わる事務を処理することを目的として設置されている。

具体的には、管内市町村の身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること、母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること、町村の区域の生活保護及び児童扶養手当に関すること等を所管している。さらに、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力に関する相談に応じている。

また、介護保険法による介護サービス及び老人福祉法、障害者自立支援法によるサービス利用等について、市町村への広域的調整、助言等を行っている。

- (2) 県内には県設置6か所、市設置10か所、計16か所の福祉事務所が設置されている。県設置の福祉事務所においては、保健・医療・福祉の連携強化のため、平成9年4月から所管区域を二次保健医療圏に一致するよう再編している。

## 3 こども相談総室又は福祉こども総室（児童相談所）

こども相談総室・福祉こども総室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所として、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

（事業の詳細は、こどもみらい課の事業概要参照）

## 第13節 県立保健大学の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健医療、福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学し、平成20年4月

に、県民の健康の増進と食育活動を担う人材を養成するため栄養学科を開設した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 名 称     | 青森県立保健大学  |
| (2) 位 置     | 青森市大字浜館字間瀬58-1  |
| (3) 学部及び学科  | 健康科学部看護学科<br>"    理学療法学科<br>"    社会福祉学科<br>"    栄養学科  |
| (4) 在 学 生   | 925名（平成22年度入学者223名）※平成23年5月1日現在   |
| 看 護 学 科     | 442名（入学定員100名、編入学定員10名）   |
| 理 学 療 法 学 科 | 131名（入学定員 30名、編入学定員 2名）   |
| 社 会 福 祉 学 科 | 220名（入学定員 50名、編入学定員 4名）   |
| 栄 養 学 科     | 132名（入学定員 30名、編入学定員 3名）   |
| (5) 学 位     | 学士（看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学）   |
| (6) 卒業後の資格  | 看 護 学 科 看護師及び保健師並びに助産師国家試験の受験資格付与<br><br>理 学 療 法 学 科 理学療法士国家試験の受験資格付与<br>社 会 福 祉 学 科 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与<br><br>栄 養 学 科 栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与 |

## 【大学院】

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に変更し、新たに博士後期課程を設置した。

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 研究科名    | 健康科学研究科                           |
| (2) 専 攻     | 健康科学専攻                            |
| (3) 課 程     | 博士前期課程（修業年限2年）<br>博士後期課程（修業年限3年）  |
| (4) 在 学 生   | 45名（定員52名） ※平成23年5月1日現在           |
| 博 士 前 期 課 程 | 21名（入学定員 20名）                     |
| 博 士 後 期 課 程 | 24名（入学定員 4名）                      |
| (5) そ の 他   | 土曜日、夜間開講など社会人が在職のまま修学できるよう配慮している。 |

## 第14節 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であるが、昭和62年4月より社会福祉法人の設立認可等の権限が厚生大臣から県知事に移譲されている。

地域福祉活動推進の中核組織である市町村社会福祉協議会の基盤強化を図るため、その法人化を促進し、平成4年度には県内全市町村の社会福祉協議会が法人化された。

また、平成16年度から市町村合併に伴う市町村社会福祉協議会の合併が進み、平成19年度末には社会福祉協議会数は40法人まで減少した。

なお、平成18年10月に青森市が中核市となったことに伴い、青森市に所在の社会福祉法人は青森市に移管となった。

第22表 社会福祉法人数・認可件数

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
社会福祉法人数 (21年度末現在)	40	1	0	375	416
東北厚生局からの移管件数 (22年度中)	0	0	0	1	1
設立認可件数 (22年度中)	0	0	0	3	3
解散認可件数 (22年度中)	0	0	0	0	0
合併認可件数 (22年度中)	0	0	0	1	1
社会福祉法人数 (22年度末現在)	40	1	0	378	419

## 第15節 保健師の配置状況等

### 1 保健師従事者数

県、市町村などの行政で働く保健師数は、平成23年4月1日現在、第22表のとおり467人である。また、病院診療所、事業所等で働く保健師は、平成20年12月末現在の業務従事者届によると第23表のとおり119人となっている。

県保健師数は第22表のとおり、平成23年度71人で年々減少しており、このうち本庁等に勤務している保健師は10人となっている。

平成23年度の県保健師の配置状況をみると、地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)に61人が配置されている。その他、本庁、精神保健福祉センター、つくしが丘病院に配置されている。

市町村保健師の配置状況をみると、昭和39年度に保健師の未設置の町村は29町村であったが、この充足に努めた結果、昭和46年11月で保健師未設置町村はすべ

て解消された。

また、保健分野以外（地域包括支援センター、高齢・障害福祉関係、病院の訪問看護、介護保険業務等）に従事する保健師数は、平成23年度は87人で昨年度に比べ3人減少している。

第23表 県・市町村保健師数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分 年 度	県 保 健 師			市 町 村 保 健 師		合 計 (人)
	地域健康福祉部内	駐 在	本庁等	派 遣	市町村	
6	105	25	11	3	250	394
7	104	24	13	-	279	420
8	102	24	14	-	295	435
9	118	-	19	-	317	454
10	114	-	20	-	338	472
11	116	-	16	-	362	494
12	116	-	16	-	371	503
13	111	-	19	-	375	505
14	109	-	17	-	372	498
15	99	-	19	-	379	497
16	98	-	15	-	371	484
17	91	-	15	-	373	479
18	83	-	16	-	379	478
19	71	-	15	-	383	469
20	67	-	12	-	389	468
21	67	-	11	-	388	466
22	63	-	10	-	397	470
23	61	-	10	-	396	467

第24表 青森県保健師数

保健福祉行政保健師数：平成22年4月1日現在 健康福祉政策課調べ  
 その他の保健師数：平成20年12月末現在の保健師、助産師、看護師、准看護師業務  
 従事者届による。

区分	保健福祉行政保健師			行政機関以外従事保健師					合計	
	県保健師	市保町健村師	小計	事業所	病診療・所	介護施設保等險	その他	小計		
東青森地域管内	青森市		40	40	20	8	4	25	57	97
	平内町		7	7					0	7
	外ヶ浜町		8	8			1		1	9
	今別町		3	3					0	3
	蓬田村		3	3			1		1	4
	県保健所	8		8					0	8
	県本庁等	10		10					0	10
	小計	18	61	79	20	8	6	25	59	138
中南部地域管内	弘前市		30	30	2	3	3	9	17	47
	西目屋村		2	2					0	2
	板柳町		7	7			2		2	9
	黒石市		12	12		1		1	2	14
	藤崎町		9	9			1		1	10
	大鰐町		6	6					0	6
	平川市		13	13			1		1	14
	田舎館村		4	4					0	4
	県保健所	12		12					0	12
	小計	12	83	95	2	4	7	10	23	118
三八地域管内	八戸市		32	32	6	4	3	6	19	51
	おいらせ町		8	8					0	8
	三戸町		6	6			1		1	7
	五戸町		6	6		1			1	7
	田子町		7	7					0	7
	南部町		14	14					0	14
	階上町		7	7					0	7
	新郷村		3	3					0	3
	県保健所	11		11					0	11
小計	11	83	94	6	5	4	6	21	115	

\*介護保険施設等には、介護老人保健施設、居宅サービス、社会福祉施設（老人、児童等）を含む。

\*その他には、看護学校、研究機関、その他を含む。

区分 市町村別		保健福祉行政保健師			行政機関以外従事保健師					合計
		県保健師	市保町 健村師	小計	事業所	病 診院 療・ 所	介 施護 設保 等險	そ の 他	小計	
西 北 県地 民域 局 管 内	五所川原市		20	20			1		1	21
	鯨ヶ沢町		6	6		1	1		2	8
	つがる市		19	19					0	19
	深浦町		7	7					0	7
	中泊町		7	7					0	7
	鶴田町		5	5					0	5
	県保健所	11		11					0	11
	小計	11	64	75	0	1	2	0	3	78
上 北 地 域 県 民 局 管 内	十和田市		22	22		1	1		2	24
	七戸町		10	10	1				1	11
	六戸町		4	4					0	4
	東北町		9	9					0	9
	三沢市		11	11	2				2	13
	野辺地町		6	6		1			1	7
	横浜町		4	4					0	4
	六ヶ所村		5	5		1			1	6
	県保健所	12		12					0	12
	小計	12	71	83	3	3	1	0	7	90
下 北 県地 民域 局 管 内	むつ市		19	19		1	1		2	22
	大間町		4	4			1		1	4
	東通村		5	5		2		1	3	8
	風間浦村		3	3					0	3
	佐井村		3	3					0	3
	県保健所	7		7					0	7
	小計	7	34	41	0	3	2	1	6	48
合計		71	396	467	31	24	22	42	119	586

## 2 保健師現任教育

県では、平成20年度末に作成した「青森県保健師活動指針」に基づき、県・市町村保健師を対象に行政に携わる保健師として、また公衆衛生看護の専門職として、経験年数に応じた効果的な活動を展開できるよう人材育成を図っている。

### (1) 県内研修

県本庁が主催した研修は、「段階別保健師研修」として初任期保健師研修、新任期保健師研修、中堅期保健師研修、リーダー期保健師研修、「機能別保健師研修」として看護実習指導者研修を実施し、保健師の資質の向上を図った。

地域県民局地域健康福祉部保健総室では、市町村・施設等の地域保健関係者を対象に健康な地域づくりを目的とした「地域保健関係者研修」を計54回実施し、各分野の関係者が専門的知識や技術を共通に学び、包括的な保健福祉サービスが提供できるよう資質の向上を図った。

また、管内市町村の1年目及び5年目までの初任期、新任期保健師を対象に、「初任期保健師及び新任期保健師研修会」をそれぞれ年2～5回開催し、地域保健活動を展開するための基本的な知識及び技術の習得を図った。

### (2) 県外研修

地域県民局地域健康福祉部保健総室の保健師を対象に、国立保健医療科学院での研修、全国保健師長研修会、日本公衆衛生学会、全国地域保健師学術研究会等に派遣し、保健師の資質の向上を図った。

## 第16節 社会福祉審議会を開催状況

平成22年度は、審議会を1回、民生委員審査専門分科会を3回、身体障害者福祉専門分科会審査部会を1回（書面審査7回）、児童福祉専門分科会のうち里親審査部会を2回、児童処遇部会を1回開催した。

## 第17節 社会福祉施設等指導監査の実施

社会福祉施設の利用者は、養護に欠ける児童、介護や人権の保護が必要な高齢者、障害者等であり、その施設の運営には、公的経費が充当されていること等、社会福祉施設及びそれを運営する社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であることから、社会福祉法及び福祉関係法令等に基づき、適正な運営が求められている。

このため、県では、「指導監査要綱」を定め、運営管理、利用者処遇、会計経理等の状況について指導監査を実施している。

指導監査の実施に当たっては、広域的な調整、施設の指導等の一元的な推進及び地域の事情に密着したきめ細かな指導体制を推進するため、県立施設、大型法人など本庁が所管する施設を除き、地域県民局へ委任している。

指導監査は、法人・施設の運営が法令、通知等に基づき適正に行われているか確認を

行う「監査」と、法人・施設の抱えている課題や問題点を解決するための助言や健全で安定した運営が行われるよう誘導していく「指導」を併せて行うことを基本としている。

また、地域・在宅福祉への積極的な関わりなどについて指導するとともに経験の浅い法人・施設に対して指導・助言を行い運営が適正に行われるよう努めている。

## 1 指導監査の対象

社会福祉施設等及びこれを経営する社会福祉法人

## 2 実施にあたっての重点事項（平成22年度重点事項）

- (1) 法人運営の適正化の推進
  - ア 自己評価を含む福祉サービスの評価とその向上
  - イ 監事監査の充実
  - ウ 支出の根拠となる規程の整備
- (2) 施設等運営の適正化の推進
  - ア 内部牽制体制の確立
  - イ 労働基準法等に即応した規程の整備
- (3) 適切な利用者処遇の確保
  - ア 苦情解決体制の整備
  - イ 感染症等対策の強化
  - ウ 施設での事故防止対策の強化
  - エ 入所者預り金の適切な管理
- (4) 経理事務の適正化の推進
  - ア 契約手続きの遵守
  - イ 予算（補正予算）編成の適正化
  - ウ 未収金、未払金等の債権債務の適正管理
  - エ 役員等の私的な支払の防止

### 3 実施状況

(実施率 %)

区分	施設の種別	H22地域県民局実施状況			H22本庁実施状況			H22地域県民局・本庁実施状況			H 23 年 度 実施計画数
		対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率	
生活保護施設	救護施設	1	0	0.0	2	2	100.0	3	2	66.7	1
老人福祉施設	養護老人ホーム	2	(1) 2	100.0	6	(3) 6	100.0	8	(4) 8	100.0	8
	特別養護老人ホーム	45	3	6.7	37	0	0.0	82	3	3.7	3
	軽費老人ホーム	9	(5) 8	88.9	11	(6) 11	100.0	20	(11) 19	95.0	20
児童福祉施設	保育所	324	(155) 324	100.0	58	(33) 58	100.0	382	(188) 382	100.0	382
	児童自立支援施設	0	0	—	1	1	100.0	1	1	100.0	1
	母子生活支援施設	1	(1) 1	100.0	2	(2) 2	100.0	3	(2) 3	100.0	3
	児童養護施設	1	(1) 1	100.0	5	(3) 5	100.0	6	(4) 6	100.0	6
	乳児院	3	(1) 3	100.0	0	0	—	3	(1) 3	100.0	3
	肢体不自由児施設	0	0	—	3	(1) 3	100.0	3	(1) 3	100.0	3
	知的障害児施設	4	(2) 4	100.0	3	(2) 3	100.0	7	(4) 7	100.0	7
	知的障害児通園施設	0	0	—	3	(2) 3	100.0	3	(2) 3	100.0	3
	情緒障害児短期治療施設	0	0	—	1	1	100.0	1	1	100.0	1
身体障害者更生支援施設	身体障害者療護施設	5	2	40.0	3	0	0.0	8	2	25.0	—
	身体障害者授産施設	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0	—
知的障害者支援施設	知的障害者更生施設	13	4	30.8	17	1	5.9	30	5	16.7	2
	知的障害者授産施設	13	3	23.1	3	0	0.0	16	3	18.8	3
	知的障害者通勤寮	0	0	—	0	0	—	0	0	—	—
	小規模通所授産施設	1	0	0.0	0	0	—	1	0	0.0	—
障害者支援施設		4	0	0.0	4	0	0.0	8	0	0.0	2

(実施率 %)

区分	施設の種別	H22地域県民局実施状況			H22本庁実施状況			H22地域県民局・本庁実施状況			H 23 年 度 実施計画数
		対 象 施設数	実施数	実施率	対 象 施設数	実施数	実施率	対 象 施設数	実施数	実施率	
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	0	0	—	6	(3) 6	100.0	6	(3) 6	100.0	4
	精神障害者授産施設(通所)	0	0	—	7	(5) 7	100.0	7	(5) 7	100.0	2
	精神障害者授産施設(入所)	0	0	—	2	2	100.0	2	2	100.0	1
	精神障害者福祉ホーム	0	0	—	4	(2) 4	100.0	4	(2) 4	100.0	3
合 計		427	(165) 355	83.1	179	(62) 115	64.2	606	(227) 470	77.6	458
社会福祉法人数		324	175	54.0	50	14	28.0	374	189	50.5	173

\* ( )は、書面監査の実施数で再掲。

\* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者自立支援法に基づく指導監査を省略することとしている。



がん・生活習慣病対策課



# 事業概要

## 第1節 健康づくり対策

### 1 「健康あおもり21」の推進

#### (1) 策定の趣旨

少子・高齢社会を迎え、すべての県民が健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、壮年期死亡の減少、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間（健康寿命）の延伸を図ることを目的として、生活習慣の改善に関する具体的な目標値を設定し、総合的な県民の健康づくり運動として推進していくために、青森県健康増進計画「健康あおもり21」を平成13年1月に策定した。

#### (2) 性格と役割

ア 青森県基本計画未来への挑戦「がんの克服をはじめとした健康寿命アップの推進」の実現に向けて、壮年期死亡者数等を減少させ、健康寿命の延伸を図る。

イ 健康の保持増進は、県民一人ひとりが自己の健康観に基づき主体的に取り組む必要があることから、こうした個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進する。

#### (3) 期間

運動の期間は、平成24年度までの12年間である（平成19年度に計画の見直しを行い、計画期間を2年延長した）。

#### (4) 基本方針

ア 一次予防の重視

イ 目標値・行動目標の設定と評価

健康づくり関係者が保健・医療に関する重要な課題を選択し、それぞれの課題に対して取り組むべき具体的な目標を設定し、目標達成のための諸施策の成果を評価し、その後の健康づくり運動に反映する。

ウ 健康づくり支援のための環境整備

行政関係者をはじめ、マスメディア、企業、学校、関係団体等と連携を図りながら、効果的に運動を推進する。

#### (5) 策定内容

「健康寿命の延伸」を目的とし、生活習慣病とこころの健康づくりに関する、9領域について目標値と行動目標等を設定した。

また、健康寿命に関する各種調査研究結果から、「喫煙防止対策」「肥満予防対策」「自殺予防対策」を重点項目とした。

- ① 栄養・食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ こころの健康づくり
- ④ たばこ
- ⑤ アルコール
- ⑥ 歯の健康

- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 循環器病
- ⑨ がん

#### (6) 推進体制

運動の推進にあたっては、広く関係者が協力して、継続的に運動を進めるために、「めざせ長寿作戦本部」を中核とした推進体制で進めている。

また、市町村においては、それぞれの市町村の健康課題に優先順位づけをし、その実践のための目標設定、目標達成のための具体的行動計画等を総合的に盛り込んだ市町村健康増進計画を策定し、推進している。

(推進組織と実施状況)

##### ① めざせ長寿作戦本部

県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進と、健康づくりに関する県民運動の展開を図るため、知事を本部長とし、健康づくりに関係する学識経験者、保健医療従事者、関係団体、行政関係者で構成される「健康あおもり21」推進の中核組織である。

##### ② 健康寿命アップ会議

作戦本部で示された基本指針に基づき、健康寿命に係る現状と課題の整理及び健康づくりについて、関係団体が共通の目的意識を持ち、継続的で協調のとれた実践的な運動推進について検討・実施する組織である。

<平成22年度の開催状況>

日 時 平成22年10月25日（火）13時～15時

出席者 23名

内 容 行政説明「健康あおもり21の概要」について

講話「青森県民の平均寿命アップのために」講師 中路重之会長

意見交換：県民の意識・知識レベル向上にむけた活動、子どもの頃からの教育の大切さ等の意見が出された。

##### ③ 健康寿命アップ計画推進委員会

「健康あおもり21」の推進状況の評価、健康（平均）寿命に係る課題の整理、現行施策の分析や評価方法等について検討する組織である。

<平成22年度の開催状況>

日 時 平成22年8月31日（火）15時～17時

出席者 25名

○全体会

内 容 行政説明「健康あおもり21の推進」について

・経過及び現状値等取組状況、最終評価に向けた調査について

○部会（栄養・運動）（糖尿病・循環器病）（がん・たばこ）（こころ・アルコール）（歯科）

意見交換：現状値の把握方法の確認及び追加項目の提案 など

#### (7) 評価指標の現状値の把握

平成24年度最終評価に向けて平成22年度は、「青森県県民健康・栄養調査」及び「歯科疾患実態調査」を実施した。

- ① 平成22年度青森県県民健康・栄養調査
  - ・調査内容：栄養摂取状況調査、生活習慣調査、身体状況調査（血液検査）
  - ・調査地区：12地区
  - ・被調査世帯・人数：338世帯・851人
- ② 歯科疾患実態調査
  - ・調査内容：歯の健診及び歯の健康に関するアンケート
  - ・調査地区：12地区
  - ・被調査世帯・人員：338世帯・319人

(8) 総合的地域診断手法定着事業

地域保健に係る様々な情報を総合的に捉えて地域を診断し、複雑多様化する健康課題に対応した的確で効果的な健康施策を推進するため、特定健診・特定保健指導データの集計・分析を行う補助ツールを作成するとともに、モデル市町村での試行を行い、地域診断の手法の確立と普及定着に向けた研修会等を実施した。

- ① 地域診断手法定着事業説明会 2回
- ② 地域診断手法定着事業に係る研修会 2回
- ③ 地域診断手法定着事業検討会 1回
- ④ モデル市町村（五所川原市、つがる市、平内町、東北町、田子町、田舎館村、風間浦村の7市町村）における特定健診・特定保健指導データの集計・分析の実施
- ⑤ 県によるモデル市町村支援
- ⑥ 健診・面談データ活用ツールの改訂

2 領域毎の事業の実施状況等

(1) 栄養・食生活

昭和40年代から市町村及び関係団体の協力の下に積極的に減塩対策を推進しており、食塩摂取量は減少傾向となっている。県民健康・栄養調査によると平成8年の県民一人1日あたりの食塩摂取量14.1gから、平成17年には11.0gとなり、目標とする10g未満に近づきつつある。

一方、朝食欠食率、肥満者出現率が高まる傾向にあることから、県民がバランスのよい食生活で、適正体重を維持できることを目指して、平成22年度は次の業務を実施した。

- ① 国民健康・栄養調査の実施
 

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて以下のとおり実施した。

  - ・調査内容：栄養摂取状況調査、生活習慣調査、身体状況調査（血液検査）
  - ・調査地区：1地区（つがる市）
  - ・被調査世帯・人員：24世帯、72人
- ② 健康増進法に係る食品表示の指導
 

健康増進法に基づく国の認可が必要な特別用途食品及び特定保健用食品、栄養表示基準や誇大表示の禁止について、食品表示に関わる他法担当部署と連携し、研修会の講師を務めたり、事業者への指導を行っている。また、住民に対

しては適切な栄養量の摂取等のために、栄養表示の活用を図るとともに、不足している栄養素の補完を目的とした活用にも努めてもらうこと等を周知している。青森市内の事業者に対する指導は青森市保健所が管轄している。

③ 外食栄養成分表示店定着促進事業

外食利用者の増加に伴い、県民が自らの食事量を管理して健康増進、肥満予防を図るために外食料理栄養成分表示店定着促進事業を実施している。

第1表 保健所別外食栄養成分表示店の状況 (平成23年3月末現在 単位：店)

保健所名	表示店数	表示店市町村内訳
東地方保健所	54	平内町4、外ヶ浜町5、蓬田村1 (青森市44)
弘前保健所	45	弘前市20、黒石市19、藤崎町1、田舎館村1、板柳町1、大鰐町3
八戸保健所	20	八戸市15、おいらせ町2、南部町2、五戸町1
五所川原保健所	12	五所川原市3、鶴田町2、つがる市2、深浦町3、鱒ヶ沢町1、中泊町1
上十三保健所	24	十和田市8、三沢市9、七戸町3、東北町2、野辺地町1、六戸町1
むつ保健所	36	むつ市27、大間町2、東通村2、佐井村3、風間浦村2
計	191	

※営業を廃止した店舗は計上していない。

④ 給食施設栄養管理指導

健康増進法により、保健所の栄養指導員が特定給食施設等の栄養管理について巡回指導、研修会を実施している。

青森市内の施設指導は青森市保健所が管轄している。

- ・巡回指導：対象施設数774か所、指導施設数277か所（指導率35.8%）  
概ね1回50食以上または1日100食以上の給食施設を対象
- ・研修会：回数11回 参加者数763人  
管理栄養士を置かなければいけない指定給食施設数14か所を対象

⑤ 市町村栄養改善業務支援事業

県民に対する一般的な栄養指導を担う市町村が、円滑に栄養改善事業を推進できるよう、市町村行政栄養士を対象としたスキルアップ研修会、保健所単位による市町村関係者の連絡調整会議・研修会を実施した。

また、保健所では市町村の栄養改善事業の支援を行っている。

スキルアップ研修会 実施回数：3回、参加者数：86人

連絡調整会議・研修会 実施回数：10回、参加者数：115人

⑥ 食生活改善推進員の組織育成・活動支援

食生活改善推進員は市町村単位の組織で活動しているが、県は県組織である青森県食生活改善推進員連絡協議会の活動を支援し、保健所は管轄市町村食生活改善推進員会が実施する事業が円滑に行われるよう、調整や助言、事業の支

援を行い、食生活改善推進員の資質の向上を図っている。

また、保健所は市町村が実施する食生活改善推進員の養成講座への支援も行っており、会員の確保にも努めている。

県では学童期のむし歯予防対策事業を青森県食生活改善推進員連絡協議会に委託した。

第2表 保健所単位食生活改善推進員数（平成23年4月1日現在 単位：人）

計	東地方	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	青森市
2,980	120	660	727	496	625	219	133

⑦ 市町村栄養士の配置状況（平成23年4月1日現在）

市町村の栄養改善業務を担う行政栄養士（臨時職員等を含む）は、28市町村に46名配置されている。このうち、正職員として管理栄養士が配置されている市町村は、14市町村となっている。

⑧ 栄養士・調理師養成施設状況（平成23年4月1日現在）

管理栄養士養成施設：1施設 入学定員30人（青森市1）

栄養士養成施設：4施設、入学定員270人（青森市1、弘前市3）

調理師養成施設：7施設、入学定員370人（昼間部350人、夜間部20人）

（青森市3、弘前市1、八戸市2、おいらせ町1）

（2）身体活動・運動

本県は、全国に比べて肥満者の出現率が高い状況にあり、肥満は動脈硬化、心臓病、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の発症と深く関係をもっていることから、運動習慣を広く県民に普及し、肥満の解消と健康増進を図ることが重要である。

子どもころの生活習慣は継続しやすく、また、妊娠・出産・子育ての時期は、親は子どものために行動変容しやすい時期であることに着目し、子と親という2世代を対象とした肥満予防（歩育（運動）・食育（食事））に向けた重点的な取組を行い、適切な生活習慣の親子を増加させるため市町村・地域・関係機関が連携しながら取り組んでいくための環境整備を進めていくことを目的に次の事業を実施した。

① 保育所・幼稚園（栄養士未配置）における給食を通じた食育支援

栄養士未配置の保育所・幼稚園に対し、栄養士を派遣して食育の支援を行う。

（青森県栄養士会に委託）

・実施回数：52回

② 保育所・幼稚園を対象とした歩育等運動指導研修会

・実施回数：7回

・受講延人数：312人

③ 歩育事例の普及

歩育に関する取組を実施した事例について、県ホームページに掲載するとともに、県内保育所・幼稚園に周知した。

(3) たばこ

たばこは、肺がん等多くの疾患の危険因子であり、喫煙者だけでなく周囲の非喫煙者にも被害を及ぼすことから、生活習慣病の予防意識と禁煙の普及啓発を図るため、各保健所において、小・中・高校生や事業所等を対象とする防煙・禁煙教室、地域住民、学校保健関係者及び職場の管理者等に対する研修会や検討会を実施し、喫煙による健康被害の知識の普及啓発を行った。

また、健康あおもり推進隊『空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）』推進事業として、県民の健康にとって良好な環境を提供するために、受動喫煙防止対策を実施している施設の認証制度を実施した。

- ① 防煙・禁煙教室 実施回数 13回（受講延人数 868人）
- ② 研修会・検討会 研修会実施回数 8回（受講延人数 990人）  
検討会実施回数 10回（受講延人数 104人）
- ③ 普及啓発活動 DVDやスモーカーライザー（呼気中一酸化炭素濃度測定器）等の教育媒体の貸し出し及びパンフレットの配布
- ④ 空気クリーン施設（空気もメジャー店含む）平成22年度認証施設件数 183件
- ⑤ 未成年者喫煙防止対策検討会

学校・地域関係者等が未成年者の喫煙防止に関するそれぞれの役割を認識し、取り組みを推進できるようなしくみづくりの場とする。

・実施回数： 2回 （委員数：15名）

第3表 空気クリーン施設（空気もメジャー店含む）認証施設件数

施設種別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	閉店等による登録除外	計
官公庁		20	19	24	1	3	7	13	4	83
文化施設		5	2	8	1	1	5	10		32
教育・保育施設		255	110	57	43	57	11	72	13	594
医療施設（機関）		66	263	42	158	89	72	49	20	717
福祉・介護施設		6	4	2	1	4	2	8		27
体育施設		4	2	11			1	5	2	21
事業所		4	19	11	9	4	3	8	7	51
飲食店	38	15	33	11	10	10	7	4	15	113
宿泊施設		1		1		1	1		2	2
その他の施設		7	13	9	5	11	7	6	2	56
タクシー								8		8
総計	38	383	465	176	228	180	116	183	65	1,704

⑥ 禁煙治療医療機関従事者研修会

禁煙治療を効果的に実施することが、禁煙の成功率につながることから看護師、医師等従事者全体に対する研修会を開催した。

実施回数： 1回

受講者数： 90名

⑦ 親子の喫煙防止推進事業

妊娠・出産のため禁煙した親が再び喫煙しないよう、新生児訪問を通じた適切な指導體制の整備を図るため、「新生児訪問に係る助産師・訪問看護師等研修会」を実施した。

・実施回数： 6回

・延参加者数： 161人

(4) 歯の健康

① 歯科保健の現状

本県の幼児や学童におけるむし歯有病者率は、年々、改善傾向にはあるが、依然として全国平均よりも高く、県民の生涯における歯の健康保持に影響を与えている。

また、障害者においては、その障害により、健常者と同等の歯科保健医療サービスが受けられない状況にある。

県では、このような現状の改善をめざし、市町村をはじめとする関係機関及び関係団体との連携のもとに、幼児期から老年期までライフステージ毎の歯科保健対策や障害児者に対する歯科保健対策の促進を図るとともに、各種基盤整備に努め、県民一人ひとりの「生涯を通じた歯の健康づくり」の推進を図っている。

第4表 幼児のむし歯有病者率の年次推移

(単位：%)

区分	青森県		全国	
	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児	3歳児
平成17年	4.79	44.03	3.07	28.01
平成18年	4.36	44.40	2.98	26.64
平成19年	4.11	40.16	2.84	25.86
平成20年	4.09	39.30	2.66	24.56
平成21年	3.47	37.49	2.53	22.96

② 歯科保健事業の実施状況

ア 歯科保健対策事業

むし歯予防及び「8020（ハチマルニイマル）運動」の普及啓発を目的とし、市町村や関係団体の協力のもと、全県的に「歯の衛生週間」を実施するとともに、「母と子のよい歯のコンクール」や「よい歯のシニア・コンテスト」を開催し、優秀者の表彰を行った。

また、県内歯科保健従事者の資質の向上と歯科保健活動の充実を図るため、歯科保健指導者研修会を開催した。

○歯の衛生週間：平成22年6月4日～10日

パンフレット・新聞広告等による普及啓発

歯科健康診査、健康相談、歯科保健指導、講演等の実施

○母と子のよい歯のコンクール参加者数：母子159組

表彰者数：最優秀賞1組、優秀賞2組、  
優良賞4組

○よい歯のシニア・コンテスト参加者数：15人

表彰者数：優秀賞5人（うち会長賞1人）、  
優良賞10人

○歯科保健指導者研修会参加者：72人

#### イ 8020運動推進特別事業

地域における8020運動の普及啓発と歯科保健対策の円滑な推進体制の整備を目的とし、青森県歯科医師会の協力を得て、以下の事業を実施した。

##### i 「歯周疾患対策事業」の実施（青森県歯科医師会に委託）

歯周疾患と糖尿病により発症した合併症との関係について調査を実施した。

また、歯周疾患と糖尿病性合併症との関連調査結果等を踏まえ、医学及び歯学それぞれの視点から研修会を開催した。

○事業内容：・歯周疾患対策検討委員会

開催回数：1回（委員数：9名）

・歯周疾患実態調査

調査対象者：152名

・医療従事者研修会

青森市で開催（参加者数：71名）

#### (5) アルコール

平成13年度県民健康調査によると、多量飲酒者（1日に平均純アルコールで60g（日本酒で約3合）を超えて飲酒する人）は、40代、50代の男性が目立っており、全国平均の約4倍（男性）と高率である。

アルコールは依存を形成し、肝障害、膵炎、糖尿病などの内臓障害のみならず、脳や精神・神経障害を引き起こすなど、重大な健康障害をもたらすことから、節度ある適度な飲酒の知識の普及をあらゆる機会をとらえて図っていく必要がある。

## 第2節 がん対策

### 1 がん検診の推進

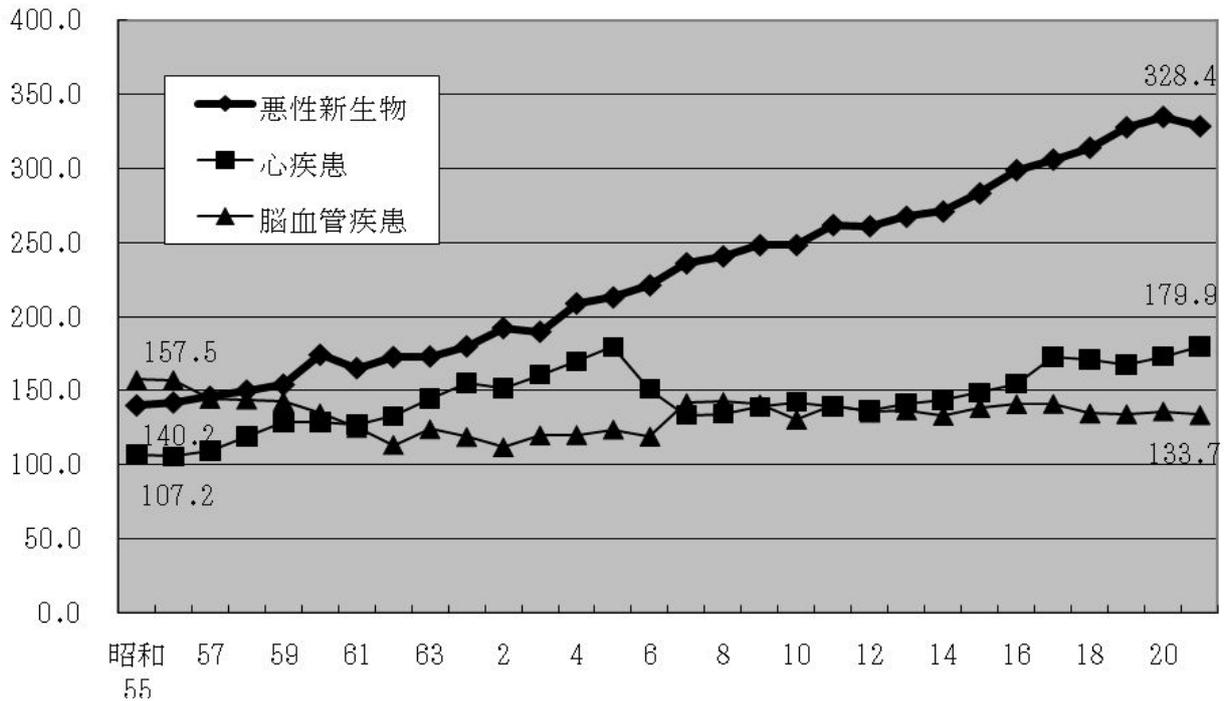
#### ①主要死因別にみた死亡の状況

本県の3大死因であるがん、脳血管疾患、心臓病のうち、がんについては昭和57年以降死亡原因の第1位となっており、以後も増加傾向が続いている。

また、75歳未満の年齢調整死亡率を全国と比較すると、本県は、男女計で人口10万人当たり98.4人（全国平均84.4人）と最も高い状況となっている。

第5表 本県における三大死因の死亡率の推移（厚生労働省人口動態統計）

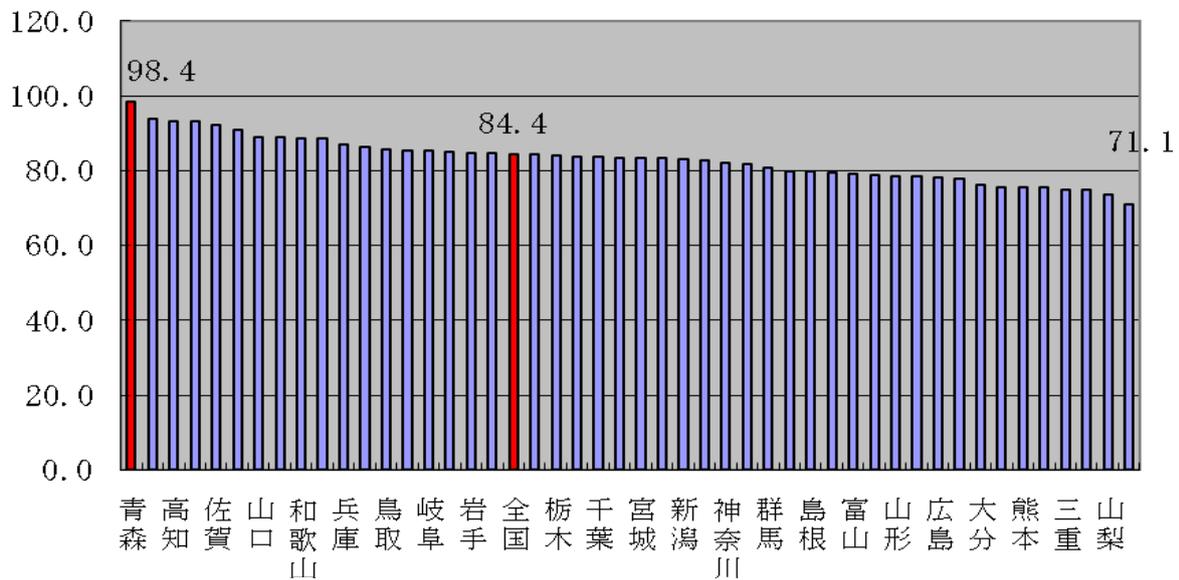
人口10万人対



第6表 平成21年がんの75歳未満年齢調整死亡率

((独) 国立がん研究センターがん対策情報センター75歳未満年齢調整死亡率)

人口10万人対



部位別男女別死亡率では、男が肺、胃、大腸（※）の順に、女は大腸、胃、肺の順に、死亡率が高い状況が続いている。

※結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を含む。（以下同じ）

第7表 がん（悪性新生物）の部位別男女別死亡率の推移（厚生労働省人口動態統計）  
 （死亡率は人口10万対、構成比はがんによる死亡者数に対する部位別死亡者数の割合）

部位	年次	17	18	19	20	21	構成比%	
							男女別	計
肺	男	91.6	90.1	96.1	94.8	99.8	23.8	19.1
	女	23.6	26.3	31.9	30.2	29.8	12.0	
大腸	男	47.5	51.6	55.2	59.4	55.7	13.3	14.3
	女	37.4	39.5	37.7	43.4	39.1	15.8	
胃	男	65.2	63.4	71.0	65.8	67.0	16.0	14.8
	女	29.8	32.0	35.6	32.8	32.1	13.0	
肝臓	男	37.0	37.0	35.6	35.4	35.0	8.3	7.3
	女	16.8	16.0	18.3	19.9	14.4	5.8	
膵臓	男	25.7	26.6	31.5	30.2	26.3	6.3	7.8
	女	21.1	20.3	25.1	26.3	25.1	10.1	
食道	男	19.8	20.3	20.7	19.8	20.6	4.9	3.3
	女	2.0	2.1	2.4	2.0	2.3	0.9	
子宮	女	8.2	9.1	8.5	10.1	9.7	3.9	1.6
乳房	女	17.1	21.6	20.6	20.3	19.2	7.8	3.1
その他	男	113.9	109.2	110.8	118.2	115.6	27.4	28.7
	女	64.8	71.6	64.6	70.8	75.6	30.7	
合計	男	400.7	398.2	420.9	423.6	420.0	100.0	100.0
	女	220.8	238.5	244.7	255.8	247.3	100.0	

がん検診の受診状況については、平成21年度より「女性特有のがん検診推進事業」が開始となったことにより、子宮がん及び乳がんの受診者数が伸びている。

胃、大腸のがん検診は、受診者数及び受診率とも漸減傾向にあるが、平成21年度の受診率の全国順位は、それぞれ3位、4位となっている。

第8表 がん検診受診状況（厚生労働省地域保健・健康増進事業報告）

区 分		年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	21受診率 全国順位
胃 が ん	受診人員		102,047人	99,619人	98,355人	93,254人	94,930人	3位
	受診率		26.3%	25.5%	24.6%	21.8%	21.9%	
子宮がん	受診人員		44,453人	43,314人	43,765人	41,232人	51,811人	17位
	受診率		33.6%	26.2%	26.5%	23.6%	25.8%	
肺 が ん	受診人員		114,612人	106,479人	107,406人	93,924人	96,911人	19位
	受診率		29.6%	27.4%	26.9%	22.0%	22.4%	
乳 が ん	受診人員		35,406人	33,062人	35,045人	22,951人	31,284人	21位
	受診率		31.6%	26.7%	27.1%	20.3%	18.8%	
大腸がん	受診人員		114,409人	116,053人	118,717人	112,021人	114,717人	4位
	受診率		29.3%	29.5%	29.4%	26.0%	26.3%	

（※全国順位は、数値の大きい順）

## ②がん検診の周知

- ア がん検診受診率向上に向けた広報資料の配付
  - ・「がん検診のススメ」 20,000部を配布
  - ・「がんを知ろう」 30,000部を配布
- イ テレビ広報
  - がん予防について
    - ・RAB「活彩あおもり」
    - ・平成22年3月6日 7:45～8:00
- ウ がんを知る展の開催
  - ・パネル展示、乳がん触診体験コーナーの設置
  - ・来場者2,077人

## 2 がん医療等対策

### (1) がん診療連携拠点病院機能強化事業

がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関との緊密な連携体制の構築、院内がん登録事業の整備・充実、地域の医療従事者に対する研修など、地域におけるがん診療連携拠点としての機能の充実を図るための事業を行う。

なお、現在、県内では6か所（県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院、三沢市立三沢病院、むつ総合病院、十和田市立中央病院）が、がん診療連携拠点病院として指定されている。

### (2) がん情報サービス構築事業

がんに関する正しい知識を広く県民に情報発信するために必要な、がん医療機能情報やがん相談等に関するデータベースを構築し、県民自らが、がんと闘えるシステムの一つとして開設した、がん情報サイト「青森県がん情報サービス」の充実を図る。

### (3) がん登録促進事業

がんの罹患率や生存率など、がん対策の評価及び企画立案にとって重要なデータとなるがん登録の充実を図るため、がん登録実務者研修の実施等を行う。

## 3 肝炎対策

国内最大の感染症である肝炎について、平成20年度から肝炎治療医療費助成制度を創設するとともに、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みを構築するため、医療機関での無料肝炎検査事業を実施している。

なお、平成22年度から核酸アナログ製剤による治療が新たに助成対象となった。

第9表 肝炎治療医療費助成補助実施状況 (単位：件)

年次	20	21	22
認定件数	475	290	568

第10表 無料肝炎ウイルス検査事業実施状況（ただし青森市実施分を除く）  
（単位：人、件）

年 度	検査件数 (実人数)	B 型		C 型	
		検査件数	陽性件数	検査件数	陽性の可能性が極めて 高いと判定された件数
20	588	555	8	581	16
21	542	534	8	538	13
22	396	389	7	390	13

### 第3節 がん以外の生活習慣病対策

がん、心疾患、脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病による死亡は、総死亡の約6割を占める。また、糖尿病は、網膜症や腎症等の合併症の要因となるうえ、脳血管疾患や心疾患などの危険因子ともなる。これら4疾病は、平成19年に施行された改正医療法により、医療計画において、医療連携体制を構築することとなった。

#### 1 脳卒中対策

本県の脳血管疾患による死因のうち約6割は脳梗塞、次いで脳内出血、くも膜下出血の順となっている。（厚生労働省人口動態統計）これら脳卒中は、救急対応の必要な疾患であり、特に発症後早期の治療が重要となるため、発症早期から脳卒中の専門的医療が提供できる体制の構築が求められている。併せて、脳卒中についての正しい知識の普及や食生活・運動等生活習慣の改善に向けた啓発活動を行うこととしている。

#### 2 心疾患対策

本県では、毎年約2,500人が心疾患で死亡しており、そのうち約3割が急性心筋梗塞による死亡となっている。

急性心筋梗塞は、高血圧、高脂血症、喫煙、糖尿病等が原因となる動脈硬化により、その危険性が高まることから、発症予防のためには生活習慣の改善と適切な治療管理が重要である。

そのため、県民が急性心筋梗塞の予防や兆候について正しく理解し、発作時に適切な対応をとることができるよう普及啓発を行うほか、急性期病院とその他の医療機関との連携を促進するため、医療の連携充実強化や再発防止につながる対策を進めていくこととしている。

#### 3 糖尿病対策

平成18年度糖尿病調査によると、青森県の糖尿病患者は、全国に比べ血糖コントロールがよくない人が多く、糖尿病発症後や血糖コントロールが不良になってから、生活習慣を改善したり糖尿病の知識を増やす場合が多い。糖尿病の発症予防や合併症予防のためには生涯を通じて良好な生活習慣の継続が大切であることから、子どものころから望ましい生活習慣を獲得できるよう親子で楽しむ運動メニューの普及や保健

教材による啓発を行ってきた。

また、糖尿病を発症した人が、その症状に応じた最適な専門治療を切れ目なく受けられるために、糖尿病を専門的に治療できる医療機関と一般診療所との間において患者の紹介・逆紹介が円滑に行われるような、糖尿病に関する病診・診診連携システムの構築を進めることとしている。



# 医 療 薬 務 課



# 事 業 概 要

## 第 1 節 保健医療計画

高齢社会の進展に伴う医療需要の増大と多様化に対応し地域で体系的な保健医療体制を整備するため、昭和60年12月の医療法の一部改正により都道府県に医療計画の策定が義務付けられた。本県では医療法に基づく医療計画として平成元年4月に「青森県保健医療計画」を策定し、以後、数次の見直しを行いながら医療体制の整備を図ってきた。

しかし、急速な少子高齢社会の到来や生活習慣病の増加、深刻な医師不足など、我が国の保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、安全で質の高い医療の確保が強く求められるようになったことから、国では平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を公布し、医療法等関係法令の改正を行った。

改正医療法では、医療圏や基準病床数の設定という従来の量的な体制整備に加え、「医療機能の分化・連携」と「患者の視点に立った分かりやすい計画であること」を重視した医療計画へと大きく転換されている。特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの生活習慣病と、救急医療、災害医療、周産期医療、へき地医療、小児医療（小児救急を含む）の5分野（以下「4疾病5事業」という。）については、それぞれ具体的な医療連携体制を構築し、医療機能の分化と連携を推進することが必要とされた。また、改正医療法では疾病分野毎の柔軟な医療連携の構築が可能となり、二次医療圏毎の計画策定が必須ではなくなった。

こうしたことから、平成20年7月に「青森県保健医療計画」を見直すとともに、平成3年12月以降策定していた二次医療圏毎の計画を廃止し、県計画の中で地域における疾病分野毎の医療体制の確保を図ることとした。

現行計画は平成24年度までの5カ年計画で、行政機関・保健医療関係機関・県民等が保健医療に関する取組を進める際の基本指針として、改正医療法に基づく4疾病5事業の具体的な医療連携体制を示し、その推進を図ることとしたほか、包括ケアの推進や医師確保対策について詳細に記載し保健医療体制の確保・充実を図っている。

なお、基準病床数について、5年毎に定めるという医療法の規定に従い、平成17年3月の設定から5年を経過する平成21年度において見直しを行い、当該計画を変更し、平成22年4月から施行されている。

## 第2節 医療機関等の設置状況等

### 1. 病院及び診療所の状況

平成22年10月1日現在における県内の医療施設数は、下記のとおりである。

第1表 病院、診療所（年次別）

（各年10月1日現在）

年	区 分		病 院	一般診療所	歯科診療所	合 計
	人 口	全 国(21)				
14			110	974	571	1,655
15			109	972	568	1,649
16			108	976	578	1,662
17			109	972	575	1,656
18			109	976	580	1,665
19			106	969	579	1,654
20			105	938	570	1,613
21			104	936	570	1,610
22			104	—	—	—
		全国(21)	8,739	99,635	68,097	176,471
人 口	全 国(21)		6.9	78.1	53.4	138.4
10万対	青森県(21)		7.5	67.9	41.3	116.7

注：平成22年の一般診療所・歯科診療所については集計中である。

資料 「医療施設調査」（厚生労働省）

### 2. 病床状況

平成13年3月「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、「その他の病床」（療養型病床を含む。）を一般病床と療養病床に区分することとし、平成15年8月31日までの経過措置として、区分を未届けの病床については経過的旧その他の病床として区分することとなった。

第2表 病院、診療所の病床数

(各年10月1日現在)

区分 年	病院の病床数								一般診療所の 病床数	
	総数	病床種別内訳						一般診療所の 病床数		
		療養病床	一般病床	経過的旧その他の病床		精神病床	結核病床			感染症病床
				旧療養型 (再掲)						
	床	床	床	床	床	床	床	床	床	
14	20,061	1,516	5,374	8,134	979	4,646	377	14	5,628	
15	19,686	2,815	11,997	-	-	4,648	206	20	5,327	
16	19,632	2,982	11,738	-	-	4,694	198	20	5,190	
17	19,453	3,022	11,529	-	-	4,749	133	20	4,704	
18	19,292	3,054	11,404	-	-	4,702	112	20	4,559	
19	18,998	2,951	11,283	-	-	4,632	112	20	4,375	
20	18,879	2,841	11,287	-	-	4,619	112	20	3,981	
21	18,654	2,829	11,108	-	-	4,585	112	20	3,843	
全国(21)	1,601,476	336,273	906,401	-	-	348,121	8,924	1,757	141,817	
人口 10 万対	全国 (21)	1,256.0	263.7	710.8	-	-	273.0	7.0	1.4	111.2
	青森県 (21)	1,352.7	205.1	805.5	-	-	332.5	8.1	1.5	278.8

資料「医療施設調査」(厚生労働省)

第3-1表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内訳			
		その他の病床等	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 13	82.1	81.5	89.9	22.0	0.1
14	81.6	80.6	89.6	21.9	0.2
15	82.3	80.8	89.9	25.8	0.2

注：「その他の病床等」とは、療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床の合計を示す。

第3-2表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内訳				
		療養病床	一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 16	81.6	91.7	77.7	88.0	23.3	0.1
17	82.0	92.0	78.1	87.1	28.6	-
18	80.9	89.8	76.5	87.2	32.3	0.1
19	79.4	89.3	75.0	85.7	22.9	0.0
20	79.5	90.1	74.8	86.1	25.3	0.0
21	79.5	91.4	74.0	87.3	21.4	0.0
全国(21)	81.6	91.2	75.4	89.9	37.1	2.8

資料「病院報告」(厚生労働省)

### 第3節 医師等の従事状況

本県における医師をはじめとする医療従事者は、平成20年末現在で医師が2,563人、歯科医師が789人となっている。

しかし、全国平均との比較では、医師、歯科医師とも低い充足状況にある。

#### 1. 医師、歯科医師の推移

医師数は、昭和59年には1,938人であったが、平成20年には2,563人へと、625人、32.2%増加している。

歯科医師数は、昭和59年には501人であったが、平成20年には789人へと、288人、57.5%増加している。(第4表参照)

第4表 医師・歯科医師(実数・人口10万対)、年次別 (各年12月末現在)

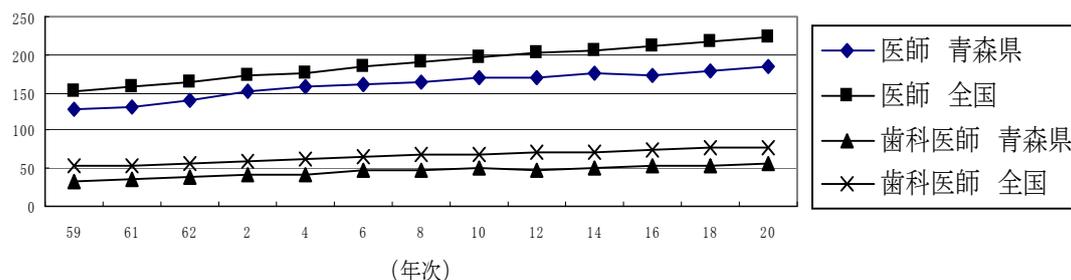
年次	医 師				歯 科 医 師			
	青 森 県		全 国		青 森 県		全 国	
	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対
昭和59	1,938	126.7	181,101	150.6	501	32.7	63,145	52.2
61	2,000	131.6	191,346	157.3	548	36.1	66,797	54.9
63	2,120	140.5	201,658	164.2	569	37.7	70,572	57.5
平成2	2,296	153.0	211,797	171.3	614	41.4	74,028	59.9
4	2,331	158.4	219,704	176.5	634	43.1	77,416	62.2
6	2,377	161.6	230,519	184.4	681	46.3	81,055	64.8
8	2,432	164.1	240,908	191.4	708	47.8	85,518	67.9
10	2,487	168.3	248,611	196.6	730	49.4	88,061	69.6
12	2,516	170.5	255,792	201.5	717	48.6	90,857	71.6
14	2,564	174.5	262,687	206.1	758	51.6	92,874	72.9
16	2,522	173.7	270,371	211.7	757	52.1	95,197	74.6
18	2,561	180.0	277,927	217.5	777	54.6	97,198	76.1
20	2,563	184.1	286,699	224.5	789	56.7	99,426	77.9

注：従業地別による確定数

これを人口10万対で全国平均と比較すると、医師については、昭和62年以降は較差が縮小傾向にあったものの、平成6年からは再び較差が拡大した。

歯科医師については、昭和59年時には、19.5ポイント差であったが、それ以降較差が拡大し、平成20年には21.2ポイントの較差が生じた。(図1参照)

図1 医師・歯科医師の推移



## 2. 医師、歯科医師の地域分布

医師の地域分布については、津軽地域が人口10万対で287.5で最も多く、青森地域の188.8がこれに次いでいる。西北五地域100.5、上十三地域120.7、下北地域140.7は、県平均184.1を大きく下回っている。

歯科医師については、津軽地域の66.7が最も多く、青森地域の61.3がこれに次いでいる。(第5表参照)

第5表 医師・歯科医師数 (実数、人口10万対)

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
医 師	総 数	2,522	173.7	2,561	180.0	2,563	184.1
	津 軽 地 域	901	264.9	883	280.5	888	287.5
	八 戸 地 域	557	158.1	570	164.8	563	165.6
	青 森 地 域	576	177.9	634	187.9	625	188.8
	西 北 五 地 域	160	102.8	162	105.8	149	100.5
	上 十 三 地 域	224	115.6	213	112.3	225	120.7
	下 北 地 域	104	122.4	99	120.0	113	140.7
歯 科 医 師	総 数	757	52.1	777	54.6	789	56.7
	津 軽 地 域	203	59.7	195	61.9	206	66.7
	八 戸 地 域	170	48.2	191	55.2	185	54.4
	青 森 地 域	199	61.5	202	59.9	203	61.3
	西 北 五 地 域	69	44.3	66	43.1	65	43.8
	上 十 三 地 域	83	42.8	92	48.5	94	50.4
	下 北 地 域	33	38.8	31	37.6	36	44.8

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

## 第4節 医療施設等指導監督

### 1. 病院医療監視

医療法に基づく病院医療監視の状況は次のとおりである。

第6表 医療監視の状況

区 分	対 象 病 院 数	実 施 件 数	監 視 率 (%)
平成14年度	110	108	98.2
平成15年度	110	108	98.2
平成16年度	108	108	100.0
平成17年度	109	107	98.2
平成18年度	109	109	100.0
平成19年度	106	106	100.0
平成20年度	105	105	100.0
平成21年度	104	104	100.0
平成22年度	104	108	103.8

## 2. 病院開設許可等

医療法に基づく病院の開設許可等の状況は次のとおりである。

第7表 病院開設許可等

区	分	開 設 許 可	使 用 許 可
平成	14	4	71
	15	0	78
	16	7	40
	17	6	45
	18	4	63
	19	7	64
	20	0	43
	21	1	42
	22	1	55

## 3. 公益法人

公益法人の設立状況は次のとおりである。

第8表 公益法人

(平成22年度末)

区	分	社 団	財 団	計
病 院 事 業 を 行 う 公 益 法 人		4	9	13
病院事業以外の事業を行う公益法人		23	3	26

## 4. 医療法人

医療法人の設立状況は次のとおりである。

第9表 医療法人

(平成22年度末)

圏 域 名	医 療 法 人 数		
	社 団	財 団	計
青 森 地 域	54	2	56
津 軽 地 域	85		85
八 戸 地 域	109	2	111
西 北 五 地 域	22		22
上 十 三 地 域	51		51
下 北 地 域	11		11
計	332	4	336

## 第5節 救急医療対策

救急医療を確保するため、昭和56年12月から青森県地域保健医療対策協議会の中に救急医療対策専門部会を設け、今後の救急医療体制の在り方等について検討している。

### 1. 救急医療体制の現況

#### (1) 救急認定医療関係

「救急病院等を定める省令」に基づき救急病院及び救急診療所を認定しているが、平成23年4月1日現在、53施設(病院50、診療所3)となっている。

第10表 救急認定医療機関 (平成23年4月1日現在)

開設者 区分	独立行政 法人等	県立	市町村・一 部事務組合	日赤	私立	計
病院	4	1	25	1	19	50
診療所					3	3

#### (2) 休日夜間急患センター

休日又は夜間における初期救急患者の診療を確保するために、休日夜間急患センターが次のとおり設置されている。

第11表 休日夜間急患センター (平成23年4月1日現在)

名称	開設者	開設年月日	診療科	診療時間
青森市 急病センター	青森市	S 53. 9. 11	内科 外科 小児科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時
弘前市急患診療所	弘前市	S 51. 12. 24 (S 61. 12. 7 移転)	内科 小児科	休日 10時～16時 毎夜間 19時00分～ 22時30分
八戸市休日 夜間急病診療所	八戸市	S 60. 11. 1	内科 小児科 外科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時

## (3) 在宅当番医制

休日夜間急患センターと同じく休日又は夜間における初期の救急患者の診療を確保するため、地区医師会の協力を得て在宅当番医制が次のとおり実施されている。

第12表 在宅当番医制

(平成23年4月1日現在)

実施場所	実施主体	実施年月	診療科	診療時間
青森市	青森市医師会	S 53. 1	内科 婦人科 外科 整形外科 眼科	休日 9時～13時 毎夜間 18時～23時
弘前市	弘前市医師会	S 51. 12	眼科  耳鼻咽喉科	日曜日 10時～16時 年末・年始
八戸市	八戸市医師会	S 35. 7	内科 外科 整形外科 小児科	休日 9時～18時 19時～23時 毎夜間 19時～23時
黒石市	南黒医師会	S 53. 4	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、耳鼻 咽喉科、整形外科	休日 9時～16時30分
五所川原市	北五医師会	S 52. 10 (H16. 4～9除く)	内科、整形外科、小 児科、婦人科	休日 9時～17時
十和田市	上十三医師会	S 52. 10	内科系、外科系	休日 9時～17時
三沢市		S 55. 1	内科、外科、婦人科、 小児科	
むつ市	むつ下北医師会	S 55. 12	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、脳神 経外科、整形外科、 耳鼻科、泌尿器科	休日 19時～22時

(4) 病院群輪番制病院

初期救急医療体制である休日夜間急患センター及び在宅当番医制の後方体制として、入院又は手術を必要とする比較的重症な患者の診療を確保するため第二次救急医療体制としての病院群輪番制方式が、次のとおり実施されている。

第13表 病院群輪番制

【救急病院】計20病院

(平成23年4月1日現在)

地域名	実施年月日	参加病院	診療科	診療日及び診療時間
青森地域	S 55.6.1	青森県立中央病院 青森市民病院 医療法人 近藤病院 青森保健生活協同組合あおもり協立病院	内科系 外科系	毎夜間 16時45分～ 翌朝8時30分 休日 8時～翌朝8時
津軽地域	S 54.2.19	独立行政法人国立病院機構 弘前病院 弘前市立病院 津軽保健生活協同組合 健生病院 医療法人弘愛会 弘愛会病院 弘前小野病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
八戸地域	S 60.11.1	八戸市立市民病院 八戸赤十字病院(日赤) 医療法人豊仁会 八戸城北病院 財団法人シルバーリハビリテーション協会 八戸西病院 労働者健康福祉機構 青森労災病院	内科系 外科系	毎夜間 16時30分～ 翌朝8時30分 休日 8時～ 翌朝8時30分
西北五地域	H 10.4.1	国民健康保険 五所川原市立西北中央病院 医療法人白生会 胃腸病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
上十三地域	S 56.9.1	十和田市立中央病院 中部上北広域事業組合 公立七戸病院 三沢市立三沢病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
下北地域	S 57.6.1	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～ 翌朝8時30分 休日 8時30分～ 翌朝8時30分

(5) 救命救急センター

第一次救急医療体制及び第二次救急医療体制の後方体制として、重篤な救急患者の救命医療を確保するため県立中央病院(昭和56年9月)及び八戸市立市民病院(平成9年9月)に救命救急センターを併設している。

また、弘前大学医学部附属病院に昭和53年10月1日に救急部を設け、救命救急センターに準じた運営を行ってきたが、平成22年7月1日から高度救命救急センターとして運用開始している。

(6) 救急医療情報システム

救急医療活動の円滑な推進と医療資源の効率的な活用を図るための救急医療情報システムが、昭和61年11月1日から青森地域、津軽地域及び八戸地域において、また、昭和62年11月1日から西北五地域、上十三地域及び下北地域についてそれぞれ整備を終え、全県で運用している。また、平成15年11月のシステム更新に伴い、現在は県内の全医療機関の基礎情報を提供している。

なお、平成21年度における救急医療情報システムの内容は、次のとおりである。

(第14表、第15表、第16表)

第14表 端末設置台数

(単位：台)

区 分	デスク型及びノート型					モバイル型 (携帯型)	備 考
	消 防 機 関	医 療 機 関	周産期 機 関	その他	計		
計	14	112	19	1	146	15	
青森地域	1	38	4	1	44	4	青森市及び東津軽郡（平内町を除く。）
津軽地域	4	23	5	0	32	3	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡及び板柳町
八戸地域	1	27	5	0	33	2	八戸市、三戸郡及びおいらせ町
西北五地域	3	9	2	0	14	2	五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡（板柳町を除く。）
上十三地域	4	12	2	0	18	2	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）及び平内町
下北地域	1	3	1	0	5	2	むつ市、下北郡

注：上表のほか、青森県医師会館に管理統計資料の作成等に使用するキーボード・プリンターが設置されている。

第15表 医療機関応需率(年平均)

(単位：%)

区 分	青森地域	津軽地域	八戸地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
休日(10時)	47	40	44	42	66	84
平日(10時)	61	53	65	59	77	84
平均	54	47	55	51	72	84

注：1. 医療機関応需率は、それぞれの時刻において、次の算式により算出したものである。

$$\frac{\text{応需可能診療科目数}}{\text{延登録診療科目数}} \times 100$$

2. 数値は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平均値であり、平成21年度救急医療情報システム統計資料年報（青森県医師会作成）による。

#### (7) 基幹・地域災害拠点病院

災害時において24時間対応可能な緊急体制を確保するため、①2次保健医療圏を単位に、災害時における救命救急医療の提供、被災地への救護チームの派遣、応急用医療資器材の備蓄など、災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害拠点病院」及び②全県を単位に、研修機能をも有する「基幹災害拠点病院」を指定している。

第16表 基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院指定状況

NO	区分	2次保健医療圏名	医療機関名	病床数	ヘリポートの状況		
					敷地内外	区分	病院からの距離
1	基幹		青森県立中央病院	705	内	-	-
2	地域	青森地域	青森市民病院	538	外	臨時	2km
3	地域	津軽地域	弘前市立病院	250	外	臨時	2km
4	地域	津軽地域	黒石市国保黒石病院	290	外	臨時	300m
5	地域	八戸地域	八戸市立市民病院	584	内	-	-
6	地域	西北五地域	国保五所川原市立西北中央病院	476	外	臨時	800m
7	地域	上十三地域	十和田市立中央病院	479	外	臨時	200m
8	地域	下北地域	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	483	外	臨時	2.5km

(指定年月日 平成9年8月29日)

※ 地域災害拠点病院については、圏域内500床を目途に確保することとし、津軽地域保健医療圏では2病院を指定した。

(8) 緊急被ばく医療対策

① 原子力施設に係る緊急被ばく医療施設等整備

原子力災害発生時における緊急被ばく医療活動を行うため必要な資機材等を整備している。

② 緊急被ばく医療体制の検討等

緊急被ばく医療に係る情報共有と意見交換を行うため、「青森県緊急被ばく医療対策専門部会」を開催している。

③ 人材育成等

専門機関が実施する各種研修会等に、緊急被ばく医療関係者を派遣するとともに、青森県原子力防災訓練の一部として、緊急被ばく医療訓練を実施し、緊急被ばく医療関係者の資質向上を図っている。

(9) 小児救急電話相談事業

休日・夜間の保護者の不安を軽減するとともに、二次救急病院等基幹病院の負担を軽減するため、小児救急医療に関する電話相談事業を平成18年12月2日から実施している。

(10) ドクターヘリ運航事業

本県における救命率の向上、後遺障害の軽減等を図ることを目的として、平成21年3月25日より、八戸市立市民病院を運航病院として、ドクターヘリの運航を開始した。

第17表 ドクターヘリ運航実績（H22. 4. 1～H23. 3. 31）

出動要請	不出動	出 動			
		患者接触	要請元 キャンセル	途中帰投	小 計
394件	42件	333件	14件	5件	352件

※「不出動」の理由…天候不良、運用時間外（日没間際等）の要請、重複要請

※「途中帰投」の理由…天候不良等

## 第6節 周産期医療対策

乳児死亡率等の改善に向け、本県における周産期医療体制の整備・充実を図るための総合的な取り組みを推進している。

### 1. 青森県周産期医療システムの運営

「青森県周産期医療システム」は、限られた周産期医療資源を効果的に活用することにより、すべての妊産婦や新生児が必要とする医療を速やかに受けることができる環境を整えることを目的として、県内の周産期医療関係者の合意の下に、本県の周産期医療体制の目指すべき方向性を示し、施設間の連携と役割分担の仕組みを明確化したものである。

システムの円滑な運営を図るため下記の事業を行うこととしている。

- (1) 周産期医療協議会の開催
- (2) 周産期医療ネットワーク事業
  - ①周産期医療情報システムの維持運営
  - ②地域周産期母子医療センターへのネットワーク運営費補助
- (3) 専門相談事業
  - ①総合周産期母子医療センター専門相談
  - ②周産期医療に関する普及啓発・情報提供
- (4) 周産期医療システム調査研究事業
  - ①新生児死亡・母体死亡登録管理事業
  - ②母体・胎児、新生児搬送状況調査

### 2. ドクターカーの運営

総合周産期母子医療センターにドクターカーを配置し、遠隔地からの重症例の搬送、新生児担当医・産科医の不足等に対応している。また、同センターの病床の有効利用を図るため、軽快した患者の転院搬送に活用する。

## 第7節 地域医療サービスの向上

### 医療安全支援センター

医療に関する患者や家族等の苦情・心配・相談の迅速な対応や、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備を図ることにより医療の安全と信頼を高め、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的とし、平成16年5月20日、医療薬務課内に医療安全支援センターを設立した。

「医療相談」は、医療安全支援センターと各保健所で対応している。

第18表 医療相談件数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	247	205	274	208	268	236

## 第8節 試験免許の実施

准看護師、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施している。

また、厚生労働省免許（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士）交付申請等の進達関係事務を行っている。

第19表 平成22年度准看護師試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
准看護師	23. 2. 15	543	536	509	95.0

第20表 平成22年度知事免許交付関係事務処理状況

区分	免許交付件数	籍訂正・書換件数	再交付件数	抹消件数	計
准看護師	365	281	107	17	770

第21表 平成22年度登録販売者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
登録販売者	22. 8. 25	574	565	257	44.8

登録販売者試験とは、一般用医薬品のうち第2類医薬品及び第3類医薬品に係る情報提供を行うことができる資質を有しているかを確認するために薬事法第36条の4第1項の規定に基づき都道府県知事が実施している試験であり、試験に合格し都道府県へ登録した者は薬局、店舗販売業において上記医薬品に係る情報提供を行うことができる。

第22表 平成22年毒物劇物取扱者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
一般	22. 9. 2	162	156	83	53.2
農業用	22. 9. 2	124	118	28	23.7
特定品目	22. 9. 2	1	1	0	0.0

毒物劇物取扱者試験は、毒物及び劇物取締法第7条に係る毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所等において、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止にあたる者となるための試験であり、同法第8条第1項に基づき実施している。

## 第9節 医師確保対策

### 1. 自治医科大学生の入学、卒業及びへき地医療従事状況

へき地医療に従事する医師を養成するため、昭和47年2月都道府県が共同で自治医科大学を設立したところであるが、本県からの入学生等の状況は次のとおりである。

第23表 入学生及び卒業生の状況 (単位：人)

年度	～12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
入学生	65	2	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2	91
卒業生	53	2	2	2	3	2	2	2	3	2	3	2	78

※23年度卒業生は、現6年生の数である。

第24表 自治医科大学卒業医師の勤務先等の状況 (平成23年5月1日現在)

勤務先等	人員(人)	勤務先等	人員(人)
むつ総合病院	2	三戸中央病院	3
国保大間病院	7	国保田子診療所	1
国保外ヶ浜中央病院	3	六ヶ所村国保尾駁診療所	1
国保小泊診療所	1	研修等	9
		計	27

### 2. 医師修学資金貸与制度の実施

県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者で将来県内に医師として勤務しようとする者に対する修学資金制度を実施している。修学生の状況は次のとおりである。

第25表 医師修学資金貸与制度の実績

事業名	区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	累計
青森県医師修学資金貸与事業 (H11年度～)	新規被貸与者		10人	4人	3人	3人	3人	2人	1人	78人
	継続被貸与者		41	45	39	32	26	21	15	
	計		51	49	42	35	29	23	16	
青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助 (H17年度～)	弘前大学医学部(通常入学特別枠)		—	10	14	19	24	28	29	
	新規被貸与者		—	10	5	5	5	5	5	35
	継続被貸与者		—	—	9	14	19	23	24	
	弘前大学医学部(通常入学一般枠)		—	13	22	32	48	59	79	
	新規被貸与者		—	13	9	10	16	13	20	81
	継続被貸与者		—	—	13	22	32	46	59	
	弘前大学医学部(学士枠)		—	3	8	12	16	20	24	
	新規被貸与者		—	3	5	5	5	5	9	32
	継続被貸与者		—	—	3	7	11	15	15	
	計		—	26	44	63	88	107	132	
新規被貸与者		—	26	19	20	26	23	34	148	
継続被貸与者		—	—	25	43	62	84	98		

※ 弘前大学医学部生を対象とした「青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助」の実施に伴い、「青森県医師修学資金貸与事業」は平成17年度の新規分から県外医学部・医科大学に在学する本県出身者を対象としている。

### 3. あおもり地域医療・医師支援機構の設置、運営

県外からのU I ターン医師等が安心して県内自治体医療機関に勤務できるよう自治体医療機関への配置調整や支援機能を有する「あおもり地域医療・医師支援機構」を平成17年9月25日に設置したところである。

機構登録医師数（平成23年5月1日現在）72名

### 4. 医師臨床研修対策

医師法の改正により、平成16年度から、医師に医師免許取得後2年間の臨床研修が義務付けられた。

青森県では、平成23年4月1日現在、13病院において医師臨床研修が実施されている。

県は、医師臨床研修の充実強化を図るため、医師臨床研修病院等で構成する青森県医師臨床研修対策協議会が実施する事業の事業費の一部を助成し、本協議会の運営を支援している。

#### (1) 医師臨床研修医確保対策事業

##### ① 青森県医師臨床研修指定病院合同説明会の開催

- ・弘前会場 平成22年5月 1日 弘前市総合学習センター（弘前市）
- ・大阪会場 平成22年7月 4日 インテックス大阪
- ・東京会場 平成22年7月18日 東京ビッグサイト
- ・福岡会場 平成23年2月13日 福岡国際会議場

##### ② 青森県の医師臨床研修ホームページの作成

#### (2) 医師臨床研修指導医養成講習会

医師臨床研修指導医ワークショップの開催

- ・平成22年7月24日～25日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前
- ・平成23年1月 8日～ 9日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前

第26表 青森県の臨床研修病院数と臨床研修医数（平成23年4月1日現在）

年度		17	18	19	20	21	22	23
臨床研修病院数		12	12	12	12	13	13	13
臨床研修医数	1年次	51	50	53	63	62	66	70
	2年次	56	51	50	53	63	63	64
	計	107	101	103	116	125	129	134

## 第10節 看護従事者対策

平成22年12月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第5次）」に基づき、看護職員の確保と資質の向上について推進することとしている。

### 1. 看護従事者数の推移

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の届出による隔年12月末現在の就業状況は第28表のとおりである。

平成20年12月末現在の就業者数は、17,855人であり、職種別に見ると保健師601人、助産師299人、看護師10,701人、准看護師6,254人である。

就業状況の推移を年次別で見ると、保健師、看護師においては、年々増加しており、昭和50年に比べ保健師は2.0倍、看護師は4.6倍の就業者数となっている。助産師は産科医療機関の減少に伴い、年々減少している。また、准看護師は平成20年に初めて前回の調査を下回った。

なお看護師、准看護師の割合は、昭和53年を境に逆転し、看護師の占める割合は准看護師を上回っている。

第27表 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数（年次別）（人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
平成10年度	516	354	7,745	5,812	14,427
12	608	368	8,446	5,951	15,373
14	581	302	8,723	6,043	15,649
16	556	333	9,267	6,102	16,258
18	589	301	10,170	6,417	17,477
20	601	299	10,701	6,254	17,855

## (1) 地域別就業状況

県内各地域の就業保健師、助産師、看護師、准看護師の状況は、第29表のとおりである。

保健師の地域分布については、下北地域が10万対で63.5で最も多く、西北五地域の56.0がこれに次いでいる。助産師については、津軽地域が31.1で最も多く、八戸地域の23.2がこれに次いでいる。看護師については、津軽地域の915.1が最も多く西北五地域、上十三地域、下北地域では県平均を下回っている。准看護師についても、津軽地域が495.1と最も多く、上十三地域の473.0がこれに次いでいる。

第28表 地域別就業状況（実数、人口10万対）

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
保 健 師	津 軽 地 域	126	36.8	121	38.4	124	40.2
	八 戸 地 域	118	33.3	119	34.4	119	35.0
	青 森 地 域	95	29.1	129	38.2	132	39.9
	西北五地域	78	49.6	81	52.9	83	56.0
	上十三地域	92	47.1	95	50.1	92	49.3
	下北地域	47	54.7	44	53.3	51	63.5
	総 数	556	38.0	589	41.4	601	43.2
	全 国	39,195	30.7	40,191	31.5	43,446	34.0
助 産 師	津 軽 地 域	90	26.3	97	30.8	96	31.1
	八 戸 地 域	85	24.0	73	21.1	79	23.2
	青 森 地 域	79	24.2	76	22.5	76	23.0
	西北五地域	24	15.2	16	10.5	20	13.5
	上十三地域	37	19.9	22	11.6	14	7.5
	下北地域	16	18.6	17	20.6	14	17.4
	総 数	333	22.8	301	21.2	299	21.5
	全 国	25,257	19.8	25,775	20.2	27,789	21.8
看 護 師	津 軽 地 域	2,613	763.8	2,658	844.4	2,826	915.1
	八 戸 地 域	2,402	678.3	2,662	769.5	2,853	839.2
	青 森 地 域	2,189	672.3	2,606	772.5	2,724	823.0
	西北五地域	680	432.6	720	470.3	720	485.4
	上十三地域	958	491.2	1,063	560.2	1,095	587.2
	下北地域	425	494.7	461	558.7	483	601.5
	総 数	9,267	634.7	10,170	714.7	10,701	768.8
	全 国	760,221	595.4	811,972	635.5	877,182	687.0
准 看 護 師	津 軽 地 域	1,535	448.7	1,590	505.1	1,529	495.1
	八 戸 地 域	1,414	399.3	1,437	415.4	1,437	422.7
	青 森 地 域	1,370	420.7	1,501	444.9	1,468	443.5
	西北五地域	630	400.8	682	445.5	654	440.9
	上十三地域	876	449.1	909	479.1	882	473.0
	下北地域	277	322.4	298	361.2	284	353.7
	総 数	6,102	417.9	6,417	450.6	6,254	449.3
	全 国	385,960	302.3	382,149	299.1	375,042	293.7

※県人口は推計人口（10月1日）を使用。

(2) 就業場所別就業状況

助産師、看護師、准看護師の就業場所別推移は第30表のとおりである。

平成20年末の助産師は、病院73.6%、診療所19.7%、養成所5.0%の就業割合となっている。

看護師は、病院71.7%、診療所11.7%であり、8割強が医療機関勤務となっている。

また、准看護師は病院33.3%、診療所39.4%、介護老人保健施設19.4%となっている。

第29表 就業場所推移

[助産師]

(各12月末現在)

年次	養成所	病院	診療所	助産所			保健所	その他	計
				開設者	従事	出張			
平成									
12	16	297	22	10	1	2	1	19	368
14	15	225	34	8	—	6	—	12	302
16	19	253	40	5	—	5	1	10	333
18	15	233	38	6		3	2	4	301
20	15	220	45	2		2	1	14	299

[看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問看護ステーション	その他	計
平成								
12	133	(272) 6,605	(9) 833	5	(7) 184	265	(18) 421	(306) 8,446
14	(4) 165	(302) 6,672	(9) 892	—	(11) 430	(3) 287	(9) 277	(338) 8,723
16	(5) 136	(336) 7,090	(14) 980	—	(16) 532	(2) 228	(10) 301	(383) 9,267
18	(7) 198	(372) 7,314	(16) 1,210	5	(22) 819	(2) 315	(9) 309	(428) 10,170
20	(11) 222	(427) 7,681	(13) 1,254	4	(25) 714	(6) 336	(12) 490	(494) 10,701

[准看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問介護ステーション	その他	計
平成								
12	—	(233) 2,605	(69) 2,416	3	(21) 349	(2) 71	(52) 507	(377) 5,951
14	—	(239) 2,454	(39) 2,502	—	(36) 741	(2) 73	(39) 273	(355) 6,043
16	2	(234) 2,332	(44) 2,429	—	(56) 983	(2) 67	(34) 289	(370) 6,102
18	1	(236) 2,135	(68) 2,514	—	(96) 1,436	(2) 105	(14) 226	(416) 6,417
20	—	(248) 2,085	(45) 2,461	1	(74) 1,216	(5) 111	(24) 380	(396) 6,254

※ ( ) は男性の再掲

## 2. 看護師等学校養成所

平成22年4月現在の県内学校養成所の一学年定員数は、保健師・看護師統合カリキュラム280人(助産師課程の19人を含む)、助産師課程19人、短期大学(3年)160人、看護師3年課程90人、看護師2年課程290人(うち通信制100人)、5年一貫課程80人、准看護師課程240人であり、養成比率は看護師78.9%、准看護師21.1%となっている。

第30表 学校・養成所の一学年定員数

(平成22年4月現在)

区分	助産師		看護師										准看護師		定員 合計		
			保健師・看護師統合 カリキュラム		短期大学		3年課程		2年課程		5年一貫 課程		2年課程				
			校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員		校数	定員
国立大学 法人	(1)	(9)	1	80 〔10〕													80
学校法人			2	100	2	160						1	40				300
独立行政法人 国立病院機構							1	40									40
県立	(1)	(10)	1	100 〔10〕								1	40				140
市町村立									3	130							130
医師会立									1	40				3	170		210
その他							1	50	2	120				3	70		390
計	(2)	(19)	4	280 〔20〕	2	160	2	90	6	290	2	80	6	240			1,140 〔20〕

※1 ( ) は大学の選択コース

※2 [ ] は3年編入定員

## 3. 看護職員確保対策

### (1) 修学資金貸与事業

県内における看護師等の定着を図るため、看護職員養成施設の在学生に対し、修学資金の貸与を行っている。貸与の状況は次のとおりである。

表31表 修学資金貸与人員

区分		年度					
		17	18	19	20	21	22
合計		82(人)	64(人)	58(人)	58(人)	55(人)	51(人)
新規	計	28	25	25	25	25	25
	保健師	0	0	0	0	0	0
	助産師	0	0	0	0	0	0
	看護師	15	13	13	13	13	13
継続	准看護師	13	12	12	12	12	12
	計	54	39	33	33	30	26
	看護師	41	26	22	21	18	17
	准看護師	13	13	11	12	12	9

(2) 看護師等養成所運営費補助

看護師等養成所の教育内容の向上を図るため、看護師等養成所に対し、専任教員の  
人件費、生徒教材費等運営に必要な経費（国1/2、県1/2）の助成を行っている。

補助の状況は次のとおりである。

第32表 看護師等養成所運営費補助状況

平成	看護師 (3年課程)		看護師 (2年課程)						准看護師				計		
	全日制		全日制			定時制			公立		民間				
	民間		公立		民間		公立		民間		公立		民間		
	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校
17	1	15,675						2	20,028			6	50,693	9	86,396
18	1	16,424						2	20,005			6	51,026	9	87,455
19	1	16,944						2	20,005			6	50,962	9	87,911
20	1	17,053						2	20,053			6	51,020	9	88,126
21	1	17,143						2	20,024			6	51,107	9	88,274
22	1	17,304						2	20,009			6	51,468	9	88,781

(3) ナースセンター事業

未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に  
従事する者の資質の向上や訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の  
看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的に、社団法人青森県  
看護協会に委託し、ナースセンター事業を実施している。

(4) 現任教育

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な  
実習指導ができるように必要な知識・技術を習得することを目的に、社団法人青  
森県看護協会に委託し、保健師助産師看護師実習指導者講習会を実施している。

② 看護業務指導・支援事業

質の高い看護職員の養成のために、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」  
に基づき、看護師等養成施設の運営の指導を行っている。

## 第11節 へき地医療対策

### 1. へき地医療拠点病院の整備

道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化を考慮し県では、昭和50年度から広域市町村圏単位にへき地中核病院（平成15年度から「へき地医療拠点病院」に名称変更）の整備に努めてきたところであり、当該病院では、圏域内の無医地区等に対する巡回診療及びへき地診療所への医師派遣等の医療活動を毎年実施している。

第33表 へき地医療拠点病院の整備及び運営状況

指定 年度	へき地 医療拠点 病院名	開設主体	二 次 保健医療 圏 名	運 営 状 況 (22年度)				備 考
				へき地診療所等への医師派遣		巡 回 診 療		
				派遣先診療所	派遣回数	診 療 地 区	診療回数	
S50	ひ つ 総合病院	一部事務組 合下北医療 センター	下北地域	脇野沢診療所 牛滝診療所 計2地区	1回 12 13			
S52	三 戸 中央病院	三 戸 町	八戸地域			大平・泉地区 大舌地区 蛇沼地区 計3地区	15回 13 8 36	
S53	公 立 野辺地病院	北部上北広 域事務組合	上十三 地 域	千歳平診療所	35回	明神平地区	24回	
S56	鱒ヶ沢 町立 中央病院	鱒ヶ沢町	西北五 地 域			長平地区 深谷地区 細ヶ平地区 一ッ森地区 長慶平地区 計5地区	24回 12 12 24 24 96	
H17	外ヶ浜 中央病院	外ヶ浜町	青森地域	今別診療所	50回			
H17	大間病院	一部事務組 合下北医療センター	下北地域	福浦診療所	49回			

## 2. へき地診療所の整備及び運営状況

無医地区等における住民の医療を確保するため、人口が原則として1,000人以上で、かつ交通が不便な区域内にへき地診療所が整備、運営されているが、その状況は次のとおりである。

第34表 へき地診療所設置運営状況

医療圏	設置年度	診療所名	設置場所		設置者	運営状況(平成22年度)		備考
			市町村名	地区名		医師の常勤・非常勤の別	運営日数	
津軽	36	葛川診療所	平川市	葛川	平川市	常勤	235	
	41	早瀬野診療所	大鰐町	早瀬野	大鰐町	非常勤	12	
八戸	49	新郷診療所	新郷村	戸来	新郷村	常勤	277	
西北五	24	小泊診療所	中泊町	小泊	中泊町	常勤	242	
	30	市浦医科診療所	五所川原市	相内	五所川原市	常勤	243	
	43	関診療所	深浦町	関	深浦町	常勤	235	
	56	長平診療所	鱒ヶ沢町	長平	鱒ヶ沢町	非常勤	24	
上十三	52	十和田湖診療所	十和田市	十和田湖	十和田市	常勤	243	
	52	千歳平診療所	六ヶ所村	千歳平	六ヶ所村	常勤	238	
下北	35	脇野沢診療所	むつ市	脇野沢	一部事務組合下北医療センター	常勤	243	
	36	牛滝診療所	佐井村	牛滝	〃	非常勤	24	
	40	福浦診療所	〃	福浦	〃	非常勤	49	
	55	風間浦診療所	風間浦村	易国間	〃	常勤	242	

### 3. へき地医療対策補助

へき地医療対策事業の補助金として、へき地医療拠点病院運営費、へき地診療所運営費が交付されているが、その状況は次のとおりである。

第35表 へき地医療拠点病院運営費補助

(単位：千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
むつ総合病院	12,952	13,242	13,316	4,042	1,010
三戸中央病院	4,434	4,433	4,376	3,892	3,892
公立野辺地病院	3,275	3,417	3,240	3,203	3,126
鱒ヶ沢町立中央病院	18,179	19,106	18,682	13,170	11,727
外ヶ浜中央病院	1,899	2,018	965	293	762
大間病院	1,630	0	6,087	5,439	5,389
計	42,369	42,216	46,666	30,039	25,906

第36表 へき地診療所運営費補助

(単位：千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
診療所数	4カ所	3カ所	4カ所	4カ所	3カ所
補助額	6,587	4,600	6,640	5,613	12,468

#### 4. 無医地区及び無歯科医地区

無医地区等については5年毎に行われる全国調査で把握している（厚生労働省平成21年10月調査）が、無医地区数は35地区（無医地区に準じる地区11地区を含む。）、無歯科医地区数は26地区（無歯科医地区に準じる地区5地区を含む。）となっている。

第37表 無医地区及び無歯科医地区

##### <無医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	上十三地域	横浜町	明神平※	
		沖揚平※			大畑			六ヶ所村	二又
					川代				中志・内沼
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	下北地域	佐井村		磯谷
		沢田※			平			牛滝※	
					中崎			大佐井※	
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢	川目						
		第二松代※	古佐井※						
		長平	長後						
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鱒ヶ沢町	深谷		原田※		
		大舌			一ツ森	福浦※			
		横沢※			細ヶ平	矢越			
		大平・野沢平			深浦町	長慶平			
						松原			

※は無医地区に準じる地区である。

##### <無歯科医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名		
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	西北五地域	深浦町	長慶平		
		沖揚平※			大畑			下北地域	佐井村	松原
					川代					牛滝
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	長後				
		沢田※			平	福浦				
					中崎					
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢	第二松代※							
			長平							
			深谷							
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鱒ヶ沢町	一ツ森					
		大舌			細ヶ平					
		横沢※								
		大平・野沢平								

※は無歯科医地区に準じる地区である。

## 第12節 自治体病院機能再編成の推進

### 1. 自治体病院機能再編成の趣旨

県内に設置されている26か所の自治体病院（市町村立又は一部事務組合立）が抱えている医師の確保や経営の健全化などの課題解消を目的として、2次保健医療圏ごとの自治体病院機能再編成を推進するため、県主導による自治体病院機能再編成計画の策定などによる支援を行い、地域住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の構築を図る。

### 2. 自治体病院機能再編成計画策定の基本的な考え方

- (1) 圏域全体で地域医療を支えていくため、圏域を構成する市町村で広域運営体制を構築する。
- (2) 圏域内で脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図る。
- (3) 圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院を確保（創設）し、周辺の医療機関は中核病院との緊密な連携のもとに、回復期や慢性期を担う病院や初期医療を担う診療所に機能を転換し、在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。

### 3. 再編成の取組状況

公立病院等の再編・ネットワーク化の推進は医師確保対策の観点からも喫緊の課題となっており、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づく公立病院改革においても主要な柱の一つをなすものであり、再編等に係る計画の速やかな策定と着実な実現が期待されている。

平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、すべての公立病院において、平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定済みであり、県においては、各市町村の改革プランを参考にし、市町村と共に機能再編成を推進することとしている。

#### (1) 西北五圏域

西北五圏域においては、つがる西北五広域連合が平成21年3月に改訂した「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」に沿って、平成21年度には中核病院の基本設計、平成22年度には実施設計を行っており、平成23年度から建設工事に着手し、平成25年度中の開院を目指している。

県では、再編成計画の早期具体化を図るため、推進委員会における検討に参画するほか、平成21年度に策定した青森県地域医療再生計画（西北五圏域）に基づき、広域連合等が行う事業への補助、さらには中核病院建設経費への補助などにより、圏域の取組を支援する。

## (2) 下北圏域

下北圏域においては、むつ総合病院の機能強化、大畑・川内病院の診療所への転換、一部事務組合下北医療センターの機能再構築などを内容とする再編成計画を平成15年9月に策定した。

現在は、計画に基づき、一部事務組合下北医療センターが中心となって機能再編成を進めており、平成17年4月1日からは大畑病院が診療所に機能転換し、平成21年4月からは川内病院も入院病床を20床から19床に変更し、診療所化した。

## (3) 上十三圏域

既に圏域が独自に計画を策定している上十三圏域においては、平成13年に策定した計画を平成19年3月に見直ししており、現在は計画の具体化に向け取り組んでいる。

なお、機能再編成計画は策定済みであるものの、医師確保の問題や経営健全化の問題等を抱えていることから、県としても必要に応じ会議に参加するなど支援する。

## (4) 青森圏域・津軽圏域・八戸圏域

八戸圏域は計画未策定であるが、平成23年4月に八戸地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会を設置し、平成23年度中に再編計画の策定を目指していることから、県としても協議会等へ参画し、支援する。

その他、見直しが必要な青森圏域と、計画未策定の津軽圏域については、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることが急がれることから、計画策定に向けて、県としても引き続き必要な助言を行うなど支援する。

## 第13節 薬事衛生対策

### 1. 薬局及び医薬品販売業の許可

#### (1) 薬局等の許可施設数

平成23年3月31日現在、本県において許可を受けている薬局、医薬品販売業の数は、次のとおりである。

第38表 保健所別薬局・医薬品販売業等業者数

保健所名	医薬品等製造販売業		医薬品等製造業		修理医療機器	薬局	卸売	店舗	旧薬種商	特 例				既存配置	医療機器販売業賃貸業	
	専業	薬局	専業	薬局						一般	歯科	ガス	綿		高度管理	管理
東地方	1	20	2	20	31	163	66	38	2	2			9	169	546	
弘前	1	8	10	8	26	147	22	72	3		2	12	2	133	488	
八戸	1	22	6	22	20	134	28	79	2	7	0	15	16	156	508	
五所川原	1	2	1	2	1	49	3	37	0	1		3	19	34	169	
上十三		6	3	6	3	69	6	57	3	0		7	7	62	276	
むつ	1	5	2	5	4	21	4	22	0	4		2	1	33	117	
小計	5	63	24	63	85	583	129	305	10	14	2	39	4	587	2,104	
青森市								20		2	2	4	0			
合計	5	63	24	63	85	583	129	325	10	16	4	43	4	587	2,104	
備考	うち化粧品1 医療機器1		うち部外品2 化粧品3 医療機器8											県外業者62		

※店舗欄には、みなし店舗販売業を含む。

第39表 薬局等の施設数の推移（青森市保健所分を含む）

業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%
薬 局	549	0.5	562	2.4	564	0.4	574	1.8	583	1.6
一般販売業	145	△1.4	142	△2.1	138	△2.8	25	△81.9	18	△28.0
薬種商販売業	337	△2.0	326	△3.3	312	△4.3	264	△15.4	198	△25.0
卸売販売業	—	—	—	—	—	—	106	—	129	—
店舗販売業	—	—	—	—	—	—	50	—	104	—
計	1,031	△0.6	1,030	△0.1	1,014	△1.6	1,019	0.5	1,032	1.3

※平成20年度以前の一般販売業には、「卸売一般販売業」を含む。

※薬種商販売業には、「旧薬種商販売業」を含む。

#### (2) 医薬品製造業等

平成17年度から、新たな業態として製造販売業が追加となった。平成23年3月31日現在で、第2種医薬品製造販売業が4件、化粧品製造販売業が1件、薬局医薬品製造販

売業が63件となっている。

また、製造業については、医薬品製造業11件、薬局医薬品製造業63件、医薬部外品製造業2件、化粧品製造業3件、医療機器製造業8件となっている。

医薬品製造業の内訳は、医療用ガス製造8件、殺虫剤原料製造1件、消炎酵素剤原料製造1件、血液製剤製造1件となっている。

また、専業の医薬品製造業及び医療機器製造業の総生産額は、平成20年実績で約29,975百万円となっている。

## 2. 薬事監視指導

### (1) 薬事監視

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の無承認無許可品、不良品、不正表示品などの流通と不適正な販売を防止するため、通常監視、一斉監視及び集中監視を実施し、関係業者に対する指導を行っている。

薬事監視については、県の薬事監視員22名（医療薬務課5名、保健所17名）及び青森市保健所の薬事監視員2名の計24名を配置し、これに当たっている。平成22年度は、監視対象施設である1,876施設の41.5%に当たる779件の監視を行い、322件の違反を発見、その是正指導を行った。

違反の主なものは、管理者の実務管理の不良、毒薬劇薬の貯蔵陳列・保管方法等の不備、広告違反及び医療安全に係る手順書の未整備などであった。

なお、平成23年度においては、監視対象施設の40%以上の施設に対して監視を行うこととしている。

第40表 薬事監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分含む)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
監視対象数	1,912	1,951	1,972	1,858	1,876
監視件数(%)	766(40.1)	701(35.1)	764(38.7)	838(45.1)	779(41.5)
違反発見件数(%)	205(26.8)	235(33.5)	257(33.6)	247(29.5)	322(41.3)

第41表 業種別薬事監視状況

区 分	平成22年度実績				
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)
医薬品等製造販売業	5	3	60.0	1	33.3
医薬品等製造業	24	19	79.2	0	0.0
医療機器修理業	85	42	49.4	8	19.0
薬局医薬品製造業	63	14	22.2	0	0.0
薬 局	583	238	40.8	161	67.6
店舗販売業(みなし含む)	325	166	51.1	101	60.8
旧薬種商販売業	10	3	30.0	1	33.3
配置販売業	127	2	1.6	0	0.0
特例販売業	67	22	32.8	4	18.2
高度管理医療機器等販売賃貸業	587	270	46.0	46	17.0
計	1,876	779	41.5	322	41.3

## (2) 薬事関係者講習会開催状況

薬事関係者の資質の向上を図るため、業界団体が主催している講習会に講師を派遣して、薬事法等の趣旨の徹底に努めている。

平成22年度は、社団法人青森県薬剤師会各部会の開催する講習会に3回、社団法人青森県登録販売者協会の開催する講習会に2回、社団法人青森県医薬品配置協会の開催する講習会に3回、その他の団体に3回、それぞれに講師を派遣している。

平成23年度も前年同様講師を派遣し、関係法規の遵守、薬物乱用防止活動、献血制度などについて講演することとしている。

## 3. 医薬分業

昭和49年10月の診療報酬改正に伴う処方せん料の引き上げを契機として、保険薬局数、医薬分業率（処方せん受付率）とも順調に伸びてきており、本県の医薬分業率（処方せん受付率）は、平成21年度の実績で67.6%（全国平均60.7%）と47都道府県中11番目に高い実績となっている。

第42表 保険薬局数の推移

区 分	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
保険薬局数	537	552	555	564	569

第43表 医薬分業率(処方せん受付率)の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総処方せん枚数	9,174,540	9,199,739	9,492,458	9,309,191	9,278,799
処方せん受取率	61.0	62.2	64.1	65.9	67.7
同 全国平均	54.1	55.8	57.2	59.1	60.7

## 4. 医薬品の安全対策

### (1) 医薬品等安全性情報報告制度

医薬品の安全対策として、医薬品、医療用具等に起因すると思われる副作用情報、感染症情報、不具合情報等を広く収集するため、国においては医薬品安全性情報報告制度により、医薬品等の安全性に関する情報を収集しており、県でも、医療機関等に対して本制度の周知に努めている。

また、医薬品の安全性情報の伝達については、国の発行する「医薬品等安全性情報」等を医療関係者に周知するため、県医師会、県薬剤師会等を通じ関係者にこれを配布するなど、必要な情報の伝達に努めている。

### (2) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の安全対策は、薬務行政の重要課題であり、これまでも諸施策が講じられてきたところである。医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害が生じた場合に、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした医薬品副作用被害救済制度が設けられている。

### (3) 薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正薬事法が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、薬局も「医療提供施設」として、医薬品安全管理責任者の設置や医薬品の業務に係る医療安全確保のための指針策定などを行っている。県も薬局への薬事監視を実施し、情報提供及び指導に努めている。

## 5. 緊急治療ワクチンの備蓄と供給対策

ボツリヌス中毒症及びガスエソ病は、その治療のためには早急に治療用ワクチンを投与する必要がある。このため、県では、治療用ワクチンをあらかじめ国から購入し、備蓄している。備蓄本数は、ボツリヌス抗毒素A B E F型が6本、ガスエソ抗毒素が6本である。

なお、最近では平成13年度にガスエソ病患者1名が発生し、ガスエソ抗毒素3本を供給した。

## 6. 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業

県内で大規模災害が発生した場合に必要な医薬品と衛生材料の備蓄を、平成11年度から開始しており、県内6つの2次保健医療圏ごとに50の薬効分類の医薬品と12種類の衛生材料を備蓄している。

当該事業は、青森県医薬品卸組合と委託契約を締結し、県内7社の医薬品卸売業者の23営業所が参加している。

## 7. 毒物、劇物の取締対策

毒物及び劇物取締法において、人の健康を直接に害する作用の強い物質を毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の見地からその製造、販売、貯蔵、運搬等の取扱いについて指導を行っている。

毒物及び劇物の監視については、医療薬務課5名、保健所17名、計23名の毒物劇物監視委員を配置しこれに当たっている。平成22年度は、毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者934施設所中252施設について監視を実施したところ、39.7%にあたる100施設の違反を発見し、その是正の指導を行った。

違反内容の主なものは、毒物劇物の譲渡手続きの不備、毒物劇物取扱責任者の実務管理の不良、貯蔵方法の不備などであった。

なお、平成23年度においては、監視対象施設の40%の施設に対して監視を行うこととしている。

第44表 毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者(平成23年3月31日現在)

保健所名	毒物劇物製造業	毒物劇物販売業			業務上取扱者	特定毒物研究者	特定毒物使用者	計
		一般	農業用	特定				
東地方	0	6	7	0	0	3	1	17
弘前	4	100	93	10	9	3	2	221
八戸	4	132	79	15	7	4	3	244
五所川原	0	32	64	3	1	0	0	100
上十三	3	72	75	6	0	1	0	157
むつ	0	31	10	3	0	0	0	44
計	11	373	328	37	17	11	6	783
青森市	0	84	46	21	0	0	0	151
備考	うち輸入業1 (上十三)							

第45表 毒物劇物監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分を含む)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
監視対象数	996	976	971	962	934
監視件数(%)	288(28.9)	279(28.6)	400(41.2)	233(24.2)	252(27.0)
違反発見件数(%)	69(24.0)	83(29.7)	128(32.0)	83(35.6)	100(39.7)

第46表 業種別毒物劇物監視状況(青森市保健所分を含む)

区分	平成22年度実績					
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)	
製造業・輸入業	11	3	27.3	0	0.0	
販売業	一般	457	146	31.9	44	30.1
	農業用品目	374	93	24.9	50	53.8
	特定品目	58	9	15.5	5	55.6
業務上取扱者	17	0	0.0	0	0.0	
特定毒物研究者	11	1	9.1	1	100.0	
特定毒物使用者	6	0	0.0	0	0.0	
計	934	252	27.0	100	39.7	

## 8. 薬剤師確保対策事業

本県の医療機関や薬局に勤務する薬剤師は絶対数が不足しており、また、近年の医薬分業の進展に伴い、これらの施設において薬剤師を確保することが困難になっている。このため、薬剤師確保のために社団法人青森県薬剤師会と連携を図りながら、平成12年度から次のような事業を行っている。

- (1) 就職サポート情報紙（合併号）を作成し、本県出身の薬学生に提供する。
- (2) 本県出身者の多い大学に対し、薬剤師確保対策事業の説明と協力の要請を行う。

## 9. 麻薬及び覚せい剤の取締り対策

麻薬・覚せい剤は、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法によって所持、譲渡、譲受あるいは栽培等について、免許、指定等の規制がなされている。このため、医療薬務課に司法警察権を有する麻薬取締員4名を含む5名の監視員を、保健所には17名の監視員をそれぞれに配置し、立入検査及び指導取締りを行っている。

### (1) 麻薬診療施設等の数

平成23年3月31日現在の各保健所管内における麻薬診療施設等の数は、次のとおりである。

第47表 保健所別麻薬診療施設等数 (件)

種別 保健所	麻薬				覚せい剤		覚せい剤原料		大麻
	卸売	小売	診療施設	研究	施用機関	研究	取扱者	研究	研究
東地方	7	129	153(26)	3	1	4	7		2
弘前	5	106	147(27)	13	1		9		
八戸	6	120	117(27)				8		
五所川原	2	33	44(11)				2		
上十三	2	48	52(11)				2		
むつ	3	17	29(8)	2			2		
計	25	453	542(110)	18	2	4	30	0	2

※ 「診療施設」欄の（ ）内の値は、病院数の内数である。

### (2) 立入検査

#### ア. 麻薬関係

平成22年度は、対象業務所1,090施設中489施設について立入検査を実施したところ、26.0%にあたる127施設に違反が発見された。その内訳は麻薬帳簿への記載の不備、麻薬保管庫に麻薬以外のものが保管されていた等管理・保管に関する不備及び譲受証作成の不備が主なものである。

また、アンプルの破損、所在不明、無届廃棄等の麻薬事故等が63件発生し、うち20件について調査を実施した。

なお、平成23年度においては、対象業務所の50%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

第48表 麻薬関係施設立入検査実施状況（平成22年度実績）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
麻薬卸売業者		25	30	120.0	6
麻薬小売業者		453	205	45.3	45
麻薬診療施設	病院	110	133	120.9	23
	一般診療所	432	107	24.8	9
	歯科診療所	0	—	—	—
	飼育動物診療施設	50	6	12.0	2
	小計	592	246	41.6	35
麻薬研究者		18	6	33.3	2
大麻研究者		2	2	100.0	0
合計		1,090	489	44.9	88

#### イ. 向精神薬関係

平成22年度は、対象業務所2,558施設中615施設について立入検査を実施したところ、7.0%にあたる43施設に違反が発見された。その内訳は、帳簿への記載の不備、保管・管理の不備が主なものである。

なお、平成23年度においては、対象業務所の33%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

#### ウ. 覚せい剤関係

平成22年度は、覚せい剤施用機関等の対象業務所数2,457施設中568施設について立入検査を実施したところ、4.4%にあたる25施設で覚せい剤原料の管理・保管等の違反が発見された。

また、覚せい剤原料の無届廃棄事案や所在不明等の覚せい剤原料事故等が3件発生した。

今後、正規ルートからの不正流出を防止するためにも、さらに継続して立入検査を実施する。

第49表 向精神薬関係施設監視状況（平成22年度）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
向精神薬卸売業者		1	0	0.0	0
免許みなし卸売販売業者		128	51	39.8	3
免許みなし薬局		572	220	38.5	15
向精神薬小売業者		0	—	—	—
小計		701	271	38.7	18
病院等	病院	165	139	84.2	3
	一般診療所	945	150	15.9	22
	歯科診療所	576	48	8.3	0
	飼育動物診療施設	163	5	3.1	0
	小計	1,849	342	18.5	25
向精神薬試験研究施設		8	2	25.0	0
合計		2,558	615	24.0	43

第50表 覚せい剤関係施設監視状況（平成22年度）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
覚せい剤	大臣指定の施用機関	1	0	0.0	0
	知事指定の施用機関	1	5	500.0	0
	覚せい剤研究者	4	4	100.0	0
	小計	6	9	150.0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料取扱者	30	28	93.3	2
	覚せい剤原料研究者	0	—	—	—
	業務上取扱える者※	2,421	531	21.9	23
	小計	2,451	559	22.8	25
合計		2,457	568	23.1	25

※ 業務上取扱える者とは、覚せい剤取締法第32条第2項の規定が適用される者で、厚生労働大臣又は青森県知事の指定を受けていない者をいう。

(3) 自生大麻・けしの除去

ア. 自生大麻

自生大麻は県南地方に多く群生していることから、不正使用などを防止する目的で、保健所職員を中心に除去対策を強力に推進してきたところである。平成22年度の除去本数は約7万5千本である。依然として大麻事犯が憂慮される状況にあることから、引き続き除去の徹底を図ることとしている。

第51表 自生大麻除去状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
除去箇所数	289か所	291か所	311か所
除去延日数	39日	45日	40日
除去本数	148,585本	189,036本	74,843本

## イ. けし

けしは、「植えて良いけし」と「植えてはいけないけし」があり、その区別が一般県民に徹底されていないこともあって、平成21年度は2,846本、平成22年度は3,100本が不正栽培（単なる鑑賞用として）のけしとして除去している。

今後も保健所職員による巡回指導、ポスター、リーフレット、ラジオ及びテレビ等による広報活動を強力に推進し、不正栽培の撲滅を図ることとしている。

## 10. 薬物乱用防止対策

覚せい剤等の薬物の乱用は、依然として後を絶たず非常に憂慮すべき状況にある。薬物乱用を防止するためには、指導取締を行い、また一般県民に薬物乱用による危害等を十分浸透させること等広報啓発活動が重要である。

- (1) 県では国及び県の関係団体が行う薬物乱用防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、昭和50年に副知事を本部長とする青森県薬物乱用対策推進本部を設置し、指導取締り及び広報啓発活動の強化に努めている。
- (2) 昭和63年1月に各保健所に薬物相談窓口を設置し、各地域における薬物に関する相談、広報、啓発活動に努めている。
- (3) 昭和63年12月には保護司、民生委員、薬剤師及び医薬品配置販売業者等から構成される「青森県薬物乱用防止指導員」を設置し、地域に密着した薬物乱用防止の広報啓発活動を推進しており、平成6年に指導員の組織的かつ効果的な啓発活動を図ることを目的として、保健所ごとに指導員地区協議会を設置するとともに、その総合調整等を行う機関として連合協議会を設置し、より効果的な啓発活動を実施している。
- (4) 平成22年度においては、地区協議会の組織的な活動として、五所川原市及びむつ市において街頭キャンペーンを実施した。
- (5) 平成4年度から県内の中学生及び高校生の若い世代及びその父母にシンナー等の乱用の弊害を認識してもらうため、文化祭等の薬物乱用防止コーナーへの啓発資料の貸し出しを行っている。また、平成5年度から中学校・高等学校等の養護教員、生徒指導担当者等に対して生徒に対する指導及び啓発のために、薬物の乱用による弊害等の知識を取得してもらうことを目的として、薬物乱用防止指導者研修会を開催している。
- (6) 「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009～2019年）の支援事業の一環として、青森県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日から7月19日までの1ヶ月間）を実施し、平成22年6月26日（土）に、青森市、弘前市、八戸市の繁華街において総勢193人の協力を得て、県民一人一人の薬物乱用問題の知識を高め、県内における薬物乱用防止活動に資することを目的として、「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行った。
- (7) 平成22年度においては、薬物乱用防止リーダーを養成するための薬物乱用防止リーダー養成講習会を開催した。薬物乱用防止指導員35名が参加し、修了証と薬物乱用防止リーダー養成講習会修了認定証の交付を受けた。

第52表 シンナー等有機溶剤乱用行為の検挙・補導状況

(単位：人)

区分		年別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数			6(0)	0(0)	8(0)	4(0)	0(0)	0(0)
少年総数			1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)
内 学 生 内 訳	小学生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	中学生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	高校生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	大学生・その他		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	有職少年		1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	無職少年		0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
成人総数			5(0)	0(0)	6(0)	3(0)	0(0)	0(0)

注：( )内の数値は、女性の数の内訳を示す。

(県警本部少年課調)

## 11. 献血対策

### (1) 献血実績及び献血目標

平成22年度は、献血者58,700人、献血量22,272ℓを目標に献血事業を実施した。献血者数では前年度と比較して1,605人増の58,378人、献血量では22,066.9ℓと、前年度と比較して、602.1ℓの増となった。また、本県は依然として200ml献血者の割合が高く、これからより一層400ml献血及び成分献血への採血構造の転換を図る必要がある。

平成23年度の献血目標は、58,400人、22,260ℓと設定し、新規の献血者の掘り起こしを図りながら、献血量の確保を図っていくこととしている。

第53表 献血者数の推移

区分 年度	献血者数 (構成比率)				献血量 (ℓ)
	200ml献血	400ml献血	成分献血	計	
平成18年度	16,380 (25.5%)	31,048 (48.4%)	16,758 (26.1%)	64,186	22,768.0
平成19年度	7,997 (13.9%)	33,569 (58.7%)	16,050 (27.9%)	57,616	21,829.8
平成20年度	8,183 (14.2%)	33,673 (58.4%)	15,826 (27.5%)	57,646	21,781.3
平成21年度	7,868 (13.9%)	32,890 (57.9%)	16,015 (28.2%)	56,773	21,464.8
平成22年度	8,195 (14.0%)	33,624 (57.6%)	16,559 (28.4%)	58,378	22,066.9
平成23年度 (目標)	6,000 (10.3%)	35,400 (60.6%)	17,000 (29.1%)	58,400	22,260

第54表 年齢別献血者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
16歳～19歳	6,326	4,739	4,684	3,983	4,285
20歳～29歳	14,002	12,067	11,758	10,828	10,634
30歳～39歳	16,776	15,279	15,025	14,750	14,832
40歳～49歳	14,276	13,944	14,077	14,370	15,017
50歳～59歳	10,289	9,199	9,535	9,813	10,275
60歳～69歳	2,517	2,388	2,567	3,029	3,335
計	64,186	57,616	57,646	56,773	58,378

## (2) 血液製剤の供給

平成22年度における血液製剤の供給は、実本数では59,168本で前年度に比較して2,923本増加し、また200ml換算でも198,650本と前年度に比較して7,774本増加している。医療では患者の安全を確保するため、400ml献血及び成分献血由来の高単位製剤の要請が多いところであるが、血液製剤のうち成分製剤が99.9%（200ml換算）を占めていることは輸血による副作用の防止及び血液の有効利用の観点からも好ましいことであり、今後も継続して血液製剤使用適正化を普及していくこととしている。

## (3) 献血受入体制の整備

県内における献血の受入施設としては、現在、青森献血ルーム、弘前献血ルーム及び八戸献血ルームの3ヶ所がある。休業日は、平成22年4月1日からは、3ヶ所とも12月31日と1月1日になっており、受入体制の充実を図っている。

この他、献血車4台（内1台予備車）が県内各市町村を巡回し、全血献血者を受け入れている。

また、成分献血については、県内の3ヶ所の献血ルームの受入体制を充実させることにより、血漿及び血小板の成分献血について一層の推進を図っている。

第55表 血液製剤県内供給本数の推移

(単位：本) [実本数]

区分	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成18年度	3	41,138	11,887	8,231	61,256	61,259
平成19年度	15	36,552	9,383	7,374	53,309	53,324
平成20年度	5	38,057	8,403	8,254	54,714	54,719
平成21年度	6	38,780	8,262	9,197	56,239	56,245
平成22年度	0	40,803	8,921	9,444	59,168	59,168

(単位：本) [200mL換算本数]

区分 年度	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成18年度	3	67,753	29,476	82,660	179,889	179,892
平成19年度	15	68,383	28,907.5	77,305	174,595.5	174,610.5
平成20年度	9	68,442	28,026	84,320	180,788	180,797
平成21年度	10	69,725	27,506	93,635	190,866	190,876
平成22年度	0	73,221	29,384	96,045	198,650	198,650

#### (4) 献血事業の推進

県では、「血漿分画製剤を含む全ての血液製剤を自給する」という国の方針により、県民の必要とする輸血用血液の確保はもとより血漿分画製剤用原料血漿を確保するため、県民の理解を求めて、献血思想の普及向上に努め、地域及び職域における献血組織の育成強化を図ることとしている。特に、

ア 成分献血及び400mL献血の推進

イ 若年層献血者の確保

ウ 学生献血推進組織の育成

エ 血液凝固因子製剤の完全自給のための原料血漿の確保  
を図ることとしている。

#### (5) 献血感謝の集いの開催

「愛の血液助け合い運動」が毎年7月1日から1ヶ月間実施される。同運動の関連行事の一環として、平成22年度は8月10日に青森市において、「献血感謝の集い」を開催した。

平成23年度は8月9日に青森市において開催する予定である。

#### (6) 青森県献血推進計画の策定

平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、毎年度、翌年度の青森県献血推進計画を策定している。

献血推進計画は、確保目標数値や事業計画を盛り込んでおり、より安全性の高い血液の確保及び血液製剤の安定供給のための指針となっている。

## 12. 薬剤師の従事状況

(1) 本県における薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、平成20年末現在で1,546人であるが、全国平均との比較では低い従事状況にある。

ア 薬剤師の推移

薬剤師数は、昭和59年には、1,018人であったが、平成20年には、1,882人となり、864人、84.8%増加している。(第57表参照)

第56表 薬剤師（実数・人口10万対）、年次別

（各年12月末）

年次	青森県（人）		全国（人）	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対
昭和59年	1,018	66.8	129,700	107.9
昭和61年	1,068	70.3	135,990	111.8
昭和63年	1,115	73.9	143,429	116.8
平成2年	1,166	78.6	150,629	121.9
平成4年	1,237	84.0	162,021	130.2
平成6年	1,347	91.6	176,871	141.5
平成8年	1,422	96.0	194,300	154.4
平成10年	1,519	102.8	205,953	162.8
平成12年	1,556	105.4	217,477	171.3
平成14年	1,684	114.6	229,744	180.3
平成16年	1,724	118.7	241,369	189.0
平成18年	1,796	126.3	252,533	197.6
平成20年	1,882	135.2	267,751	209.7

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

これを人口10万対で全国平均とその差を比較すると、昭和59年は、41.1人であったが、平成20年には74.5人と格差が拡大した。

## イ 薬剤師の地域分布

薬剤師の地域分布については、青森地域が人口10万対で172.7人で最も多く、津軽地域の146.7人がこれに次いでいる。

その他の地域は全て県平均135.2人を下回っている。（第58表参照）

第57表 薬剤師数

（実数、人口10万対）

	平成16年		平成18年		平成20年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
総数	1,724	118.7	1,796	126.3	1,882	135.2
津軽地域	417	122.6	422	134.1	466	146.7
八戸地域	400	113.5	409	118.2	417	119.8
青森地域	546	168.6	580	171.9	588	172.7
西北五地域	102	65.6	107	69.9	112	72.1
上十三地域	187	96.5	204	108.1	216	112.8
下北地域	72	84.8	74	89.7	83	99.1

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

## 13. 臓器移植対策及び骨髄移植対策

### (1) 臓器移植対策

平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」において、移植医療に関して国民の理解を深めるために、必要な措置を講ずることが、国とともに地方公共団体の責務となった。

このため、臓器提供に関する意思表示カードについて市町村や各種イベント会場への設置等で普及啓発に取り組むとともに、平成11年度から青森県臓器移植コーディネーターを設置し、医療従事者や県民への普及啓発及び関係機関との連絡調整を行っている。

県内の腎臓移植希望者は、平成23年5月末現在で99人であるが、平成14年1月に腎臓レシピエント（移植希望者）選択基準が見直され、同一県内で提供があった場合その県の移植希望患者が優先されることになった。

このため、臓器移植の環境整備の取り組みとして、平成17年2月より県内の医療機関に院内臓器移植コーディネーターが設置されるなど、現在14医療機関30名のコーディネーターがおり、臓器移植連絡調整体制の強化が図られている。

なお、平成22年1月からは臓器提供の意思表示に併せて親族への優先提供の意思表示が可能となっている。さらに、平成22年7月からは本人の臓器提供の意思が不明の場合でも家族の承諾により臓器提供ができるようになり、また、15才未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となった。

### (2) 骨髄移植対策

青森県赤十字血液センターと連携し、骨髄移植について啓発普及を図り、骨髄提供希望者の登録受付業務を実施しており、その窓口は、3カ所の献血ルームと献血バスである。

また、骨髄ドナー登録において、登録希望者の受付、意思の確認その他必要な事項を説明する要員として、(財)骨髄移植推進財団から委嘱されている骨髄バンク登録説明員が献血並行骨髄ドナー登録会等で活躍している。

本県における骨髄提供希望登録者数は、平成23年4月末現在で3,383人であり、登録患者は累計で189人となっている。

保 健 衛 生 課



# 事業概要

## 第1節 感染症対策

国は、新興・再興感染症への対策や感染症患者の人権の尊重等の観点から、総合的な感染症対策を推進するため、平成10年10月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）を制定し、翌4月に施行した。

平成15年10月には、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の国外における感染症の発生や高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症対策を強化するため同法を改正し、新たに一類から五類までの5つの類型に感染症を分類し、各類型に応じた予防・発生時対策等を講じている。

平成18年12月には、テロの未然防止に関する病原体等の管理体制の確立、最新の医学の知見に基づく感染症分類の見直し及び結核対策の見直しのため同法を改正し、感染症を巡る環境の変化に対応できる体制を整備している。

また、平成20年5月には、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況を踏まえ、同法を改正し、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等の所要の規定を整備した。

本県においては、感染症発生動向調査の実施により、感染症の発生情報を収集・分析し、週報として県民、医療機関に対し情報を提供している。また、ホームページ「青森県結核・感染症情報ネット」を整備し、結核・感染症に関する国内外の最新の情報についても提供し、県民に対し感染症に係る知識の普及及び注意喚起を行い、広く感染症対策を図っている。

### 1 一類～四類感染症

平成22年における一類から四類感染症として届出された患者数は合計で362人である。その内訳は、結核（二類感染症）326人、コレラ（三類感染症）1人、細菌性赤痢（三類感染症）1人、腸管出血性大腸菌感染症（三類感染症）16人、A型肝炎（四類感染症）2人、つつが虫病（四類感染症）11人、ライム病（四類感染症）2人、レジオネラ症（四類感染症）3人である。

### 2 五類感染症（全数把握）

平成22年における五類感染症（全数把握）の患者数は合計で27人である。その内訳は、アメーバ赤痢3人、ウイルス性肝炎（E型・A型肝炎を除く。）2人、急性脳炎2人、クリプトスポリジウム症5人、クロイツフェルト・ヤコブ病3人、後天性免疫不全症候群3人、ジアルジア症1人、バンコマイシン耐性腸球菌感染症1人、麻しん7人である。

### 3 五類感染症（定点把握）

平成22年における主な五類感染症（定点把握）の患者数は、インフルエンザ（新

型インフルエンザ等感染症を含む。) 1, 146人、感染性胃腸炎9, 718人、流行性耳下腺炎1, 603人、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎1, 446人、水痘2, 537人などとなっている。インフルエンザについては、県内65定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計であり、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎及び水痘については、県内42定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計である。

第1表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	21年	22年
一類	エボラ出血熱		
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
二類	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナイムであるものに限る。）		
	結核	331	326
三類	鳥インフルエンザ（H5N1）		
	腸管出血性大腸菌感染症	35	16
	コレラ		1
	細菌性赤痢		1
	腸チフス	1	
四類	バラチフス		
	E型肝炎	1	
	A型肝炎		2
	黄熱		
	Q熱		
	狂犬病		
	炭疽		
	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。）		
	ボツリヌス症		
	マラリア		
	野兔病		
	ウエストナイル熱		
	エキノコックス症	1	
	オウム病		
	オムスク出血熱		
	回帰熱		
	キャサヌル森林病		
	コクシジオイデス症		
	サル痘		
	腎症候性出血熱		
	西部ウマ脳炎		
	ダニ媒介脳炎		
	つつが虫病	16	11
	デング熱		
	東部ウマ脳炎		
	ニパウイルス感染症		
	日本紅斑熱		
	日本脳炎		
	ハンタウイルス肺症候群		
	Bウイルス病		
	鼻疽		
	ブルセラ病		
	ベネズエラウマ脳炎		
	ヘンドラウイルス感染症		
	発しんチフス		
	ライム病		2
リッサウイルス感染症			
リフトバレー熱			
類鼻疽			
レジオネラ症	5	3	
レプトスピラ症			
ロッキー山紅斑熱			

類 型	感染症名	21年	22年	
五類 全数 把握	アメーバ赤痢	4	3	
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	1	2	
	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	4	2	
	クリプトスポリジウム症	9	5	
	クロイツフェルト・ヤコブ病		3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3		
	後天性免疫不全症候群	7	3	
	ジアルジア症		1	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	先天性風しん症候群			
	梅毒			
	破傷風	2		
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		1	
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
	風しん			
	麻しん	11	7	
	定点 把握	RSウイルス感染症	653	728
		咽頭結膜熱	435	496
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,059	1,446
感染性胃腸炎		7,566	9,718	
水痘		2,580	2,537	
手足口病		2,490	1,130	
伝染性紅斑		469	1,012	
突発性発しん		1,010	973	
百日咳		16	14	
ヘルパンギーナ		347	1,947	
流行性耳下腺炎		704	1,603	
インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		38,461	1,146	
急性出血性結膜炎		3	3	
流行性角結膜炎		201	248	
性器クラミジア感染症		338	332	
性器ヘルペスウイルス感染症		74	97	
尖圭コンジローマ		68	55	
淋菌感染症		99	88	
クラミジア肺炎(オウム病を除く。)				
細菌性髄膜炎		1	2	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症				
マイコプラズマ肺炎	393	479		
無菌性髄膜炎				
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	131	104		
薬剤耐性緑膿菌感染症	2	13		
新型インフル ンザ等感染症	新型インフルエンザ	※1 273	※2	
	再興型インフルエンザ			

※1 新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者数は平成21年第35週までのPCR検査確定例

※2 患者数はインフルエンザ(五類定点把握)に含む。

#### 4 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため、以下の対策等を行った。

- (1) 総合対策として、新型インフルエンザ対策本部、医療協議会、地域協議会を開催し、医療及び生活基盤の確保対策を行った。
- (2) パンデミック時の抗インフルエンザウイルス薬不足に備え、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄を継続した。
- (3) 新型インフルエンザの重症化を防止するため、市町村が低所得者を対象に実施したワクチン接種費用を軽減する事業への補助を行った。
- (4) 新型インフルエンザ対策の促進を図り、事業活動への影響を最小限に抑えるため、県内2箇所では社会福祉事業者等を対象とした危機管理セミナーを開催した。
- (5) 平成21年4月に発生した「インフルエンザ（H1N1）2009」への対策や「県新型インフルエンザ対策行動計画」の内容等を検証し、この検証結果を踏まえ、行動計画の見直しを行った。

#### 5 予防接種

平成6年10月からの予防接種法の改正により、予防接種が義務接種から勧奨接種となり、また、予防接種の対象疾病の変更、個別接種の推進、予防接種による健康被害者に対する救済施策の充実等が行われた。

第2表 予防接種実施状況の推移

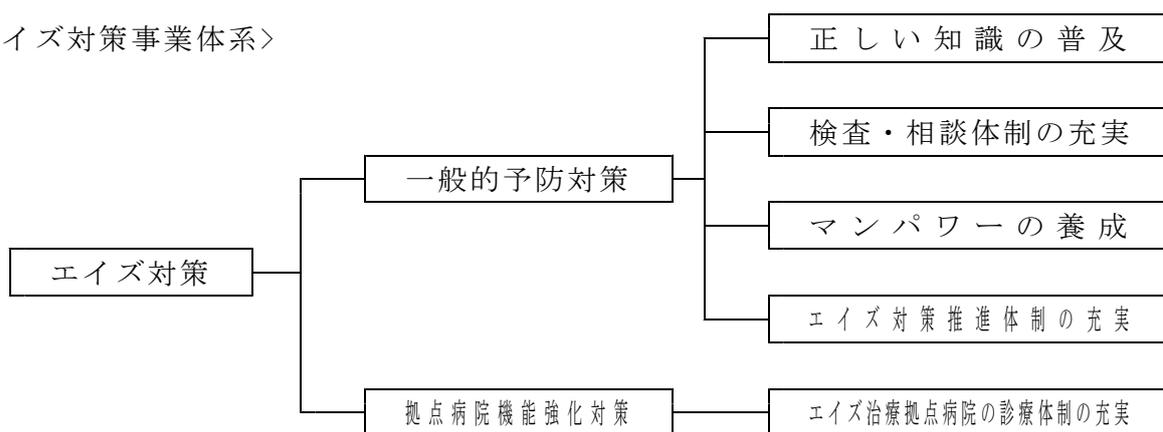
区分		年度	16	17	18	19	20	21
急性 灰白 髄炎	対象者数		34,329	31,552	31,971	30,465	31,484	29,611
	実施者数		24,222	22,169	20,403	20,080	20,978	18,858
	実施率		70.6	70.3	63.8	65.9	66.6	63.7
麻しん 風しん	第1期	対象者数			12,895	12,303	11,367	11,239
		実施者数			10,752	10,655	9,584	9,612
		実施率			83.4	86.6	84.3	85.5
麻しん 風しん	第2期	対象者数			12,902	12,836	12,760	11,508
		実施者数			10,583	11,540	11,450	10,815
		実施率			82.0	89.9	89.7	94.0
〔単 抗 原 を 含 む〕	第3期	対象者数					14,152	13,943
		実施者数					12,507	12,833
		実施率					88.4	92.0
〔単 抗 原 を 含 む〕	第4期	対象者数					14,751	15,141
		実施者数					12,159	13,043
		実施率					82.4	86.1
麻しん	対象者数		19,504	19,958				
	実施者数		11,841	12,329				
	実施率		60.7	61.8				
風しん	対象者数		24,708	28,693				
	実施者数		12,530	18,253				
	実施率		50.7	63.6				

## 6 エイズ対策

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、ヒト免疫不全ウイルス（以下「H I V」という。）に感染することにより引き起こされる病気であるが、現在のところ、ワクチン等による予防接種や根本的治療方法がないため、H I Vに感染しないための予防知識の啓発普及を行うとともに、保健所においてエイズに不安を持つ人達に対する相談や匿名での無料血液検査を実施している。

また、重症患者に対する総合的・専門的医療を行うため、エイズ診療の拠点となるエイズ治療拠点病院を選定し、医療体制の整備を進めているほか、実際に診療・ケアできる医療従事者を養成するための研修等に関係者を積極的に派遣している。

〈エイズ対策事業体系〉



第3表 エイズ相談、血液検査実施状況 (単位：件、人)

年度	区分	相談件数		採血件数		血液検査(スクリーニング)状況	
		男	女	男	女	陰性	陽性
17		751	481	224	162	385	1
18		881	529	283	164	446	1
19		779	555	244	185	428	1
20		727	552	230	212	441	1
21		421	284	171	144	315	0
22		370	190	148	91	238	1

※平成18年10月より青森市分を除く

第4表 エイズ患者、H I V感染者の届出状況 (単位：件、人)

年度	区分	エイズ患者		H I V感染者		年度末累計数		
		男	女	男	女	患者	感染者	計
元～16		10	1	17	2	11	19	30
17		3	0	3	0	14	22	36
18		1	0	4	0	15	26	41
19		3	0	2	0	18	28	46
20		1	0	4	0	19	32	51
21		5	0	2	0	24	34	58
22		1	0	2	0	25	36	61

※エイズ患者数、H I V感染者数は届出時における状況

## 第2節 結核予防対策

本県の結核罹患状況は、昭和26年「結核予防法」制定以来、大幅に改善してきているが、本県の主要な感染症である。結核の罹患率減少を果たすため、平成17年4月「青森県結核予防計画」を策定し、結核患者の早期発見、適正医療の普及、患者支援の徹底、接触者健康診断の徹底、予防接種の推進、人材育成の推進、医療関係者等の研修会を重点的に実施している。なお、結核予防法は平成19年4月に廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」）に統合された。

### 1 結核死亡者数等の推移

本県の結核死亡率は、平成13年から全国平均を下回っていたが、平成20年、平成21年は結核死亡者が増加し、全国平均を上回っている。

第5表 結核死亡者数等の推移 (単位：人)

区分 年次	青 森 県		全 国	
	死 亡 者 数	死亡率(人口10万対)	死 亡 者 数	死亡率(人口10万対)
17	13	0.9	2,295	1.8
18	17	1.2	2,267	1.8
19	16	1.1	2,188	1.7
20	30	2.2	2,216	1.8
21	28	2.0	2,155	1.7

※死亡率=(年間結核死亡者数)÷(人口)×10万

### 2 結核登録患者の状況

平成22年末の結核登録者数は611人で前年を93人下回り、新登録患者は188人で前年を50人下回った。

第6表 全登録患者数及び新登録患者数の推移 (単位：人) H22は概数

区分		年次	18	19	20	21	22
全登録 患者数	青森県		719	711	818	704	611
	全 国		65,695	63,556	62,244	59,573	55,583
新登録 患者数	青森県		268	232	296	238	188
	全 国		26,384	25,311	24,760	24,170	23,082

第7表 罹患率及び有病率の推移 (人口10万対) H22は概数

区分		年次	18	19	20	21	22
罹患率	青森県		18.8	16.5	21.3	17.4	13.7
	全 国		20.6	19.8	19.4	18.9	18.2
有病率	青森県		14.1	11.1	12.5	11.5	10.1
	全 国		17.2	16.2	15.7	14.8	14.0

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

第8表 新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

年次 区分	18		19		20		21		22	
	患者数	百分比								
0～4歳	0	0.0	2	0.9	0	0.0	2	0.8	0	0.0
5～9歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14歳	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0
15～19歳	1	0.4	0	0.0	3	1.0	1	0.4	2	1.1
20～29歳	15	5.6	14	6.0	12	4.1	7	2.9	10	5.3
30～39歳	14	5.2	17	7.3	21	7.1	18	7.6	10	5.3
40～49歳	22	8.2	28	12.1	25	8.4	13	5.5	8	4.2
50～59歳	39	14.6	26	11.2	31	10.5	25	10.5	25	13.3
60～69歳	36	13.4	33	14.2	43	14.5	45	18.9	33	17.6
70歳以上	140	52.2	112	48.3	161	54.4	126	53.0	100	53.2
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	268	100.0	232	100.0	296	100.0	238	100.0	188	100.0

### 3 定期健康診断及びBCG接種（定期予防接種）

結核の早期発見、早期治療を図るため、健康診断、予防接種の徹底に努めている。

定期健康診断は、施設長が行う被収容者への定期健診、事業者が行う定期健診、学校長が行う定期健診、市町村長が行う定期健診があり、主に胸部レントゲン撮影を実施している。予防接種は、予防接種法（結核予防法廃止後）に基づき、生後6ヶ月に至るまでの間を対象とした定期予防接種が実施されている。

第9表 BCG接種実施状況

区分 年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
18	11,201	9,166	81.8
19	11,056	10,041	90.8
20	11,660	9,782	83.9
21	9,808	9,166	93.5
22	9,882	9,412	95.2

第10表 エックス線検査実施状況(単位：人)

年度	区分	間接撮影	直接撮影	計
平成18年度		130,758	23,965	154,723
平成19年度		144,786	35,967	180,753
平成20年度		133,279	34,853	168,132
平成21年度		134,426	28,938	163,364
平成22年度		135,582	38,012	173,594

#### 4 接触者健康診断

法第17条の規定により、新たな感染者の発見と発病予防、接触者からの新たな発病者の早期発見のため、接触者検診を実施し、家庭内感染やまん延の防止に努めている。

第11表 接触者健康診断の状況 (単位：人)

区分 \ 年	18	19	20	21	22
保健所実施	3,183	2,404	2,997	3,674	2,157
医療機関委託等	4,405	2,997	2,773	2,473	1,643

#### 5 登録患者の精密検査（管理検診）

結核回復者の再発の早期発見及び治療中断または放置している患者に対し、病状悪化の早期発見や受療復帰への指導のために検診を実施している。保健所以外で検診を実施した患者については定期病状調査等により検診状況の把握に努め、また肺外結核や遠隔地の患者については医療機関に委託して検診を行っている。

第12表 精密検査（管理検診）の状況 (単位：人)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
保健所実施	115	67	51	42	41
医療機関委託等	219	242	189	239	305

\* 「医療機関委託等」に定期病状調査、他の受診確認を含む

#### 6 結核患者家庭訪問

直接服薬確認療法（DOTS）の実施や、保健指導、患者の状況把握のため、保健師等により登録患者の訪問指導を実施している。

第13表 結核患者訪問状況 (単位：人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
542	526	393	518	551

#### 7 結核医療費公費負担（法第37条、第37条の2）

結核のまん延を防止する必要があると認められ、結核指定医療機関に入院勧告または措置をした場合や、結核の適正な医療を普及するため、結核診査協議会による承認に基づき、結核医療費に係る公費負担を行っている。

第14表 結核医療費公費負担の状況 (単位：円) H19以降は青森市分を除く

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
一般医療費	6,312,711	3,995,722	4,974,958	3,307,041	3,288,281
入院医療費	23,539,147	25,534,803	31,783,847	29,284,568	32,670,100
計	29,851,858	29,530,525	36,758,805	32,591,609	35,958,381

第15表 結核医療承認等の状況

(単位：件、%)H19以降は青森市分を除く

区分	年	18	19	20	21	22
申請件数		426	234	458	316	297
承認件数		422	232	456	311	290
申請対承認率		99.1	99.1	99.6	98.4	97.6

第16表 入院勧告数

(単位：人) H19以降は青森市分を除く

平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末	平成22年末
28	25	24	30	23

### 第3節 難病対策

#### 1 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業については、昭和48年度から県が実施主体となり、患者が医療機関等において当該疾患に係る医療を受けた場合の医療費の自己負担分について医療給付を行っているもので、平成15年10月から、患者の生計を維持している者の所得状況に応じた患者一部負担が導入された。

ただし、スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑（急性期）の5疾患及びその他の疾患で重症と認定された者については、全額公費負担となっている。

当該事業の対象疾患は、平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患となっている。

また、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業についても、平成元年度から県が実施主体となり、医療費の給付を行い、患者の負担軽減を図っている。

第17表 特定疾患治療研究事業患者数

(単位：人)

疾患名	患者数		疾患名	患者数	
	21年度末	22年度末		21年度末	22年度末
ベーチェット病	(16)272	(15)279	広範脊柱管狭窄症	(1)28	(1)27
多発性硬化症	(25)164	(31)177	原発性胆汁性肝硬変	(2)150	(2)168
重症筋無力症	(6)174	(5)186	重症急性膵炎	(13)13	(9)9
全身性エリテマトーデス	(11)561	(13)578	特発性大腿骨頭壊死症	(5)235	(5)253
スモソン	(7)7	(6)6	混合性結合組織病	(1)102	(2)108
再生不良性貧血	(3)131	(2)133	原発性免疫不全症候群	5	4
サルコイドーシス	(4)208	(6)220	特発性間質性肺炎	(4)33	(4)47
筋萎縮性側索硬化症(ALS)	(80)120	(71)117	網膜色素変性症	(43)154	(57)169
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	(8)312	(7)324	プリオソン病	(3)3	(5)5
特発性血小板減少性紫斑病	(1)327	(1)332	肺動脈性肺高血圧症	(3)9	(4)12
結節性動脈周囲炎	(3)40	(4)44	神経線維腫症	(3)32	(4)33
潰瘍性大腸炎	(1)934	(2)1,016	亜急性硬化性全脳炎	0	0
大動脈炎症候群	(4)54	(4)53	バッド・キアリ症候群	0	0
ビュルガー(バージャー)病	(5)159	(5)155	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	(1)9	(1)7
天疱瘡	50	54	ライソゾーム病(ファブリー病含)	(1)3	(1)3
脊髄小脳変性症	(165)503	(188)528	副腎白質ジストロフィー	(1)2	1
クローソン病	(6)340	(7)354	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	(1)1	(3)3	脊髄性筋萎縮症	0	1
悪性関節リウマチ	(8)111	(5)110	球脊髄性筋萎縮症	(1)1	(3)6
パーキンソン病関連疾患	(177)1,284	(179)1,338	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	(2)12	(4)44
アミロイドーシス	(1)10	12	肥大型心筋症	4	(1)13
後縦靭帯骨化症	(26)512	(34)526	拘束型心筋症	0	0
ハンチントン病	(4)6	(3)6	ミトコンドリア病	(2)6	(4)11
モヤモヤ病(ウイルス動脈閉塞症)	(7)76	(9)85	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	1
ウェゲナー肉芽腫症	13	12	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	(12)102	(14)112	黄色靭帯骨化症	0	6
多系統萎縮症	(58)113	(60)119	間脳下垂体機能障害	113	185
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	(1)3	(1)3	計	(726)	(782)
膿疱性乾癬	25	24		7,527	8,020

※( )は重症認定患者数の再掲である。

また、家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)～間脳下垂体機能障害の11疾患については平成21年10月から特定疾患に追加されている。

第18表 先天性血液凝固因子障害治療研究事業患者数

(単位：人)

年 度	18	19	20	21	22
患 者 数	64	62	64	65	69

## 2 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対し、保健所が実施主体となって専門医による医療相談を行い、疾患等に対する不安の解消を図るとともに、医療相談に参加できない要支援難病患者・家族に対しては、保健師・看護師等を「訪問相談員」として派遣しているもので、平成22年度は6保健所で21回の医療相談、延べ336件の訪問相談を実施している。

## 3 難病相談・支援センター運営事業

難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行うため、平成17年度から青森県難病相談・支援センター運営事業を青森県難病団体等連絡協議会に委託し、各種相談支援、患者会の交流会等の自主活動に対する支援及び講演・研修会等の開催を実施している。

## 4 難病患者等居宅生活支援事業

要介護の状態にありながら介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない患者について、居宅における療養生活を支援するため、各市町村において、ホームヘルパー派遣、短期入所、日常生活用具給付を実施し、難病患者の生活の質（QOL）の向上を図るもので、当該制度を設けている市町村は平成22年度は30市町村となっている。

## 5 在宅重症難病患者家族支援事業

在宅療養を行っている重症難病患者（人工呼吸器を装着した筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者）を常時介護している家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、患者及び家族の生活の質の維持向上を図ることを目的に、平成13年3月から実施しており、平成22年度は、3保健所管内で5人が利用している。

## 第4節 ハンセン病回復者支援及び原爆被爆者援護対策

### 1 ハンセン病回復者支援

ハンセン病対策については、正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、県内外のハンセン病回復者に対する支援を行っている。

第19表 療養所入所者の状況(本県関係分) (単位：人)

療養所名	所在地	入所者数				
		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
国立療養所松丘保養園	青森県	54	52	51	49	47
〃 東北新生園	宮城県	4	3	3	3	3
〃 栗生楽泉園	群馬県	2	2	2	2	1
〃 多磨全生園	東京都	4	3	3	3	3
〃 駿河療養所	静岡県	3	3	2	2	2
計		67	63	61	59	56

### 2 原爆被爆者援護対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の定期健康診断及び被爆者健康手帳の交付等を実施している。

また、医療特別手当(受給者3人)、健康管理手当(受給者66人)、保健手当(受給者2人)等の各種手当を支給している。

平成23年3月31日現在における原爆被爆者総数及び健康診断受診者数について、各保健所管内別の状況は、次のとおりである。

第20表 被爆者総数及び健康診断受診者数 (単位：人)

保健所別 区分	東地方 (青森市を含む)	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
被爆者総数	18	11	23	2	12	5	71
健康診断受診者数							
一般検査(2回分)	14	10	24	1	12	5	66
がん検査(1回分)	7	7	12	1	8	2	37

## 第5節 水道対策

### 1 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。平成21年度末における給水人口は、1,336,306人で普及率は97.4%となっており、全国平均97.5%より0.1%低い。

第21表 水道種類別給水状況

(平成22年3月31日現在)

区分	施設数	総人口 ①	現在給水人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日平均 ④/②	年間有収水量 ⑤	年間給水収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	か所 30	人 1,372,567	人 1,263,565	%	千 <sup>3</sup> 137,686	千 <sup>3</sup> 377	ℓ/人 299	千 <sup>3</sup> 121,488	千円 27,575,832	円/千 <sup>3</sup> 227
簡易水道	110		70,582		7,641	21	297	6,317	—	—
専用水道	67		2,159		—	—	—	—	—	—
計	207	1,372,567	1,336,306	97.4	145,327	398	298	127,805	—	—

### 2 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

#### (1) 安全でおいしい水の供給

原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行うとともに、水源地域の保全により原水の水質を向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する。

#### (2) 安定した水供給体制の確立

新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する。

#### (3) 安心できる水道の整備

施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する。

#### (4) 利用者の視点に立った水道づくり

十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める。

### 3 上水道・簡易水道等の整備

平成22年度の上水道事業の施設整備等における、水道水源開発等施設整備費補助対

象事業は石綿管の更新等11箇所を実施し、事業費2,927,903千円のうち、国庫補助金として828,690千円が交付されている。(第33表参照)

また、簡易水道事業の施設整備においては、簡易水道等施設整備費補助対象事業として施設の統合等4箇所を実施し、事業費645,205千円のうち、国庫補助金155,072千円が交付されている。(第34表参照)

平成23年度の施設整備等に関する国庫補助事業については、水道水源開発等施設整備費補助が八戸圏域水道企業団など8箇所を、簡易水道施設等整備費補助が東北町甲地地区など10箇所を予定している。

#### 4 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

##### (1) 水源水質の確保

最近、様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導している。

##### (2) 簡易専用水道の管理指導

ビルやマンション等に設置されている「貯水槽水道」については、従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導を行っており、受水槽容量が10m<sup>3</sup>を超える「簡易専用水道」については、立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導している。

##### (3) 小規模水道の監視

水道法の適用を受けない小規模水道については、利用者の健康を保護するため、昭和47年12月に制定した「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら衛生上の措置等適正な管理について指導を行っている。

#### 5 飲用井戸等の衛生対策

近年、化学物質等による地下水汚染の拡大に伴う一般飲用井戸等の汚染や小規模受水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的に問題となってきたことから、水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導している。

#### 6 災害時における給水体制の確立

災害の発生時には、県内の各水道事業体が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」(昭和44年4月)に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、地震・水害・異常湧水等に対処する。

第22表 平成22年度上水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

(単位：千円)

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		22年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年次	工期	総事業費			
弘前市	水源開発・石綿管更新	176,120	75,930	H29	H6～H28	9,870,424	479,961	1/3	116,593
五所川原市	石綿管更新	55,000	33,680	H25	H7～H23	3,243,253	118,055	1/3	30,000
平内町	石綿管更新	15,100	5,700	H16	H5～H30	3,015,136	58,895	1/3	18,130
野辺地町	石綿管更新	20,640	11,010	H10	H9～H23	1,551,176	52,575	1/4	9,900
田子町	高度浄水施設	5,972	3,789	H26	H20～H23	423,279	166,599	1/3	54,067
八戸企業 戸水業 圏道団	重要給水・石綿管・老朽管更新	365,500	142,500	H28	S62～H28	86,230,186	785,513	1/3	192,500
津域企業 軽水業 広道団	水道広域	37,400	19,700	H35	H6～H30	20,279,639	1,237,746	1/3	400,000
久吉企業 夕道団	石綿管更新	19,950	12,540	H19	H18～H22	272,430	28,559	1/3	7,500
合計	11箇所					124,885,523	2,927,903		828,690

第23表 平成22年度簡易水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

(単位：千円)

事業主体 (地区名)	事業種別	基本計画		施設整備計画		22年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額	
		給水人口 (人)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	総事業費				
深浦町 (轟木追良瀬)	基幹改良	1,800	284	H21～H25	675,600	94,650	4/10	35,468	
東北町 (甲地)	統合簡水	3,478	1,469	H21～H27	1,574,000	386,426	1/4	72,795	
南部町 (二又)	統合整備	102	65	H21～H23	149,414	42,735	4/10	17,094	
八戸圏域水道 企業団 (島守)	統合整備	1,312	404	H22～H23	362,460	121,394	1/4	29,715	
合計	4箇所					2,761,474	645,205		155,072

## 第6節 生活衛生対策

### 1 営業施設

(1) 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場など、いわゆる生活衛生関係営業は、日常生活に密接な関係があり、営業方法、施設の良否は公衆衛生上極めて重要であることから、

理容師法（昭和22年法律第234号）

美容師法（昭和32年法律第163号）

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）

興行場法（昭和23年法律第 137号）

旅館業法（昭和23年法律第 138号）

公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）

等それぞれの関係法律に基づき、許可又は届出制により規制されており、その施設数は第24表のとおりである。

(2) 営業施設については、環境衛生監視員が常時立入検査を行い、衛生保持の状況及び施設の改善向上などについて指導を行っている。

第24表 生活衛生関係営業施設数 (H23.3.31現在)

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業				公衆浴場
						ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	
平成22年度	7,300	1,942	2,597	920	60	90	692	563	28	408
平成21年度	7,315	1,968	2,587	933	60	91	707	534	29	406
前年度末比較	△15	△26	10	△13	0	△1	△15	29	△1	2

(青森市分を除く)

第25表 生活衛生関係営業許可(確認)件数

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業	公衆浴場
平成22年度	197	27	74	16	7	52	21
平成21年度	196	19	71	21	7	56	22

(青森市分を除く)

## 2 理容師養成施設及び美容師養成施設

理容師及び美容師を養成する施設として厚生労働大臣の指定を受けている県内の養成施設は、理容師養成施設が3施設、美容師養成施設が3施設となっている。

第26表 理容師、美容師養成施設 (H23.4.1現在)

指定年月日	施設名	所在地	養成定員				
			理容師養成施設		美容師養成施設		
			昼間 課程	通信 課程	昼間 課程	通信 課程	夜間 課程
平成10.4.1	ヘアアートカレッジ木浪学園	青森市久須志一丁目45の2	名 80	名 120	名 160	名 240	名 -
〃	八戸理容美容専門学校	八戸市小中野三丁目5の1	名 80	名 60	名 160	名 120	名 40
平成12.4.1	青森県ヘアアーティスト専門学校	弘前市大字表町6の4	名 80	名 120	名 80	名 120	名 -
	合計		240	300	400	480	40

### 3 公衆浴場入浴料金

物価統制令に基づき、公衆浴場の経営の安定及び諸物価の動静等との関係を考慮し入浴料金の指定の事務を行っており、本県における入浴料金の改定状況は第27表のとおりである。

第27表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料 金			
	大人	中人	小人	洗髪
昭和58年 3月 1日	235 円	110 円	50 円	—
60 10 1	250	120	50	—
平成元 8 1	265	120	50	—
4 9 1	300	140	60	—
9 7 29	350	150	60	—
18 7 1	390	150	60	—
20 10 20	420	150	60	—

また、公衆浴場の確保を図るため、物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金で営業している公衆浴場に対し、次の助成措置を講じている。

名 称	制 度 の 概 要			平成22年度 実 績	備 考
	内 容	基 準	創設年度		
青森県公衆浴場施設整備費補助金	公衆浴場の経営の健全化及び衛生施設の充実を図るため、公衆浴場のかま又は手すり等を改善するために要する経費について、公衆浴場の経営者に対し、右の基準により補助する。	1. 補助対象基本額 1浴場当たり最高255万円 2. 補助率 経費の3分の1に相当する額又はかまの65万円、手すり等は20万円のいずれか低い額以内の額	昭和 50年度	かま4施設 2,600千円 手すり等 2施設 238千円	平成23年度 予定 かま4施設 手すり等 1施設 2,800千円

### 4 経営の指導

#### (1) 生活衛生経営指導事業

生活衛生関係営業の近代化及び合理化を推進するため、生活衛生営業経営特別相談員養成講習会の開催及び各生活衛生同業組合に対する指導育成を行っている。また、生活衛生関係営業の衛生水準の向上と利用者等の利益の擁護を図ることを目的として設立された（財）青森県生活衛生営業指導センターに対し助成を行い、経営指導等の充実を図っている。

#### (2) 生活衛生同業組合

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合は、現在10業種設立されている。

第28表 生活衛生同業組合設立状況

(H23.4.1現在)

名 称	設立年月日	出資、非出資組合の別	組合員数
青森県興行生活衛生同業組合	昭和33年11月23日	非 出 資	44 人
〃 旅館ホテル 〃	33 1 31	出 資	280
〃 公衆浴場業 〃	33 3 28	〃	87
〃 理 容 〃	33 4 12	〃	1,185
〃 美 容 業 〃	33 2 13	〃	987
〃 クリーニング 〃	33 2 13	〃	96
〃 す し 業 〃	39 6 9	〃	104
〃 食 肉 〃	43 5 13	非 出 資	49
〃 料理飲食業 〃	58 11 22	〃	659
〃 社交飲食業 〃	62 6 26	出 資	550

## (3) (株)日本政策金融公庫融資指導事業

(株)日本政策金融公庫が行う生活衛生関係営業の近代化、合理化のための設備資金の融資について、借入申込金額が300万円を超えるものに対する推薦事務や借入手続きの指導を行っている。

## 5 墓地及び埋葬

墓地、火葬場等の管理及び埋葬等が、国民の宗教感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的に、市町村で行う埋火葬等の事務の指導等を行っている。

なお、昭和54年4月1日から墓地、火葬場等の経営許可等に関する事務については市町村に権限移譲している。

第29表 墓地、火葬場等施設数

(H23.3.31現在)

年度 \ 区分	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成22年度	2,506	2,440	36	30
平成21年度	2,518	2,452	36	30

(青森市分を除く)

## 6 建築物における衛生的環境の確保

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年10月施行)により、特定建築物(興行場、百貨店、店舗、事務所、旅館等で床面積が3,000平方メートル以上の建築物)については、所有者等による届出が義務づけられている。

第30表 特定建築物の施設数

(H23.3.31現在)

施設数計	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他
275	13	19	69	72	16	55	31

(青森市分を除く)

- (2) 建築物環境衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について、営業所ごとに知事の登録を受けることができる。

第31表 建築物環境衛生に係る登録営業所数 (H23.3.31現在)

登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空調用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水 質検査業	建築物 飲料水貯 水槽清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
290	76	16	0	9	102	24	40	23

## 7 遊泳用プールの衛生指導

遊泳用プールについては厚生労働省の定める「遊泳用プールの衛生基準」に基づきプールの水質検査及び施設面の調査を行い、適正な衛生管理の指導を行っている。

## 8 家庭用品の有害物質含有検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和49年10月1日施行）に基づき、日常使用される家庭用品の試買検査を行ったところ、いずれも基準以下の結果であった。

第32表 平成22年度家庭用品の有害物質含有検査状況

有害物質 区分	ホルムアルデヒド	水酸化カリウム・ 水酸化ナトリウム	塩化水素・硫酸
対象品目 検査件数	よだれ掛け、下着、 くつ下、手袋、寝衣 等 10	家庭用洗浄剤 9	住宅用洗浄剤 1

## 第7節 食品衛生対策

### 1 営業施設

食品関係営業のうち、飲食店営業など34業種については、食品衛生法に基づき営業許可が必要とされている。

この許可は、申請に基づきその実態を調査し、青森県食品衛生法施行条例に定める施設基準に適合すると認められるものに対し、施設の構造等に応じて5年から9年の期限を付して許可するものであり、その権限は地域県民局長に委任している。

また、このほかに給食施設等許可を要しない食品関係営業施設がある。

第33表 許可を要する食品関係営業施設数

業種		県民局						
		東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成21年度		869	7,330	8,326	3,884	5,581	2,358	28,348
平成22年度		836	7,166	8,159	3,859	5,482	2,286	27,787
飲食店営業	一般食堂・レストラン	91	998	1,188	490	792	357	3,916
	仕出し・弁当屋	22	205	135	133	73	79	647
	旅館	23	161	88	88	130	131	621
	臨時飲食店	127	443	586	289	527	126	2,098
	その他	165	2,373	2,273	967	1,549	569	7,896
	計	428	4,180	4,270	1,887	3,071	1,262	15,178
菓子製造業		43	512	593	321	350	91	1,910
乳処理業		0	3	2	1	4	2	12
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	5	3	0	2	2	12
集乳業		0	0	0	0	1	0	1
魚介類販売業		94	418	663	340	351	249	2,115
魚介類せり売業		0	1	8	11	6	4	30
魚肉ねり製品製造業		0	3	9	13	1	0	26
食品の冷凍又は冷蔵業		15	20	120	10	25	12	202
缶詰又は瓶詰食品製造業		5	67	23	24	17	4	140
喫茶店営業		18	319	443	142	210	74	1,206
あん類製造業		1	5	4	4	10	1	25
アイスクリーム類製造業		10	125	123	90	83	34	465
乳類販売業		98	696	866	365	569	283	2,876
食肉処理業		0	13	17	5	25	0	60
食肉販売業		76	425	486	232	368	173	1,760
食肉製品製造業		0	4	11	3	9	3	30
乳酸菌飲料製造業		0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	3	5	1	6	0	15
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		4	22	51	41	34	5	157
醤油製造業		0	10	6	5	5	1	27
ソース類製造業		1	33	22	14	26	3	99
酒類製造業		0	13	10	3	5	4	35
豆腐製造業		2	15	45	29	33	7	131
納豆製造業		1	5	5	13	12	0	36
めん類製造業		6	31	75	10	45	20	187
そうざい製造業		31	142	244	176	179	48	820
添加物製造業		1	4	2	0	4	0	11
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	84	31	26	19	3	164
氷雪製造業		1	3	15	12	7	1	39
氷雪販売業		0	4	7	1	5	0	17

(青森市を除く)

第34表 許可を要しない食品関係営業施設数

業種		東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成21年度		294	2,595	2,248	1,357	1,432	803	8,729
平成22年度		294	2,593	2,253	762	1,414	805	8,121
給食施設	学校	5	33	39	25	7	22	131
	病院・診療所	2	43	37	8	38	10	138
	事業所	2	6	29	3	21	13	74
	その他	25	251	265	120	153	48	862
乳搾取業		0	7	0	3	16	0	26
食品製造業		20	225	40	16	34	21	356
野菜果物販売業		40	494	579	97	289	174	1,673
そうざい販売業		40	362	201	100	201	108	1,012
菓子販売業		40	591	342	141	373	159	1,646
食品販売業（上記以外）		60	474	419	155	210	187	1,505
添加物製造業		0	1	2	0	0	0	3
添加物販売業		30	48	70	34	10	30	222
氷雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		30	58	230	60	62	33	473

（青森市を除く）

第35表 新規・更新営業許可件数（青森市を除く）

業種		平成22年度			平成21年度
		計	新規	更新	
合計		5,060	2,095	2,965	5,736
合計（臨時を除く）		4,689	1,817	2,872	5,347
飲店業	一般食堂・レストラン	793	345	448	860
	仕出し・弁当屋	125	44	81	150
	旅館	136	16	120	170
	臨時飲食店	371	278	93	389
	その他	1,317	611	706	1,446
	計	2,742	1,294	1,448	3,015
菓子製造業		413	182	231	380
乳処理業		1	0	1	4
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		3	2	1	5
集乳業		1	0	1	0
魚介類販売業		397	146	251	415
魚介類せり売業		12	2	10	7
魚肉ねり製品製造業		8	6	2	4
食品の冷凍又は冷蔵業		40	10	30	56
缶詰又は瓶詰食品製造業		31	10	21	40
喫茶店営業		157	5	102	254
あん類製造業		2	0	2	8
アイスクリーム類製造業		62	30	32	83
乳類販売業		500	128	372	682
食肉処理業		8	1	7	12
食肉販売業		339	92	247	387
食肉製品製造業		3	0	3	11
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	1
食用油脂製造業		2	2	0	2
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		27	10	17	36
醤油製造業		3	1	2	8
ソース類製造業		19	7	12	16
酒類製造業		5	1	4	16
豆腐製造業		24	8	16	33
納豆製造業		7	2	5	4
めん類製造業		44	14	30	43
そうざい製造業		163	86	77	155
添加物製造業		2	0	2	3
食品の放射線照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		31	4	27	44
氷雪製造業		12	2	10	9
氷雪販売業		2	0	2	3

## 2 行商等の登録

魚介類の行商及びアイスクリーム類の行商については、食品衛生上の危害発生の防止を図るため、条例に基づき知事の登録を受けなければならない。

第36表 登録状況

年度 \ 種別	計	魚介類行商	アイスクリーム類行商
平成21年度	125件	41件	84件
平成22年度	119件	38件	81件

(青森市を除く)

## 3 監視指導

食品衛生監視指導は、食品衛生法の規定により、危害発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、重点的、効率的に実施している。

平成22年度は、食中毒対策として、食肉を調理、提供する飲食店及び食肉販売業、大量に調理品を提供する給食施設、ホテル、旅館等に対して、重点的に監視指導を行った。

また、県産土産品を製造する施設に対し、集中的に監視を行った。

表示については、JAS法、景表法、健康増進法及び薬事法等を管轄する関係部局と情報を共有しながら、表示相談時や監視時等に指導を行った。また、JAS法担当と合同で「青森県食品表示適正化指導チーム」として指導を行った。

第37表 食品関係営業施設監視状況（要許可）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成21年度		13,765	14,979	484	4,129	4,139	2,135	2,362	1,730
平成22年度		13,794	13,354	385	3,625	3,275	2,189	2,369	1,511
飲食店営業		6,971	6,280	135	1,911	1,374	1,007	1,094	759
菓子製造業		957	1,153	36	322	342	203	182	68
乳処理業		13	28	0	6	7	1	5	9
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		12	21	0	5	3	0	4	9
集乳業		1	1	0	0	0	0	1	0
魚介類販売業		1,590	1,374	64	310	404	252	148	196
魚介類せり売業		29	40	0	1	6	21	7	5
魚肉ねり製品製造業		20	17	0	1	7	6	3	0
食品の冷凍又は冷蔵業		130	130	13	9	59	6	27	16
缶詰又は瓶詰食品製造業		89	109	0	44	29	23	11	2
喫茶店営業		406	312	2	80	121	20	58	31
あん類製造業		26	33	0	15	9	4	5	0
アイスクリーム類製造業		234	335	10	96	80	52	65	32
乳類販売業		1,002	1,253	48	315	287	188	240	175
食肉処理業		61	92	0	8	21	6	57	0
食肉販売業		1,073	1,104	40	297	242	201	181	143
食肉製品製造業		31	47	0	4	21	7	12	3
乳酸菌飲料製造業		1	2	0	1	1	0	0	0
食用油脂製造業		13	19	0	2	6	0	11	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		84	65	1	7	19	20	17	1
醤油製造業		20	22	0	6	5	5	5	1
ソース類製造業		54	86	0	33	16	9	24	4
酒類製造業		12	11	0	4	1	1	4	1
豆腐製造業		69	67	3	5	16	16	25	2
納豆製造業		20	19	3	1	2	4	9	0
めん類製造業		102	121	5	16	45	7	39	9
そうざい製造業		574	469	22	71	129	97	109	41
添加物製造業		11	9	1	0	1	0	7	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		169	111	1	53	15	26	13	3
氷雪製造業		13	20	1	1	5	6	6	1
氷雪販売業		7	4	0	1	2	1	0	0

（青森市を除く）

第38表 食品関係営業施設監視状況（許可不要）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
	平成21年度		3,968	8,552	564	2,907	1,976	1,215	1,028
平成22年度		3,542	5,582	484	1,032	1,553	1,057	760	696
給食施設	学校	122	129	5	34	30	26	11	23
	病院・診療所	76	70	2	25	14	9	15	5
	事業所	24	15	2	0	3	0	6	4
	その他	535	285	24	88	9	78	40	46
	小計	757	499	33	147	56	113	72	78
乳搾取業		9	0	0	0	0	0	0	0
食品製造業		195	117	6	12	55	15	12	17
野菜果物販売業		555	851	50	181	239	187	87	107
そうざい販売業		419	767	66	124	213	153	118	93
菓子販売業		682	1,081	99	218	283	174	160	147
食品販売業（上記以外）		714	1,352	140	292	386	234	164	136
添加物製造業		2	1	0	0	0	1	0	0
添加物販売業		63	439	43	13	169	94	63	57
冰雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		146	475	47	45	152	86	84	61

（青森市を除く）

#### 4 収去検査

##### （1）流通食品等の収去検査

県内で製造又は流通している食品及び添加物等を収去し、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況や食中毒菌による汚染実態等について検査を行った。平成22年度の検査結果は、規格基準違反が3件、表示基準違反が7件であり、関係営業者に対し保健所が改善指導や改善報告書の徴収等の行政措置を講じた。

##### （2）野菜、果物等の有害物質検査

野菜、果実等に係る残留農薬の規制については、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月29日から施行された。

平成22年度は、有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等256～265種類の農薬について、12品目の野菜・果実等（冷凍野菜を含む）95検体を検査し、その結果、食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものはなかった。

##### （3）魚介類の残留有害物質について

国の通知に基づき、魚介類に残留するPCB、水銀、有機スズ化合物（TBTO）及びクロルデンの検査を実施しており、平成22年度は、5検体いずれも規制

値（暫定規制値含む。）以下であった。

(4) ホタテガイの下痢性貝毒等検査について

ホタテガイについては貝毒検査を実施しており、平成22年度は14検体いずれも規制値以下であった。

(5) 畜水産物中の残留抗菌性物質等検査について

平成18年5月29日から、食品中に残留する農薬等についてもポジティブリスト制度が施行され、食肉等の畜水産物についても動物用医薬品等に係る新たな基準が設定された。

平成22年度は牛肉26検体、豚肉35検体、鶏肉29検体、鶏卵11検体、牛乳8検体の合計109検体について抗生物質等の検査を実施したが、いずれも不検出若しくは陰性であった。

(6) アレルギー物質の検査について

平成14年から、食品中に含まれる小麦、そば、卵、乳、落花生のアレルギー表示が義務づけられ、平成20年6月からは、えび、かにが追加された。

平成22年度は菓子、そうざい等40検体についてアレルギー物質の検査を行い、2件の表示違反が認められたため、関係業者に対し保健所が適正な表示に改めるよう指導を行った。

第39表 平成22年度収去検査実施状況

	試験の内容												違反検体数	
	試験検体数	細菌試験			理化学試験						動物を用いる検査	その他		
		細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他				
魚介類	69	45	5	11	0	0	0	0	0	0	11	14	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前加熱の加熱後摂取冷凍食品	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	41	22	0	0	0	30	0	3	0	0	0	0	0	1
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	873	82	0	0	0	4	789	0	0	0	0	0	0	0
乳	17	12	0	0	0	0	16	0	0	12	0	0	0	3
乳製品	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓	14	14	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	23	9	0	0	0	1	0	7	2	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	128	10	0	0	101	16	0	0	4	0	0	0	0	2
菓子類	75	49	0	0	0	22	0	24	0	0	0	0	0	3
清涼飲料水	20	6	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・瓶詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	107	88	0	0	0	15	0	4	0	0	0	0	0	2
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,379	349	5	0	101	88	805	0	8	37	14	0	11	

## 5 行政処分

食品衛生法違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から、違反した者に対し営業停止等の行政処分等を行うこととしている。

営業許可の取消しを除く行政処分の権限は地域県民局長に委任されている。

第40表 違反件数及び行政処分実施状況

区分 年度	違反 件数	違反内容					違反条項								行政処分等内容							
		表 示	異 物	規 格 基 準	添 加 物	そ の 他	法 6 条	法 9 条	法 10 条	法 11 条	法 19 条	法 20 条	法 50 条	法 52 条	そ の 他	禁 止	停 止	廃 棄	回 収	整 備 改 善	告 発	そ の 他
平成21年度	17	8	0	2	0	7	7	0	0	2	8	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	10
平成22年度	21	14	0	2	0	5	5	0	0	2	14	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	16

## 6 食中毒発生状況

食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が、疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の機序を排除する等、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

第41表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質				
				病原微 生物	自然毒	化学 物質	その他	不明
平成21年	5	59	0	3	2	0	0	0
平成22年	15	126	0	11	3	0	1	0

## 7 輸出水産食品

### (1) 対EU輸出水産食品に係る業務

対EU水産食品の取扱いについては、国が定める「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき行うこととなっている。

#### ア 対EU輸出ホタテガイに係る業務

本県産ホタテガイのEU域内への輸出については、平成7年の禁輸措置を受け、国、県、加工業者等が、輸出再開に向けて体制の整備を行い、平成14年に禁輸措置が解禁された後、順調に輸出されているところである。

ホタテガイを輸出するためには、当該ホタテガイの生産海域の衛生管理及び同海域から採捕するホタテガイの水揚げから加工等までのすべての過程において、衛生管理を確保しなければならないことから、県は、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、EU向けホタテガイの生産海域として県が指定した

「陸奥湾東部海域」から採捕されるEU向けホタテガイの管理を行っている。

(ア) 対EU輸出ホタテガイ生産海域のモニタリングについて

生産海域については、国の要領に基づき設置された青森県貝類衛生対策委員会が策定した「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」により定められた定点から、ホタテガイ及び海水をサンプリングし、貝毒等に係るモニタリングを実施している。

「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」の規定により、当該モニタリング結果に基づき、生産海域の開放、閉鎖及び一時閉鎖等を行い、当該海域の管理及び採捕されるホタテガイの衛生要件を確保している。

(イ) 不正行為の防止について

採捕したホタテガイの由来、搬送先に不正がないことを確認するため、「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」に基づき、各EU向けホタテガイ採捕者に対し発行している「EU向けホタテガイ搬送票」の使用および保管状況等を確認し、不適正使用等不正行為に係るモニタリングを実施している。

イ 対EU輸出水産食品取扱い施設等について

EUへ水産食品を輸出する加工施設等については、同要領の認定要件を満たした施設として、都道府県等が認定を行うこととされている。

県では、平成13年2月にホタテガイ加工施設1施設を認定したが、当該認定施設は、平成18年10月青森市が中核市となったことから、青森市の所管となった。

また、EUへ水産食品の輸出を希望している加工施設等に対し、随時、相談等に応じ、同要領に定める衛生要件等について指導、助言を行っている。

(2) 対米輸出水産食品に係る業務

対米水産食品の取扱いについては、国が定める「対米輸出水産食品の取扱い要領」に基づき行うこととされている。

米国に水産食品を輸出するためには、同要領の認定要件を満たした施設として県から認定を受ける方法の他に、県以外の第三者機関から、当該施設が米国連邦規則に基づいて製造していることの証明を受ける等の方法があり、県では、平成22年度末現在、1施設を認定している。

当該認定施設に対しては、同要領に基づき、国から指名を受けた対米指名食品衛生監視員（保健衛生課配置）が施設の整備、改善及び衛生管理等について、監視、指導を行っている。

第42表 対米輸出水産食品取扱い認定施設

認定施設名	所在地	対米認定年月日	品目
武輪水産株式会社	八戸市	平成12年9月4日	シメサバ

### (3) ベトナム向け輸出水産食品に係る業務

ベトナムに輸出する水産食品の取扱いについては、国が定める「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」に基づき行うこととされ、当該食品を最終的に製造した登録施設を管轄する都道府県等衛生部局が衛生証明書の発行を行うこととされている。平成22年9月1日から平成23年3月31日までの期間における衛生証明書の発行件数は3件であった。

## 第8節 食肉衛生対策

食肉衛生検査所の検査機器等の整備及び食肉検査体制の強化を図り、最新の科学技術に立脚した食肉検査を実施し、安全で衛生的な食肉の供給に努めている。

なお、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく食鳥検査については、平成15年4月1日から(社)青森県獣医師会へ委任している。

### 1 食肉衛生検査所

第43表 名称及び所管区域

名 称	位 置	備 考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡三戸郡（三戸支所の所管区域を除く）
三戸支所	三戸郡三戸町	三戸町、田子町
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

### 2 と畜場及び食鳥処理場

第44表 と畜場設置状況

	と畜場名	所在地	許可年月日	開設者	一日当り 処理能力 大動物/小動物
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	十和田市	S 43. 9. 20	十和田地区食肉処理 事務組合	100/1,200
	三沢市食肉 処理センター	三沢市	H 8.10. 1	三 沢 市	0/1,300
	日本フードパッカー(株) 青森工場	上北郡 おいらせ町	H 8. 4. 1	日本フードパッカー 株 式 会 社	50/1,500
	(株)三戸食肉センター	三戸郡 三戸町	H 6. 3. 17	株式会社三戸食肉 セ ン タ ー	66/650
田舎館生 館検査 食肉所	(株)青森畜産公社 津軽食肉センター	南津軽郡 田舎館村	S 52. 11. 14	株式会社青森畜産公社	20/520

第45表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類	
十和田食肉衛生検査所	1	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	横浜町	H 6. 6.15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2	(株)阿部繁孝商店田子工場	田子町	H 4. 3.27	株式会社阿部繁孝商店	鶏
	3	(株)阿部繁孝商店五戸工場	五戸町	〃	〃	鶏
	4	プライフーズ(株)第一ブロイラーカンパニー細谷工場	三沢市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5	(株)ヤマショウフーズ東北事業部	十和田市	H 17. 3. 8	株式会社ヤマショウフーズ	鶏
	6	有限会社石澤産業	階上町	H 5. 3.26	有限会社石澤産業	鶏

第46表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類	
十和田食肉衛生検査所	1	(有)アイトク販売東北	南部町	H 4. 4. 9	有限会社アイトク販売東北	鶏鴨
	2	農事組合法人銀の鴨	おいらせ町	H 5. 3.11	農事組合法人銀の鴨	あひる(フランス鴨)
	3	青森シャモロック食鳥処理場	五戸町	H 17.12. 5	有限会社青森県農産物生産組合	鶏
田舎館食肉衛生検査所	1	大鰐シャモロックファーム	大鰐町	H 17.10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

### 3 と畜検査

第47表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位：頭)

畜種	年度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	20	28,463	0	151	13,000
	21	29,888	0	161	12,566
	22	29,522	0	187	11,593
とく	20	187	0	10	94
	21	275	0	4	150
	22	214	0	3	114
馬	20	1,266	0	3	397
	21	1,252	0	3	283
	22	1,271	0	8	291
豚	20	945,215	0	627	399,835
	21	962,990	0	813	351,301
	22	966,669	0	695	377,309
めん羊	20	37	0	0	7
	21	42	0	0	1
	22	60	0	0	5
山羊	20	8	0	0	2
	21	15	0	0	3
	22	15	0	0	2
計	20	975,176	0	791	413,335
	21	994,462	0	981	364,304
	22	997,751	0	893	389,314

第48表 平成22年度と畜検査の実績

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
日本フードパッカー(株)青森工場	11,090	11	0	320,347	0	0	331,448	
三沢市食肉処理センター	0	0	0	285,633	0	0	285,633	
(株)三戸食肉センター	10,497	10	0	148,605	0	0	159,112	
計	29,441	203	510	933,863	55	15	964,087	
田舎館食肉衛生検査所	(株)青森畜産公社津軽食肉センター	81	11	761	32,806	5	0	33,664
	計	81	11	761	32,806	5	0	33,664
合計		29,522	214	1,271	966,669	60	15	997,751

4 食鳥検査 ((社)青森県獣医師会へ委任)

第49表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置(年間30万羽超処理施設) (単位:羽)

種類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
ブロイラー	20	41,037,906	245,261	465,945	1,801,600
	21	42,211,558	316,657	717,947	1,719,359
	22	42,621,891	568,608	846,330	1,784,767
成 鶏	20	5,590,198	14,322	75,239	84,909
	21	5,576,870	9,479	63,855	56,048
	22	5,788,651	16,974	76,881	39,935
計	20	46,628,104	259,583	541,184	1,886,509
	21	47,788,428	326,136	781,802	1,775,407
	22	48,410,542	585,582	923,211	1,824,702

第50表 平成22年度食鳥処理場別実績(年間30万羽超処理施設)

	食 鳥 処 理 場 名	食鳥処理羽数	備 考
1	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	13,037,243	ブロイラー
2	(株)阿部繁孝商店田子工場	10,651,800	〃
3	(株)阿部繁孝商店五戸工場	8,689,312	〃
4	プライフーズ(株)第一ブロイラーカンパニー細谷工場	10,243,536	〃
5	(株)ヤマショウフーズ東北事業部	4,233,208	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,555,443	〃
合計		48,410,542	

## 5 認定小規模食鳥処理場確認状況

第51表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）（単位：羽）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
成 鶏	20	177,012	0	587	0
	21	215,953	0	1,097	0
	22	193,513	0	981	0
フランス鴨	20	6,370	0	0	0
	21	6,512	0	0	0
	22	7,180	0	0	0
シャモロック	20	43,391	3	362	1,931
	21	48,356	2	1,967	2,217
	22	49,781	3	1,921	2,400
計	20	226,773	3	949	1,931
	21	270,821	2	3,064	2,217
	22	250,474	3	2,902	2,400

第52表 平成22年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食 鳥 処 理 場 名	食鳥確認羽数	備 考
十 衛 和 生 田 検 食 査 肉 所	1	(有)アイトク販売東北	193,513	成 鶏
	2	農事組合法人銀の鴨	7,180	フランス鴨
	3	青森シャモロック食鳥処理場	34,517	シャモロック
田 衛 舎 生 館 検 食 査 肉 所	1	大鰐シャモロックファーム	15,264	シャモロック
		合 計	250,474	

## 第9節 動物愛護管理等対策

### 1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

第53表 狂犬病予防事業実績

(単位：頭)

区分 年度	新規登録数	登録実数	狂犬病予防 注射数	捕獲数	返還数	殺処分頭数
平成20年度	5,129	65,952	51,529	679	142	1,052
平成21年度	4,935	64,172	50,581	702	188	1,042
平成22年度	4,532	61,241	49,601	754	194	906

(青森市を除く)

## 2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定した。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進する。

### (1) 動物の適正飼養管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等についての指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等についての指導を行っている。

第54表 特定動物の許可等の状況

区分 年度	許可件数	届出件数
平成20年度	1	30
平成21年度	2	19
平成22年度	9	27

第55表 飼い犬の適正管理指導状況

(単位：件)

区分 年度	加害届	被害届	措置命令	告発	調査回数	苦情届出
平成20年度	33	38	0	0	39	1,112
平成21年度	49	57	0	0	56	1,237
平成22年度	43	45	0	0	49	1,160

### (2) 引取・収容

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及びねこの引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。

第56表 犬及びねこの引取並びに死傷動物の収容状況

(単位：頭)

区分 年度	引取数			収容数				計
	犬	ねこ	計	犬	ねこ	その他	計	
平成20年度	500	1,391	1,891	173	430	26	629	2,520
平成21年度	426	1,244	1,670	193	481	30	704	2,374
平成22年度	412	1,740	2,152	65	161	26	252	2,404

(青森市を除く)

### (3) 処分

捕獲した犬及び引取、収容した犬、ねこの焼却処分については、平成18年4月から青森市滝沢地区に設置した動物愛護センター管理施設で行っている。

第57表 動物の処分状況 (単位：頭)

年度	犬		ねこ		その他		処分数
	焼却	埋却	焼却	埋却	焼却	埋却	
平成20年度	1,176	0	2,305	0	26	0	3,481
平成21年度	1,125	0	2,194	0	29	0	3,348
平成22年度	983	0	2,340	0	26	0	3,349

### (4) 譲渡

引き取った犬ねこ等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、平成18年4月からは、譲渡する犬及びねこについて健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

第58表 譲渡の状況 (単位：頭)

年度	犬	ねこ	計
平成20年度	171	44	215
平成21年度	112	26	138
平成22年度	118	42	160

## 3 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（法第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第59表 化製場等の施設数

年度	死亡獣畜取扱場	化製場	8条準用施設
平成20年度	10	4	11
平成21年度	10	4	12
平成22年度	9	4	16



# 高齡福祉保險課



# 事業概要

## 第1節 高齢社会対策

急速な高齢化の進展と少子化による人口減少が予測される中、本県では、高齢者一人ひとりが安心して「すこやか」に「自立」した生活ができるような社会づくりを支援するとともに、高齢者の生きがいがづくりと社会参加を促進することにより、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指して、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、施策を進めているところである。

これまで、本県の高齢社会対策については、平成11年に、県の高齢社会対策を的確かつ効率的に推進し、みんなが輝いている長寿社会を築くための基本的な施策の方向を示した「青森県高齢社会対策大綱」、また、高齢社会を明るくみんなが輝いている長寿社会にしていくため、高齢者だけでなく、県民一人ひとりが日常生活において、常に心がける基本的な目標として、「青森県長寿社会憲章」を制定し、これらを両輪として施策を進めてきたところである。

それらの理念に即して、具体的に施策を進めるための計画として、平成12年に策定した青森県老人保健福祉計画と青森県介護保険事業支援計画を合わせて、平成15年に「あおもり高齢者すこやか自立プラン」を策定し、平成18年、平成21年と3年ごとに、計画を見直してきたところである。

「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」においては、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進、地域生活支援体制の整備、介護予防の取組の推進、介護サービスの充実と質の確保を柱に高齢社会対策を推進しているところである。

### 1. 青森県長寿社会振興センター

高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、明るい活力ある長寿社会の実現を図るため、平成3年7月1日に、県、市町村、民間団体の出捐による第3セクター方式により設立された財団法人青森県長寿社会振興財団は、平成14年4月1日に社会福祉法人青森県社会福祉事業団へ吸収統合され、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団として生まれ変わり、その中の1組織として「青森県長寿社会振興センター」となったもので、財団法人青森県長寿社会振興財団で実施していた事業を継続して実施している。

主な事業としては、あおもりシニアフェスティバルの開催、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手等の派遣など高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進する事業、高齢者ラジオ放送講座、高齢指導者（シニアリーダー）養成研修会など高齢者の社会活動を振興するための指導者等養成事業、高齢者サークル活動支援事業など仲間づくり事業等の諸事業を総合的に実施していくこととしている。

### 2. 老人クラブ活動への支援

(1) 老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を総合的に実施することを目的とした自主的組織で、平成22年度は青森市を除く39市町村に対し、1,515

クラブを対象として助成した。

第1表 老人クラブ結成状況（各年度末現在。青森市分を含む。）

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
クラブ数（クラブ）	1,876	1,858	1,802	1,760	1,744
会 員 数（人）	85,975	81,510	76,868	72,572	68,766

(2) 県老人クラブ連合会への助成

老人クラブの活動を推進するため、平成22年度は次のとおり助成を行った。

老人クラブ活動推進員設置事業	5,085千円
老人クラブ活動推進事業	700千円
高齢者相互支援推進・啓発事業	1,366千円
健康づくり事業	1,750千円

### 3. 生涯現役社会づくり推進事業

高齢社会の進展に伴う生産活動・地域活動の低下、社会保障費等の社会的負担の増大等に対応するため、「団塊・ポスト団塊世代」が退職後、魅力ある新たな地域活動を創出し、スムーズに地域活動ができるよう、「団塊・ポスト団塊世代」等が生涯にわたり元気で生きがいを持って生活できる社会の基盤づくりを進めることを目的に、平成21年度から実施している。

平成22年度は「生涯現役社会づくりふれあい研修会」を県内3か所で開催し、県民への普及啓発を図るとともに、地域活動者の養成を図った。

## 第2節 高齢者福祉対策

### 1. 高齢者サービスに関する総合調整の推進

高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合調整を推進し充実を図るため、県に「青森県高齢者サービス総合調整推進会議」を、市町村に「地域ケア会議」を設置している。

(1) 青森県高齢者サービス総合調整推進会議

昭和62年11月に設置され、高齢者の各種サービスの総合的推進のため、保健、医療、福祉等の関係団体等との協調関係を樹立し、市町村における高齢者サービス総合調整推進を支援している。

平成23年度においては、より効率的な組織への見直しを行うこととしている。

(2) 地域ケア会議

高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な調整を推進しており県内全市町村に設置されている。

会議の構成員は、市町村の老人福祉等の担当者、保健所の保健師、福祉事務所の

ケースワーカー、社会福祉協議会の職員、医師、老人福祉施設職員、ホームヘルパー、民生委員等である。

## 2. 高齢者虐待防止対策

介護保険制度の普及・活用が進む一方で、家庭や介護施設等における高齢者虐待の問題が急速に表面化しことから、平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者への虐待防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととなった。

県においては、「高齢者虐待防止・支援マニュアル」や「高齢者虐待対応事例集」の作成・配布や虐待対応に係る研修会等の開催による市町村における高齢者虐待対応への支援、「高齢者虐待防止読本」やパンフレットの作成・配布、高齢者虐待防止シンポジウムの開催やラジオ放送を通じての高齢者虐待防止及び認知症高齢者の権利擁護等に関する啓発などを行って、一般県民を含めて広く高齢者虐待防止に関する理解の促進に努めてきた。

今後も、研修会の実施や広報等を通じて高齢者虐待防止に関する啓発を進めていく。

なお、平成21年度に県内市町村において高齢者虐待が確認された件数は209件（養介護従事者等による虐待が1件、養護者による虐待が208件）であった。

## 3. 認知症対策

高齢化の進展に伴い、県内に2万人以上いると推計される認知症高齢者は、今後益々増加することが見込まれており、認知症高齢者に対するケアの質の向上や包括的なケアの提供が可能な体制を構築することが重要な課題となっている。

こうしたことから、県では平成18年度から、①普及啓発、②早期発見・早期対応、③在宅高齢者支援、④認知症グループホーム入所者支援、⑤人材基盤の強化の5つの課題に取り組んでいる。

平成22年度の主な事業内容

### (1) 青森県認知症対策検討委員会の開催

精神科医や学識経験者等12人の委員からなる検討会議を年2回開催し、認知症対策における地域の支援体制等について検討した。

### (2) 認知症予防事業普及合同研修の開催

平成20年度から認知症予防及び重症化防止の一手法として取組みを進めてきた回想法について、平成20年度と平成21年度に実践研修を行った市町村及び施設担当者から取組みの報告を行い、認知症予防に関する知識や技術を持った市町村保健師や介護職員等の人材育成を図り、各市町村に認知症対策の基盤をつくることを目的に研修会を実施し、116名が受講した。

### (3) 若年性認知症ケア・モデル事業の実施

若年性認知症者に対して、総合的な自立支援サービスを提供している事業所をモデル事業所として選定し、相談・支援事業、啓発事業等を行った。

第2表

事業名	回数	利用者（受講者）数
若年性認知症通所支援事業	70回	4名（延114名）
若年性認知症相談支援事業	随時	163件
若年性認知症啓発フォーラム	1回	95名
若年性認知症ケア実務者研修	4回	15名
若年性認知症サポーター養成講座	2回	4名
若年性認知症ケア検討会	3回	3事例検討

#### (4) 認知症介護研修事業

人口の高齢化に伴い増加が予想される認知症高齢者に対する介護技術の向上を図るために、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者の介護実務者に対し、実践的な知識及び技術を修得させるための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図る。

##### ①認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者等養成事業の指導的役割を担っている認知症介護指導者の最新の認知症介護に関する専門的な知識の修得及び教育技術等の向上を図ることを目的とする。

##### ②認知症介護実践研修

###### ・実践者研修

認知症介護の基本理念、知識及び技術を修得させる。

###### ・実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

第3表 認知症介護研修実施状況（平成22年度）

実施課程	回数	受講者数
認知症介護指導者フォローアップ研修	2	2
認知症介護実践者研修	3	212
認知症介護実践リーダー研修	1	50

#### 4. その他の高齢者福祉対策

平成23年2月の市町村調べによると、65歳以上の高齢者数は353,731人で、このうち在宅のひとり暮らし高齢者は36,186人となっており、これら的高齢者に対して次の施策を講じている。

##### (1) 高齢者の孤立化防止対策

高齢化が進む一方、かつてあった町内会や集合住宅の「見守り機能」は弱まっており、持ち家を売って中心市街地の分譲マンションに移り住む単身高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、集合住宅では特に近所付き合いが希薄となっている。

そのような状況の中、都市部を中心に、単身高齢者や地域から孤立した高齢者が、家族や周囲の人に看取られずに死亡する孤立死が増加していることから、平成19年

度から平成21年度まで「ひとり暮らし老人地域支援ネットワーク推進事業」としてパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催及び市町村モデル事業等を実施し、住民に対する啓発、地域のネットワークづくりなど、希薄になった近所づきあいに代わる支援体制の構築の促進を図ってきた。

今後も、市町村が実施する高齢者の孤立化防止や地域における支え合い体制づくりなどの対策を支援していく。

(2) 青森県介護・実習普及センター事業

高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識及び介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く県民に啓発するほか、介護機器等の展示・相談を通じて、介護機器等の普及を図ることを目的として、平成10年4月に開設された。(平成16年4月1日から社会福祉法人 青森県社会福祉協議会に事業の運営を委託)

第4表 平成22年度介護講座等実施状況

講座名	回数	受講者数	講座名	回数	受講者数
知って得する介護講座	19	389	介護スキルアップ研修	13	616
テーマ別介護講座	2	38	介護技術活用実践研修	2	84
高齢者疑似体験講座	148	6,609	福祉用具・住宅改修研修会	3	113
地域・家族介護講座	2	59	福祉機器展及び福祉用具・住宅改修相談	1	480
出張家庭介護講座	23	428	介護相談件数		71

(3) 介護員養成研修

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員の養成を図ることを目的として養成研修を行っている。

なお、県では、平成22年度末現在で45か所の事業者(実数)を養成研修事業者として指定している。平成22年度は、そのうち6事業者が基礎研修課程を、1事業者が1級課程を、30事業者で2級課程を実施した。

第5表 介護員養成研修実施状況

	基礎研修課程			1級課程			2級課程			3級課程		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
受講対象者	介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員			2級課程修了者であって現にホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者が基幹的業務を行うホームヘルパーを目指す者			現に、常勤又はこれに準ずるホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者			勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、登録ヘルパー等として、ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者(平成20年度まで実施)		
受講時間	500時間			230時間			130時間			50時間		
年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
終了者数	47	58	128	23	14	11	1,816	2,737	2,847	14	—	—

## 5. 老人福祉施設・介護老人保健施設の設置状況

老人福祉施設等は、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設及び老人福祉センターやデイサービスセンター等の利用施設に大別される。

寝たきりや認知症等により常時の介護を必要とする高齢者の入所需要が多く見込まれる特別養護老人ホームや在宅福祉サービスの拠点としての役割が高まっているデイサービスセンター及び在宅介護支援センター等について必要量に応じた計画的な整備を推進している。

### (1) 養護老人ホーム

原則として65歳以上の老人で、経済的な事情又は環境上の事情から、居宅の生活が困難な方が入所する施設で、平成23年4月1日現在10施設、定員675人となっている。

### (2) 特別養護老人ホーム

要介護認定を受けた要介護者で、居宅において適切な介助が困難な者を対象とした施設で、平成23年4月1日現在で99施設、定員5,414人となっている。

### (3) 介護老人保健施設

要介護認定を受けた要介護者で、病状安定期にあり、入院治療する必要はないがリハビリテーション等の医療のケア及び日常生活の世話を必要とする方を対象とした施設で、平成23年4月1日現在で60施設、定員5,204人となっている。

### (4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢などのため独立して生活するには不安のある方を対象に、日常生活上必要な食事や入浴のお世話をする施設で、平成23年4月1日現在27施設、定員810人となっている。

### (5) 有料老人ホーム

老人を入所させ、入浴等の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与する施設で、利用料は全額入所者の自己負担となっており、平成23年4月1日現在166施設、定員4,469人となっている。

### (6) デイサービスセンター

在宅の要援護高齢者等に対し、通所等により入浴、給食、日常動作訓練等のサービスを提供する施設で、平成23年4月1日現在355施設が設置されている。

### (7) 在宅介護支援センター

身近なところで気軽に専門家に相談できる等、在宅介護の支援を行う施設で、平成23年4月1日現在149施設が設置されている。

### (8) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

原則として60歳以上の高齢者で独立して生活することに不安のある方を対象とし、安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能（デイサービス部門）、交流機能、居住機能を総合的に提供する施設で、平成23年4月1日現在20施設が設置されている。

### (9) 老人福祉センター、老人憩いの家

高齢者の各種相談、機能回復訓練及びレクリエーションを行うための施設で、平

成23年4月1日現在老人福祉センター51か所、老人憩いの家50か所が設置されている。

第6表 老人福祉施設等状況（各年度4月1日現在）

施設種別	年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
養護老人ホーム	か所	10	10	10	10	10	10
	定員	685	685	685	675	675	675
特別養護老人ホーム	か所	90	94	96	96	97	99
	定員	5,111	5,191	5,220	5,220	5,270	5,414
介護老人保健施設	か所	55	55	56	58	58	60
	定員	5,074	5,074	5,118	5,165	5,165	5,204
軽費老人ホーム	か所	27	27	27	27	27	27
	定員	810	810	810	810	810	810
有料老人ホーム	か所	25	48	64	83	128	166
	定員	1,005	1,576	2,117	2,664	3,576	4,469
デイサービスセンター	か所	294	311	321	332	343	355
在宅介護支援センター	か所	167	157	154	150	149	149
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	か所	20	20	20	20	20	20
老人福祉センター	か所	53	53	53	51	51	51
老人憩いの家	か所	56	55	53	52	52	50

### 第3節 介護保険

#### 1. 要介護認定の実施状況等

##### (1) 介護認定審査会の設置状況

要介護認定の公平性の確保及び委員の確保等の観点から、全市町村が老人福祉圏域毎に、広域組織で介護認定審査会を設置している。

第7表 介護認定審査会の設置状況（平成23年4月1日現在）

老人福祉圏域名	広 域 組 織 名	審査会設置年月日	合議体数	委員数
1 青森地域	青森地域広域事務組合	H11.10. 4	23	113
2 津軽地域	津軽広域連合	H11. 8.21	30	150
3 八戸地域	八戸地域広域市町村圏事務組合	H11.10. 1	20	140
4 西北五地域	つがる西北五広域連合	H11. 9.13	24	118
5 下北地域	下北圏域介護認定審査会	H11.10.25	7	35
6 上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H11.10. 1	16	96
		合 計	120	652

##### (2) 要介護（要支援）認定の状況

各市町村において要介護（要支援）認定を行っており、第1号被保険者に対する割合は19.0%となっている。

○第1号被保険者数…平成23年3月末 353,670人

第8表 要介護（要支援）認定者数（平成23年3月末）（単位：人、％）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	第1号被 保険者に 対する割合
認定者数	6,672	7,474	11,950	13,690	9,666	8,512	9,149	67,116	19.0
構成比	10.0	11.1	17.8	20.4	14.4	12.7	13.6	100.0	県

※要介護（要支援）認定者数には、第1号被保険者のほか第2号被保険者を含む。

(3) 要介護認定に係る研修の実施

要介護認定の公正かつ適正な実施を図るため、認定調査等関係者等に対し、研修を実施した。

第9表 主治医研修の実施状況

主治医研修	
実施期間	平成22年12月1日
実施場所	青森市、弘前市、八戸市、むつ市
参加者数	151人

第10表 認定調査員研修の実施状況

認定調査員研修			
年月日	場 所	参加者数	対象
22.6.4	青 森 市	321人	新任
22.9.6	青 森 市	475人	現任
22.9.13	弘 前 市	488人	
22.9.8	八 戸 市	426人	

2. 介護支援専門員の養成確保等

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修

介護保険制度において介護サービス計画の作成等、重要な役割を担う介護支援専門員を養成するため、実務研修受講試験及び実務研修を行った。

①平成22年度実務研修受講試験の実施状況

- ・ 試 験 日：平成22年10月24日（日）
- ・ 試験会場：青森市、弘前市、八戸市
- ・ 受験者数：2,490人

②平成22年度実務研修の実施状況

前期3日間、後期4日間で平成23年1月～3月に実施（青森市、弘前市、八戸市）

第11表 介護支援専門員の養成状況等

(単位：人)

区分 \ 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
実務研修受講試験合格者	995	709	644	381	360	416	466	392	336	384	354	450	341	6,228
実務研修修了者	971	724	646	388	357	413	463	393	337	386	352	447	339	6,216

## (2) 介護支援専門員専門研修

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、介護保険制度等に関する講義及び対人個別援助技術（ソーシャルワークケース）やサービス計画の事例研究（グループ討議）等の演習を内容とする専門研修を行った。

## ○平成22年度専門研修の実施状況

専門研修課程Ⅰ 平成22年7月に実施（県内2地域で延べ11日） 修了者111人  
 専門研修課程Ⅱ 平成22年8月に実施（県内2地域で延べ5日） 修了者265人  
 指定研修実施機関 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

## (3) 主任介護支援専門員研修

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的に、主任介護支援専門員の役割等に関する講義及び事例研究等の演習を内容とする主任介護支援専門員研修を行った。

## ○平成22年度主任介護支援専門員研修の実施状況

平成22年10月から11月にかけて実施（県内1地域で延べ10日） 修了者118人  
 委託先 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

### 3. 介護サービス事業者等の指定状況等

平成23年4月1日現在の介護サービス事業者等の指定状況は次のとおりである。

第12表 介護サービス事業者等の指定状況（H23.4.1現在）

1. 在宅サービス		5. 介護予防サービス	
訪問介護	416件	介護予防訪問介護	410件
訪問入浴介護	66件	介護予防訪問入浴介護	63件
訪問看護	346件	介護予防訪問看護	340件
訪問リハビリ	172件	介護予防訪問リハビリ	169件
居宅療養管理指導	997件	介護予防居宅療養管理指導	990件
通所介護	318件	介護予防通所介護	314件
通所リハビリ	87件	介護予防通所リハビリ	87件
短期入所生活介護	115件	介護予防短期入所生活介護	109件
短期入所療養介護	86件	介護予防短期入所療養介護	83件
特定施設入居者生活介護	14件	介護予防特定施設入居者生活介護	13件
福祉用具貸与	98件	介護予防福祉用具貸与	96件
特定福祉用具販売	97件	介護予防特定福祉用具販売	97件
小 計	2,812件	小 計	2,771件
2. 施設サービス		6. 介護予防支援 58件	
介護老人福祉施設	89件		
介護老人保健施設	60件		
介護療養型医療施設	26件	7. 地域密着型介護予防サービス	
小 計	175件	介護予防認知症対応型通所介護	51件
3. 居宅介護支援事業 490件		介護予防小規模多機能型居宅介護	20件
		介護予防認知症対応型共同生活介護	309件
		小 計	380件
4. 地域密着型サービス		合 計（1～7） 7,084件	
夜間対応型訪問介護	1件		
認知症対応型通所介護	54件		
小規模多機能型居宅介護	21件		
認知症対応型共同生活介護	311件		
地域密着型特定施設入居者生活介護	1件		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10件		
小 計	398件		

#### 4. 介護保険審査会

要介護認定や保険料に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、「青森県介護保険審査会」を設置している。

(1) 設置年月日 平成11年10月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員…3人、市町村代表委員…3人、公益代表委員…6人

(3) これまでの裁決の状況 ----- 下記の表のとおり

第13表 介護保険審査会における裁決の状況 (平成23年3月末現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数	裁決内容		
			却下	認容	棄却
57(35)	19(16)	38(19)		10(10)	28(9)

※( )は要介護認定に係る審査請求

#### 5. 苦情処理体制の確保

介護保険のサービス提供に関する苦情について適切に処理するため、市町村及び県国民健康保険団体連合会と連携をとった。

#### 6. 介護サービス事業者等に対する指導等の状況

介護サービス利用者の利益保護、介護保険制度運営の健全化を図る観点から介護サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、保険者（市町村）指導を行った。【実施か所数：13市町村等】

第14表 集団指導実施状況

区 分	実施事業者(施設)数				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
居宅サービス事業者	1,288	1,292	1,210	2,487	3,159
居宅介護支援事業者	460	447	430	874	436
介護保険施設	185	172	172	340	178
計	1,919	1,911	1,812	3,701	3,773

※平成21年度は2回実施

第15表 実地指導・監査実施状況

区 分	実施事業者（施設）数										
	18年度	19年度	20年度			21年度			22年度		
			実地指導	監査	計	実地指導	監査	計	実地指導	監査	計
居宅サービス事業者	202	113	51	114	165	58	114	172	78	106	184
居宅介護支援事業者	79	128	91	31	122	20	34	54	7	26	33
介護保険施設	51	53	48	0	48	55	0	55	42	0	42
介護老人福祉施設	27	27	26	0	26	36	0	36	18	0	18
介護老人保健施設	19	26	22	0	22	19	0	19	23	0	23
介護療養型医療施設	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
介護予防サービス事業者	74	83	48	112	160	58	112	170	78	103	181
計	406	377	286	257	543	246	260	506	205	235	440

※平成20年度から「指導」と「監査」を明確に区分して実施することとした。

## 7. 介護職員処遇改善特別対策事業

平成21年11月に青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置し、介護職員の処遇改善に取り組む介護サービス事業者等に介護職員処遇改善交付金を交付した。

（交付金の額は各サービスごとに定められた交付率を介護報酬総額に乗じて算出）

①基金積立額 6,515,681千円

（うち介護職員処遇改善特別対策事業分 5,895,390千円）

②交付金支出額 2,174,069千円

③申請率 82.4%（H23.3月末現在）

対象事業所数	1,366か所
申請事業所数	1,126か所

## 8. 介護給付費等

(1) 介護給付費県負担金

市町村に対し、介護給付費等に要する費用の12.5%（施設等分については、17.5%）（法定負担率）に相当する額を負担した。（40市町村、15,497百万円）

(2) 財政安定化基金

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、県に財政安定化基金（財源は国1/3、県1/3、市町村1/3）を設置し、見通しを上回る給付費増や保険料収納率低下に起因する財政不足が生じた市町村に資金の交付や貸付を行うこととしている。

①基金積立額… 150,331千円

②貸付実績 … 221,230千円（3市）

## 9. 低所得者対策

介護保険制度の円滑な実施を図る観点から、低所得者に対して特別対策を講じる市町村に対して補助を行った。

第16表 低所得対策実施状況

区 分	実施市町村数				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	24	23	22	4	4
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度	27	16	18	20	22
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置	1	0	0	0	0
中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置				(新規) 1	0

※市町村数は、交付決定時点。

## 10. 地域包括支援センター

### (1) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務という4つの業務を担う、地域の中核機関であり、平成23年4月1日現在、全市町村に計58か所が設置されている。

### (2) 地域包括支援センター職員等研修事業

#### ①地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センターに勤務する職員、又は勤務予定の者が業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

#### ②介護予防支援従事者研修

介護予防支援の業務に従事する者が、介護予防サービス計画を作成できるよう必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

第17表 地域包括支援センター職員等研修事業（平成22年度）

研 修 名	開催場所	修了者数	委 託 先
地域包括支援センター職員研修	青 森 市	66人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
介護予防支援従事者研修	青 森 市	314人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会

## 第4節 国民健康保険

### 1. 一般状況

#### (1) 加入状況

平成22年度末現在における世帯数は248,753世帯、被保険者数は458,321人となっている。

第18表 被保険者数及び加入率等の状況 (年度末現在)

区分 年度	保険者数 (保険者)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯構成 (人)	国保加入率 (%)
20	41	254,177	481,072	1.89	33.9
21	41	251,123	468,469	1.87	33.3
22	41	248,753	458,321	1.84	32.8

#### (2) 保険者の指導等

保険者に対しては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営の確保を図るために、法令に基づく適正な事業運営とともに、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進を主眼として技術的助言を実施している。

第19表 保険者の技術的助言の実施状況

年度	保険者数 (保険者)
20	15
21	27
22	16

### 2. 保険給付費等

国民健康保険の平成22年度の平均被保険者数は、465,706人、療養諸費費用額は1,306億4,202万円、一人当たり費用額は280,525円となっている。

#### (1) 高額医療費共同事業負担金

青森県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業（高額医療費の発生により、市町村の財政運営が不安定となることを緩和する事業）に要する経費のうち、80万円を超える部分に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 887,714千円（負担率 国1/4、県1/4）

#### (2) 保険基盤安定事業負担金

市町村が国民健康保険の被保険者の保険料（税）負担の緩和を図るため、保険料（税）の軽減分及び保険者支援分（軽減の対象となった一般被保険者数に応じた平均保険料（税）の一定割合）を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる経費の一部を負担するものである。

平成22年度負担金総額 5,066,287千円  
 内訳 保険料軽減分 4,753,470千円（負担率 県3／4）  
 保険者支援分 312,817千円（負担率 国1／2、県1／4）

(3) 財政調整交付金

国民健康保険財政の安定化を図るため、市町村の医療費格差、所得格差、地域の特殊な事情等に基づいて助成を行うものである。

平成22年度交付金総額 6,550,492千円

(4) 広域化等支援基金積立金

国民健康保険の広域化を行う市町村等及び財源が不足すると見込まれる市町村等に対して、資金の貸付・交付を行うため、県に設置する「青森県国民健康保険広域化等支援基金」に拠出するものである。

平成22年度積立金総額 1,941千円（運用利息）

平成22年度末基金残高 464,238千円

第20表 給付状況

区分 年度	被保険者数 (人) (3月～2月平均)	療養諸費 件数 (件)	療養諸費 費用額 (千円)	1人当たり 費用額 (円)	左の 前年比 (%)	受診件数 (100人当り) (件)
20	487,297	6,905,175	129,616,156	265,990	102.0	1,417
21	477,032	6,868,699	129,891,031	272,290	102.4	1,440
22 (見込)	465,706	6,688,130	130,642,024	280,525	103.0	1,436

3. 財政状況

(1) 決算状況（経常収支）

保険者（40市町村及び1組合）の平成22年度決算見込額は、約37億5千万円余の黒字である。

第21表 決算状況（経常収支）

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決算見込額	構成比
歳入	保険料（税）	40,575,160	24.6	38,754,245	23.4	37,465,001	22.4
	国庫支出金	49,365,923	30.0	47,732,488	28.9	48,898,203	29.3
	療養給付費等交付金	9,324,809	5.7	7,031,088	4.2	7,124,903	4.3
	前期高齢者交付金	26,119,826	15.9	30,358,593	18.3	28,390,994	17.0
	県支出金	7,224,332	4.4	7,380,986	4.5	7,589,231	4.5
	連合会支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	共同事業交付金	16,990,743	10.3	17,667,860	10.7	19,279,193	11.5
	繰入金	13,240,844	8.0	13,229,056	8.0	14,018,541	8.4
	繰越金	1,329,034	0.8	2,094,526	1.3	3,706,258	2.2
	その他の収入	575,076	0.3	1,182,972	0.7	571,853	0.4
	合 計	164,745,747	100.0	165,431,814	100.0	167,044,177	100.0
歳出	総務費	3,049,827	1.9	2,849,231	1.7	3,132,639	1.9
	一般分保険給付費	97,421,772	60.0	99,332,626	61.4	100,065,240	61.3
	退職者等分 保険給付費	8,210,218	5.1	6,485,680	4.0	7,090,444	4.3
	後期高齢者支援金等	19,709,513	12.1	21,682,068	13.4	18,992,604	11.6
	前期高齢者納付金等	26,540	0.0	62,046	0.0	33,223	0.0
	介護納付金	9,585,147	5.9	9,024,055	5.6	9,398,010	5.8
	老人保健拠出金	3,588,846	2.2	603,365	0.4	113,793	0.1
	共同事業拠出金	16,975,489	10.5	17,660,162	10.9	19,249,540	11.8
	保健事業費	1,240,079	0.8	1,271,155	0.8	1,232,277	0.8
	その他の支出	2,438,588	1.5	2,851,482	1.8	3,989,685	2.4
	合 計	162,246,019	100.0	161,821,870	100.0	163,297,455	100.0
歳入歳出差引額		2,499,728		3,609,944		3,746,722	

## (2) 保険料（税）賦課状況

平成22年度の保険料（税）の1世帯当たりの額は、158,519円、被保険者1人当たりの額は、85,540円となっている。

第22表 保険料（税）賦課状況

区分 年度	1世帯当たりの額 (円)	被保険者1人当たりの額 (円)	左の前年比 (%)	収納率 (%)
20	165,742	86,570	110.39	88.31
21	163,105	86,824	100.29	87.68
22 (見込)	158,519	85,540	98.52	87.84

## 4. 国民健康保険審査会

保険給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、国民健康保険審査会を設置している。

(1) 設置年月日 昭和36年6月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、保険者代表委員3人、公益代表委員3人

(3) 裁決の状況

第23表 国民健康保険審査会における裁決の状況

年度	審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数		
			却下	認容	棄却
21	2	0	2		2
22	0	0	0		

## 第5節 後期高齢者医療

### 1. 一般状況

(1) 加入状況

平成22年度末現在における被保険者数は184,441人となっている。

第24表 被保険者数等の状況 (年度末現在)

区分 年度	被保険者数 (人)	被保険者数	
		75歳以上	65歳～74歳の 障害認定者
20	173,065	163,293	9,772
21	179,032	169,605	9,427
22	184,441	175,486	8,955

(2) 広域連合等の指導等

後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図るため、青森県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、法令に基づく適正な事業運営、財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進等に係る技術的助言を実施している。

第25表 広域連合等の技術的助言の実施状況

年度	実施件数（件）
22	10

## 2. 医療給付等

後期高齢者医療制度の平成22年度平均被保険者数は181,374人、後期高齢者医療費は1,431億6,737万円となっている。

(1) 後期高齢者医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う原則75歳以上の高齢者の医療に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 10,838,671千円（負担率 国3/12、県1/12、市町村1/12）

(2) 後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金

市町村が低所得者層に対して行った保険料の軽減分を基に算定した額を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 2,282,759千円（負担率 県3/4、市町村1/4）

(3) 後期高齢者医療高額医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の1件あたり80万円を超える高額医療に関する給付に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 407,814千円（負担率 国1/4、県1/4、広域連合2/4）

(4) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金

保険料収納額の不足等による青森県後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して、資金の貸付・交付を行うため、県に設置する「青森県後期高齢者医療財政安定化基金」に拠出するものである。

平成22年度積立金総額 379,809千円（負担率 国1/3、県1/3、広域連合1/3）

平成22年度末基金残高 1,043,609千円

第26表 後期高齢者医療概況

項目		年度		
		20 (3月～2月)	21 (3月～2月)	22 (3月～2月)
受給者数 (人) ( )内は65～74歳の一定 の障害があると認定され た方の再掲		170,895 (9,973)	175,725 (9,675)	181,374 (9,233)
後期高齢者医療費(千円)		131,111,967	137,171,096	143,167,369
受診率 (件) <small>※100人当たり、月当たり</small>	入院	6.7	6.6	6.5
	入院外	135.1	136.3	131.2
	歯科	7.1	7.4	7.6
	計	148.9	150.2	145.4
1件当たり 日数 (日)	入院	18.6	18.4	18.1
	入院外	2.1	2.1	2.1
	歯科	2.6	2.5	2.5
	計	2.9	2.8	2.8
1人当たり医療費(円)		767,208	780,601	789,349

資料：県後期高齢者医療月報実施状況報告による。

○受診率(1ヶ月) レセプト件数÷後期高齢者医療受給者数×100

○1件当たり日数 診療実日数÷レセプト件数

○1人当たり医療費(年額)

年間総後期高齢者医療費÷後期高齢者医療受給者数

### 3. 後期高齢者医療審査会

後期高齢者医療給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、後期高齢者医療審査会を設置している。

(1) 設置年月日 平成20年6月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、広域連合代表委員3人、公益代表委員3人

(3) 裁決の状況

第27表 後期高齢者医療審査会における裁決の状況

年度	審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数		
			却下	認容	棄却
21	2	0	2		2
22	0	0	0		

## 第6節 保険医療機関に対する指導等

保険医療機関等に対しては、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導・監査を実施している。

第28表 保険医療機関等の指導監査の実施状況

年度	区分	保険医療機関等（か所）			
		医 科	歯 科	薬 局	計
20		126	86	138	350
21		141	68	170	379
22		143	93	143	379

こどもみらい課



# 事業概要

## 第1節 児童福祉の相談機関

### 1 児童相談所（地域県民局地域健康福祉部こども相談総室・福祉こども総室）

児童相談所は、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、七戸町、むつ市にそれぞれ設置されており、市町村と適切な役割分担と連携を図り、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

特に、近年、児童虐待に関する相談件数が増加したため、本県においては、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、様々な児童虐待防止対策事業を実施するとともに、児童相談所の支所の設置や児童福祉司、心理判定員等の職員の大幅な増員により、相談支援体制の強化を図ってきた。

平成14年度には、支所を児童相談所に格上げし、3児童相談所3支所体制から6児童相談所体制とし、更に強化を図るとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供を図るため、保健所、地方福祉事務所と統合し、地域県民局地域健康福祉部となった。さらに平成20年度から地域健康福祉部内の組織統合を行い、3か所が地方福祉事務所と統合し福祉こども総室となった。

第1表 児童相談所相談件数

(単位：件)

年 度	相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	そ の 他 の 相 談	計
8年度		353	91	159	676	151	1,423	9	172	66	469	109	117	47	232	4,074
17年度		778	6	89	499	146	1,347	22	98	53	284	102	96	31	156	3,707
18年度		780	6	172	493	366	2,042	21	120	87	293	109	92	29	199	4,809
19年度		941	3	87	497	113	1,554	41	114	83	306	88	54	17	156	4,054
20年度		968	5	147	407	117	1,650	44	97	75	283	74	90	9	174	4,140
21年度		1,073	5	154	338	260	1,731	25	106	83	281	53	58	25	225	4,417
22年度		1,130	6	105	280	15	1,451	38	98	94	286	75	59	27	337	4,001

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

第2表 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

年 度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
17年度	149	20	42	82	293	
18年度	134	13	46	139	332	
19年度	158	13	75	168	414	
20年度	159	10	118	158	445	
21年度	137	14	181	143	475	
22年度	245	17	257	173	692	

2 福祉事務所（地域県民局地域健康福祉部福祉総室・市福祉事務所）

福祉事務所は、児童福祉関係の業務として管内の実情を把握するとともに、相談に応じ、必要な調査、指導を行っている。

第3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年 度	処理別	社会福祉主事の指導は	施設入所措置		権法22(2)4条の措置	又児童は相談通所への送致等	に児童は相談通所への完了	あ他の機関紹介に	そ相談の助言	計
			助産施設	母子生活支援施設						
16年度	1	12	12	5	15	15	52	1,257	1,369	
17年度	1	13	11	0	23	28	33	1,361	1,470	
18年度	1	5	11	0	25	2	38	1,323	1,405	
19年度	0	9	9	1	17	9	259	2,456	2,760	
20年度	0	12	8	0	21	1	4	580	626	
21年度	0	16	4	8	8	0	8	474	518	
22年度	0	11	6	0	13	4	7	2,730	2,771	

## 第2節 要保護児童の福祉対策

### 1 保育に欠ける児童の福祉

#### (1) 保育所

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的としたもので、平成23年4月1日現在の施設数は469か所、定員31,571人、入所児童数31,557人であり、定員充足率99.9%、普及率（就学前児童数に占める保育所の定員）は51.6%となっている。

第4表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区分	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数(か所)	508	487	479	475	471	469	469
定員(人)	33,335	33,123	32,741	32,516	32,071	31,671	31,571
入所児童数(人)	29,576	32,752	32,386	32,011	31,431	31,418	31,557

第5表 保育所市郡別、公私別、入所状況

(平成23年4月1日現在)

市郡別	区分	施設数(か所)			定員(人)	入所児童数(人)	充足率
		公営	私営	合計			
青森市			87	87	5,680	6,302	111.0%
弘前市		5	60	65	4,438	4,553	102.6%
八戸市		2	69	71	4,978	4,972	99.9%
黒石市			15	15	1,160	1,033	89.1%
五所川原市		1	20	21	1,445	1,355	93.8%
十和田市			22	22	1,515	1,565	103.3%
三沢市		1	16	17	1,055	1,085	102.8%
むつ市		4	11	15	1,120	1,057	94.4%
つがる市		4	11	15	945	974	103.1%
平川市			13	13	1,020	978	95.9%
市計		17	324	341	23,356	23,874	102.2%
東津軽郡計			12	12	560	485	86.6%
西津軽郡計		1	13	14	585	506	86.5%
中津軽郡計			1	1	30	47	156.7%
南津軽郡計			14	14	965	988	102.4%
北津軽郡計		3	14	17	1,205	1,001	83.1%
上北郡計		6	40	46	3,015	2,903	96.3%
下北郡計		4	1	5	360	339	94.2%
三戸郡計		5	14	19	1,495	1,414	94.6%
郡部計		19	109	128	8,215	7,683	93.5%
県計		36	433	469	31,571	31,557	100.0%

第6表 保育所運営費支払状況

(単位：円)

年度	市町村総額	徴収金	国庫負担基本額 (10/10)	負担区分		
				国庫負担金 (5/10)	県負担金 (2.5/10)	市町村負担金 (2.5/10)
9	26,607,693,060	8,969,849,110	17,637,843,950	8,818,921,975	4,409,460,987	4,409,460,988
18	25,388,110,470	7,903,176,460	17,484,934,010	8,742,467,005	4,371,233,502	4,371,233,503
19	22,979,471,883	6,966,966,456	16,012,505,427	8,006,252,713	4,003,126,356	4,003,126,358
20	23,534,168,080	7,200,693,210	16,333,474,870	8,166,737,435	4,083,368,717	4,083,368,718
21	23,594,723,860	7,276,072,030	16,318,651,830	8,159,325,915	4,079,662,950	4,079,662,965
22	24,204,613,080	7,260,925,410	16,943,687,670	8,471,843,835	4,235,921,908	4,235,921,927

※ 平成22年度は見込み。(青森市分については、中核市移行により平成18年10月分以降未計上。)平成16年度から公立保育所分の市町村一般財源化により、私立分のみ計上。

(2) へき地保育所

へき地保育所は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うことを目的としている。(平成17年度から、次世代育成支援対策交付金として実施。)

(3) 保育対策等促進事業等

多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図り、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するための各種事業を実施した。

なお、平成21年度まで保育対策等促進事業だった一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金へ、次世代育成支援対策交付金だった延長保育促進事業は、保育対策等促進事業へ組み替えが行われた。

① 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い生ずる保育需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行う。

第7表 延長保育促進事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	7	28	28	31	31	29
か所数	25	335	346	375	393	386

(中核市分を含む。)

② 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するための保育サービスを行う。(平成20年度までは、一時保育推進事業)

第8表 一時預かり事業

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	5	23	25	25	24	24
か 所 数	6	136	154	172	136	157

(中核市分を含む)

③ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するために、一定程度継続的に保育サービスを行う。

第9表 特定保育事業

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	2	2	2	2	2
か 所 数	2	2	2	2	2

(中核市分を含む)

④ 地域子育て支援拠点事業

地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

第10表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	13	29	29	29	29	29
か 所 数	14	97	103	103	101	91

(中核市分を含む)

⑤ 保育環境改善等事業

保育に欠ける中度の心身障害児の保育を推進するため、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成する。

第11表 保育環境改善等事業実施状況

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	1	2	0	0	0	0
か 所 数	1	2	0	0	0	0

(中核市分を含む)

⑥ 休日保育事業

日曜・国民の祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、日曜・祝日等においても保育所を開所する保育サービスを行う。

第12表 休日保育事業実施状況

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	6	15	15	16	16	16
か 所 数	9	63	73	78	83	86

(中核市分を含む)

⑦ 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。

第13表 病児・病後児保育事業実施状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度
市 町 村 数	5	5	5	6
か 所 数	7	7	8	9

(中核市分を含む)

(4) 保育料軽減事業

出生率の向上及び親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、第3子以降（平成19年度からは3歳未満児に限る。）の保育料を保護者等の課税状況に応じて軽減する。

なお、平成10年度からはへき地保育所、平成12年度からは認可外保育施設に入所する第3子以降の児童についても軽減の対象としている。

第14表 保育料軽減事業実施状況

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数（か所）	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	38市町村	全市町村
対象児童数（人）	6,499	5,771	2,531	2,582	2,093	2,240
県補助額（円）	465,867,585	184,456,680	81,630,638	81,623,870	82,945,740	84,871,055

※ 平成8年10月から実施

## 2 保育士の育成

県は、毎年度保育士試験を実施し、有資格者の養成確保に努めている。（保育士試験については、平成17年度から試験事務の全部を指定試験機関社団法人全国保育士養成協議会に実施させている。）

また、平成23年4月1日現在、県内の保育士養成所は8か所、入学定員は560人となっている。

第15表 保育士の育成の資格取得状況

(単位：人)

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保 育 士 試 験	( 5,314 ) 34	( 5,600 ) 42	( 5,654 ) 54	( 5,685 ) 31	( 5,715 ) 30	( 5,736 ) 21
保 育 士 養 成 所	( 14,503 ) 433	( 18,548 ) 562	( 19,030 ) 482	( 19,472 ) 442	( 19,859 ) 387	( 20,227 ) 368
計	( 19,817 ) 467	( 24,148 ) 604	( 24,684 ) 536	( 25,157 ) 473	( 25,574 ) 417	( 25,963 ) 389

※ ( ) は累計

第16表 保育士養成所卒業者の就職分布状況

(単位：人)

年 度	14年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
就 職	県 内	327 (79.4%)	398 (70.1%)	336 (68.9%)	332 (65.0%)	250 (63.6%)	228 (56.9%)
	うち保育所	272 (66.0%)	314 (55.3%)	258 (52.9%)	248 (48.5%)	201 (51.1%)	172 (42.9%)
	県 外	32 (7.8%)	88 (15.5%)	78 (16.0%)	108 (21.1%)	84 (21.4%)	104 (25.9%)
	うち保育所	22 (5.3%)	56 (9.9%)	48 (9.8%)	48 (9.4%)	69 (17.6%)	57 (14.2%)
	計	359 (87.1%)	486 (85.6%)	414 (84.8%)	440 (86.1%)	334 (85.0%)	332 (82.8%)
未 就 職	53 (12.9%)	82 (14.4%)	74 (15.2%)	71 (13.9%)	59 (15.0%)	69 (17.2%)	
合 計	412 (100.0%)	568 (100.0%)	488 (100.0%)	511 (100.0%)	393 (100.0%)	401 (100.0%)	

※ 未就職には進学を含む。

### 3 養護に欠ける児童の福祉

児童相談所における平成22年度の養護相談処理件数は1,123件となっており、そのうち109名は児童養護施設及び乳児院に入所、6名は里親委託されている。

#### (1) 児童養護施設

児童養護施設は県内に6か所あり、入所定員は403名となっている。

#### (2) 里 親

里親認定については、青森県社会福祉審議会で審議しており、平成22年度は20名が新規に里親として認定・登録された。また、認定・登録辞退が2名あった。

里親は児童福祉法の改正（平成20年12月3日公布、平成21年4月1日施行）により、「養育里親」と「養子縁組によって養親となることを希望する里親」に区分されることとなり、平成21年度からは、養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3つの種類となっている。

平成22年度は、11月から3月にかけて、県内2地区で養育里親研修を行った。

第17表 里親委託の状況

年 度		8年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
里親	認定・登録里親（世帯）	152	126	124	122	125	98	108
	委託里親（世帯）	30	38	37	36	38	41	42
	委託率（％）	19.7	30.2	29.8	29.5	30.4	41.8	38.9
委託児童（人）		32	47	46	47	51	54	52

※ 平成22年度再掲 専門里親18人（委託児童4人）、親族里親5世帯（委託児童7人）

(3) 乳 児 院

乳児院は県内に3か所あり、入所定員は44名となっている。

(4) 母子生活支援施設

母子支援生活施設は県内に3か所あり、入所定員は63世帯となっている。

(5) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業（平成22年度～）

子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）を、より実効性のあるものにするために、構成員のネットワーク力の強化をはじめ、市町村のリーダーシップの強化、市町村の専門性の向上という3層の取組により、「子どもを守る地域ネットワーク」の強化を図るため、平成22年度は次の事業を実施した。

①子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト

東青地区、西北地区、上北地区の子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）の構成員を対象に、ワークショップを実施した。

②児童相談所からのバックアップ力強化事業

外部講師による、児童相談所職員及び市町村職員対象のバックアップ力向上研修を行った。

③市町村職員の専門性向上事業

県内講師により、市町村職員を対象に児童家庭相談について十分な知識等を身につけるための研修を行った。

(6) 子ども虐待防止対策事業

都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、子どもに対する虐待の相談が増えている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、平成22年度は次の事業を実施した。

①子ども虐待要保護児童対策研修会の開催

②子どもの人権啓発活動地方委託事業

- ・子ども虐待ホットラインカードの作成及びJR時刻表への掲載
- ・バスステッカーへの広告掲載

### 第3節 児童の健全育成

#### 1 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」

次世代育成支援対策推進法に基づき、社会全体で次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、平成17年度から平成26年度を最終年度とする10か年計画のうち、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とした青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）を、平成17年2月に策定し推進した。

また、平成22年度から平成26年度までの後期5か年を計画期間とする後期計画を平成22年2月に策定・推進している。

#### 2 次世代育成支援の推進

近年、出生率の低下をはじめ、核家族化、都市化の進展、女性の社会参加の増大等、子どもを取り巻く環境の急激な変化により、家庭や地域の養育機能が低下しており、子育てに関して様々な問題を抱える家庭が増加してきている。

また、子ども自身にとっても、遊び場や遊び仲間が減少し、子どもが様々な人間関係の中で創造性や社会性を身につける機会が減少してきており、その健やかな成長を損ねることが懸念されている。

このようなことから、地域ぐるみで子育てを支援し、将来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の取組状況の検証を行うとともに、「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の推進に取り組んだ。

- ・青森県次世代育成支援対策推進協議会の開催
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」平成22年度報告書の作成と公表

#### 3 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

##### (1) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、平成23年4月1日現在78館（休止中含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等のことが問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、平成23年4月1日現在28館となっている。

第18表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(平成23年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	26 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	6
三沢市	8 (4)	上北郡	7 (3)
むつ市	3	三戸郡	9
つがる市	3		
平川市	3		
計	81 (25)	計	25 (3)
県 計			106 (28)

※ ( ) 内は、児童センターの再掲

第19表 児童館・児童センターの利用状況 (1日あたり)

区 分	9年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	人員 (人)	割合 (%)											
学童	任意利用	809	21.5	494	14.6	747	18.5	362	8.9	297	7.7	282	7.6
	集団利用	2,167	57.7	2,637	77.9	2,965	73.5	3,406	77.8	3,263	84.8	3,179	85.5
	計	2,976	79.2	3,131	92.4	3,712	92.0	3,768	92.6	3,560	92.6	3,461	93.1
幼児	任意利用	180	4.8	125	3.7	173	4.3	135	3.3	109	2.8	92	2.5
	集団利用	602	16.0	131	3.9	151	3.7	168	4.1	177	4.6	164	4.4
	計	782	20.8	256	7.6	324	8.0	303	7.4	286	7.4	256	6.9
合 計	3,758	100.0	3,387	100.0	4,036	100.0	4,071	100.0	3,846	100.0	3,717	100.0	

## (2) 児童遊園

児童遊園は、広場、遊具など児童の相違、工夫を生かすことができる設備を有し、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるよう遊びの指導を行う施設である。

第20表 児童福祉法による児童遊園整備状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	42	0	42

## 4 地域組織活動の育成助長等

### (1) 母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るための母親世代の奉仕、研修、協力組織であり、最近、幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の

浄化等についての活動を行っている。

第21表 母親クラブ組織結成状況

(各年度4月1日現在)

年 度	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	188	153	140	135	113	119
会 員 数 ( 人 )	10,121	9,272	8,689	8,091	6,733	7,087

(2) 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として市町村等が設置する放課後児童クラブの運営に対する補助を行い、児童の健全育成を図っている。

平成19年度からは放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施している。

第22表 放課後児童健全育成事業の実施状況

(各年度4月1日現在)

年 度	8年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実 施 市 町 村 数	18	32	28	28	27	29	30
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	75	200	213	213	215	222	250

(3) 主任児童委員

近年の出生率の低下等に伴い、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、関係機関との連絡調整を図りながら、主として児童の健全育成や子育て家庭に対する支援を図るため、従来の民生委員・児童委員に加えて、平成6年1月1日から主任児童委員が設置された。

青森県の主任児童委員の人数（中核市を除く）は、188人（平成23年4月1日現在）であり、厚生労働大臣が委嘱している。

第23表 内容別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	在 宅 福 祉	介 護 保 険	健 康 ・ 保 健 医 療	子 育 て ・ 母 子 保 健	子 ど も の 地 域 生 活	子 ど も 校 の 教 育 ・ 活 動	生 活 費	年 金 ・ 保 険	仕 事	家 庭 関 係	住 居	生 活 環 境	日 常 的 な 支 援	そ の 他	計
17年度	187	81	132	1,177	2,709	1,939	85	41	122	308	19	239	566	1,084	8,689
18年度	140	33	93	834	1,543	1,669	53	13	102	240	13	156	650	857	6,396
19年度	94	54	84	893	1,454	1,556	64	17	50	251	9	178	558	1,053	6,315
20年度	66	50	137	882	1,369	1,739	38	17	31	227	5	169	333	937	6,000
21年度	48	15	124	907	1,194	1,614	48	21	25	260	11	159	220	867	5,513
22年度	27	32	108	810	1,100	1,576	49	13	63	194	6	130	213	751	5,072

第24表 分野別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	高 齢 者 に 関 する こと	障 害 者 に 関 する こと	子 ど も に 関 する こと	そ の 他	計
17 年 度	719	279	6,315	1,376	8,689
18 年 度	518	186	4,546	1,146	6,396
19 年 度	491	187	4,355	1,282	6,315
20 年 度	354	123	4,400	1,123	6,000
21 年 度	317	173	4,026	997	5,513
22 年 度	281	138	3,785	868	5,072

## 5 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として平成13年6月に開設され、青森県男女共同参画センターとの複合施設(アピオあおもり)となっている。

平成18年4月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

主な事業は次のとおりである。

- (1) 情報提供 (情報システムの運営、子育て啓発情報誌「あのね」の発行)
- (2) 活動支援 (子育て支援拠点事業関係者研修、子育て団体活動支援事業)
- (3) 総合相談 (電話・面接相談事業)
- (4) 学習・体験 (アピオあおもりプレイルーム・児童図書室の運営、親子すくすくスキニップ事業、季節の行事の実施)
- (5) 普及啓発 (子育て広場開催事業)
- (6) 調査・研究 (子育てサークル等活動調査等)
- (7) その他 (あおもり子育て応援わくわく店事業)

第25表 総合相談件数

(単位：件)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般 相談	電話相談	951	508	363	259	234	264
	養護	10	20	3	6	2	3
	保健	118	61	34	24	11	28
	心身障害	13	9	5	2	1	1
	非行	5	0	0	0	0	0
	育成	514	259	168	124	81	86
	一般 (大人)	264	15	141	94	103	70
	その他	27	145	12	9	36	76
面接相談	6	11	4	4	8	16	
専門 相談	医療相談 (小児科)	8					
	児童相談 (児童福祉司)						
計		965	519	367	263	242	280

※ 平成18年度から、相談時間を短縮。また、専門相談を廃止。

## 6 子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成22年4月1日に「平成22年度の子ども手当の支給に関する法律」が施行され、平成22年4月分から、0歳から中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当が、子どもを養育する父母等に支給されることとなった。

子ども手当の支給に要する費用に対しては、児童手当制度における費用負担ルールが適用され、国、地方自治体、事業者が費用負担している。

また、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年4月1日より施行され、平成22年度と同様の子ども手当が平成23年9月分まで支給される。

第26表 子ども手当制度と児童手当制度の比較

	支給対象児童	手当月額	所得制限	費用負担
子ども手当	0歳から中学校修了前	1万3千円	なし	子ども手当の額のうち児童手当の額の分について児童手当が支給されたものとみなし、児童手当の費用負担ルールを適用 ○0歳から3歳未満 被用者:事業主7/13・国4/13・県1/13・市町村1/13 非被用者:国19/39・県10/39・市町村10/39 ○3歳以上小学校修了前 第1子・第2子:国29/39・県5/39・市町村5/39 第3子以降:国19/39・県10/39・市町村10/39 ○中学生:国10/10
児童手当 (小学校修了前特例給付)	0歳から小学校修了前	○0歳以上3歳未満 1万円 ○3歳以上小学校修了前 (小学校修了前特例給付) 第1子・第2子 5千円 第3子以降 1万円	あり	○0歳から3歳未満 被用者:事業主7/10・国1/10・県1/10・市町村1/10 非被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3 ○児童手当特例給付:事業主10/10 ○3歳以上小学校修了前 被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3 非被用者:国1/3・県1/3・市町村1/3

第27表 平成22年度子ども手当支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
0歳から3歳未満 被用者	15,644	17,373	2,258,516	H22年4月分～ (22年度は10ヶ月 分支給)
非被用者	6,617	7,414	963,781	
3歳以上小学校修了前 被用者	46,223	63,822	8,296,873	
非被用者	21,532	29,930	3,890,926	
中 学 生	32,299	35,479	4,612,205	
計	122,315	154,018	20,022,301	

(参考)平成21年度児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
被 用 者	15,050	16,361	2,008,210	児童手当はH22年 3月まで
非 被 用 者	6,742	7,355	911,230	
特 例 給 付	226	241	30,120	
被用者小学校修了前特例給付	43,063	62,563	4,126,955	
非被用者小学校修了前特例給付	22,308	32,293	2,158,025	
計	87,389	118,813	9,234,540	

## 7 その他の児童健全育成に係る取組

### (1) あおもり子育て応援わくわく店事業

地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりの推進のため店舗等の協力を得て行う子育て世帯等に対する割引等の優待制度を平成19年度から実施しており、平成22年度末現在登録されている協賛店は1,287店舗となっている。

#### 【あおもり子育て応援わくわく店の種類】

①にこにこ店：妊婦や18歳未満の子ども連れ家庭を対象に、割引や特典等のサービスを提供する店舗等

・平成22年度末登録店舗数 897店舗

②ほのぼの店：妊婦や子育て家庭がお出かけしやすい環境などに配慮したサービスを提供する店舗等

・平成22年度末登録店舗数 498店舗

※ にこにこ店、ほのぼの店のいずれにも登録している協賛店があるため、合計は一致していない。

### (2) 青森子育て支援力レベルアップ事業（平成21年度～平成22年度）

地域社会全体で子育て家庭を支援するとともに、子育て中の家庭をあたたく見守り、時に励まし、時に悩みを共有してくれるなど「こころが通い合う日常」を実践することなどにより、本県の子育て支援力のレベルアップを図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進した。

①ファミリー・サポート・センターの設置促進

ファミリー・サポート・センター事業の設置を促進するため、市町村担当職員研修等を実施した。

②子育て支援ネットワークづくりの支援

子育て支援事業に係る行政・民間協働のネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するため、地域ネットワーク会議、地域交流会などを実施した。

- ・平成21年度実施地区 中南地区、西北地区、下北地区
- ・平成22年度実施地区 東青地区、三八地区、上北地区

(3) 青い森のほほえみプロデュース活動支援事業（平成22年度）

青い森のほほえみプロデュース事業及びほほえみプロデュース活用推進事業により養成した（コア）笑いプロデューサーの有志により設立された、「青い森のほほえみプロデュース推進協会」の活動が円滑に行われるよう、6回の活動支援アドバイザー（県職員）の派遣を行った。

平成22年度実績 ほほえみステップアップ研修会（平成22年11月13日）

平成22年度末ほほえみプロデューサー数 28,522人

(4) あおもり出会いサポート事業（平成23年度～）

家庭・地域・職域が果たしてきた縁結び機能の低下に対応し、本県の出生率の向上、若者の定住促進、農業・地場産業従事者の増加、観光・スポーツ振興などの地域活性化を図るため、あおもり出会いサポートセンターを設置し、結婚したい男女の出会いの場づくり支援、出会い等の世話役・相談役となるサポーターの育成、結婚に関する意識啓発等を行う。

(5) 親子に優しい街づくり推進事業

県内外の親子が、県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して、安心して子育てができるよう、親子に優しいマップを作成・提供するとともに、地域の子育て団体やボランティアを対象に親子に優しいサポーターズを養成する。また、あおもり子育て応援わくわく店など親子に優しいお店を集めて周知を図るためのフェアを開催する。

①親子に優しい街マップ作成事業

県内外の親子が楽しんで買い物や旅行ができ、地域の人々が安心して子育てできるよう、モバイル版マップ（携帯電話で検索・表示可能なマップ）によって子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、ブログによる情報発信を行う。

②親子に優しいサポーターズ養成事業

地域の子育て支援団体やボランティア等（約260団体）を対象に、親子への対応について研修・情報提供（6圏域単位）を行う。

③親子に優しいお店フェア開催事業

地域のあおもり子育て応援わくわく店、子育て関連企業、団体等によるイベント・物販・展示を行う。

## 第4節 母子福祉対策

### 1 母子自立支援員

母子自立支援員は、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室及び福祉こども総室に配置され、管内の母子家庭及び寡婦の実情を把握し、各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行っている。

第28表 年度別相談指導状況

(単位：件)

相談内容		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
生活一般	住 宅	60	68	42	52	37	50
	医 療	168	210	77	138	93	119
	家 庭 紛 争	49	36	32	41	29	39
	就 職	142	521	639	683	974	856
	結 婚	18	5	11	11	1	1
	そ の 他	404	1,149	923	824	790	738
	計	841	1,989	1,724	1,749	1,924	1,803
児 童	養 育	92	87	70	130	98	123
	教 育	294	299	114	131	134	169
	非 行	4	4	3	5	0	3
	就 職	129	109	60	53	36	67
	そ の 他	95	58	14	40	22	27
	計	614	557	261	359	290	389
生活支援	母子寡婦福祉資金	4,972	7,311	3,613	3,503	5,073	5,529
	公 的 年 金	22	29	3	9	3	11
	児 童 扶 養 手 当	67	173	266	214	236	318
	生 活 保 護	62	103	36	46	59	59
	税	20	23	8	26	8	15
	そ の 他	58	358	44	223	250	295
	計	5,201	7,997	3,970	4,021	5,629	6,227
その他	売 店 設 置	—	—	—	—	—	—
	た ば こ 販 売	1	—	—	—	1	—
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	—	11	3	4	1	7
	母子福祉施設の利用	9	18	1	—	2	2
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	11	3	6	20	4	16
	計	21	32	10	24	8	25
合 計	6,677	10,575	5,965	6,153	7,851	8,444	

※平成22年度からは従来の母子家庭・寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

## 2 母子福祉資金の貸付

母子家庭に対する福祉対策は、母子及び寡婦福祉法を中心として行われており、配偶者のない女子等で現に児童を扶養しているものに対して、同法によりその経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第29表 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	件	件	件	件	件	件
貸付件数	1,287	985	758	786	820	828
貸付金額	376,652	383,946	338,885	341,977	354,161	356,456

第30表 母子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事 業 開 始	—	—	2,560	—	—	—
事 業 継 続	1,410	—	—	—	—	—
修 学	297,828	320,036	290,680	279,952	292,144	285,768
技 能 習 得	773	1,280	2,150	3,230	4,098	4,506
修 業	6,506	11,699	4,572	6,534	9,091	7,925
就 職 支 度	130	—	183	100	—	370
医 療 介 護	213	—	—	—	—	—
生 活	3,757	1,269	2,112	4,290	6,680	10,485
住 宅	—	—	—	—	209	—
転 宅	—	—	—	—	150	549
就 学 支 度	65,359	49,662	36,628	47,871	41,789	46,853
結 婚	—	—	—	—	—	—
児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—
特 例 児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—

## 3 寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子等が扶養している児童が20歳以上になることにより、母子福祉資金の貸付対象外となるので、母子及び寡婦福祉法により、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第31表 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸付件数	件 25	件 18	件 18	件 15	件 12	件 13
貸付金額	11,648	10,146	11,122	9,763	7,643	7,600

第32表 寡婦福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事 業 開 始	—	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—	—	—	—
修 学	9,828	7,620	7,296	8,473	6,528	5,640
技 能 習 得	—	—	—	—	—	—
修 業	—	2,396	3,106	910	305	1,270
就 職 支 度	—	—	—	—	220	—
療 養	—	—	—	—	—	—
生 活	—	—	—	—	—	—
住 宅	—	—	—	—	—	—
転 宅	—	—	—	—	—	—
就 学 支 度	1,520	130	720	380	590	690
結 婚	300	—	—	—	—	—

#### 4 児童扶養手当制度

母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年に児童扶養手当法が施行され、当該児童について手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

平成22年8月1日からは父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになった。

なお、平成14年8月から市部の支給事務を各市に委譲している。

第33表 児童扶養手当支給月額

(平成23年4月以降)

手当支給月額	
全部支給	子 1人 41,550円
	2人 46,550円
	3人以降 3,000円 ずつ加算
一部支給 停止	子 1人 41,540円 ~9,810円 (所得額に応じて10円刻み)
	2人 46,540円 ~14,810円 (所得額に応じて10円刻み)
	3人以降 3,000円 ずつ加算

第34表 児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付	受 付 件 数	1,725	434	398	382	395	958	
	認 定 件 数	1,690	437	388	379	386	936	
	未 処 理 件 数	73	3	10	1	9	8	
	却 下 件 数	23	3	3	2	0	14	
総 支 給 額		5,435,935,626円	1,460,816,980円	1,466,023,420円	1,486,233,540円	1,503,061,410円	1,594,717,540円	
受給世帯該当事由	受給者総数	10,401人	3,110人	3,179人	3,133人	3,115人	3,620人	
	母 子 世 帯	生別母子世帯	9,136	2,727	2,774	2,727	2,709	2,707
		死別母子世帯	182	40	41	38	39	41
		遺棄世帯	114	8	9	8	10	9
		未婚の母子世帯	901	231	249	257	254	281
		障害者世帯	66	18	19	15	13	13
		その他の世帯	2	86	87	88	90	91
	父 子 世 帯	生別父子世帯	0	0	0	0	0	426
		死別父子世帯	0	0	0	0	0	43
		遺棄世帯	0	0	0	0	0	2
		未婚の父子世帯	0	0	0	0	0	4
障害者世帯		0	0	0	0	0	3	
受給対象児童数	15,704	4,649	4,755	4,647	4,586	5,367		

## 5 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に障害を有している20歳未満の児童を抱えている父母の精神的・経済的な負担を軽減するために、昭和39年に重度精神薄弱児扶養手当法、その後昭和41年に身体に重度の障害を有する児童を対象に含めた特別児童扶養手当等の支給に関する法律が施行され、これらの家庭に手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

第35表 特別児童扶養手当支給月額

(平成23年4月以降)

等級	区分	1人につき	
	1	級	月
2	級	月	33,670円

第36表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	278	306	344	354	318	420	
	認 定 件 数	273	297	346	343	294	394	
	未 処 理 件 数	21	8	2	2	15	24	
	却 下 件 数	14	6	4	9	9	2	
総 支 給 額		996,938,060円	1,154,049,650円	1,193,126,600円	1,219,341,350円	1,240,928,850円	1,262,050,700円	
手当支給状況	受給者総数	1,880人	2,228人	2,313人	2,399人	2,440人	2,562人	
	対象児童数	1,905人	2,292人	2,381人	2,459人	2,513人	2,645人	
	内 訳	外 部 障 害	524	572	556	545	533	533
		知 的 障 害	1,080	1,348	1,362	1,404	1,452	1,485
		その他の精神障害	27	78	135	166	194	273
		内 部 障 害	257	280	304	316	304	323
合 併 障 害		17	14	24	28	30	31	

## 6 青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等を対象に、一般・就労・法律相談、就業支援講習会、就業支援バンクなどを行い、母子家庭等の自立を支援をする事業であり、平成16年度からは財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第37表 就業支援講習会受講状況（実人員）

区分 \ 年度	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実人員	136人	172人	124人	122人	140人	70人

## 7 遺児等援護対策事業

交通及び海難事故、労働災害など各種の災害あるいは遺棄、生死不明などによって両親又はそのいずれかを失った遺児家庭等に対し、これらの児童の健全な育成を願うため、昭和48年度から入学祝金や卒業祝金を支給している。

第38表 遺児等援護対策事業補助金額（単位：千円）

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
入学祝金	小学校	2,930	336	245	266	304	259
	中学校	4,735	592	697	864	736	697
卒業祝金(中学校)		8,675	1,380	1,735	1,502	1,575	1,515
激 励 金 品		7,082	—	—	—	—	—
計		23,422	2,308	2,677	2,632	2,615	2,471

## 8 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業

昭和52年6月から、母子家庭の母が一時的な疾病のため、日常生活を営む上で支障があるとき、無料で介護人を派遣して介護及び乳幼児の保育等を行っており、昭和57年10月からは父子家庭も派遣対象としてきた。

また、昭和61年からは当該家族の義務教育修了前の児童の一時的疾病、昭和61年からは一人暮らしの寡婦、更に平成元年11月からは同居している祖父母についても派遣対象にするなど制度の拡充を図ってきた。

なお、この事業は、財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第39表 母子家庭等介護人派遣日数状況

(単位：日)

(単位：日)

年 度		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
派遣延日数	母子家庭	20	60	86	45	50	60
	父子家庭	0	0	3	0	0	0
	寡 婦	191	0	0	0	0	0
	計	211	60	89	45	50	60

### 9 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭等の児童の健康保持と福祉の増進を図るため、昭和56年度から母子家庭等の義務教育修了前の児童を対象に医療費の助成を行ってきた。平成3年10月からはその対象範囲を満18歳に到達した年度末までの児童とその児童を監護する母親まで拡大し、さらに、平成8年10月から父子家庭の父とその父が監護する満18歳に到達した年度末までの児童にも助成を行っている。

第40表 ひとり親家庭等医療費助成事業状況

年 度	対 象 者 数			支給件数合計	支 給 額	補助金額
	母	父	児 童			
	人	人	人	件	千円	千円
平成10年度	11,128	844	17,190	134,814	427,425	212,979
平成18年度	17,270	1,516	28,067	312,267	774,225	383,566
平成19年度	17,472	1,532	28,302	347,321	827,037	408,681
平成20年度	17,843	1,594	28,328	319,044	755,740	375,750
平成21年度	18,107	1,649	28,461	357,948	837,052	416,158
平成22年度	18,326	1,880	29,093	354,457	823,725	410,750

## 第5節 女性保護

### 1 青森県女性相談所

#### (1) 相談

女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上でなんらかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

#### ① 相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

#### ② 調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的、心理学的、職能的判定を行っている。

#### ③ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

第41表 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路 総数	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の 婦人 相談 所	福祉 事務 所	その 他	福祉 相談 機 関	縁 故 者 ・ 知 人 等	その 他	(医療・ 教育機 関含)
総 数	10年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%		
	18年度	3,924 100%	3,353 85.4%	92 2.3%	18 0.5%	20 0.5%	140 3.6%	59 1.5%	187 4.8%	55 1.4%	0.0%	
	19年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%		
	20年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.0%		
	21年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%		
	22年度	2,191 100%	1,828 83.4%	37 1.7%	2 0.1%	6 0.3%	95 4.3%	52 2.4%	126 5.8%	45 2.1%		
相 談 所	10年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0		
	18年度	1,392 35.5%	1,236	26	1	1	19	16	79	14		
	19年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6		
	20年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7		
	21年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13		
	22年度	1,089 49.7%	932	24	0	0	31	5	83	14		
相 談 員	10年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1		
	18年度	2,532 64.5%	2,117	66	17	19	121	43	108	41		
	19年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44		
	20年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23		
	21年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32		
	22年度	1,102 50.3%	896	13	2	6	64	47	43	31		

第42表 形態別受付状況

(単位：件)

区分 年度	総 数			相 談 所			相 談 員		
	総 計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談
10年度	2,867 100%	659 23.0%	2,208 77.0%	1,187 41.4%	76 2.7%	1,111 38.8%	1,680 58.6%	583 20.3%	1,097 38.3%
18年度	3,924 100%	1,218 31.0%	2,706 69.0%	1,609 41.0%	175 4.5%	1,434 36.5%	2,315 59.0%	1,043 26.6%	1,272 32.4%
19年度	3,739 100%	951 25.4%	2,788 74.6%	1,274 34.1%	54 1.4%	1,220 32.6%	2,465 65.9%	897 24.0%	1,568 41.9%
20年度	3,472 100%	943 27.2%	2,529 72.8%	1,251 36.0%	46 1.3%	1,205 34.7%	2,211 63.7%	897 25.8%	1,324 38.1%
21年度	3,040 100%	863 28.4%	2,177 71.6%	1,098 36.1%	52 1.7%	1,046 34.4%	1,942 63.9%	811 26.7%	1,131 37.2%
22年度	2,191 100%	686 31.3%	1,505 68.7%	1,089 49.7%	38 1.7%	1,051 48.0%	1,102 50.3%	648 29.6%	454 20.7%

第43表 相談処理状況

(単位：件)

区分 年度	事項別	就 職 自 営	結 婚	帰 宅	福 祉 事 務 所 等 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送 ・ 婦 人 相 談 所	婦 人 相 談 員 へ 移 送 ・ 他 県 婦 人 相 談 所	そ の 他 の 機 関 へ 移 送	助 言 指 導	そ の 他	計
	相談所	10年度	2		8	4			5	38	12
18年度		3		18				3	1,333	36	1,393
19年度		4		4				3	1,243	19	1,273
20年度		1		10				4	1,218	15	1,248
21年度				8				2	1,071	21	1,102
22年度		1		5					1,065	18	1,089
相談員	10年度	11	3	4	29		1	17	1,151	19	1,235
	18年度	8		13		16	2	9	2,421	66	2,535
	19年度	9		5		22		4	2,408	15	2,463
	20年度	5				9		6	2,192	11	2,223
	21年度	5		5		16		1	1,879	35	1,941
	22年度			2		5		3	1,075	18	1,103

※相談処理件数には、前年度からの継続相談分を含むため、受付件数とは一致しない。

(2) 一時保護

緊急に保護する必要のある人、入所を希望する人等を一時保護し、日常生活上の援助等を行うとともに問題の解決が図られるよう指導、援助している。

第44表 入所の理由状況

(単位：件)

年度	区分 総数	本人の問題							家族の問題						その他		
		生活困窮	借入金・未金の母	交不純異遊性	男女問題	な住の	そ	計	・夫の酒暴乱力	のその問他の題夫	離婚問題	問子ども題の	家庭不和	問親・親族の題の	計	住居問題	計
18年度	56						9	1	10	39	1	1	4		1	46	
19年度	42						7		7	33			1		1	35	
20年度	36						6		6	27			3			30	
21年度	42					1	4		5	29			4		4	37	
22年度	25						5	1	6	17			2			19	

第45表 退所状況

(単位：件)

年度	就自営又職は	帰宅	帰郷	所福へ社移事送務	へ人他移相談の送所婦	へ関他の係の移機福送関社	移病院送へ	そ の 他	合 計
18年度	5	15	16			5	1	14	56
19年度	5	11	12			4		7	39
20年度	2	10	7			3		10	32
21年度	1	13	9	3				16	42
22年度	1	7	7			2		8	25

(3) 婦人相談員

婦人相談員は、女性相談所と県の6福祉事務所及び6市の福祉事務所に配置され、それぞれ職員と連携を取りながら、要保護女子及び一般女子からの日常の悩みごとや生活上の相談にも応じ、相談者が安定した生活を営めるよう援助している。

2 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、平成14年4月から県内8か所（女性相談所、男女共同参画センター及び県の6地方福祉事務所）の機関で業務を開始している。

第46表 相談状況

(単位：件)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
女 性	1,193	1,087	1,090	1,190	684
男 性	1	1	0	4	5
総 件 数	1,194	1,088	1,090	1,194	689

### 3 ハートフルコミュニケーション事業

DVの発生と深刻化を防止し、DVのない社会づくりを促進することを目的として中学生へのDV予防啓発ハートフルセミナーの開催と教育現場で活用できるDV予防啓発取組ガイドブックの印刷、配布を行う。

第47表 DV予防啓発ハートフルセミナー実施状況

区 分	実施回数	受講者数
平成20年度	7校7回	422人
平成21年度	6校6回	348人
平成22年度	6校6回	311人

## 第6節 母子保健対策

母子保健対策は、昭和40年の母子保健法制定以来、逐年、整備充実が図られ、医学のめざましい進歩とともに母子保健の水準は著しく向上した。しかしながら、近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は出生率の低下、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化している。このような状況において、安全な妊娠・出産と健康な子の出生及び児童の健康な育成を図るため、市町村や医療機関等との密接な連携の下、各種の母子保健対策を実施している。

### (1) 乳児死亡

本県における乳児死亡は、昭和43年当時、出生1,000人に対して23.3人であったことから、以後「健康な子を生む運動」を展開した結果、昭和53年には半減したものの、平成11年以降再び全国を上回っていた。平成16年10月に「総合周産期母子医療センター」を整備する等、周産期医療体制の強化により、平成16年以降、改善傾向にある。

第48表 乳児死亡数及び死亡率

区 分	死亡率（出生千対）											
	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
平 成 10 年	49	3.6	28	2.1	84	6.1	4,380	3.6	2,353	2.0	7,447	6.2
平 成 18 年	32	3.0	22	2.1	68	6.4	2,864	2.6	1,444	1.3	5,100	4.7
平 成 19 年	26	2.6	17	1.7	55	5.4	2,828	2.6	1,434	1.3	4,906	4.5
平 成 20 年	21	2.1	11	1.1	45	4.4	2,798	2.6	1,331	1.2	4,720	4.3
平 成 21 年	33	3.5	17	1.8	46	4.8	2,556	2.4	1,254	1.2	4,519	4.2
平 成 22 年	21	2.2	12	1.2	38	3.9	2,450	2.3	1,167	1.1	4,518	4.2

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。（平成22年は概数）

### (2) 妊産婦死亡

妊娠、分娩等に伴う妊産婦死亡率は、妊婦のおかれている保健水準をあらわす指標でもある。妊産婦の死亡を減少させるため、更に妊産婦の健康管理を適切に行う必要がある。

第49表 妊産婦死亡

区 分	青 森 県				全 国			
	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)
	出 生 数	死 産 数			出 生 数	死 産 数		
平成10年	13,595	498	0	0.0	1,203,149	38,988	89	7.2
平成18年	10,556	382	0	0.0	1,092,674	30,911	63	5.6
平成19年	10,162	311	0	0.0	1,089,818	29,313	39	3.5
平成20年	10,187	290	0	0.0	1,091,156	28,177	41	3.7
平成21年	9,523	290	1	10.2	1,070,035	27,005	61	5.6
平成22年	9,711	283	2	20.0	1,071,306	26,571	48	4.4

※ 人口動態統計による。(平成22年は概数)

(3) 妊産婦、乳幼児の健康診査

妊娠中に定期的な健康診断を受診することは、安全な分娩と健康な子の出生の基礎的条件であり、また、乳幼児については、異常を早期に発見し早期に適切な措置を講ずることが児童の健康な成長にとって重要であることから、妊産婦及び乳幼児に対し健康診査を実施している。平成9年度から市町村が実施主体となり実施してきた。

また、国の平成20年度第2次補正予算により、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充することとし、平成21年4月1日からは、全市町村で14回の公費負担を実施している。

ア. 医療機関委託

第50表 妊婦健康診査委託

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成10年度	13,449	26,315
平成18年度	10,336	21,017
平成19年度	10,333	24,940
平成20年度	9,720	59,138
平成21年度	10,100	116,544
平成22年度	9,615	118,314

第51表 乳児健康診査委託

区 分	出 生 数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成 10 年 度	13, 595	17, 802	436
平成 18 年 度	10, 556	16, 406	439
平成 19 年 度	10, 162	17, 065	443
平成 20 年 度	10, 187	16, 344	568
平成 21 年 度	9, 523	15, 732	449
平成 22 年 度	9, 711	16, 189	462

※ 出生数は暦年、平成22年は概数

イ. 市町村実施

第52表 乳幼児集団健康診査

区 分	受診延人数
平成 10 年 度	15, 383
平成 18 年 度	10, 511
平成 19 年 度	9, 817
平成 20 年 度	10, 854
平成 21 年 度	8, 924
平成 22 年 度	8, 738

第53表 1歳6か月児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 18 年 度	10, 609	10, 027	94. 5	120
平成 19 年 度	10, 544	10, 063	95. 4	156
平成 20 年 度	10, 323	9, 917	96. 1	170
平成 21 年 度	10, 295	9, 871	95. 9	161
平成 22 年 度	9, 653	9, 204	95. 3	186

第54表 3歳児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 18 年 度	11, 833	11, 142	94. 2	3, 592
平成 19 年 度	11, 400	10, 651	93. 4	3, 101
平成 20 年 度	10, 655	10, 091	94. 7	3, 111
平成 21 年 度	10, 543	9, 953	94. 4	2, 783
平成 22 年 度	10, 248	9, 779	95. 4	2, 741

#### (4) 訪問指導

妊産婦及び新生児・未熟児の保健指導の徹底を図るため、助産師及び保健師による訪問指導を実施している。なお、新生児及び妊産婦に対する訪問指導は、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

第55表 妊産婦・新生児訪問指導

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平 成 10 年 度	5,127	5,313	9,885	10,440
平 成 18 年 度	3,271	3,535	8,354	9,317
平 成 19 年 度	3,299	3,569	8,152	8,966
平 成 20 年 度	3,874	4,158	9,066	10,043
平 成 21 年 度	3,390	3,726	8,442	9,505
平 成 22 年 度	3,374	3,612	8,583	9,475

第56表 低出生体重児訪問指導

区 分	低体重児出生数 (A)	訪 問 件 数		訪 問 指 導 率 (B) / (A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平 成 18 年 度	948	927	1,177	97.8
平 成 19 年 度	976	849	1,007	86.9
平 成 20 年 度	963	795	969	82.6
平 成 21 年 度	879	748	902	85.1
平 成 22 年 度	922	687	786	74.5

※ 出生数は暦年

#### (5) 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児にくらべ生理的に種々の欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率もきわめて高い。また、心身障害への移行も多く、生後速やかに適切な処置が必要とされることから、指定医療機関に入院し、医療を受けることを必要とする未熟児に対して医療の給付を行っている。

第57表 未熟児養育医療費

区 分	実 人 員	公費負担額
	人	円
平成10年度	295	53,802,165
平成18年度	333	63,941,954
平成19年度	248	60,471,203
平成20年度	234	43,714,617
平成21年度	230	42,393,883
平成22年度	238	44,434,097

(6) 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常については、新生児の体内で先天的な酵素障害等により特定の酵素の代謝が正常に行われず、知的障害等の症状をきたすことから、早期発見、治療が必要である。

このため、昭和53年7月から先天性代謝異常検査を実施している。また、昭和55年度から先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査、平成元年度から先天性副腎過形成症検査を新生児期にそれぞれ実施している。

第58表 先天性代謝異常検査状況

区 分	検体受理 件 数	検査実施 実 人員 数	再 検 査 実 施 員 数	疾 患 別 陽 性 判 定 数						計
				フェニール ルケトン 尿	楓糖尿症	ヒスチン 血症	ホモチン 血症	シチン 血症	ガラクト ース症	
平成10年度	15,217	15,106	111	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	11,737	11,737	20	2	0	0	0	0	0	2
平成19年度	11,492	11,492	33	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	11,514	11,506	8	0	0	0	0	0	0	0
平成21年度	10,832	10,829	3	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	11,038	11,029	9	0	0	0	0	0	0	0

第59表 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果	
		正 常	擬 陽 性
平成10年度	15,328	15,090	234
平成18年度	11,898	11,715	173
平成19年度	11,627	11,470	149
平成20年度	11,656	11,490	151
平成21年度	10,998	10,813	179
平成22年度	11,218	11,027	187

第60表 先天性副腎過形成症検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常	擬 陽 性	要 精 検	再チェック (再提出)
	件	件	件	件	件
平成10年度	15,128	15,101	21	6	—
平成18年度	11,756	11,713	30	12	—
平成19年度	11,510	11,429	55	26	—
平成20年度	11,537	11,470	30	37	—
平成21年度	10,863	10,793	36	34	—
平成22年度	11,073	11,007	43	23	—

(7) 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物等小児の慢性特定疾患の治療はきわめて困難、かつ長期にわたることから、児童の健全な育成に支障をきたすことになる。このため、これらの疾病に関する治療研究を推進し、併せて患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第61表 小児慢性特定疾患治療研究事業給付状況

区 分	平成10年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	人	人	人	人	人	人
悪性新生物	364	259	210	210	157	171
慢性腎疾患	134	89	80	90	69	74
慢性呼吸器疾患	35	37	23	22	21	31
慢性心疾患	193	204	201	196	161	190
内分泌疾患	350	372	314	248	254	245
膠原病	66	180	88	114	84	100
糖尿病	101	123	88	112	81	74
先天性代謝異常	94	59	36	43	37	38
血友病等血液・免疫疾患	202	78	67	49	47	42
神経・筋疾患	30	34	39	43	31	37
慢性消化器疾患	—	46	37	47	34	31
計	1,569	1,481	1,183	1,174	976	1,033

(8) 身体障害児の療育相談と医療給付

各地域県民局地域健康福祉部保健総室において整形外科等の専門医による定期的な療育相談と巡回相談を行い、慢性疾患や身体障害等、長期に療養を要する児童に対して適切な指導を行っている。また、身体障害児で比較的短期間の治療により、その機

能の回復が期待できるものについては、自立支援医療（育成医療）の支給を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努めている。

第62表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）

区 分	総 数	要 治 療			治 療 不 能	治 療 不 要
		肢 体 不 自 由 児 施 設 入 所	育 成 医 療	そ の 他		
平 成 10 年 度	813	4	2	88	0	709
平 成 18 年 度	446	0	0	44	0	402
平 成 19 年 度	374	0	0	45	0	329
平 成 20 年 度	350	0	0	41	2	307
平 成 21 年 度	270	0	0	36	0	234
平 成 22 年 度	236	0	0	31	2	203

第63表 育成医療給付状況（給付人員）

区分	肢 体 不 自 由		視 覚 障 害		聴 覚 平 衡 機 能 障 害		音 声 言 語 機 能 障 害		心 臓 障 害		腎 臓 障 害		そ の 他 内 臓 障 害		計		
	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	合 計
平 成 10 年 度	63	54	36	1	15	0	61	61	115	0	21	6	39	3	350	125	475
平 成 18 年 度	84	67	53	5	36	2	47	93	59	0	2	3	90	19	371	189	560
平 成 19 年 度	43	100	40	7	41	8	25	81	54	0	2	0	47	32	252	228	480
平 成 20 年 度	87	147	33	3	43	3	44	99	52	2	1	0	38	29	298	283	581
平 成 21 年 度	63	209	26	2	23	4	45	115	59	0	0	0	54	33	270	363	633
平 成 22 年 度	68	144	29	11	53	31	65	98	66	0	2	1	42	29	325	314	639

（平成18年4月から自立支援医療（育成医療）に移行）

(9) 乳幼児はつらつ育成事業

乳幼児に対し、速やかな診察、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。

- ・ 対 象 年 齢 0歳児～小学校未就学児童
- ・ 所 得 制 限 定額（平成10年7月時点における児童扶養手当の支給に係る所得制限（一部支給）に準拠）
- ・ 一 部 負 担 入院一日当たり500円（4歳～小学校未就学児童）  
通院一月当たり1,500円（同上）
- ・ 補 助 対 象 経 費 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの診療医療費
- ・ 補 助 率 2分の1

※平成20年10月診療分から通院の対象年齢を3歳までから小学校未就学までに

拡充した。

第64表 乳幼児はつらつ育成事業費補助実施状況

	給付件数	補助金額
平成17年度	581,248件	660,966千円
平成18年度	568,877件	609,141千円
平成19年度	553,438件	581,943千円
平成20年度	544,860件	569,269千円
平成21年度	680,768件	585,957千円
平成22年度	672,585件	605,594千円

※ 県内全市町村で実施

(10) 女性健康支援事業

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えていることから、思春期から更年期に至る女性を対象として、各地域県民局地域健康福祉部保健総室で女性健康相談を月1回実施している。

平成17年度から特定不妊治療費助成事業が開始されたことに伴い、不妊に関する相談件数が増加している。

第65表 女性健康支援事業実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
実人員	人 214	人 287	人 254	人 259	人 183	
延人員	241	289	305	267	248	
相談内容	思春期女子の健康相談	2	7	4	2	1
	妊娠・避妊に関する相談	12	57	12	6	3
	不妊に関する相談	194	209	266	237	223
	メンタルケア	6	6	2	1	1
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	5	4	8	3	15
	その他	22	6	13	18	5
	計	241	289	305	267	248

(11) 不妊専門相談センター事業

不妊に悩む男女に不妊治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を平成14年6月に開設した。

- ・対象者 不妊に悩む夫婦等
- ・開設場所 弘前大学医学部附属病院
- ・開設回数 年40日
- ・相談件数 28件（平成22年度）（面接相談 13件 メール15件）

なお、平成21年4月からは、従来の面接相談に加え、メール相談を実施している。

表66表 不妊専門相談センター事業実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
延相談件数	22件	8件	8件	18件	(17) 37件	(15) 28件	
他院への紹介件数	3	5	0	6	(3) 8	(0) 3	
相談内容 (延件数)	不妊治療を受けるか否かに関する相談	4	0	5	0	(0) 0	(0) 3
	不妊診断・治療方法	18	7	2	18	(12) 30	(12) 21
	不妊治療による副作用	0	0	0	0	(0) 0	(0) 1
	不妊治療に要する費用	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0
	その他	0	1	1	0	(5) 7	(3) 3
計	22	8	8	18	(17) 37	(15) 28	

( ) 内はメール相談の再掲

(12) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から治療費の一部を助成する青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。

- ・助成額及び回数 1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回まで
- ・助成期間 通算5年

第67表 特定不妊治療費助成事業実施状況

	助成件数	体外受精	顕微授精	凍結胚移植	助成額
平成18年度	201件	136件	65件	—	19,690千円
平成19年度	326件	154件	94件	37件	31,070千円
平成20年度	370件	135件	106件	81件	33,693千円
平成21年度	432件	153件	116件	108件	56,199千円
平成22年度	464件	166件	125件	90件	63,162千円

(13) 母子保健地域力向上支援事業

望まない妊娠対策、高リスク妊産婦対策として、保健・医療の情報共有の充実を念頭においた妊産婦情報共有システムの再構築を図る。

また、市町村の母子保健担当者が困難事例に対応できるスキルを習得する研修会により妊婦が安全に妊娠出産できる環境をつくる。

(14) 思春期情報発信センター

平成20年度に「あおもり思春期研究会」に対して思春期相談センター・思春期情報発信センター事業の開設補助をし、思春期における性感染症予防、望まない妊娠を防ぐための相談等、思春期のからだところの問題に対する相談体制の強化と情報発信を行っている。

思春期相談センター・思春期情報発信センター <http://www.aomori-sisyunki.jp/>

# 障 害 福 祉 課



# 事業概要

## 【障害施策の動向】

平成18年度に施行された障害者自立支援法は、平成21年9月の連立政権合意において、これを廃止することとし、「制度の谷間」がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を遅くとも平成25年8月までにつくることとした。

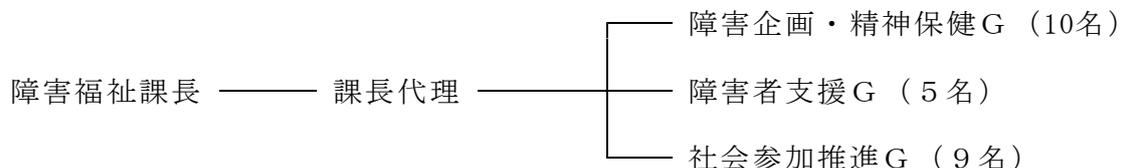
平成21年12月、内閣総理大臣を本部長に、閣僚で構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置し、平成22年1月には、学識経験者や関係者が参加する「障がい者制度改革推進会議」を発足し、障害者制度の改革を進めている。

障害者自立支援法に代わる新たな「障害者総合福祉法案（仮称）」は、推進会議の総合福祉部会において、「障害の範囲」、「サービスの体系」などのテーマ毎に検討が行われており、平成23年8月には新法の骨格が提言される予定であり、平成24年の通常国会に法案を提出し、平成25年8月までの施行を目指すこととしている。

また、平成22年12月10日には、障害者制度を見直すまでの障害者の地域生活支援のため、障害者自立支援法等の内容を一部改正した「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布された。

## 第1節 機構図及び職種別職員数と出先機関等

### 1 機構図及び職種別職員数



第1表 職種別職員数(H23.4.1現在)

	総括課長級	課長級	課長補佐級	班長級	主査級	一般職員	非常勤事務員	手話通訳者	支援専門員 こころの健康	レセプト点検員	合計
課長	1										1
課長代理		1									1
障害企画・精神保健G			1	3	3		1		1	1	10
障害者支援G			2		2	1					5
社会参加推進G			1	3	3	1		1			9
合計	1	1	4	6	8	2	1	1	1	1	26

## 2 出先機関

### (1) 青森県障害者相談センター

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法や戦傷病者特別援護法に関する相談等及び身体障害者手帳及び愛護(療育)手帳の交付を行っている。

第2表 障害者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数					
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	度区分	障害程度	その他
21	来所	6,123	4,082	2,039	2	0	0	0	0	6,123	6,121	0	0	0	6,121	4,082	2,039	0	0	0	6,121
	巡回	732	933	213	581	0	0	1	1	1,729	291	0	0	0	291	0	291	630	0	0	921
	計	6,855	5,015	2,252	583	0	0	1	1	7,852	6,412	0	0	0	6,412	4,082	2,330	630	0	0	7,042
22	来所	6,744	4,414	2,332	0	0	0	0	0	6,746	6,746	0	0	0	6,746	4,414	2,332	0	0	0	6,746
	巡回	651	919	220	491	1	0	4	3	1,638	284	0	0	0	284	0	284	632	0	0	916
	計	7,395	5,333	2,552	491	1	0	4	3	8,384	7,030	0	0	0	7,030	4,414	2,616	632	0	0	7,662

第3表 障害者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度	区分	実取 人員 扱 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医学的 判定	心理 判定	職 能 判 定	そ の 他 の 定	計	障 害 程 度 分	療 育 手 帳	そ の 他	計
21	来所	155	1	0	0	0	2	1	93	58	155	30	93	93	47	263	0	93	47	140
	巡回	199	9	3	0	0	0	0	187	0	199	71	190	190	0	451	0	187	3	190
	計	354	10	3	0	0	2	1	280	58	354	101	283	283	47	714	0	280	50	330
22	来所	167	6	0	1	1	1	0	91	76	176	35	91	91	60	277	0	91	60	151
	巡回	205	0	3	0	0	0	0	202	0	205	65	205	205	0	475	0	202	3	205
	計	372	6	3	1	1	1	0	293	76	381	100	296	296	60	752	0	293	63	356

### (2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的立場から技術指導及び援助を行っている。

### (3) 青森県立あすなろ医療療育センター、青森県立さわらび医療療育センター

青森県立あすなろ医療療育センター(青森市)は、児童福祉法に規定されている肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、青森県立さわらび医療療育センター(弘前市)は、児童福祉法に規定されている重症心身障害児施設である。

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、入所

又は通所をさせながら治療を行うとともに、理学療法、作業療法等による機能回復訓練、日常生活指導を行っている。

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行っている。

第4表 年度別1日平均入所児童数

区分 年度	あすなる医療療育センター				さわらび医療療育センター				はまなす医療療育センター			
	肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
18	50	20	50	28	-	-	50	25	42	40	40	28
19	50	19	50	27	-	-	50	25	42	40	40	27
20	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27
21	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27
22	50	18	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27

### 3 その他の施設

#### (1) 青森県立はまなす医療療育センター

青森県立はまなす医療療育センター(八戸市)は、児童福祉法に規定されている肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、施設の運営については、日本赤十字社に指定管理委託している。

#### (2) 青森県視覚障害者情報センター

視覚障害者の福祉の向上を図るため、点字図書等を無料で閲覧貸出しすることを主な業務として、昭和44年に青森市矢田前に設置され、平成3年に青森市石江(青森県青森福祉庁舎)に移転改築した。

施設の運営については、社団法人青森県視力障害者福祉連合会に指定管理委託している。

第5表 視覚障害者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
18	21,039	608	717	634	765	63	19	202	141	11,750	35,938
19	25,511	398	615	525	464	122	6	435	141	12,630	40,847
20	18,346	317	515	371	369	29	31	259	69	11,347	31,653
21	17,417	246	375	263	284	38	91	183	130	9,606	28,633
22	16,387	364	287	224	204	87	73	221	74	7,245	25,166

第6表 視覚障害者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計	
点字図書	タイトル数	175	500	574	930	1,253	412	84	269	170	4,846	9,213
	冊数	710	1,390	1,928	2,451	3,476	870	257	763	727	15,698	28,270
録音図書	タイトル数	423	506	611	714	848	265	53	686	91	3,633	7,830
	冊数	964	2,302	3,657	3,557	3,759	901	185	1,437	323	24,012	41,097
CD図書	タイトル数	63	218	319	412	411	103	52	161	43	2,966	4,748
	冊数	64	218	319	412	412	103	52	161	43	2,966	4,750

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者のコミュニケーション支援による自立と社会参加の推進を図るため、字幕入りビデオテープの製作・貸出しや、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成を行うことを主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置した。

施設の運営については、社団法人青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

第7表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ貸出数

年度	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
18	49	46	30	457	5	84	3	0	40	20	0	22	6	762
19	25	35	10	414	5	60	8	0	30	6	4	0	7	604
20	16	33	2	218	9	61	0	0	39	0	2	2	3	385
21	23	40	8	203	0	53	0	1	34	12	0	4	0	386
22	16	19	5	73	2	20	0	1	12	9	0	1	1	159

第8表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ所有数

	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	615	698	320	2,242	132	399	69	17	293	63	6	24	43	4,921
タイトル数	366	380	178	1,174	75	206	35	11	150	55	6	14	33	2,683

(4) 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置した。

施設の運営については、財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会に指定管理委託している。

第9表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
18	1,338	168	384	2,747	2,032	1,853	6,172	14,694
19	1,569	123	233	2,847	2,049	1,651	5,704	14,176
20	1,534	62	227	2,793	2,153	1,616	3,901	12,286
21	2,186	81	363	2,881	1,855	2,062	3,299	12,727
22	1,118	78	172	1,572	605	1,311	2,605	7,461

※ 平成22年度は体育館改修工事のため、利用を一部制限した。

4 予算額の概要

第10表 予算の比較

単位：千円

	平成23年度 当初予算	平成22年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計 障害福祉課予算	16,729,271	15,684,382	1,044,889	106.7%
健康福祉部予算額	111,159,731	105,482,957	5,676,774	105.4%
健康福祉部予算額に占める 障害福祉課予算(%)	15.0%	14.8%	—	—
特別会計 肢体不自由児会計	2,142,441	2,072,840	69,601	103.4%

## 第2節 障害者施策の推進

### 1 新青森県障害者基本計画の推進

県では、障害のある人もない人も共に生きる社会環境づくりというノーマライゼーションの理念の実現に向け、平成5年3月に「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」を策定し、障害者施策を推進してきたが、平成14年度で計画の終期を迎えたことから、平成15年度以降の本県における障害者施策の推進方向を示すため、平成15年度から10年間を計画期間とする「新青森県障害者計画」を平成15年3月に策定し、平成21年3月に、障害者自立支援法の制定等の障害者を取り巻く環境の変化を反映させ、改定した。

「新青森県障害者計画」では、「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、副題を「すべての人が人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざして」と定めている。

また、計画の基本理念の柱として、

- ① 利用者本位の視点に立った支援
- ② 障害者が安全に安心して生活できる環境の整備
- ③ 地域移行の推進
- ④ 各障害の特性を踏まえた施策の展開
- ⑤ 総合的かつ効果的な施策の推進

の5つの横断的視点を定め、さらに重点目標として、

- ① 利用者本位の相談・支援体制の整備・充実
- ② 福祉のまちづくりの推進
- ③ 心身障害児者のリハビリテーション体制の検討
- ④ 障害及び障害者に対する県民理解の促進

を掲げ、障害者施策を推進していくこととしている。

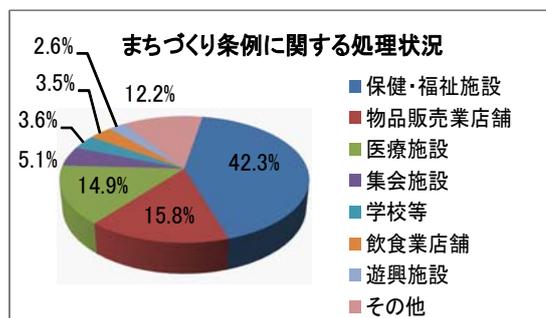
### 2 福祉のまちづくりの推進

本県では、建築物等のバリアフリー化を推進するため、平成10年10月に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年4月から施行した。

この条例に基づく特定施設（公共的施設のうち、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備することが必要な施設）の処理件数は、平成22年度末までの累計で、2,350件となっており、区分別に見ると保健・福祉施設が最も多く42.3%、次いで物品販売業店舗15.8%、医療施設14.9%の順となっている。

処理件数(累計)

保健・福祉施設	物品販売業店舗	医療施設	集会施設	学校等	飲食業店舗	遊興施設	その他	計
995	371	350	119	85	82	61	287	2,350
42.3%	15.8%	14.9%	5.1%	3.6%	3.5%	2.6%	12.2%	100.0%



### 第3節 障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化

#### 1 障害者自立支援法

##### (1) 障害程度区分認定の実施状況等

###### ア 市町村審査会の設置状況

市町村審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として設置している。

第11表 市町村審査会の設置状況 (平成23年3月31日現在)

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日	合議体数	委員数
青森地域	青森市	H18.4.1	4	20
津軽地域	津軽広域連合	H18.4.1	4	20
八戸地域	八戸市	H18.7.1	6	30
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18.4.1	3	15
下北地域	下北圏域障害程度区分認定審査会	H18.6.30	4	20
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18.7.1	1	5
		合計	22	110

###### イ 障害程度区分の認定状況

市町村審査会における障害程度区分の審査及び判定の結果に基づき、市町村が障害程度区分の認定を行う。

第12表 障害程度区分認定者数 (平成23年3月31日現在)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
認定者数	318	1,074	1,154	762	684	820	4,812

##### (2) 障害者介護給付費等不服審査会

市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」を設置した。

ア 設置年月日 平成18年6月8日

###### イ 委員の構成

人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者。

###### ウ これまでの裁決の状況

下記の表のとおり

第13表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況(平成23年3月31日現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数			次年度繰越
		却下	認容	棄却	
3 (2)	0	0	0	0	3 (2)

※ ( ) は障害程度区分認定に係る審査請求

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害共通の仕組みでサービスが提供されており、障害福祉サービス事業所等の指定状況は次のとおりである。

第14表 障害福祉サービス等の指定事業所数（平成23年4月1日現在）

	種 別	事業所数
介護 給付	居宅介護・重度訪問介護	230
	行動援護	40
	重度障害者等包括支援	0
	療養介護	1
	生活介護	72
	児童デイサービス	38
	短期入所	86
	共同生活介護	60
	施設入所支援	30
訓練 等給 付	自立訓練 (うち宿泊型 4)	37
	就労移行支援	42
	就労継続支援	104
	共同生活援助	79
相談支援		58

※ 旧法施設支援は別掲

(4) 旧法身体障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法身体障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなっており、平成22年度中に療護施設3か所、入所授産施設1か所が移行した。

また、福祉ホームは、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第15表 旧法身体障害者更生援護施設設置状況（各年度4月1日現在）

種別	年度							
	17	18	19	20	21	22	23	
身体障害者更生施設	2	2	2	1	1	1	1	
	10	10	10	10	10	10	10	
	100	100	100	50	50	50	50	
身体障害者療護施設	9	9	10	10	8	8	5	
	18	18	18	18	14	14	10	
	473	473	479	479	324	324	214	
身体障害者授産施設	5	5	4	4	3	2	1	
	65	65	65	65	52	37	19	
	270	270	180	180	120	80	40	
身体障害者通所授産施設	4	4	3	2	2	1	1	
	90	90	60	40	40	20	20	
	1	1	0	0	0	0	0	
身体障害者福祉工場	50	50						
	21	21	19	17	14	12	8	
	93	93	93	93	76	61	39	
計	983	983	819	749	534	474	324	

※ 上段:か所数、中段:入所施設の通所部定員、下段:定員

(5) 旧法知的障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法知的障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなり、平成22年度中に入所更生施設13か所、通所更生施設3か所、通所授産施設6か所、通勤寮1か所、小規模通所授産施設1か所が移行した。

また、福祉ホームについては、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第16表 旧法援護施設設置状況 (各年度4月1日現在)

種別 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23
知的障害者更生施設 (入所)	35 203 2,082	35 199 2,072	34 213 1,987	34 195 1,987	33 195 1,902	30 176 1,722	17 40 952
知的障害者更生施設 (通所)	7 175	8 200	8 195	8 195	8 195	7 165	4 95
知的障害者更生施設 (分場)	1 19	1 19	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
知的障害者授産施設 (入所)	3 25 180	3 25 185	3 15 100	2 15 100	2 15 100	2 15 100	2 15 100
知的障害者授産施設 (通所)	27 662	31 765	31 770	28 690	24 575	21 505	15 365
知的障害者授産施設 (分場)	2 34	2 34	2 34	0 0	0 0	0 0	0 0
知的障害者通勤寮	2 40	2 40	2 40	2 40	2 40	1 20	0 0
小規模通所授産施設	4 76	3 57	2 38	2 38	2 38	1 19	0 0
計	81 228 3,268	85 224 3,372	82 228 3,164	76 210 3,050	71 210 2,850	62 191 2,531	38 55 1,512

※ 上段:か所数、中段:入所施設の通所部定員、下段:定員

(6) 自立支援医療（更生医療）の給付

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減する目的で医療の給付を実施している。

平成22年度は延べ34,106件、1,993,004千円の給付があった。

第17表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年 度	延件数	更生医療負担額（千円）
18	19,548	342,539
19	23,410	1,699,216
20	28,870	1,857,695
21	32,135	1,879,732
22	34,106	1,993,004

(7) 補装具の給付

身体障害者（児）の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢、車いす、補聴器、盲人安全つえ、装具等の給付（交付・修理）を行っている。

平成22年度は延べ4,414件、350,295千円の給付があった。

(8) 日常生活用具の給付（貸付）

重度身体障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう、特殊寝台等の日常生活用具（住宅改修費を含む。）を給付（貸与）し、日常生活の便宜を図っている。

平成22年度は延べ25,459件、286,512千円の給付があった。

ア 介護・訓練支援用具……特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド等

イ 自立生活支援用具……入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等

ウ 在宅療養等支援用具……透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等

エ 情報意志疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワープロ（共同利用）、点字図書等

オ 排泄管理支援用具……ストマ装具、紙おむつ、収尿器等

カ 居宅生活動作補助用具…小規模な住宅改修

(9) 苦情処理体制の確保

障害福祉サービスの提供に関する苦情について適切に処理するため、必要に応じて市町村及び青森県運営適正化委員会等と連携を図った。

(10) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者の運営の適正化を図る観点から障害福祉サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の障害者自立支援給付等事務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村指導を行った。【平成22年度実施市町村数：37市町村】

第18表 集団指導及び実地指導の実施状況

区 分	集団指導実施事業者数		実地指導実施事業者数	
	20年度	21年度	20年度	21年度
障害福祉サービス事業者	692	705	107	54
旧法施設	108	77	46	23
計	800	782	153	77

(11) 障害者自立支援給付費負担金

障害者自立支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）に相当する額を負担した。

（40市町村、4,380,389千円）

（内訳）

- ・ 障害福祉サービス費等 4,357,455千円
- ・ 療養介護医療費等 22,934千円
- ・ やむをえない事由による措置 0千円

(12) 障害者地域生活支援事業関係事業

ア 県地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施した。

なお、本事業は、平成18年9月まで実施してきた障害者の社会参加促進事業を統合・再編したものである。

第19表 平成22年度青森県障害者地域生活支援事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 22年度相談件数：223件
3. 相談員活動強化事業	県（福祉事務所）	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、青森市 実施回数及び参加人員：延5回、延75人
4. スポーツ教室開催事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室、地区別スポーツ大会（県内10地区）他 22年度参加人員 計1,253人
5. スポーツ大会開催事業		第18回 青森県障害者スポーツ大会 22年8月29日 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 12人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 1人

8. 字幕入りビデオカセット ライブラリー事業	県((社)青森県ろうあ協会 及び(社)福聴力障害者情 報文化センターに委託)	利用登録者数：294人, 25団体 貸出件数：159件
9. 指定居宅介護事業者情報 提供事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する 際に、その目的地において必要となるガイド ヘルパーの確保のための調整等を行う。
10. 在宅盲人点字指導事業	県 ((社)青森県視力 障害者福祉連合会に 委託)	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に 点字の指導を行う。22年度5人指導
11. 点字競技会		県点字競技会開催：青森市（52人参加）
12. 盲女性家庭生活訓練事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：料理教室等 実施地区：3地区(青森, 弘前, 八戸) 実施回数及び参加人員：延9回、延167人
13. 盲青年等社会生活教室開 催事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、55人
14. 手話講習会	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	実施地区：青森・弘前・八戸・五所川原・鶴 田・三沢・東北・むつ 実施回数及び参加人員：延45回、延471人
15. オストメイト社会適応 訓練事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	実施地区：青森、弘前、八戸 実施回数及び参加人員：延15回、延342人
16. 音声機能障害者発声 訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延184回、延1,629人
17. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：3人
18. 点訳奉仕員養成事業	県((社)青森県視力障害 者福祉連合会に委託)	点訳奉仕員17人
19. 朗読奉仕員養成事業		朗読奉仕員6人養成
20. 要約筆記奉仕員養成事業	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	基礎課程：50時間（全31回） 6人修了 応用課程：34時間（全24回） 15人修了
21. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全30回） 21人修了 基礎課程：45時間（全37回） 11人修了
22. 手話通訳者養成事業		基本課程：35時間（全24回） 6人修了 応用・実践課程：55時間（全13回） 2人 修了
23. 手話通訳設置事業	県（一部(社)青森県 ろうあ協会に委託)	設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
24. 手話通訳者等指導者養成 研修	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	手話指導者研修会「講義編」 受講者53人 手話指導者研修会「実技編」 受講者62人
25. サービス提供者情報提供 等事業		件数 県内11件、県外6件

#### イ 市町村地域生活支援事業

障害者にとって最も身近な市町村において、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている事業であり、平成22年度は全40市町村で実施した。

なお、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生



(13) 障害者自立支援特別対策事業

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化及び新法への移行促進等を図ることを目的としている事業であり、次のような内容となっている。

第21表 平成22年度障害者自立支援特別対策事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 事業運営安定化事業	県、市町村	事業内容：旧体系施設の事業基盤の安定と新体系移行後の事業運営を安定化させる。 ○対象施設・事業所数 53か所
2. 通所サービス等利用促進事業	市町村	事業内容：通所サービス及び短期入所において実施する送迎サービスに要する費用を助成する。 ○対象施設・事業所数 93か所
3. 新事業移行促進事業	市町村	事業内容：特定旧法指定施設から新体系事業への移行を行う事業所又は施設が新体系移行に伴うコストの増加等に対応できるよう助成を行い、新体系への移行を促進する。 ○実施市町村 35市町村
4. 地域移行支度経費支援事業	県、市町村	事業内容：入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行う。 ○実施市町村 19市町村
5. 小規模作業所緊急支援事業	県	事業内容：小規模作業所が新たなサービスへ円滑に以降するために必要な経費を助成する。 ○対象小規模作業所 13か所
6. 障害者自立支援基盤整備事業	社会福祉法人等	事業内容：既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる施設の改修等の経費に対し助成を行い、新体系におけるサービスの基盤の整備を図る。 ○建物の増築、改修の経費 6件
7. 一般就労移行等促進事業	社会福祉法人等	事業内容：障害者の職場実習に必要な設備の更新及び施設外就労等を実施する事業所等に対し助成を行い、障害者の一般就労の促進を図る。 ○職場実習・職場見学促進事業 3件 ○施設外就労等による一般就労移行事業 5件 ○職場定着促進支援事業 1件
8. 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業	県、市町村	事業内容：障害者への相談支援の充実強化を図るために、相談支援体制の整備について支援を行う。 ○特別アドバイザー派遣事業 3名配置 ○相談支援発展推進支援事業 1市、11事業所実施

事業名	実施主体	実施状況
9. 相談支援充実・強化事業	市町村	事業内容： 障害者等への障害福祉施策の情報を周知し、相談支援の充実強化を図るために要する経費を助成する。 ○実施市町村 5市町村
10. 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	市町村	事業内容： 重度訪問介護等の訪問系サービスについて、国が定める市町村に対する国庫負担の上限額となる国庫負担基準を超過する市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。 ○補助対象 2市
11. 移行時運営安定化事業	市町村	事業内容： 特定旧法指定施設及び精神障害者社会復帰施設等から新体系に移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を保障することにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図る。 ○対象施設・事業所数 21か所
12. オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	市町村	事業内容： オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。 ○補助対象 3市町
13. 障害者就労訓練設備等整備事業	社会福祉法人等	事業内容： 旧体系施設等が就労移行支援、就労継続支援等の新体系サービスの実施に必要な設備（備品）の整備に対し助成を行う。 ○補助対象 5事業者
14. 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	市町村	事業内容： 地域における障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するため、情報支援機器等の整備や地上デジタル放送の完全移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図る。 ○補助対象 12市町

## 2 身体障害者(児)の福祉

### (1) 身体障害者手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の身体障害者手帳交付者（児）数は60,340人で、県人口に対する割合は、1,000人当たり43.2人となっている。

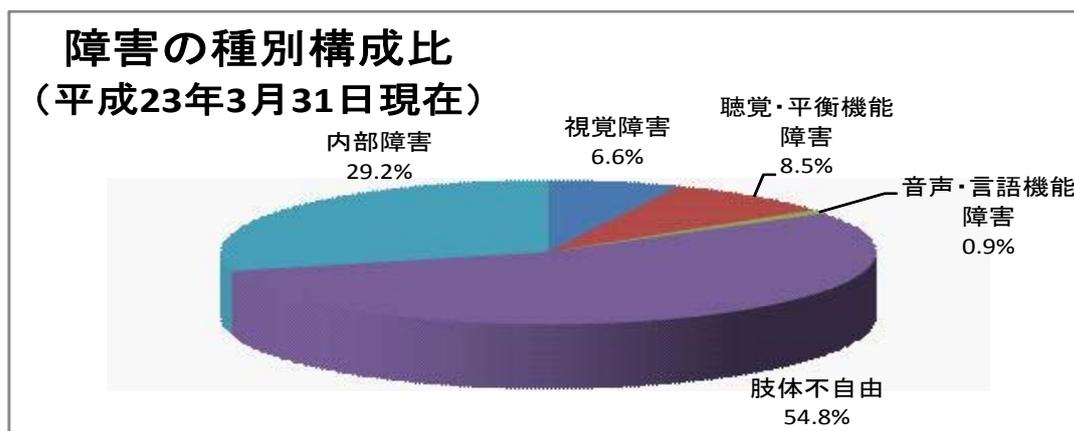
障害種別の構成比を見ると、肢体不自由が54.8%で過半数を占めており、次いで内部障害（29.2%）、聴覚・平衡機能障害（8.5%）、視覚障害（6.6%）、音声・言語機能障害（0.9%）の順となっている。近年の傾向を見ると、内部障害が増加傾向にある一方、視覚障害は減少傾向にある。

また、等級別に見ると、1・2級の重度の身体障害者が全体の54.7%と過半数を占めている。

第22表 身体障害者手帳所持状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18	4,409 (7.3)	5,654 (9.4)	558 (0.9)	33,395 (55.5)	16,203 (26.9)	60,219 (100.0)
19	4,236 (7.0)	5,480 (9.0)	543 (0.9)	33,992 (55.9)	16,518 (27.2)	60,769 (100.0)
20	3,950 (6.8)	5,109 (8.8)	538 (0.9)	32,334 (55.5)	16,308 (28.0)	58,239 (100.0)
21	3,995 (6.7)	5,106 (8.6)	533 (0.9)	32,785 (55.4)	16,831 (28.4)	59,250 (100.0)
22	3,971 (6.6)	5,125 (8.5)	534 (0.9)	33,069 (54.8)	17,641 (29.2)	60,340 (100.0)



第23表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在(単位:人)

障害別	年度別	等級別							計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障害	18	1,757	1,023	314	341	451	523	4,409	
	19	1,658	1,022	301	319	435	501	4,236	
	20	1,586	976	265	294	390	439	3,950	
	21	1,609	1,007	254	290	408	427	3,995	
	22	1,594	1,012	248	289	412	416	3,971	
聴覚平衡機能障害	18	166	1,614	655	914	42	2,263	5,654	
	19	101	1,564	644	942	45	2,184	5,480	
	20	102	1,497	618	902	25	1,965	5,109	
	21	87	1,497	629	899	30	1,964	5,106	
	22	87	1,486	627	966	29	1,930	5,125	
音声言語機能障害	18	26	17	350	165	0	0	558	
	19	13	25	353	152	0	0	543	
	20	20	29	345	144	0	0	538	
	21	18	13	348	154	0	0	533	
	22	16	19	346	153	0	0	534	
肢体不自由	18	10,106	7,729	4,819	6,660	2,849	1,232	33,395	
	19	9,940	7,872	5,039	7,036	2,864	1,241	33,992	
	20	9,180	7,513	5,029	6,881	2,590	1,141	32,334	
	21	9,303	7,465	5,117	7,138	2,607	1,155	32,785	
	22	9,312	7,392	5,352	7,374	2,529	1,110	33,069	
内部障害	18	10,762	77	2,732	2,632	0	0	16,203	
	19	10,931	89	2,775	2,723	0	0	16,518	
	20	10,958	86	2,617	2,647	0	0	16,308	
	21	11,395	90	2,599	2,747	0	0	16,831	
	22	11,972	99	2,639	2,931	0	0	17,641	
計	18	22,819	10,458	8,870	10,712	3,342	4,018	60,219	
	19	22,643	10,572	9,112	11,172	3,344	3,926	60,769	
	20	21,846	10,101	8,874	10,868	3,005	3,545	58,239	
	21	22,412	10,072	8,947	11,228	3,045	3,546	59,250	
	22	22,981	10,008	9,212	11,713	2,970	3,456	60,340	
22年度構成比	%	38.1	16.6	15.3	19.4	4.9	5.7	100	

## (2) 障害者のスポーツ振興

障害者が体力の維持増強、機能回復訓練及び障害者相互の親睦を目的とするスポーツの振興を図った。

平成22年度は、第10回全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会（グラウンドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール、ソフトボール）へ選手を派遣し、全国大会（千葉県：10月23日～25日）へ57人の選手を派遣した。

## (3) 身体障害者相談員の設置

身体障害者の更生援護の相談に応じて必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努めている。

その設置状況は昭和45年に75人、47年度から110人、平成12年度からは210人、平成19年度からは176人（中核市を除く。）となっている。

## 3 知的障害者（児）の福祉

### (1) 愛護（療育）手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の愛護手帳（療育手帳）交付者数は11,073人で、性別では男58.6%、女41.4%、児者別では児24.1%、者75.9%、障害程度別では重度(A)40.0%、中軽度(B)60.0%となっている。

第24表 愛護手帳交付数

(各年度3月31日現在)

区分 年度	総 数 (人)	性 別		児 者 別		障 害 程 度 別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
18	9,947	5,715	4,232	2,032	7,913	4,847	5,100
19	10,262	5,920	4,342	2,072	8,190	4,906	5,356
20	10,656	6,193	4,463	1,905	8,751	5,090	5,566
21	10,889	6,360	4,529	2,132	8,757	4,682	6,207
22	11,073	6,466 (58.6%)	4,587 (41.4%)	2,668 (24.1%)	8,405 (75.9%)	4,430 (40.0%)	6,643 (60.0%)

\* ( )内は構成比

## (2) 障害児等療育支援事業

在宅障害者（児）の地域での生活を支援するため、障害者（児）施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、地域の在宅障害者（児）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に現在、県内5か所で実施している。

### ア 在宅支援訪問療育等指導事業

#### (ア) 巡回相談

支援施設に構成された相談・指導班が家庭を訪問する等により、在宅障害者（児）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

#### (イ) 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査、介護等に関する指導・助言や各種の相談を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	巡回相談	健康診査
5か所	216件	0件

イ 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害者（児）及び保護者に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	外来相談
5か所	3,218件

ウ 施設支援一般指導事業

障害児通園（デイサービス）事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し在宅障害者（児）の療育に関する技術の指導を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	件数
5か所	86件

(3) 知的障害児（通園）施設設置状況

知的障害のある児童を入所（通園）させて、これを保護し、又は治療するとともに自立自活に必要な知識技能を与えることを目的として児童福祉法に基づき設置されており、設置状況は以下のとおりとなっている。

第25表 施設設置状況

(各年度4月1現在)

種別 \ 年度	18	19	20	21	22	23
知的障害児施設	7 460	7 370	7 350	7 350	7 350	7 350
知的障害児通園施設	3 100	3 105	3 105	3 105	3 110	3 110
計	10 560	10 475	10 455	10 455	10 460	10 460

※ 上段：か所数、下段：定

(4) 発達障害者（児）の状況

発達障害者（児）の支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者（児）やその家族からの各種相談に応じるとともに、関係施設・機関に対する普及啓発及び研修等を行っている。（社福）青森県すこやか福祉事業団に委託し、県民福祉プラザ内に開設している。

第26表 支援内容別件数の状況

(単位：延件数)

区分	相談支援	発達支援	就労支援	普及啓発及び研修
18年度	523	359	21	18
19年度	718	354	8	31
20年度	525	169	13	24
21年度	562	74	42	44
22年度	603	94	38	41

#### 4 精神保健福祉対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神科病院に対する実地指導及び措置入院患者等に対する実地審査を行っている。また、精神障害者の医療及び保護のために、措置入院等の適切な運用を図るとともに、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするため、通院医療費の公費負担を行っている。

保健所においては、精神保健福祉相談窓口の開設、訪問指導、心の健康づくり教室、社会復帰相談指導及び患者家族会等の育成、援助等の地域精神保健福祉活動を展開している。

また、精神障害者の社会復帰を促進するために、精神障害者社会復帰施設の運営に対する助成のほか、精神障害者社会適応訓練事業等の社会復帰対策を進めており、精神障害者保健福祉手帳交付事業を実施することにより手帳所持者が各種サービスを利用できるよう支援している。

なお、平成13年度から、心の健康づくり対策として、心のヘルスアップ事業を実施し、自殺予防に取り組んでいる他、平成20年度～21年度は自殺対策普及啓発事業、平成21年度からは自殺対策のための地域力支援事業及び自殺対策緊急強化事業を実施している。

##### (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

障害者基本法並びに精神保健福祉法の制定に基づき、精神障害者の保健福祉向上を目的として平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付事業が実施され、平成22年度は760人に交付をした。

第27表 手帳所持状況

各年度末現在

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交 付 数		7,541	7,497	7,938	8,488	8,546
内	1 級	3,217	3,142	3,274	3,535	3,534
	2 級	3,517	3,610	3,906	4,192	4,236
	訳 3 級	806	745	756	761	776

##### (2) 精神科病院及び精神障害者入退院の状況

###### ア 精神科病院の状況

第28表 精神科病院の状況

(平成22年度)

設置主体	国	県	市町	一部事務組合	日赤	公益法人	医療法人	その他の法人	個人	計
病院数	1	1	4	1	1	6	10	2	1	27
指定病院数			2	1		2	4	1		10
			(20)	(20)		(20)	(40)	(10)		(110)
応急入院指定病院		1				1	1			3
		(1)				(1)	(2)			(4)

( ) は指定病床数

第29表 病床整備状況

種別 年度	病 院 数	病 床 数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
18	26	4,692	△ 57	110	0
19	26	4,488	△204	110	0
20	27	4,688	131	110	0
21	27	4,499	△120	110	0
22	27	4,577	78	110	0

## イ 精神障害者入退院の状況

第30表 入院形態別精神科病院在院状況 (各年12月31日現在)

区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
18	18	1,446	2,530	2	3,996
19	15	1,492	2,377	2	3,886
20	27	1,653	2,294	3	3,977
21	13	1,701	2,218	4	3,936
22	19	1,808	2,082	1	3,910

第31表 精神障害者入退院状況 (各年度12月31日現在)

種別 年度	前年末在 院患者数	入 院 患 者 数	退 院 患 者 数					本年末在 院患者数
			全 治	軽 快	未 治	死 亡	計	
18	4,091	5,435	5	4,539	860	144	5,548	3,961
19	3,996	5,270	4	4,407	816	153	5,380	3,886
20	3,886	5,531	1	4,365	896	178	5,440	3,977
21	3,977	6,066	2	4,980	927	198	6,107	3,936
22	3,936	5,730	7	4,661	835	253	5,747	3,910

第32表 精神障害者負担区分の状況 (県内病院入院者) (平成22年12月31日現在)

入 院 患 者 数	費 用 負 担 区 分 内 訳						
	精神保健 福祉法	社会保険 各 法	国民健康 保健法	高齢者医 療確保法	生 活 保 護 法	自 費	そ の 他
3,910	19	253	1,608	1,200	759	5	66
(100%)	(0.5)	(6.5)	(41.1)	(30.7)	(19.4)	(0.1)	(1.7)

第33表 疾病別精神科病院在院患者数

(各年度12月31日現在)

病 名 別	18年	19年	20年	21年	22年	
F0 症状性を含む器質性精神障害	886	879	982	994	1,082	
再掲	F00 アルツハイマー病の認知症	356	372	428	461	485
	F01 血管性認知症	306	285	288	257	282
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	224	222	266	278	315
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	166	170	171	201	171	
再掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	159	163	162	195	168
	覚醒剤による精神及び行動の障害	1	1	3	2	0
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6	6	6	4	3
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,277	2,316	2,289	2,203	2,163	
F3 気分(感情)障害	292	258	207	305	252	
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	90	93	71	67	80	
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	6	7	4	6	5	
F6 成人の人格及び行動の障害	28	23	31	21	24	
F7 精神遅滞【知的障害】	65	66	54	58	64	
F8 心理的発達の障害	13	12	12	11	11	
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	7	6	10	13	8	
てんかん (F0に属さないものを計上)	56	50	38	44	40	
その他	9	6	8	13	10	
計	3,996	3,886	3,977	3,936	3,910	

## 【措置入院】

精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条により知事の権限で強制的に入院させる制度である。

第34表 精神保健診察実施状況

種別 年度	申請、通報件数 A	被診察件数	措置入院件数 B	措置率(%) B/A
18	76	34	21	27.6
19	57	29	23	40.4
20	108	71	50	46.2
21	84	56	35	41.7
22	80	49	29	36.3

第35表 精神保健診察実施状況

種別 年度	前年度末措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末措置患者数
18	21	21	25	17
19	17	23	22	18
20	18	50	53	15
21	15	35	37	13
22	14	29	27	16

第36表 措置延件数及び入院費の推移

年 度	措 置 延 件 数	措 置 入 院 費
18	273	42,150千円
19	230	35,405千円
20	331	56,172千円
21	239	43,460千円
22	199	50,390千円

【青森県精神医療審査会】

精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会（委員15名）を設置している。

平成22年度は、定期の報告等3,218件及び退院等の請求45件について審査を行った。

第37表 青森県精神医療審査会の審査状況（平成22年度）

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,090	2,090	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	1,097	1,097	0
	措置入院	31	31	0
計	3,218	3,218	0	0

② 退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不適當
退 院 の 請 求	44	44	0
処 遇 改 善 の 請 求	1	1	0
計	45	45	0

(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担しているが、通院延件数、承認実人員からみると、その制度を活用する精神障害者は年々増えている。

第38表 公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年 度	通 院 延 件 数	通 院 医 療 費
18	188,355	1,949,014千円
19	200,067	2,082,460千円
20	206,612	2,154,624千円
21	212,359	2,359,549千円
22	234,181	2,559,329千円

【通院医療費等判定会】

通院患者の医療費公費負担の適否を審査するため、精神保健福祉センターにおいて通院医療費等判定会を月2回開催し、精神障害者の医療に万全を期すこととしている。

第39表 病名別承認件数内訳（通院医療費等判定会分）

病 名 別	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	301	2.2	265	1.9	313	2.1
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	481	3.6	404	2.9	483	3.3
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,180	53.3	7,162	52.2	7,365	50.2
F3 気分（感情）障害	3,345	24.8	3,727	27.2	4,141	28.2
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	307	2.3	377	2.8	467	3.2
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	22	0.2	22	0.2	31	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	132	1.0	129	0.9	128	0.9
F7 精神遅滞【知的障害】	266	2.0	244	1.8	268	1.8
F8 心理的発達の障害	54	0.4	69	0.5	97	0.7
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	24	0.2	18	0.1	33	0.2
てんかん（F0に属さないものを計上）	1,349	10.0	1,310	9.5	1,349	9.2
合 計	13,461	100.0	13,727	100.0	14,675	100.0

#### (4) 精神保健福祉相談と指導

##### ア 各保健所の相談事業

県内6保健所に精神科嘱託医を配置し、精神保健福祉についての相談指導を行っている。

また、随時相談（電話・来所）にも対応している。

第40表 一般相談指導

(平成22年度)

保健所名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
回数	7	16	11	12	12	12	70
延件数	112	493	409	227	535	223	1,999

##### イ 精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士

精神保健福祉活動の推進を図るため、保健所及び精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談員による指導を行っており、平成22年度は、精神保健福祉相談員として保健所及び精神保健福祉センターに37人を配置した。

また、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う専門職として、平成10年4月から精神保健福祉士の資格制度が創設され、県は、平成23年3月末現在で18人の有資格者を配置している。

第41表 保健所等別精神保健福祉相談員数

(平成22年度)

保健所等名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健福祉センター	計
人数	5	6	6	8	5	4	3	37

##### ウ 訪問指導

保健所では、本人の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握しながら、医療の継続又は受入れについての相談指導、生活指導、職業に関する指導の訪問指導を行っている。

第42表 保健所別訪問指導実績

(平成22年度) (延件数)

	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般 (アルコール含む)	7	113	104	37	51	56	368
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0
職親事業	14	5	4	20	2	8	53
計	21	118	108	57	53	64	421

(5) 心の健康づくり事業

地域住民が心の健康に関心をもち、うつ病等の精神面の健康障害に対処できるよう、地域住民、民生委員、保健協力員等を対象に精神科専門医師等を講師とする心の健康づくり教室を全保健所で開催している。

第43表 心の健康づくり事業実施状況（平成22年度）

保 健 所 名	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
開催回数（回）	1	6	1	2	11	2	23
受講人員（人）	21	352	8	43	695	72	1,191

(6) 精神障害者社会適応訓練事業

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を事業所に一定期間通所することにより社会生活適応のための訓練を実施している。

第44表 精神障害者社会適応訓練事業（平成22年度）

登 録 事業所数	委 託 事業所数	訓 練 実 施 状 況					
		訓 練 延 日 数	社会復帰 した者	そ の 他 (中断等)	訓 練 継 続 者	訓 練 者 実 数	社 会 復 帰 率
165ヶ所	30ヶ所	3,981日	13人	9人	17人	39人	60%

(7) 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

精神障害者の自立及び社会経済活動の参加の促進を図ることを目的とする精神障害者社会復帰施設に対して運営費補助金を交付した。

なお、精神障害者社会復帰施設は、障害者自立支援法の施行により、従来の根拠法であった精神保健福祉法から設置根拠条文が削除され、国の定めるところに従い、精神障害者福祉ホームA型及び精神障害者地域生活支援センターは平成18年10月1日より、それ以外の施設は平成23年度末の経過措置期間中に障害者自立支援法に定める新事業体系へ移行することとなる。

平成23年4月1日時点で、精神障害者生活訓練施設5か所、精神障害者通所授産施設4か所、精神障害者小規模通所授産施設3か所、精神障害者福祉工場1か所、精神障害者福祉ホームB型1か所が、障害者自立支援法の定める新事業体系へ移行済みである。

第45表 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

(毎年度4月1日現在)

種別	年度	19	20	21	22	23
精神障害者生活訓練施設		9	9	8	6	4
		180	180	160	120	80
精神障害者授産施設 (通所)		5	5	5	4	1
		100	100	100	80	20
精神障害者授産施設 (入所)		2	2	2	2	1
		60	60	60	60	30
精神障害者授産施設 (小規模通所)		5	4	4	3	1
		91	76	76	57	19
精神障害者福祉ホーム (B型を含む)		4	4	4	4	3
		80	80	80	80	60
精神障害者福祉工場			-	-	-	-
精神障害者地域生活支援センター			-	-	-	-
		-	-	-	-	-
計		25	24	23	19	10
		511	496	476	397	190

(上段:か所数、下段:定員数)

## (8) 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター

認知症患者等に関する専門医療相談や保健・医療・福祉関係者に対する技術援助等を実施し、保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、老人性認知症センターとして精神科を有する総合病院等を指定している。

なお、平成21年4月から、県立つくしが丘病院が、老人性認知症センターの機能に加え、合併症・周辺症状への急性期対応等の「専門医療機関として機能」や、研修会の開催等の「地域連携としての機能」を強化した認知症疾患医療センターに移行している。

第46表 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター指定状況

圏域	医療機関名	指定開始年月日	備考
青森	県立つくしが丘病院	H 3. 4. 1	H21. 4. 1 認知症疾患医療センターへ移行
津軽	藤代健生病院	H15. 4. 1	
八戸	八戸市立八戸市民病院	H 2. 4. 1	H19. 8. 31付け廃止
西北五	西北中央病院	H 4. 4. 1	H22. 1. 31付け廃止
上十三	十和田市立中央病院	H 6. 4. 1	
下北	むつ総合病院	H 5. 4. 1	

※ 指定期間は、1年間であり、次年度以降自動更新となる。

## (9) 精神科救急医療システム整備事業

入院中心から在宅での通院医療に重点が置かれるようになった精神科医療において、夜間・休日など緊急時における適切な医療を確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備するもので、平成11年度から実施している。

第47表 病院群輪番制（平成22年度）

ブロック	精神科救急医療施設	運営時間
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院	夜間 午後5時～翌日午前9時  休日 午前9時～午後5時
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院 黒石あけぼの病院	
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院 八戸市立市民病院 さくら病院	
西北五ブロック	五所川原市立西北中央病院 布施病院	
上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院	
下北ブロック	むつ総合病院	

第48表 対応件数（平成22年度）

総数	電話相談	外来受診	入院
1,467	393	787	287

【精神科救急医療情報システム整備事業】

精神病床を有する医療機関の空床情報等を速やかに把握することにより、精神科救急医療システムの円滑な運営を図っている。

平成12年12月から青森県救急医療情報システム（医療薬務課所管）に精神科の応需情報を付加することにより実施している。

(10) 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者等に対し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的に財団法人黎明郷に委託し実施している。

第49表 平成22年度 相談支援状況

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
187件（21）	17件（1）	170件（20）

(11) 精神障害者家族会の育成

精神障害者の社会復帰については、各種施設の整備の充実とともに地域社会における理解、援助が必要であるが、そのための支援システムの中核となる精神障害者家族会の結成を指導している。

第50表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（平成23年3月31日現在）

区分	保健所	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
箇所数		8	10	8	7	7	3	43

【回復者家族交流事業】

青森県精神保健福祉会連合会及び青森県精神障害者社会復帰施設協会への委託事業として、精神障害者の家族及び回復者を対象に家族学習交流会、研修会及び回復者交流会を開催している。

(12) 自殺対策

ア 本県の現状

本県の自殺率は平成15年をピークに年々減少傾向がみられ、平成18年には、全国ワースト2位から第6位と改善が見られた。

しかし、平成19年からは再び増加に転じ、平成21年の自殺率は全国ワースト2位となっている。平成22年は、自殺者数が403人となり、前年より73人減少し、全国ワースト3位となっている。年齢階級別では、40歳から59歳までの男性及び65歳以上の高齢者の死亡が多い状況となっている。

第51表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		
	死亡数	死亡率									
青森県	男性	334	49.9	373	56.4	353	54.1	359	55.6	297	46.2
	女性	107	14.3	96	12.9	120	16.3	117	16.0	106	14.6
	総数	441	31.1	469	33.4	473	34.1	476	34.6	403	29.4
	順位	6		3		2		2		3	
全国	男性	21,419	34.8	22,007	35.8	21,546	35.1	22,189	36.2	21,008	34.1
	女性	8,502	13.2	8,820	13.7	8,683	13.5	8,518	13.2	8,516	13.1
	総数	29,921	23.7	30,827	24.4	30,229	24.0	30,707	24.4	29,524	23.4

第52表 壮年期男性及び高齢者の自殺死亡数の推移

40歳～59歳までの男性の死亡

区分	人数	対前年比	対全死亡比
平成18年	154	76.2%	34.9%
平成19年	175	113.6%	37.3%
平成20年	148	84.6%	31.3%
平成21年	158	106.8%	33.2%
平成22年	150	94.9%	37.2%

65歳以上の高齢者の死亡

区分	人数	対前年比	対全死亡比
平成18年	127	88.8%	28.8%
平成19年	150	118.1%	32.0%
平成20年	151	100.7%	31.9%
平成21年	138	91.4%	29.1%
平成22年	135	97.8%	33.5%

## イ 自殺対策緊急強化事業

本事業は、自殺者数が、平成10年以降11年連続3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策力の強化を図ることを目的とし、「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府）を都道府県に造成し、平成21年度から23年度までの3年間で実施する。

本県においては、様々な人々や組織が密接につながり合う相談体制の整備やそのための人材育成、悩んでいる人の身近な目線で自殺対策に取り組むボランティアや民間団体の活動を支援しつつ、これらの人々や組織がつながりあって総合的な自殺対策を推進するための普及啓発や地域ネットワークの構築を図ることを目的に実施することとし、平成22年度は以下の事業を実施した。

### (ア) 対面型相談支援事業

- ① ハローワークにおいて、弁護士・司法書士による法律相談、ハローワークにおける対面型相談支援事業を実施した。
- ② 県民が抱えている法的な問題に関する解決の第一歩を手助けするため、弁護士・司法書士による法律相談を実施した。
- ③ 「心の相談窓口ネットワーク」電話番号一覧表の作成・配布と相談員の情報交換及び研修会を実施した。

### (イ) 電話相談支援事業

あおもりのちの電話の電話相談事業等を支援した。

### (ウ) 人材育成事業

市町村自殺対策担当課長のための自殺対策塾、青森県医師会に委託しゲートキーパー養成研修等を開催した。

### (エ) 普及啓発事業

世界自殺予防デーフォーラムの開催やテレビ、ラジオ、新聞による自殺防止の普及啓発を行った。

### (オ) 強化モデル事業

- ① 県内17市町村において、お日様キャラバン（自殺防止演劇「お日様の匂い」の上演等）を実施した。
- ② 自殺を理由とした精神障害者保健福祉手帳返還者等の家族のインタビュー等の情報から自殺対策に係る保健所の役割等について検討した。

## ウ 地域自殺予防情報センター事業

精神保健福祉センターにおいて、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等を支援するための事業を実施した。

## 5 その他の障害者福祉制度

### (1) 特別障害者手当等の給付

20歳以上で日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者を対象に特別障害者手当が支給され、また、20歳未満の児童で日常生活において常時介護を要する在宅の障害児を対象に障害児福祉手当が支給される。

さらに、従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することができない場合は、今までどおり福祉手当が支給される。

- 特別障害者手当 月額 26,340円（平成23年4月分～）
- 障害児福祉手当 月額 14,330円（ ” ）
- 福祉手当（経過措置分） 月額 14,330円（ ” ）

第53表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年 度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）
18	2,093	664,403	1,071	184,989	131	22,648
19	2,064	654,388	1,133	195,510	119	20,492
20	2,085	661,255	1,170	201,817	113	19,474
21	2,056	652,459	1,168	201,679	111	19,182
22	2,150	682,442	1,163	200,716	93	16,163

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対し、県が2分の1を補助し、重度心身障害者の健康の保持、増進を図っている。

なお、住民税課税世帯の方について外来診療は、12,000円、入院診療は44,400円を1か月当たりの上限として、医療費の1割を負担することとしている。

（市町村民税非課税世帯は自己負担なし）

第54表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年 度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
18	29,382	1,898,496	919,010
19	22,619	1,856,826	892,727
20	22,402	1,848,661	896,692
21	21,893	1,754,646	876,777
22	22,134	1,734,690	865,892

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいて、将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う共済制度として昭和45年に発足したが、その加入及び年金等の受給状況は次のとおりである。

第55表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況 (各年度3月31日現在)

区分 年度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				その他	年金受給者	弔慰金受給者
	男	女	計	重 度	中・ 軽 度	計	一 級	二 級	三 級	計			
18	475	330	805	263	295	558	87	104	25	216	31	473	7
19	474	328	802	256	293	549	93	98	25	216	37	494	6
20	447	305	752	236	281	517	87	93	23	203	32	512	7
21	436	285	721	229	269	498	85	87	21	193	30	539	3
22	416	271	687	220	256	476	80	83	19	182	29	549	2

(4) 障害者就業・生活支援事業

障害者雇用促進法に基づき県が指定する障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及び日常生活に必要な支援を行っている。

平成22年度は5か所で実施し、対象登録者数は1,001人である。

支援内容	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	そ の 他
延べ回数	5,485	328	679	1,632	1,049	408

